

自己点検・評価報告書

平成 26 年度版

國學院大學

自己点検・評価報告書 平成26年度版目次

序章	1
1. 自己点検・評価の目的	1
2. 前回の大学評価あるいは他の認証評価機関による認証評価の結果を受けて講じた改善・改革活動の概要等	1
3. 今回の自己点検・評価にあたって	2
第1章 理念・目的	3
1. 現状の説明	3
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	3
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	10
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	12
2. 点検・評価	14
3. 将来に向けた発展方策	15
4. 根拠資料	16
第2章 教育研究組織	19
1. 現状の説明	19
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	19
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	19
2. 点検・評価	20
3. 将来に向けた発展方策	20
4. 根拠資料	20
第3章 教員・教員組織	22
1. 現状の説明	22
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	22
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	25
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	27
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	30
2. 点検・評価	32
3. 将来に向けた発展方策	33
4. 根拠資料	33
第4章の1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	36
1. 現状の説明	36
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	36
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	41
(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教	

職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。	46
(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的 に検証を行っているか。	48
2. 点検・評価	50
3. 将来に向けた発展方策	50
4. 根拠資料	52
第4章の2 教育課程・教育内容	54
1. 現状の説明	54
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的 に編成しているか。	54
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している か。	59
2. 点検・評価	63
3. 将来に向けた発展方策	63
4. 根拠資料	64
第4章の3 教育方法	66
1. 現状の説明	66
(1) 教育方法および学習指導は適切か。	66
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	69
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	70
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法 の改善に結びつけているか。	73
2. 点検・評価	76
3. 将来に向けた発展方策	77
4. 根拠資料	79
第4章の4 教育成果	81
1. 現状の説明	81
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。	81
(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。	83
2. 点検・評価	85
3. 将来に向けた発展方策	85
4. 根拠資料	85
第5章 学生の受け入れ	87
1. 現状の説明	87
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	87
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行 っているか。	93
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基 づく適正に管理しているか。	98
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に	

実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	100
2. 点検・評価	102
3. 将来に向けた発展方策	103
4. 根拠資料	105
第6章 学生支援	108
1. 現状の説明	108
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	108
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	109
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	116
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	117
2. 点検・評価	121
3. 将来に向けた発展方策	122
4. 根拠資料	123
第7章 教育研究等環境	127
1. 現状の説明	127
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	127
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	128
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	130
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	132
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	141
2. 点検・評価	141
3. 将来に向けた発展方策	142
4. 根拠資料	144
第8章 社会連携・社会貢献	148
1. 現状の説明	148
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	148
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	149
2. 点検・評価	154
3. 将来に向けた発展方策	155
4. 根拠資料	156
第9章の1 管理運営	159
1. 現状の説明	159
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。	159
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	160
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	161
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	162
2. 点検・評価	162
3. 将来に向けた発展方策	163
4. 根拠資料	164

第9章の2 財務	166
1. 現状の説明	166
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。	166
(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。	166
2. 点検・評価	168
3. 将来に向けた発展方策	168
4. 根拠資料	169
第10章 内部質保証	170
1. 現状の説明	170
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	170
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	170
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。	174
2. 点検・評価	179
3. 将来に向けた発展方策	180
4. 根拠資料	180
終章	183
1. 理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況	183
2. 優先的に取り組むべき課題	183
3. 今後の展望	184

序章

1. 自己点検・評価の目的

本学では、自己点検・評価を大学の理念・目的の達成において不可欠なものとして捉え、結果の活用を重視している。このような大学の姿勢を、大学構成員をはじめ学内外に示し、共有する基となるよう、自己点検・評価のあり方を「國學院大學学則」第1条の2及び「國學院大學自己点検・評価規程」において明文化している。

「國學院大學学則」第1条では、「神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成する」と教育研究上の目的をうたい、それを受けて第1条の2に自己点検・評価について明示している。当該条項では自己点検・評価の目的を「研究教育水準の向上を図り、前条の目的と社会的使命を達成するため」とし、教育研究活動等の状況を点検・評価することを宣言している。

上記目的を具現化するために「國學院大學自己点検・評価規程」を策定し、第9条では、結果の活用を説いている。具体的には、「実施体制、点検・評価項目等についての定期的な見直し及び改善に努めること」、「教育研究及び管理運営等の各分野において、それぞれの活動の向上と活性化に努めること」、学長は「理事会及び全学教授会と協議の上、自己点検・評価の結果に基づく本学の構成員及び各機関が行う改善のための条件整備に努めること」、「本学の短期及び中長期計画に反映させるよう努めること」の4点を明示している。

理念・目的等を規程として整備し、本学では、平成10年度に、恒常的な委員会による『自己点検・評価報告書』を初めて作成した。各学部、事務局等から選出した委員によって組織している自己点検・評価委員会と、学部や委員会を基礎に設置した20の自己点検・評価実施委員会によって、自己点検・評価を行った。これを受けて、平成11年度には、各実施委員会による具体的な改善方策を抽出し、学長に上程して検討を依頼した。各セッション（常務理事会、学部長会、全学教授会、各学部教授会、大学院委員会、事務局、各既存委員会など）による改善方策の具体的検討結果や進捗状況等に関する回答は、平成12年5月にメールで全専任教職員に周知し、全学的かつ組織的な自己点検・評価体制の基礎ができあがった。

その後、本学では「國學院大學自己点検・評価規程」に基づいて、3年に一度自己点検・評価報告書を作成している。本来報告書は、不断の点検・評価の積み重ねの結果として、定期的に作成するものである。しかし、発行を重ねるごとに、報告書の作成自体が目的となり、点検・評価の結果を大学の諸活動の向上や改善に活かそうという当初の精神は失われる傾向が見受けられた。

今回の自己点検・評価では、当初の目的に立ち返り、対話を重視するとともに、大学としての俯瞰した視点から自己点検・評価をすることを方針に掲げ、実施した。

2. 前回の大学評価あるいは他の認証評価機関による認証評価の結果を受けて講じた改善・改革活動の概要等

本学では、平成20年度に大学基準協会の認証評価を受審した。評価においては勧告1点、助言10点の指摘がなされ、これらの事項に関する改善状況については、平成24年度

に改善報告書を提出している。認証評価後、特に改善に注力したのは以下の2点である。収容定員に対する在籍学生数の比率を妥当な数値に近づけるための方策として、入学定員超過率を下げたことと、初年次教育に力を入れ、学生の修学意欲を高めることに努めたことである。

法科大学院では、平成19年度と平成24年度に日弁連法務研究財団の認証評価を受審している。平成24年度の評価後、授業内容の改善に力を入れることとし、授業見学を含む外部評価を伴った授業改革に取り組んだ。また、法科大学院ブラッシュアップ委員会が中心となり、引き続き改革に努めている。

3. 今回の自己点検・評価にあたって

平成16年度から始まった認証評価制度は、平成23年度からの第2サイクルで「内部質保証」を重視した評価を行っている。本学の自己点検・評価委員会では、「内部質保証」を、事前に学生及び社会に対して約束した内容を実際に遂行できているか、検証することと解釈した。また、約束した内容及び遂行の在り方が「大学」として相応しいものとなっているか、不断に確認していくことが必要であると考えた。

そのため、報告書作成前年度である平成25年度の委員会では、3ポリシーが学生に対する「約束」であることを改めて認識することから始めた。そして、“PDCA”という言葉を使わずに、学内の様々な取り組みについて、「方針・目的はなにか」、「どのような規定に基づき、どのような体制で実行されているか」、「そこで出た結果を検証しているのか」という「事実」を確認するところから始め、それぞれの事実を評価しようという基本に戻った点検・評価を行っている。

報告書を作成するにあたり、これまで各実施委員会の中で、理解が異なっていた「点検・評価の視点」（大学基準協会作成）を、共通認識で捉えられるよう本学の実情に合わせて具体化及び細分化し、各実施委員会がシンプルに回答できるチェックリストの「設問」として再設定することとした。また、「点検・評価の視点」の根拠となる法令等に対する意識が十分でなかったことをふまえ、根拠とされている法令や、近年の中央教育審議会の答申等について、理解を深める努力を行った。1.でも述べたように、今回の自己点検・評価では対話を重視する方針を掲げており、この「設問」についても各実施委員会からの意見を聴取し、修正を行った。

各実施委員会が「現状の説明」を記述し、記述内容の確認のためのヒアリングを経て、自己点検・評価委員会が「点検・評価」を行った。その後、「点検・評価」を受けて、各実施委員会が「将来に向けた発展方策」を作成した。

今回の点検・評価では、上記のような一連の過程を通じて、現状をありのままに記録し、客観的に全学を俯瞰する視点での自己点検・評価になることを目指した。指摘事項については、現場で議論し続ける必要のある普遍的な事柄も含んでいるため、議論・検討の結果をモニタリングする仕組みを作ることによって、点検・評価を実際の活動の改善につなげたいと考えている。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<大学全体>

國學院大學の理念・目的は、「神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成すること」と「國學院大學学則」（以下「学則」という。）に定めている（資料 1-1, 第 1 条）。創立 120 周年を迎えた平成 14 年度には、「神道精神」を「日本人の主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」と再定義した。この理念・目的に基づき、平成 20 年度に、研究教育における基本方針を「日本人としての自覚と教養を身につけ、自立した個性を有し、より良き日本社会と世界の形成に尽力できる意思と能力を持つ人材を育成すること」を目標として定めた（資料 1-2）。

学校法人國學院大學では、理念・目的を具現化するものとして、平成 14 年度から 5 年ごとに中期計画となる「國學院大學 21 世紀研究教育計画」（以下「21 世紀研究教育計画」という。）を策定してきた。平成 19 年度に策定した第 2 次計画と、進行中である第 3 次計画（平成 24 年度策定）では、「研究教育開発推進に関する指針」でうたった「伝統と創造」「個性と共生」「地域性と国際性」の調和を大学の使命として明示し、5 つの視点（基盤）から事業を遂行する体制をとっている（資料 1-3）。

國學院大學の母体は、明治 15 年に創設した神道・国学の研究教育機関「皇典講究所」である。皇典講究所は、近代化に伴い欧化一辺倒となった社会情勢の中にあって、日本の国柄の究明を目的として設立された。グローバル化が急速に進展する今日の日本の現状は、皇典講究所創設当時の状況にも重ねることができるものであり、本学の理念・目的は、現在にも通じる不変の社会的使命であると考えている。

<文学部>

【文学部の教育研究上の目的】

日本文化の研究を深化させるとともに、異文化との比較・相対化を通して、日本文化を世界へ創造的に発信することのできる人材を育成することを目的とする。

【哲学科】

哲学・倫理学及び美学・芸術学についての多様な知識の修得を通して、理論的かつ実践的な思考能力を養い、社会に資する創造的人材を育成することを目的とする。

【史学科】

日本史、西洋史、東洋史、考古学及び歴史地理の実証的な学習と研究を通して、客観的かつ批判的分析能力を養い、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

【日本文学科】

古代から現代にいたる日本の、文学、言語、伝承などを通して、我が国の伝統文化や精神を体系的に学習することにより、社会や物事の本質をとらえ、創造的に思考し、広く社会に資することのできる人材を育成することを目的とする。

【中国文学科】

中国文学を中心に、関連する諸領域の学習を通して、専門的教養に支えられた根源的視点と創造的思考力を養い、広く国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

【外国語文化学科】

高い外国語能力を習得し、外国文化を学際的・総合的に学ぶことによって、高度なコミュニケーション能力と問題を論理的に分析解決する能力とを備え、国際社会において主体的に活躍できる人材を育成することを目的とする。

文学部の理念・目的は、「学則」に定められているとおり、日本文化を究明し、その成果を世界に向けて発信できる人材を育成することである（資料 1-1, 第 2 条の 4 第 1 項）。これは本学の建学の精神を體現し、かつ、皇典講究所創設以来の伝統を誇る文学部の理念を集約したものである。文学部では、日本語・日本文学・日本史・日本思想・日本民俗の総体として日本文化を捉え、その追究を継続してきた。これらの学問研究の成果を世界へ発信し、異文化との相互理解を進め、世界の中の日本文化の意義と価値を捉え直すため、平成 8 年度には学部の改組を行った。文学科を日本文学科と中国文学科へ分割して、それぞれの専門性をより高めた研究教育体制を整えるとともに、外国語文化学科を創設し、異文化理解に基づく日本文化の相対化を探る研究領域を開いた。このように文学部は、現代社会の動向に即応した組織へと改革しつつ、変わらぬ理念を各学科で継承している。

<経済学部>

【経済学部の教育研究上の目的】

経済学部は、急速に変化する現代経済とグローバル化の中にあって、経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を兼ね備え、社会に貢献する専門的教養人を育成することを目的とする。

【経済学科】

経済学の体系的理解を基礎として、日本経済及び世界経済を多面的に理解する能力を養い、幅広い視野をもって社会やさまざまな組織の将来を切り開くことのできる人材を育成することを目的とする。

【経済ネットワーク学科】

環境問題や地域問題など新しい問題群を対象にしつつ、ネットワークの視点に立ち、問題の起きている現場に即して自ら考え、問題解決を図ることのできる人材を育成することを目的とする。

【経営学科】

経済学の基礎的な考え方や知識を前提に、組織経営や会計手法に関する専門的知識を身につけた有為な企業人と、多様な分野で活躍できる専門職を育成することを目的とする。

経済学部の理念・目的は、上記のとおりであり、「学則」に明記している（資料 1-1, 第 2 条の 4 第 2 項）。経済学部では、平成 8 年度の改組以来、学部及び各学科の理念・目的を確実に達成するため、グローバル化の進展や構造転換などの新たな課題に直面する日本社会の現状に対応して常にカリキュラムを見直す教育の「現代化」、直面する課題を現場に見出して解決策を立案・試行する教育の「現場化」、高度情報社会の進展の中で情報を

主体的に取捨選択しつつ発信できる能力を涵養する教育の「情報化」を教育・研究の実践的な目標としてきた（資料 1-4）。この目標と、前述の大学の理念・目的及び「研究教育開発推進に関する指針」をふまえ策定したものが、現在の理念・目的である。また、各学科内に設置している 8 つのコースの各教育目標は、『履修要綱』に明示している（資料 1-5, pp.49,53,57）。

< 法学部 >

【法学部の教育研究上の目的】

法学部は、幅広い教養と学識を身につけるとともに、法学及び政治学に関する専門的知識を修得することを通して、価値観が多様化する現代社会において主体的に行動し、かつ平和で民主的な国家及び社会の形成に積極的に参画できる人材を育成することを目的とする。

法学部の理念・目的は、上記のとおりであり、「学則」に明記している（資料 1-1, 第 2 条の 4 第 3 項）。明治 23 年 7 月の「國學院設立趣意書」では、国史・国文とともに、国法を攻究の対象として掲げ（資料 1-6）、以来本学は、律令研究や日本法制史など歴史的視点による研究教育を行ってきた。この伝統を継承し、また、法律学・政治学という学問分野を通して、正義と衡平の精神を築き、自らが社会の構成員であることを自覚して責任ある態度で社会に参画・貢献しようとする意欲を醸成し、国家・社会に寄与・貢献できる人材を養成することを目的として、昭和 38 年 4 月に法学部を開設した（資料 1-7, p.1306）。

平成 20 年度には、学生が抱く将来の方向性に応じた 3 専攻（法律専攻、法律専門職専攻、政治専攻）を設置し、それに伴い、理念・目的も今日の社会状況をふまえたものに改め、現在に至っている。

< 神道文化学部 >

【神道文化学部の教育研究上の目的】

神道文化学部は、神道を中心とする日本の伝統文化の理解及び修習並びに内外の諸宗教及び関連する宗教文化の分析と比較を通して、国際化され情報化された現代社会の発展に寄与し社会の健全な形成に貢献する人材を育成することを目的とする。

神道文化学部は、前述の皇典講究所創設以来、本学の研究教育の柱として存在してきた神道を軸に、本学の教育研究上の目的に掲げている神道精神を教育・研究を通して涵養することを目標の一つとして、平成 14 年度に設置した学部である。また、戦前に皇典講究所が内務省より委託されていた神職養成事業は、文学部神道学科を経て本学部を受け継がれており、神社界に多くの人材を輩出している（資料 1-8, pp.251-254）。

本学部の社会的使命は、日本文化の根幹として長い歴史を有する神道を体系的に学んでいる人材、内外の宗教と宗教文化に対する知識を幅広く学修して宗教の意義・役割等に精通している人材、国際化・情報化された現代社会に即応し平和で健全な社会・国家の形成に寄与し得る人材を育成することである。国際化が進む中、多様な宗教文化の相互理解の必要性が増している社会にも、本学部の理念は合致している。

<人間開発学部>

【人間開発学部の教育研究上の目的】

人間開発学部は、人間発達に関する諸領域の専門的知識の教授及び体系的な実践的指導を通して、広い視野と深い洞察力を備え、多様な分野において、人間の持つ資質・能力を開発することのできる創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

【初等教育学科】

子どもの育成指導に関する専門的知識を教授し、体系的な実践的指導を行うことを通して、子どもの資質・能力を開発し、人間力を備えた人材を育むことのできる指導者を育成することを目的とする。

【健康体育学科】

健康教育並びにスポーツにかかる伝統、文化及び技能に関する専門的知識を教授し、体系的な実践的指導を行うことを通して、人々の資質・能力を開発し、豊かで充実した社会生活の創造に貢献できる指導者を育成することを目的とする。

【子ども支援学科】

子ども・子育て支援に関する専門的知識を教授し、保育現場や地域社会と連携した実践的指導を行うことを通して、子どもの資質・能力を開発し、豊かな生活環境の創造に資することのできる指導者を育成することを目的とする。

人間開発学部は、主に高度な教育力・指導力を持つ初等教育・幼児教育に関わる教員や指導者、健康体育・スポーツに関わる教員・指導者などを養成することを旨として平成21年度に設置した。本学の建学の精神の根底にある「神道精神」（主体性を保持した寛容性と謙虚さ）に基づく伝統文化教育を基盤としつつ、教育学・人間発達学、体育学・生理学などの人間科学を中心とする学際的・実践的な学問を教授することによって、「頑張ることを応援する教育」を実践する教育者・指導者を養成することが目標であり、それが学部名である「人間開発」に集約されている（資料1-9,p.2）。人間は誰もがそれぞれの能力を統合した「人間力」を「開発」されるべきだという信念を前提とし、その人がその人らしく生きようとする力である「人間力」を育むことに主眼を置いている（資料1-10,p.2）。

本学部設置の背景には、「人間力の育成」という社会的要請、本学において長年積み重ねられてきた高等教育・中等教育に関わる教員養成、各分野における指導者育成という伝統と実績がある。

<研究科大学院>

【國學院大學大学院の教育研究上の目的】

本大学院は、神道学・文学・史学・法学・経済学に関する専門分野を教授・研究し、自立して研究活動を行う者及び専門的な業務に従事する者の高度な研究能力と豊かな学識を涵養し、人類文化の進展に寄与することを目的とする。

<文学研究科>

【文学研究科の教育研究上の目的】

文学研究科は、日本文化の真髓を理解し、かつ幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与することができる、優れた研究者及び専門的な業務に従事する者を養成することを目的とする。

【神道学・宗教学専攻】

日本古来の伝統宗教である神道を中心とする日本の伝統文化に関して、歴史的思想神学的な理解を深め、内外の諸宗教及びそれに関連する宗教文化の意義と役割を比較研究し、幅広い人材を養成することを目的とする。

【文学専攻】

文化・文学・言語に関する高度な研究の深化・発展を図り、その能力を有する研究者の養成、豊かな学識と高度な教育能力をもつ教育者の養成、及び専門的業務に従事する社会人の再教育を目的とする。

【史学専攻】

国内外の歴史学・考古学・地理学・博物館学及び美学美術史の幅広い分野に関し研究の深化・発展を図り、各種研究教育機関で研究教育に携わる優れた人材を育成すること、併せて社会人を積極的に受け入れ、幅広い人材を養成することを目的とする。

文学研究科及び各専攻の理念・目的は上記のとおりであり、「國學院大學大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に規定している（資料 1-11,第 3 条、第 4 条）。明治 23 年 7 月の「國學院設立趣意書」には、「國學院ヲ設立シテ専国史・国文・国法ヲ攷究シ」とあり、創設当初から国史（史学）、国文（文学）研究が國學院の目的となっている（資料 1-6）。大正 9 年 4 月、大学令による國學院大學設立時には、神道文化学科の前身に当たる道義学科とともに、国史学科、国文学科が設置された。本大学院は旧制國學院大學の 3 学科の研究と教育をさらに高度化することを目的として、昭和 26 年度に文学研究科神道学専攻と日本文学専攻を、昭和 27 年度に日本史学専攻を設置した。現在の文学研究科はこの理念・目的を引き継ぎ、神道学・宗教学専攻、文学専攻、史学専攻の 3 専攻を設置している。また、文学専攻に平成 21 年度から高度国語・日本語教育コース、史学専攻に平成 22 年度から博物館学コース、美学美術史コースを新たに設置し、変動する社会のニーズに対応している（資料 1-12,p.3）。

本研究科の理念・目的については、平成 23 年度から研究科内の基本問題検討委員会（委員長、幹事、神道宗教・文学・史学の各専攻代表 3 名、各専攻から 1 名ずつ選出した委員 3 名、計 8 名[平成 26 年度]）で、専攻の再編成も視野に入れた文学研究科の改革に関する検討の中で再検証を行ってきた。学位授与者数から見られるように、多くの研究者を輩出してきたことから（資料 1-13）、理念や目的は適切であると判断している。

<法学研究科>

【法学研究科の教育研究上の目的】

法学研究科は、学部教育を基礎とし、法学及び政治学に関する、専門的分析能力を用

いて先端的問題を総合的に分析・判断し社会的諸問題の解決に貢献する者、及び専攻分野に関し独創的研究を行い指導する能力をもつ研究者を養うことを目的とする。

法学研究科の理念・目的は、明治 23 年 7 月の「國學院設立趣意書」において、「国史」、「国文」とともに「国法」が挙げられているように、本学設立以来、日本法学の攻究がその前提となっている。昭和 38 年度の法学部開設を受け、昭和 42 年度に大学院法学研究科修士課程法律学専攻を、昭和 44 年度に法律学研究科博士課程法律学専攻を設置した。平成 19 年度には、理念・目的を現代的に展開し、学統の継承者である研究者と高度専門職業人の育成とを積極的に行うことを「大学院学則」で明示している（資料 1-11,第 3 条第 3 項、資料 1-14）。

< 経済学研究科 >

【経済学研究科の教育研究上の目的】

経済学研究科は、学部教育を基礎とし、経済及び経済学に関する、高度な専門的知識と能力をもつ職業人、及び豊かな学識と創造的な研究能力をもつ研究者を育成することを目的とする。

経済学研究科の理念・目的は、平成 19 年度から「大学院学則」において明文化している。昭和 41 年度の経済学部開設を受け、昭和 43 年度に大学院経済学研究科修士課程経済学専攻、昭和 45 年度に経済学研究科博士課程経済学専攻を設置した（資料 1-11,第 3 条第 4 項、資料 1-15）。これに基づき、経済学研究科では、学生の将来像をふまえた 3 つのコース（アカデミック・コース、グローバル・コース、キャリア・コース）を設定している。

平成 22 年度以降の修了生の進路・就職状況を見ると、キャリア・コースを修了し、税理士となる者の比率が大きくなっている（資料 1-16）。専門的職業人と研究者の双方を育成することを目的とする中で、総体的に理念・目的は適切であるといえるが、その内実として、専門的実務家養成という目的の比重が高まっているのが現状である。

< 法科大学院 >

【法科大学院の教育研究上の目的】

本法科大学院は、法理論と法実務の有機的結合を図る教育を行い、法務職に関する高度の専門性と深い学識及び卓越した能力を培った法曹を養成することを目的とする。

司法制度改革審議会意見書（平成 13 年 6 月 12 日付）では、法科大学院の役割を「国民の社会生活上の医師」としての専門的資質・能力の習得と、人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図ることとしている。本法科大学院の理念・目的は、上記の司法制度改革審議会で示された法科大学院の理念を、本学の伝統をふまえて実現しようとするものである（資料 1-17, 第 3 条）。本学が輩出してきた人材に神職があるが、彼らは、「地域」に開かれ「地域」の一部分である神社という場を通して、いわば地域の知恵者として地域の人々が抱える社会生活上の諸問題の解決に貢献してきた。神職の役割と、「国民の社会生活上の医師」としての法曹に求められている役割とは相通じるものがある。HP 等では、「地域」とともに生き、「地域」に寄与し貢献できる法曹（ホームロイヤー）の養成を目指していると表現し、その理念・目的を明示している（資料 1-18、資料 1-19,p.4）。

本法科大学院がある建物「百周年記念館」には、東京弁護士会が主体となって運営する「渋谷パブリック法律事務所」が開設されており、同所と協力体制を組み、リーガルクリニック（臨床法学教育）を実施している。これによって、地域に寄与・貢献できるホームロイヤーの養成という教育理念を実現している。

< 研究開発推進機構 >

【研究開発推進機構設置の趣旨】

本機構は、國學院大學の建学の精神を闡明・具現化し、もってそれを将来にわたって強固なものにするために策定された「國學院大學 21 世紀研究教育計画」に基づき、本学における研究教育活動の重点的推進及びその成果の発信を目的とする。

研究開発推進機構の理念・目的は、上記のとおり、建学の精神の継承と発展のための研究教育活動の推進と、その成果の発信である。このことは、「國學院大學研究開発推進機構規程」に明示している（資料 1-20, 第 2 条）。

本機構は、平成 19 年度に発足し、平成 14～18 年度の 21 世紀 COE プログラム事業「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」により形成された、日本文化研究所を中心とする学内各研究機関及び研究施設を統合した研究教育体制を基盤にしている（資料 1-21, pp.121-122）。そのため、昭和 30 年度に設立した日本文化研究所の「日本文化の基礎的研究」、「国民の信仰および道德上の諸問題の研究」という設立趣旨を継承している。

平成 18 年度に改正された教育基本法で伝統・文化の尊重と国際社会の発展への寄与が定められているように、本機構の理念・目的は、大学の独自性及び国際文化交流を通じた日本文化の発信の重要性があらためて認識されてきている近年の動向と適合している。

< 教育開発推進機構 >

【教育開発推進機構設置の趣旨】

本機構は、「國學院大學 21 世紀研究教育計画」に基づき、本学の教育力向上と教養教育に関する調査・研究に取り組むとともに、全学並びに各学部における人材育成の支援を行うことを目的とする。

教育開発推進機構の理念・目的は、上記のとおり「教育開発推進機構規程」に定められている（資料 1-22, 第 2 条）。この目的を推進するため、機構内に教育開発センター、共通教育センター、学修支援センター、及びランゲージ・ラーニング・センターの 4 センターを置き、それぞれの果たす役割を各センターの規程に明記している（資料 1-23、資料 1-24、資料 1-25、資料 1-26 それぞれ第 2 条に規定）。

建学の精神をはじめとするポリシーの明確化とそれらに基づいた教育体制の強化・充実、多様化した入学者の大学教育への円滑な適応、社会人基礎力の育成など、一層の「教育の質保証」が、大学に求められている。これらを実現するため、本機構を平成 21 年度に設置した。また、平成 26 年度には、グローバル化に対応する人材の育成を目的とし、正課外の外国語学修支援機関として、ランゲージ・ラーニング・センターを設置した。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

<大学全体>

本学の大学全体・学部・研究科等の理念・目的については、大学 HP で公表している（資料 1-27）。また、受験生に対しては『入学案内』、学生に対しては入学式における学長告辞によって、理念・目的を分かりやすく紹介している（資料 1-28、資料 1-29）。新任教職員に対しては、着任時に実施する研修で本学の建学の精神、教育の理念、校史に関する講義を実施している（資料 1-30）。その他、全学教授会や職員全員研修の機会には、大学の理念・目的を具現化するために策定した「21 世紀研究教育計画」のパンフレット等を配付し、説明を行う中で、理念・目的の再確認を促している（資料 1-3）。

これらの周知方法による効果については、平成 26 年 7 月に全学部生を対象に実施したアンケート「國學院大學学生リアル調査」において、建学の精神が表されている校歌に関する学生の認識を確認する設問（資料 1-31,pp.32-33（問 2））を設け、調査を試みている。

<文学部>

新入生に対しては、各学科の教育研究の目的等を解説した学科別ガイドブックを、入学時の新入生ガイダンスで全員に配付している（資料 1-32）。また、各学科が初年次導入教育科目と位置づけている科目の授業では、『國學院大學導入教育ハンドブックはじめの一步』を用いて、建学の精神、文学部の理念・目的について講義している（資料 1-33）。専任教員に対しては、『文学部ガイドブック』等の改訂作業が、文学部の理念・目的を確認する機会となっている。受験生・在学生・教職員を含む社会一般に対しては、文学部 HP で公表している（資料 1-34）。

<経済学部>

新入生に対しては、『オリエンテーション経済学部』と『履修要綱』を用いて、学部の理念・目的を具体化した 8 つのコースの教育目標を周知している（資料 1-35,pp.8-13、資料 1-5,pp.49,53,57）。受験生・在学生・教職員を含む社会一般に対しては、経済学部 HP で公表している（資料 1-4）。受験生に対しては、『入学案内』（資料 1-28,p.71）の配布、オープンキャンパスにおける学部ガイダンスや個別相談、高校での模擬授業等を通して周知している。

<法学部>

新入生に対しては、入学時の学科ガイダンスでの説明、「基礎演習」等での『法学部攻略マニュアル』を用いた説明で周知を図っている（資料 1-36）。受験生・在学生・教職員を含む社会一般に対しては、学部 HP において法学部の理念・目的を公表している（資料 1-37）。

平成 25 年度に実施した学生アンケートでは、学部の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを何らかの形で聞いたことはある学生は 25～50%程度にとどまっており、依然として周知が十分でないことが明らかになった（資料 1-38）。

<神道文化学部>

新入生に対しては、1年次前期必修科目「神道文化基礎演習」において、サブテキスト『國學院大學の130年』を用いて説明を行っている（資料1-39）。学生や受験生に対しては、主に『神道文化学部ガイドブック』によって、学部の理念・目的の周知を図っており、公開方法は冊子と学部HP上に掲載した電子ブックとの2種類がある（資料1-40）。『神道文化学部ガイドブック』は、全国の主要な神社にも配布し、神社界への周知にも努めている。受験生・在學生・教職員を含む社会一般に対しては、学部HPにおいて神道文化学部の理念・目的を公表している（資料1-41）。在學生に対する周知としては、10月に行う中秋観月儀式「観月祭」や、「成人加冠式」として1月に行う成人儀礼「加冠の儀」などの学内行事が挙げられる（資料1-42）。

<人間開発学部>

新入生に対しては、1年次前期必修科目「導入基礎演習」において、学部長や専任教員の講義、校歌練習を通じて、大学の建学の精神並びに本学部の理念・目的を確認する機会を設けている。また、オープンキャンパス等での『人間開発学部ガイドブック』の配布、採用担当者向けに作成した学部紹介パンフレットの配布などの方法で周知を行っている。さらに、受験生・在學生・教職員を含む社会一般に対しては、人間開発学部HPで公表している（資料1-43）。

専任教員は平成21年度の学部設置時に、理念・目的を十分に理解して着任している。開設以降に着任した教員に対しても、「導入基礎演習」の第1回授業（第1回のみ学科合同で開講する）において、建学の精神や本学部の理念・目的を学生に説明する際に確認がなされている（資料1-44）。

なお、学部専任教員と学生を基盤とする國學院大學人間開発学会の大会・機関誌において、人間開発に関わる研究成果を発信している（資料1-45）。

<研究科大学院>

受験生に対しては、「大学院学生募集要項」に大学院全体の理念・目的を掲載するとともに、在學生に対しては、『大学院学生便覧』の巻頭に「大学院学則」を掲載することで周知を図っている（資料1-46,p.3、資料1-47,p.3）。受験生・在學生・教職員を含む社会一般に対しては、大学院HPで公表している（資料1-48）。教員については、平成19年度の「大学院学則」改定時における理念・目的の明文化と、平成23年度の3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の策定についての審議に関与したことを通して、内容を了解している。

<法科大学院>

受験生に対しては、進学相談会において周知し（資料1-49）、在學生に対しては、『学生便覧』、入学式の院長祝辞、学生と教員との懇談会（半年に一度）、個別履修相談（半年に一度）などで周知を行っている。受験生・在學生・教職員を含む社会一般に対しては、法科大学院HPで公表している（資料1-18）。専任教員に対しては、法科大学院教授会におけるFDの検討、カリキュラムの検討の際などに理念・目的の確認を行っている。兼任

教員に対しては、『法科大学院ガイドブック』及び『学生便覧』の配付、専任教員との懇談会、教務委員が兼任教員と個別に面談するなどの方法で確認している（資料 1-50）。地域社会に対しては、年 2 回の公開模擬裁判のうちの 1 回に、地元自治会会員の出席を仰ぎ、本法科大学院の学修成果の披露と理念・目的の理解を図っている（資料 1-51）。

< 研究開発推進機構 >

研究開発推進機構員は、年 1 回開催する研究開発推進機構全員連絡会において、本機構の理念・目的を確認している。

社会一般に対しては、公開講座・講演会・シンポジウム・フォーラム・研究会、刊行物（『研究開発推進機構紀要』『研究開発推進機構ニュース』等）によって、研究成果の発信を通じて理念・目的を周知している（資料 1-52）。

また、本学の理念・目的の周知を図るための学生及び教職員を対象とした自校史教育において、自校史教育用サブテキスト『國學院大學の 130 年』（資料 1-39）の作成に本機構構成員が関わっているほか、毎年度の新任教職員研修では機構構成員が本学の歴史について講義している（資料 1-30）。

理念・目的の浸透状況の検証という点では、上記サブテキストに関するアンケートにおいて、本学の建学の精神への理解度に関する設問を設けて確認している。

< 教育開発推進機構 >

大学構成員への周知は、教育開発推進機構 HP、『教育開発推進機構紀要』、ニューズレター『教育開発ニュース』等によって行っている（資料 1-53、資料 1-54）。

紀要、ニューズレターは PDF 版を HP で公開するとともに、学外の高等教育研究関係機関等への配布を行い、周知を図っている。学生に対しても、学内刊行物配布コーナーによる配布をしている。特に、学生に周知すべき内容（学修方法や学修姿勢、学内施設の利用方法等）を掲載したニューズレターの号は、学修支援センター相談室への来談者等に直接配布するなどの取り組みを行っている。

（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

< 大学全体 >

平成 25 年度、学校法人國學院大學の中期計画である「21 世紀研究教育計画（第 3 次）」の修訂作業を行う過程で、本学の理念・目的の適切性について検証を行った。

< 文学部 >

文学部では、年度ごとに行うカリキュラムの確認や学部・学科のガイドブック改訂作業と、必要に応じて行われるカリキュラム改定の過程が、理念・目的を検証する機会となっている。カリキュラム改定時には、社会状況や受講者数と専攻・コース別の学生数の変動等のデータをふまえ、学科の科目の改訂や新設科目を検討した上で、理念・目的との整合性、適切性を再確認している。

＜経済学部＞

経済学部では、学部ガイドブックや入学案内等の各種印刷媒体作成時、翌年度の開講講座の確定作業時、「基礎演習 A アンケート」（資料 1-55）、「基礎演習 B アンケート」（資料 1-56）、「2 年終了時アンケート」（資料 1-57）並びに「卒業時アンケート」（資料 1-58）の調査結果分析時に学部の理念・目的の適切性について検証を行っている。また、平成 25 年度には、カリキュラム・マップ作成を通じ、理念・目的の検証を行った（資料 1-59）。

＜法学部＞

法学部では、平成 20 年度に 3 専攻を設置した際に、社会状況を考慮し、理念・目的については改めた（資料 1-1, 第 4 条の 2 第 3 項）。平成 24～25 年度には、ティーチング・ポートフォリオ（資料 1-60）並びにそれをふまえたカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリー（資料 1-61、資料 1-62）の作成を通じ、理念・目的の適切性について検証を行った。

＜神道文化学部＞

学部の現状が社会状況に対応しているかを図る客観的な指標として、志願者数の動向、就職・奉職（神社への就職）先の動向、留年・卒業延期率の動向を観測している。上記指標をふまえ、入試制度、カリキュラム・教員配置、修学指導、就職・奉職支援等を再検討する中で、理念・目的の適切性について省みている。

平成 25 年 2 月には本学創立 130 周年・本学部創設 10 周年を記念するシンポジウムを開催し、本学部の 10 年の検証を報告した（資料 1-63）。

＜人間開発学部＞

國學院大學人間開発学会が毎年開催する大会のシンポジウム等において、「人間開発学」の構築を試み、理念・目的の適切性について検証している（資料 1-45）。

外部委員を含めた國學院大學人間開発学部ブラッシュアップ委員会（資料 1-64）で、学部の理念・目的を学部の現状や社会状況に照らした点検・評価をしている。

＜文学研究科＞

文学研究科委員会の中に基本問題検討委員会・定員等検討委員会を設置して、理念・目的の適切性について検証を重ねている。

＜法学研究科＞

法学部執行部（学部長・副学部長・教務部委員）と研究科執行部（研究科委員長・幹事・入試委員）とによる基本問題検討委員会を設け、不定期ではあるが、それぞれの人事やカリキュラムの再編成、制度改革等における情報共有と問題対応の相互確認を行っている。同委員会は、重要事項への対応に際し、研究科の理念・目的が研究科の現状や社会状況に照らして適切かどうかを検討する場となっている。また、公法・私法・政治の各分野からの人の確保を配慮し、執行部で確保できない場合は、この条件を満たすべく別の研究科委

員会構成員を委員に加え、対応している。

<経済学研究科>

経済学研究科基本問題検討委員会（研究科幹事・経済学部長・会計系教員、計3名[平成26年度]）において、受験動向や入学者の動向をふまえ、重視すべき教育内容やそのための制度改変等について定期的に検討し、その過程において、理念・目的の適切性についても検証している。

<法科大学院>

法科大学院は5年ごとに、日弁連法務研究財団の認証評価を受審しており、認証評価が実施されない年度については、毎年、法科大学院自己点検・評価実施委員会を中心に、理念・目的の適切性について検証を行い、「年次報告書」を作成して、日弁連法務研究財団に提出している。

<研究開発推進機構>

研究開発推進機構の理念・目的が大学自体の理念・目的に基づいており、本機構の理念・目的について検証することは特に行っていないが、理念・目的について構成員に周知することを検証よりも重視して行っている。

<教育開発推進機構>

教育開発推進機構の基本的な理念・目的についての検証は行っていないが、各センター等の任務や組織のあり方についての検証を行っている。

既に見直しを行った例として、國學院大學FD推進委員会を教育開発センターに継承・統合した例が挙げられる。全学共通の科目である教養総合科目・資格課程に関するカリキュラムを検討する共通教育センター、学修支援センターにおける初年次教育やリメディアル教育の検討という任務等については、教務部との役割分担や、両センターの任務の重複等について、今後検証する予定である。

2. 点検・評価

●基準1の充足状況

大学・学部・研究科等の理念・目的は、設立当初から適切性を考慮し、不変のものと時代の要請等に呼応した可変のものを見極め、設定している。その周知に関しても、対象者ごとに対応し、浸透度合いや適切性についての定期的な検証方法について、よりよい方策を各部署で検討しながら実施しており、同基準をおおむね充足している。

① 効果が上がっている事項

- 1) 本学の理念は、設立からの歴史が意識され、組織の成り立ちを意識的に受け止めて明文化されており、根拠が明確である。<（1）大学全体>
- 2) 「観月祭」や「成人加冠式」は、学部の理念・目的を公表する方法の一つとして、学生にも「視覚的に理解でき、体感できる」手法といえる（資料 1-42）。<（2）神道文

化学部＞

- 3) 大学の建学の精神を理解するための手法として、初年次教育に校歌の練習を取り入れている（資料 1-44）。＜（2）人間開発学部＞

② 改善すべき事項

- 1) 理念・目的がどの程度、どのように理解されているのか、検証するための方法が確立していない。＜（2）大学全体、各学部、各研究科＞
- 2) 機構の取り組みとその意義について、どのように理解されているか、検証するための方法が確立していない。＜（2）研究開発推進機構・教育開発推進機構＞
- 3) 「21世紀研究教育計画」に関わる諸事業並びに組織の状況について、大学の建学の精神の具現化となりえているか、定期的に検証する仕組みが必要である。＜（3）大学全体＞

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- 1) 大学の各組織では、大学設立からの歴史や組織の成り立ちを常に意識してきた。今後は起源を重視しつつ、時代に合わせた理念・目的の解釈や、その解釈に基づいた将来計画を策定していく必要がある。大学の中期計画である「21世紀研究教育計画」を軸に、大学の理念・目的の具現化に努める。＜（1）大学全体＞
- 2) 観月祭、成人加冠式は、その準備も含めて参加学生及び指導する教員・講師の努力によって支えられており、そうした面も含めて学部 HP、Facebook 等で広報・発信に努めることが、学部の理念・目的への理解の一助となり得る。平成 26 年度から開始しているこの試みを、今後も継続していく。＜（2）神道文化学部＞
- 3) 必修科目の授業や諸行事（「総合講座（集団宿泊研修）」、「共育フェスティバル」など）において、建学の精神が盛り込まれた校歌を斉唱する機会を検討し、大学の一員であることを自覚する場の提供を促していく。＜（2）人間開発学部＞

② 改善すべき事項

- 1) 大学の理念・目的が大学構成員や社会にどの程度理解されているかについて、学長主導のもとで定期的に検証する仕組みを検討する。＜（2）大学全体＞
文学部では、平成 25 年度から 12 月に実施している学部独自の授業評価アンケート（詳細は第 4 章の 3 参照）に、理念の浸透度と、教育成果に関する質問事項を追加し、学生における文学部の学部・学科の理念と目的の浸透度や、教育内容の適切性などを確認・検証する資料として活用する予定である。＜（2）文学部＞
経済学部では、今後も 1 年次の「基礎演習 A」のアンケートを継続していく。＜（2）経済学部＞
法学部では、平成 25 年度に実施した学生へのアンケートを平成 26 年度以降も継続して実施する。＜（2）法学部＞
神道文化学部では、平成 26 年度卒業生アンケート及び平成 27 年度新入生アンケートに、学部の理念・目的への理解についての質問項目を追加し、検証を図る。＜（2）神

道文化学部＞

人間開発学部では、初年次教育の「導入基礎演習」第1回授業時において、本学並びに本学部の理念・目的を教授していたが、時間の関係から、その理解の定着に関しては検証を行っていなかった。第2回授業時において、前回授業時で学んだ点をまとめるという課題を出して小レポートを書かせ、各ルーム担当教員がチェックすることによって学生の理解度を検証するなど、理解の定着をはかる工夫をする。＜（2）人間開発学部＞

各研究科の理念・目的は、学問をする際の基本姿勢を広く示したものとなっている。日々の研究指導を通して、学問に対する基本姿勢を伝えていくとともに、履修登録期間には、指導教員と学生との間で、各科目の持つ専門知識の位置づけや社会的意義を確認することを通して、当該学生の研究のあり方を再確認している。今後も履修登録や科目履修の過程、最終試験を通して、各研究科の理念や目的に対する学生の理解を確認していく。＜（2）研究科大学院＞

- 2) 研究開発推進機構では、「日本文化を知る講座」や博物館の常設展・企画展など、本機構の個々の取り組みにおいて、アンケートを毎回実施しており、その意義を含めた評価や内容への理解度を検証する方法は確立している。今後はさらに、本機構の取り組みに関するインターネットを通じた検証方法を検討していく。＜（2）研究開発推進機構＞

教育開発推進機構では、本機構の主な事業の対象が学生であるため、特に学生が直接利用する機会の多い学修支援センターやランゲージ・ラーニング・センター等においては、開室当時から来談時の申し込み用紙に「何によってその存在・役割を知ったか」を記入させ、本機構の取り組みがどのように周知されているかを確認してきた。ただし、調査結果の分析は特に行っていなかったため、結果の精査や分析を実施し、周知方法や活動の改善につなげることとする。＜（2）教育開発推進機構＞

- 3) 平成27年度に予定している「21世紀研究教育計画（第3次）」の検証を手始めに、学長主導のもと、各学部・機関の取り組みの結果が、本学の理念・目的の具現化となり得ているかを確認していく。＜（3）大学全体＞

4. 根拠資料

- 1-1. [國學院大學学則](#)
- 1-2. [國學院大學 HP 研究教育開発推進に関する指針](#)(H26.10.9 閲覧)
- 1-3. 「國學院大學 21世紀研究教育計画（第3次）」
- 1-4. [國學院大學 HP 経済学部（教育研究上の目的と方針）](#)(H26.10.9 閲覧)
- 1-5. [『平成26年度履修要綱 文学部・法学部・経済学部・神道文化学部』](#)
- 1-6. [國學院大學 HP 國學院設立趣意書](#)(H26.10.14 閲覧)
- 1-7. 『國學院大學百年史』下巻
- 1-8. [『皇典講究所50年史』](#)（国立国会図書館デジタル化資料）
- 1-9. [「國學院大學人間開発学部 設置の趣旨等を記載した書類」](#)
- 1-10. 『平成26年度 人間開発学部ガイドブック』
- 1-11. [國學院大學大学院学則](#)

- 1-12. 『平成 26 年度 國學院大學大学院案内』
- 1-13. [「博士学位授与者数」](#)
- 1-14. [國學院大學 HP 法学研究科（教育研究上の目的と方針）](#) (H26.10.3 閲覧)
- 1-15. [國學院大學 HP 経済学研究科（教育研究上の目的と方針）](#) (H27.3.12 閲覧)
- 1-16. 「経済学研究科博士課程前期修了者の就職状況（税理士事務所就職者の状況）」
- 1-17. [國學院大學法科大学院学則](#)
- 1-18. [國學院大學 HP 法科大学院（理念・概要）](#) (H27.3.12 閲覧)
- 1-19. 『國學院大學法科大学院 平成 26 年度ガイドブック』
- 1-20. 國學院大學研究開発推進機構規程
- 1-21. 『國學院大學 130 周年記念誌』
- 1-22. 教育開発推進機構規程
- 1-23. 教育開発センター規程
- 1-24. 共通教育センター規程
- 1-25. 学修支援センター規程
- 1-26. ランゲージ・ラーニング・センター規程
- 1-27. [國學院大學 HP 教育研究上の目的](#) (H26.10.14 閲覧)
- 1-28. 『國學院大學 2014 入学案内』
- 1-29. [國學院大學 HP 入学式 学長告辞（平成 26 年度）](#) (H26.10.9 閲覧)
- 1-30. 「平成 26 年度第 1 回新任教員研修会資料集」
- 1-31. [「國學院大學 学生リアル白書（実態編 2014）」](#)
- 1-32. 『文学部ガイドブック 2014 年度』、『日本文学科ガイドブック 平成 26 年度版』、『中国文学科ガイドブック 平成 26 年度版』、『外国語文化学科ガイドブック 2014 年度版』、『史学科ガイドブック 2014 年度版』、『哲学科ガイドブック 2014 年度版』
- 1-33. 『國學院大學導入教育ハンドブック はじめの一步』
- 1-34. [國學院大學 HP 文学部（教育研究上の目的と方針）](#) (H27.3.12 閲覧)
- 1-35. 『オリエンテーション経済学部 2014』
- 1-36. 『法学部攻略マニュアル』第 3 版補訂版
- 1-37. [國學院大學 HP 法学部（教育研究上の目的と方針）](#) (H26.10.3 閲覧)
- 1-38. 「2013 年度法学部 FD 推進事業学修・生活動向調査」調査票、問 21～23 回答
- 1-39. 教養総合「神道科目」サブテキスト 『國學院大學の 130 年』
- 1-40. [『平成 26 年度 神道文化学部ガイドブック』](#)
- 1-41. [國學院大學 HP 神道文化学部（教育研究上の目的と方針）](#) (H26.10.3 閲覧)
- 1-42. [國學院大學 HP 神道文化学部（第 5 回観月祭開催報告）1](#)、[國學院大學 HP 神道文化学部（第 5 回観月祭開催報告）2](#)、[國學院大學 HP 神道文化学部（第 7 回成人加冠式斎行）](#) (H27.1.23 閲覧)、[國學院大學動画アーカイブ「観月祭」](#)（平成 24 年度）(<http://movie.kokugakuin-univ.com/観月祭>)、[國學院大學動画アーカイブ「成人加冠式」](#)（平成 24 年度）([http://movie.kokugakuin-univ.com/平成 24 年度 成人加冠式 \(13-01-26\)](http://movie.kokugakuin-univ.com/平成 24 年度 成人加冠式 (13-01-26)))
- 1-43. [國學院大學 HP 人間開発学部（教育研究上の目的と方針）](#) (H27.3.12 閲覧)

- 1-44. [平成 26 年度シラバス：導入基礎演習\(H26.10.8 閲覧\)](#)
- 1-45. [國學院大學 HP 人間開発学部（「國學院大學 人間開発学研究」）\(H27.1.13 閲覧\)](#)
- 1-46. 「平成 26 年度 國學院大學大学院学生募集要項」
- 1-47. 『平成 26 年度 大学院学生便覧』
- 1-48. [國學院大學 HP 國學院大學における博士課程教育実施方針（3つのポリシー）\(H27.3.13 閲覧\)](#)
- 1-49. 「法科大学院進学相談会開催実績」（平成 23 年度～平成 25 年度）
- 1-50. 『平成 26 年度 法科大学院学生便覧』
- 1-51. 「公開模擬裁判員裁判チラシ」
- 1-52. [國學院大學 HP 研究開発推進機構（「研究開発推進機構紀要」）](#)、[國學院大學 HP 研究開発推進機構（「研究開発推進機構ニュース」）\(H26.10.9 閲覧\)](#)
- 1-53. [國學院大學 HP 教育開発推進機構（概要）\(H26.10.9 閲覧\)](#)
- 1-54. [國學院大學 HP 教育開発推進機構 刊行物（「教育開発推進機構紀要」、「教育開発ニュース」）\(H26.10.9 閲覧\)](#)
- 1-55. 「経済学部 基礎演習 A アンケート（2013 年度）」質問票
- 1-56. 「経済学部 基礎演習 B アンケート（2013 年度）」質問票
- 1-57. 「経済学部 2 年終了時アンケート（2012 年度）」質問票
- 1-58. 「経済学部 卒業時アンケート（2013 年度）」質問票
- 1-59. [「経済学部各学科カリキュラム・マップ」経済学科、経済ネットワーク学科、経営学科](#)
- 1-60. 「ティーチング・ポートフォリオ」（様式）
- 1-61. [「法学部各専攻カリキュラム・マップ」法律専攻、法律専門職専攻、政治専攻](#)
- 1-62. [「法学部各専攻カリキュラム・ツリー」法律専攻、法律専門職専攻、政治専攻](#)
- 1-63. 「「神社新報」創立 130 周年・神道文化学部創設 10 年 國大で記念のシンポジウム」
- 1-64. 國學院大學人間開発学部ブラッシュアップ委員会規程

（以下、本文中で参照はしていないが、大学基準協会の指定により提出する資料）

- 1-65. 『國學院大學法学部パンフレット 2014』

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

<大学全体>

本学の母体である皇典講究所の開齋式（明治15年11月4日）、初代総裁・有栖川宮熈仁親王は教職員・生徒に対して述べられた告諭（資料2-1,告諭）において、「學問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ」とし、日本文化の究明などを説いた。この告諭を建学の精神の根底として、明治23年に教育機関「國學院」となった際の「國學院設立趣意書」にうたわれた国史・国文・国法を攻究し、海外百科の学も網羅兼修すること（資料2-2）を礎として、本学は発展を遂げてきた。

建学の精神は、「学校法人國學院大學寄附行為」（資料2-3,第3条）と「國學院大學學則」（資料2-4,第1条）に引き継がれ、現在本学は、文学部（哲学科、史学科、日本文学科、中国文学科、外国語文化学科）、経済学部（経済学科、経済ネットワーク学科、経営学科）、法学部（法律学科）、神道文化学部（神道文化学科）、人間開発学部（初等教育学科、健康体育学科、子ども支援学科）、大学院（文学研究科、法学研究科、経済学研究科）、専門職大学院（法務研究科[法科大学院]）の5学部13学科・3研究科・1専門職大学院を擁する人文・社会科学系の大学となっている（資料2-1, p.15 組織図）。

各学部・研究科は、建学の精神に基づき、教育研究上の目的や学位授与方針を定めており、それぞれの教育・研究の指針となっている（資料2-5）。平成25年度に設置した人間開発学部子ども支援学科も、建学の精神と学部の理念、本法人における幼児教育・保育者養成の歴史をふまえ、子どもをめぐる現代的課題や社会的要請に応えることを企図している（資料2-6）。

創立120周年である平成14年に、建学の精神を具現化し、それを将来にわたって強固なものとするため、学校法人國學院大學のもと、國學院大學21世紀研究教育計画委員会を設置し、「國學院大學21世紀研究教育計画」（以下「21世紀研究教育計画」という。）を策定した（資料2-7）。本計画に基づき、本学における研究教育活動の重点的推進及びその成果の発信を目的として、平成19年度に研究開発推進機構を設置した（資料2-8、2-9）。また、平成21年度には、同計画（第2次）に基づき、本学の教育力向上と教養教育に関する調査・研究に取り組むとともに、全学並びに各学部における人材育成の支援を行うことを目的として、教育開発推進機構を設置した（資料2-10、2-11）。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

<大学全体>

各教育研究組織の活動について、自己点検・評価を通じて検証しており、その検証過程において、内発的に各組織の存在の適切性についても問うている。

2. 点検・評価

●基準2の充足状況

本学では、建学の精神や社会的要請をふまえて、教育研究組織を設置してきており、平成25年度設置の子ども支援学科もその一例である。また、自己点検・評価を通じた検証も重ねていることから、おおむね適切な教育研究組織を整備していると判断できる。

① 効果が上がっている事項

特になし。

② 改善すべき事項

- 1) 「21世紀研究教育計画（第3次）」のうち大学に関する事業について、大学として、取り組み（具体的な施策や目標値を含む）自体の検証、また、進捗状況の公表が十分になされていない。＜（1）大学全体＞

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

特になし。

② 改善すべき事項

- 1) 現在進行中の「21世紀研究教育計画（第3次）」については、各基盤小委員会から進捗状況の報告を学長に対して行う（平成26年度末）。報告内容を確認し、具体的施策の見直し等も併せて行い、構成員に公表をする予定である（平成27年度前期予定）。また、平成29年度から開始予定の第4次計画については、第3次計画の一連の過程を勘案し、施策立案・目標値設定等段階から、学長主導のもと、大学として検証する仕組みを整備する予定である。＜（1）大学全体＞

4. 根拠資料

- 2-1. 『学校法人國學院大學概要』平成26年度版
- 2-2. [國學院大學 HP 國學院設立趣意書](#)（既出 資料 1-6）（H26.10.14 閲覧）
- 2-3. 学校法人國學院大學寄附行為
- 2-4. [國學院大學学則](#)（既出 資料 1-1）
- 2-5. [國學院大學 HP 教育研究上の目的](#)（既出 資料 1-27）（H26.10.14 閲覧）
- 2-6. 「國學院大學人間開発学部子ども支援学科 設置の趣旨等を記載した書類」
- 2-7. 國學院大學21世紀研究教育計画委員会規程
- 2-8. 國學院大學研究開発推進機構規程（既出 資料 1-20）
- 2-9. [國學院大學 HP 研究開発推進機構（「研究開発推進機構ニュース」）](#)
（既出 資料 1-52）（H26.10.9 閲覧）
- 2-10. 教育開発推進機構規程（既出 資料 1-22）
- 2-11. [國學院大學 HP 教育開発推進機構 刊行物（「教育開発ニュース」）](#)
（既出 資料 1-54）（H26.10.9 閲覧）

(以下、本文中では参照はしていないが、大学基準協会の指定により提出する資料)

2-12. 「國學院大學博物館リーフレット」

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<大学全体>

本学では、研究能力だけに偏ることなく、教育能力にも留意して教員を採用するという全体方針のもと、各学部・学科の理念・目的を達成するに相応しい人材を選考することとしている。この全体方針は、全学部において共有しているが、特に明文化はしていない。教育能力を審査するため、選考の際に模擬授業と面接を実施するよう、学長より学部等に依頼を行っている。

<文学部>

文学部では、教員の昇格・採用の資格審査を受けることのできる基準を「文学部教員資格審査基準」に定めている（資料 3-1,第 2 条、第 3 条）。教員に求める資質や能力に関する方針については明文化していないが、カリキュラムに適合する専攻領域や担当科目を持つ教員を採用することを前提として、本学の建学の精神を理解し、学問研究及び学生の教育に情熱を持つ人間性豊かな教員を求めている。

教員組織全体では、専門領域、年齢及び職階構成、男女比、本学出身者と他大学出身者をバランスよく配置するとともに、國學院大學文学部としてのアイデンティティを維持するために必要な専門領域の教員を欠くことがないような長期的な方針を定めるべき時期に来ている。

<経済学部>

経済学部では、教員の各職階において資格審査を受けることのできる基準を「國學院大學経済学部教員資格審査基準」に定めている（資料 3-2,(1)）。これに加え、採用時の面接においては、経済学部の推進する教育・研究の実践的な目標「教育の『現代化』『現場化』『情報化』」（第 1 章 1 (1) 参照）を理解しているか確認している。

教員組織を編成するにあたっては、本学部と大学院経済学研究科の教育目標を共有・理解し、適切な教育研究を組織的に具現化できる教員構成・教員配置を目指している。

<法学部>

法学部では、教員の昇格・採用の基準を「法学部教員資格審査実施細則」に定めている（資料 3-3,第 5 条、第 6 条）。教員に求めるのは、法学及び政治学に関する高い専門的知識と、学生を現代社会における主体的かつ積極的な活動に動機付けることができるような優れた教育能力である。

教員組織を編成するにあたっては、3 専攻のカリキュラムにおいて、法学及び政治学に関する専門的知識を継続的・安定的に教授しうる教員配置を念頭においている。

<神道文化学部>

神道文化学部では、教員の昇格・採用の資格審査を受けることのできる基準を「神道文

化学部教員資格審査基準」に定めている（資料 3-4,第 2 条、第 3 条）。教員には神道や宗教文化の分野に関する高い研究・教育能力を有することを求めており、神道学、歴史学、宗教学の博士の学位を取得、もしくはそれに準ずる博士課程後期単位取得者を採用している。教員に求める資質・能力については、平成 27 年度採用予定者の公募要項（資料 3-5）にも記載している。

教員組織の編成にあたっては、神道及び内外の宗教文化を学修するためのカリキュラムの科目群を担当し得る教員を配置することを本学部教員の共通認識としている。学部設立当初から 60 歳代の教員の比率が高く、年齢構成上の偏りが見られたため、新任教員採用時には年齢構成のバランスに配慮している。

<人間開発学部>

人間開発学部では、教員の採用及び昇格に関する審査を実施するための基準を「人間開発学部教員資格審査基準」に定めている（資料 3-6,第 2 条～第 5 条）。複数の学問分野の学際的・総合的アプローチによる「人間開発」を目指し、多種多様な専門性を有する教員を配置するように努めるとともに、実践力の強化・高度化のため、教育指導に卓越した実務経験者をも採用することとしている。

本学の建学の精神の根幹をなす「神道精神」や学部の理念・目的である「人間開発」は、カリキュラムに表されているが、それらの科目を教授できる教員を配置することを基本方針としている（資料 3-7,p.38、資料 3-8.p.30）。

<文学研究科>

文学研究科では、独自に専任教員を採用することはないが、研究科の授業を担当する教員の資格を「大学院文学研究科の授業担当並びに研究指導の教員の任用に関する内規」に定めている（資料 3-9,第 2 条、第 3 条）。

研究科内の各専攻・コースにおいて、研究・教育にふさわしい資質・能力を持った教員が複数存在することが必要であるとの認識に立ち、教員組織を構成している。

<法学研究科>

法学研究科では、専任教員の採用と組織構成を法学部の教員組織に依拠している。研究科の授業を担当する教員の資格は「大学院法学研究科の授業担当ならびに研究指導の教員の任用内規」に定めており、「法学研究科委員会の授業担当の決定手続に関するガイドライン」に授業委嘱の手続きを定めている（資料 3-10）。大学院全体としての客員教授に関する規程として、平成 20 年度から「大学院客員教授の任用に関する規程」を施行しているが（資料 3-11）、法学研究科の内規には客員教授の資格に関する規定がなかったことから、平成 26 年度第 3 回大学院法学研究科委員会（9 月 27 日開催）において、内規及びガイドラインの改正を行った。

以上の条件に基づいて、研究科内では、法律学系・政治学系の各系統において、研究・教育に適切な資質・能力を有した教員を配するとともに、各系統内のそれぞれの専門分野間においても、十分な連携の取れる幅の広い教育が実施できることを、教員組織編成の方針としている。

<経済学研究科>

経済学研究科では、専任教員組織は経済学部教員組織に依っており、独自の組織編成の方針は特に存在しないが、研究科の学生指導を担うために必要な資質・能力として、学部において十分な授業担当及び学生指導の経験を積むことを求めている。そのため、授業を担当する教員の資格については、経済学部教授に就任または昇任した際、ないしは准教授に就任または昇任3年後に、研究科委員会構成員として迎える旨の申し合わせを行っている。また、近年のキャリア・コース志願者の増加を受け、現役の税理士（実務家）を兼任講師として雇用するなど、高度専門職養成の体制を整えている。

<法科大学院>

法科大学院では、昇格のための審査並びに新たに採用しようとする専任教員の資格を「法科大学院教員資格審査実施細則」に定めている（資料3-12,第5条、第6条）。明文化された教員組織の編成方針はないが、法理論と法実務の有機的結合を図る教育を行い、法務職に関する高度の専門性と深い学識及び卓越した能力を培った法曹を養成するという目的のために、実務家教員を充実させる形で法科大学院としての教員組織を整備している。

<研究開発推進機構>

研究開発推進機構では、昇格のための審査並びに新たに採用する教員及び研究員等の資格審査を受けることのできる基準を「國學院大學研究開発推進機構資格審査基準」に定めている（資料3-13,第2条、第3条）。

本機構の前身である旧日本文化研究所においては、学部兼任教員と専任講師・助手などの任期制の若手教員が研究プロジェクトの主な担い手であった。この歴史と実績から、本機構では、共同研究を通じた若手研究者の育成を教員編成方針に据えており、学部兼任教員が各機関において指導的立場につき、その指導のもと、若手の専任教員が研究事業の企画・立案・実行を進める体制をとっている。機構HPにおいても、任期制専任教員を中心とする若手研究者が大きな役割を果たしていることを、本機構の特長として公表している（資料3-14）。

<教育開発推進機構>

教育開発推進機構では、教員の採用及び昇格に関する審査を実施するための基準を「教育開発推進機構教員資格審査基準」に定めている（資料3-15,第2条～第5条）。

平成21年度の本機構発足にあたっては、本学創設以来、研究教育の柱として存在してきた神道に関する研究及び教育に従事し、研究開発推進機構における各種補助金関係業務に携わった経験のある教員を中心に、本学出身の4人の専任教員を配置した。平成22年度に採用した教員1名を含め、5名の教員は高等教育に関する研究を進めてきた者ではない（資料3-16,教員）。このことは大学の風土と状況に即した施策提案を行う上で意義があるが、今後は公募等を通じて本機構の任務に関連する研究分野を専門とし、それらの研究を事業へと活かすことのできる人材の採用を視野に入れた組織編成とすべく、検討を進めている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

＜大学全体＞

平成26年5月現在における教員組織は、大学基礎データ【表2】のとおりである。本学では、大学設置基準上の必要教員数の1.05倍を目安として教員定数を策定しているが、【表2】では、文学部に大きく教員数が偏ったものとなっている。これは、平成23年度に実施した教養総合・資格課程担当教員の文学部既存学科への分属によるものである。経済学部では、大学設置基準上の必要教員数に対して1名充足していない。これは、予定していなかった教員1名の退職があったためであり、本学HP及びJREC-INにおいて教員の公募を行い（資料3-17）、平成27年度から1名の教員を採用することとなった。

また、教員の年齢構成は資料3-18、資料3-19のとおりである。法学部を除いて、51歳以上の教員が過半数を占めている状態であるが、各学部とも若手教員の積極的な採用に努めるなど、継続して安定的な教育が実施できるよう配慮している。

以下、各学部・研究科の項では、所属教員の資質・能力を検証するとともに、授業科目と担当教員の適合性を検証しているか否かを記述している。

＜文学部＞

所属教員の資質・能力の検証については、採用及び昇格時の教育研究業績審査において、研究業績だけでなく、模擬授業と面接を実施することで学生への教育指導能力の確認を行っている。それ以外の定期的な検証は行っていない。

授業科目と担当教員との適合性については、専任教員の場合、採用及び昇格時の業績審査を参考にしている。兼任教員の場合は、年度ごとの再委嘱確認時に適合性を考慮している。

＜経済学部＞

所属教員の資質・能力の検証については、採用段階において研究業績の審査だけでなく、模擬授業などを通じて、教育内容・教育手法も審査している（資料3-17,11選考内容）。平成22年度からは、昇格人事の場合も教育業績の審査を導入して授業等の同僚評価の仕組みを構築し、研究業績だけでなく能力の確認を行っている。

コンピュータ・情報系の科目や、会計分野の基礎をなす科目については、複数開講しているため、兼任講師に委嘱することが多いが、講師の採用段階において業績と教育履歴の審査を実施している。また、複数開講科目の場合は、専任担当者を長とする担当者会議を組織し、同僚評価の場としている。

＜法学部＞

所属教員の資質・能力の検証については、法学部教務委員会で教員の成績評価状況、授業評価アンケート結果など、客観的な講義状況を示すデータを用いて、適宜検討し、検証している。また、学部FD推進事業で作成したティーチング・ポートフォリオを、全体研究会の場で相互に評価している。

ティーチング・ポートフォリオ及びそれに付した資料により、授業科目と教授内容との整合性についても、同一分野及び隣接分野の教員による相互検証が行われている。

<神道文化学部>

所属教員の資質・能力の検証については、学部としての検証を行っていない。國學院大學教育業績データベース（K-TeaD）で教育活動に関する自己評価コメントや授業評価アンケートに対するコメントを入力したり、國學院大學研究者データベース（K-Read）で研究業績の入力更新を行ったりすることで、自らの資質・能力の振り返りを行っている。

授業科目と担当教員との適合性については、大学院科目を含む次年度開講講座表を全構成員が確認し、審議している。

<人間開発学部>

平成 21 年度の学部設置時には、設置認可申請及び教職課程認定申請の審査で、教員の資質・能力に関する公的な審査を経たといえる。現在は、新任教員の任用の際は学部資格審査委員会で審査を行っているが（資料 3-20）、着任後の検証は特に行っていない。

授業科目と担当教員との適合性については、学部教授会及び各学科単位の連絡会において、開講講座表を基にした審議を行い、各授業科目に適合した担当教員を適切に配置されているかどうかを検証している。

<文学研究科>

新規の任用に関しては、「大学院文学研究科の授業担当並びに研究指導の教員の任用に関する内規」（資料 3-9）に従い、審査を行っているが、その後は審査等を行うことはない。

<法学研究科>

専任教員の資質・能力について、研究科独自に検証する手続きはないが、各職階の教員は、学部において基本的にそれぞれの身分の採用基準を充たしていることを確認している。「法学研究科委員会の授業担当の決定手続に関するガイドライン」（資料 3-10）においては、研究科の授業を担当できる者を本学の教授・准教授とし、兼任講師は原則的に他大学の教授に委嘱することとしている。准教授については、准教授資格 1 年目から「特殊研究（演習）」科目、4 年目から「研究（講義）」科目を担当することとしており、3 年間の期間を置いて教員の資質・能力を確認している。

授業科目と担当教員との適合性については、法学研究科委員会における次年度の開講科目の確認時に、担当教員についての承認を受けている。

<経済学研究科>

専任教員の資質・能力について、研究科独自の検証手続きはない。研究科構成員となるためには、教授であること、また准教授については 3 年の本学経済学部における教歴を求めている（前述（1）参照）。これらの教歴が教員の水準を担保する一定の意味を持っていると考えている。

授業科目と担当教員との適合性については、経済学研究科委員会における次年度の開講科目の確認時に、担当教員についての承認を受けている。

<法科大学院>

専任教員の資質・能力については、5年以内に1度、認証評価における教員業績審査をもって確認をしている（資料3-21, pp.41-43）。また、認証評価以外にも専門家による授業見学・評価を実施することにより、授業担当教員の資質・能力についての点検を行っている。

授業科目と担当教員との適合性については、認証評価の業績審査が最も厳格といえる。加えて、非常勤教員については、各学期に実施している学生の授業評価アンケートにおける意見・要望をふまえ、次年度依頼の検討材料としている。

<研究開発推進機構>

任期の更新ないし定年制への任用形態の変更手続きの間に、当該対象である教員の資質・能力に関する検証が行われている。採用後に教員の資質・能力を定期的に検証する仕組みはないが、機構長・機関長によって、常に研究活動の確認が行われている。

<教育開発推進機構>

任期の更新ないし定年制への任用形態の変更手続きの間に、当該対象である教員の資質・能力に関する検証が行われている。採用後に教員の資質・能力を定期的に検証する仕組みはないが、機構長などによって、常に教育研究活動の確認が行われている。

（3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

<大学全体>

各学部並びに教育開発推進機構で審議した教員人事案件は、学部長会での審議を経て、全学教授会で報告され、常務理事会、理事会による承認を経て正式採用となる（資料3-22, 第25条第1号、資料3-23, 第7条第2項第1号、資料3-24, 第2条第4号、資料3-25）。なお、研究開発推進機構は、國學院大學21世紀研究教育計画委員会（以下「21世紀委員会」という。）のもとにあるため、國學院大學研究開発推進機構運営委員会において承認された後、21世紀委員会の議を経て常務理事会に上程されることとなる。

各学部には「教員資格審査委員会に関する規程」に基づき、教員資格審査委員会を設置している（資料3-26）。以下、学部・機構別の審議過程を記述する。

<文学部>

文学部の教員採用については、基本的に公募制をとり、JREC-IN、教育研究機関への推薦依頼、大学HP上での募集などの形をとっている。採用候補者については、各学科・研究室において、書類選考のほか、学生への教育指導の能力・資質の水準を確認すべく、模擬授業と面接を行っている（資料3-27）。その後、文学部人事委員会、文学部教員資格審査委員会の議を経て、文学部教授会に上程し、審議する（資料3-28、資料3-29）。

昇格については、「文学部教員資格審査基準」に規定された基準・条件に基づき、各学科・研究室が起案した候補者について文学部人事委員会、文学部教員資格審査委員会、学部教授会で審議する。平成25年度には「文学部人事委員会申し合わせ事項」に兼任講師歴の評価に関する基準を明示した（資料3-30）。

<経済学部>

経済学部の教員採用については、公募制を原則とする。専任教員または兼任講師を新たに採用する場合、学部教授会において審査を了承された者について、学部長と4名の委員から成る学部教員資格審査委員会が業績の審査を行い（資料3-31）、学部教授会において採用候補者を決定する。第2次選考では、採用候補者に担当予定科目のシラバス等の提出を事前に求め、それらに依拠した模擬授業を含むプレゼンテーションを行っている。

昇格については、規定の要件を満たし、申請があった者に対して研究業績と教育業績を審査し、学部教授会で審議する。平成21年度には「経済学部教員資格審査委員会規程」を改正し、業績審査委員を「3名以内」から「5名以内」に改めた。同時に、学部の申し合わせ事項として、研究業績だけの審査から、授業等に対する同僚からの評価をふまえた教育業績も併せた審査に変更することとした（資料3-32）。

<法学部>

法学部の教員採用については、公募制を主とし、公募が困難な場合は推薦選考または指名選考により採用している。募集方式と募集科目は、学部人事協議会で決定する。同協議会は、学部教授会で選出された公法・私法・政治の各分野1名の委員に学部執行部（学部長・副学部長・教務部委員）を加えた6名からなる。公募制の場合、教員資格審査委員会において選出された主査・副査が、論文等の業績に基づき、専門的知識・研究能力を審査して選考対象者を3名程度に絞り込む。その後、各分野1名からなる選考委員会が、業績審査に加えて教育能力を勘案し、最終候補者を選考し、学部教授会で審議する（資料3-3、3-33）。

昇格については、学部長が招集した教員資格審査委員会において、定められた基準に基づき、昇格対象者の資格要件を確認する。主査・副査による主要業績の審査結果をふまえ、教員資格審査委員会を経て、学部教授会で審議する（資料3-3、3-33）。

<神道文化学部>

神道文化学部の教員採用については、神道及び神道を中心とする宗教文化という比較的特殊で研究者の少ない学問領域であるため、従来公募は行わず、原則として学部教員の推薦を経て候補者を絞り、選考する方式を取ってきた。平成27年度の専任教員募集は、多様な人材の採用による学部活性化を図るため、公募制を採用した。公募・推薦を問わず、採用にあたっては学部教員資格審査委員会により、「神道文化学部教員資格審査基準」に基づき、候補者の教育歴・研究業績について審査を行う（資料3-4、3-34）。その後、学部教授会で審議する。

昇格については、「神道文化学部教員資格審査基準」により、教員資格審査委員会の審査ののち、学部教授会で審議する。

<人間開発学部>

人間開発学部の教員採用については、学部長、副学部長及び学部教授会において選出された教授7名の委員をもって構成される学部教員資格審査委員会によって、「人間開発学部教員資格審査基準」に従い、教育歴、研究業績及び実務経験を審査する（資料3-6、3-

20、資料 3-35)。

昇格については、「人間開発学部教員資格審査基準」に従い、人間開発学部教員資格審査委員会において教育歴、研究業績及び実務経験を審査する。

＜文学研究科＞

文学研究科の専任教員募集及び採用の手続きは、文学部が主導し、研究科で独自で募集・採用を行うことはない。文学部専任教員が文学研究科の担当となるには、「大学院文学研究科の授業担当並びに研究指導の教員の任用に関する内規」（資料 3-9）に則り、文学研究科資格審査委員会によって審査された教員を研究科委員会において審議し、決定する。

＜法学研究科＞

法学研究科の専任教員募集及び採用の手続きは、法学部が主導し、研究科が独自で募集・採用を行うことはない。

＜経済学研究科＞

経済学研究科の専任教員募集及び採用の手続きは、経済学部が主導し、研究科が独自で募集・採用を行うことはない。

＜法科大学院＞

法科大学院の教員採用については、「法科大学院教員資格審査実施細則」（資料 3-12）に基づき行っている。教員資格の審査は、法科大学院教員資格審査委員会が行う。同審査委員会は、法科大学院長及び法科大学院教授全員から構成されている。委員会に選出された主査及び副査は、研究業績または実務経験を審査する（資料 3-36）。

昇格にあたっては、「法科大学院教員資格審査実施細則」に基づき、昇格審査基準を満たしうると、自らもしくは法科大学院長が判断した場合、該当者は必要書類を沿え、審査開始申請を法科大学院院長へ提出する。その後、院長が召集した法科大学院教員資格委員会で審査開始を判断、主論文を追加して審査し、昇格人事案を作成、院長から法科大学院教授会へ提案する（資料 3-12）。

＜研究開発推進機構＞

研究開発推進機構の専任教員採用については、主に COE 事業（平成 14～18 年度）や ORC 事業（平成 19～23 年度）をはじめとする本機構における事業に従事している研究員等からの任用や、任期制から定年制への任期形態の変更などによる採用がなされている。公募による専任教員の採用は実績・予定ともない。

教員採用手続きは、「國學院大學研究開発推進機構教員の任用等に関する規程」等に基づき行っている（資料 3-37）。機構内の各機関長が本機構長宛に教員候補者を推薦し、それを基に機構人事委員会が人事原案を作成する。原案に基づき、機構教員等資格審査委員会が資格の有無を審査し、研究開発推進機構運営委員会及び 21 世紀委員会の議を経て学長が決定している（資料 3-38）。

昇格の手続きは採用の手続きと同様である。助教から准教授への昇格においては、当該

時期の教員編成の状況や、対象となる教員の資質・能力を考慮して判断している。

＜教育開発推進機構＞

教育開発推進機構の専任教員採用については、「教育開発推進機構教員の任用等に関する規程」に基づき行っている（資料 3-39）。機構発足当初の教員採用については公募制を取っていなかったが、ランゲージ・ラーニング・センターの実践的英語教育の業務に従事する教員採用については公募を行った（資料 3-40）。候補者の採用にあたっては、機構人事委員会における人事原案をもとに、機構資格審査委員会において資格審査を行い、機構運営委員会において審議する（資料 3-41）。

昇格の手続きは採用の手続きと同様、「教育開発推進機構教員の任用等に関する規程」に基づいて実施している。

（４）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

＜大学全体＞

国内・国外派遣研究員制度や、教員個人研究費を初めとする研究費によって、研究活動を支援している（各種研究費については第7章で詳述する）。また、各学部教員の教育力向上の取り組みを支援するため、学部 FD 推進支援事業を平成 24 年度から開始している（第4章の3で詳述する）。

新任教員に対しては、平成 22 年度から研修会を実施し、国立教育政策研究所『大学における新任教員研修のための基準枠組み』を参考にしたカリキュラムにより、本学の建学の理念や戦略、教育システム等について説明を行っている（資料 3-42）。

なお、教員評価については、平成 17 年度から委員会としての検討・試行を行ってきたが、現状では、委員会の形態で教員評価を実施するのは困難であることから、國學院大學教育業績データベース（K-TeaD）を利用した「教育活動に関する教員自己評価アンケート」という形で行っている（資料 3-43）。また、平成 18 年度から國學院大學研究者データベース（K-ReaD）で研究業績データを各教員が入力し、インターネットで公開している（資料 3-44）。3 年に一度の自己点検・評価報告書作成時には、K-ReaD に入力されたデータをもとに『教育研究活動報告書』を作成し、主な業績と、教育活動と研究活動に関する教員の自己評価を掲載している（資料 3-45）。

＜文学部＞

文学部では、学生の学問に対する意識の変化と動態を捉え直すための研修として、「文学部生のキャリア形成～コンピテンシー診断から見える特徴と科目『キャリアデザイン』受講生の変化より～」という内容の学部 FD 研修会を平成 25 年度に実施した（資料 3-46）。このような研修を始めて日が浅いが、継続して行う予定である。

＜経済学部＞

経済学部では、副学部長を研究活動活性化の責任者とし、競争的資金による研究等を奨励するとともに、毎年4月の学部教授会で前年度における全専任教員の研究業績を公表している（資料 3-47）。また、国内・国外の派遣研究については、学生に対する教育活動に

影響が出ないように、ゼミ募集時期を考慮して3年先まで派遣者を確定させ、該当年度に確実に研究ができるよう配慮している。

<法学部>

法学部では、学部共同研究費制度による共同研究を促進している。平成23～25年度においては4件の共同研究が進められ、全専任教員がいずれかの研究に所属した（資料3-48）。学部調査研究出張旅費補助制度は、従来十分に活用されてこなかったが、平成23年度に内規を制定し、学部教授会を通じて利用を促進している。

また、学部配当された図書予算は各教員に均等に配分し、教員の地位による偏りのない公平な図書の収集に努めている。個人に配分された予算では購入困難な図書に関しては、全学共通費及び学部共通費の中で購入し、研究に必要な資料の充実に努めている（資料3-49）。

<神道文化学部>

神道文化学部では、祭式科目について、担当教員を神社本庁総合研究科主催の「祭式指導者養成研修会」、各都道府県の祭式講師を対象とした「神社庁祭式講師研究会」に参加させている（資料3-50）。また、年に一度開催される神社本庁の「神道教学研究大会」には多くの専任教員が参加し、神社神道の現代的な課題についての理解を深める一助としている（資料3-51）。

<人間開発学部>

人間開発学部では、同学部を母体とする学術団体「國學院大學人間開発学会」の大会のシンポジウムなどで様々なアプローチから「人間開発学」という新たな学問を本格的に構築しようと試みるとともに、機関誌『人間開発学研究』を毎年度発行している（資料3-52）。

また、外部の研究者などを招聘し、学部独自のFD研修会を開催している（資料3-53）。「國學院大學人間開発学部ブラッシュアップ委員会」では、本学部の研究・教育に関する現状の報告とこれに対する学外者からの意見聴取を行い、本学部の活動を客観的に点検・評価し、改善策を案出している。

<研究科大学院>

大学院では、共同研究を対象とした大学院独自の制度である國學院大學大学院特定課題研究助成金制度を活用し、教員の研究活動を活性化している。

また、国際交流旅費補助や学部研究調査出張旅費などの海外研究調査を支援する予算を設けている。さらに、「大学院国際学術交流事業制度規程」を設けて、外国から短期招聘研究員を招き、研究活動のグローバル化を図っている。

<法科大学院>

法科大学院では、「法理論と法実務を架橋する高度な法学専門教育の充実に、法科大学院教員の教育能力並びに資質の維持向上」を目的として設置した法科大学院ブラッシュアップ委員会において、教育研究活動の活性化を図っている（資料3-54）。

< 研究開発推進機構 >

研究開発推進機構では、研究事業が組織的な共同研究活動であり、各教員の教育研究活動と区別されているが、研究事業を通じて得た知識や経験等を、個々の教育研究活動に還元することができる体制になっている。特に若手研究者の育成という観点では、『研究開発推進機構紀要』をはじめとする機関誌が発表の場として与えられており、論文の査読だけでなく細かな指導が行われている（資料 3-55）。

< 教育開発推進機構 >

教育開発推進機構では、各教員が『教育開発推進機構紀要』『教育開発ニュース』の編集にあたりとともに、調査・研究成果の公開を図っている（資料 3-56）。また、高等教育関係の学会、シンポジウム、課題研究集会等に機構教員を派遣し、高等教育界の動向を把握・理解する一助としている。

2. 点検・評価

● 基準3の充足状況

経済学部においては、大学設置基準において学部置くべきとされている必要教員数を1名下回っており、早急な補充が必要であること、また、今般のような不測の事態に対応できるような教員組織を構築する必要があることから、同基準の達成状況はやや不十分であると評価する。

① 効果が上がっている事項

- 1) 採用人事だけでなく、昇格人事においても、研究業績による審査だけでなく、同僚評価をふまえた教育業績の審査に力を入れている（資料 3-31、資料 3-32）。<（2）（3）経済学部>
- 2) ティーチング・ポートフォリオによる教員の相互評価が科目担当グループごとに行われている。<（2）法学部>
- 3) 学部共同研究の促進により、全専任教員が共同研究に所属している（資料 3-48）。<（3）法学部>

② 改善すべき事項

- 1) 学部の教員数が、大学設置基準において学部置くべきとされている必要教員数を下回っており、早急な補充が必要である。また、今般のような不測の事態に対応できるような教員組織を構築するよう、学部として検討が必要である（大学基礎データ【表2】）。<（2）経済学部>
- 2) 大学として求める教員像が明文化されていない。<（1）大学全体>
- 3) 研究科において授業を担当する教員の資格に関する規程（内規）がない。<（1）経済学研究科>

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 1) 今後も継続して、多面的な教員評価のあり方について検討していく。＜（2）（3）経済学部＞
- 2) 来年度以降も、ティーチング・ポートフォリオの作成とそれに基づく振り返りを、学部全体・専門分野ごと・科目ごとの区分けで継続して行い、相互評価できる仕組みを維持する。＜（2）法学部＞
- 3) 来年度以降も、全専任教員が、何らかの共同研究に携わることができるよう、共同研究の企画及び共同研究を促進し、教員の資質の向上を図っていく。＜（3）法学部＞

②改善すべき事項

- 1) 教員定数の充足を確実なものとし、かつ不測の事態に対応するため、平成27年度以降について短期（1年間）、中期（2～4年）、及び長期（5年）の採用計画を策定する。また、現在、新規採用の審査には3ヶ月を要しており、採用予定者の辞退の一因ともなっていることから、審査期間の短縮化等、審査方法の見直しを行う。＜（2）経済学部＞
- 2) 本学が求める教員像について、「國學院大學学則」第1条に定めた本学の理念・目的、「研究教育開発推進に関する指針」を基本として、大学として包括的なものを定めるよう平成28年度までに検討する。＜（1）大学全体＞
- 3) 経済学研究科では、過去に文学研究科や法学研究科と同様に教員の資格に関する内規が制定されていたとの記録は残っていたものの、内規本文が散逸している状態にあった。そのため、平成26年度第5回大学院経済学研究科委員会（9月13日開催）において、「経済学研究科委員会の構成員に関する内規」を定めた（資料3-57）。＜（1）経済学研究科＞

4. 根拠資料

- 3-1. 文学部教員資格審査基準
- 3-2. 國學院大學経済学部教員資格審査基準
- 3-3. 法学部教員資格審査実施細則
- 3-4. 神道文化学部教員資格審査基準
- 3-5. [國學院大學 HP お知らせ（神道文化学部専任教員の公募について）](#)
（H26.10.3 閲覧）
- 3-6. 人間開発学部教員資格審査基準
- 3-7. [「國學院大學人間開発学部 設置の趣旨等を記載した書類」](#)（既出 資料1-9）
- 3-8. 「國學院大學人間開発学部子ども支援学科 設置の趣旨等を記載した書類」
（既出 資料2-6）
- 3-9. 大学院文学研究科の授業担当並びに研究指導の教員の任用に関する内規
- 3-10. 大学院法学研究科の授業担当ならびに研究指導の教員の任用内規、法学研究科委員会の授業担当の決定手続に関するガイドライン
- 3-11. 大学院客員教授の任用に関する規程

- 3-12. 法科大学院教員資格審査実施細則
- 3-13. 國學院大學研究開発推進機構資格審査基準
- 3-14. [國學院大學 HP 研究開発推進機構（研究開発推進機構について）](#)
(H26.10.3 閲覧)
- 3-15. 教育開発推進機構教員資格審査基準
- 3-16. [國學院大學 HP 教育開発推進機構（構成員一覧）](#) (H26.10.3 閲覧)
- 3-17. [國學院大學 HP お知らせ（経済学部専任教員募集）](#) (H26.9.9 閲覧)、「経済学部専任教員募集依頼[経営戦略]」、「経済学部専任教員募集依頼[労働経済・社会政策]」
- 3-18. 「國學院大學専任教員年齢構成（平成26年度）」
- 3-19. 「専任教員年齢構成の推移（グラフ）」
- 3-20. 人間開発学部教員資格審査委員会規程
- 3-21. [「公益財団法人日弁連法務研究財団2012年度上期JLF認証評価報告（國學院大學）」](#)
- 3-22. [國學院大學学則](#)（既出 資料1-1）
- 3-23. 國學院大學教授会運営規程
- 3-24. 学部長会規程
- 3-25. 寄附行為 第3条内規
- 3-26. 教員資格審査委員会に関する規程
- 3-27. 「JREC-IN 文学部外国語文化学科平成26年度教員採用の公募情報」
- 3-28. 國學院大學文学部人事委員会に関する規程、國學院大學文学部人事委員会実施要領
- 3-29. 文学部教員資格審査委員会規程、文学部教員資格審査委員会細則
- 3-30. 「文学部人事委員会申し合わせ事項について〔確認〕」
- 3-31. 國學院大學経済学部教員資格審査委員会規程、経済学部教員資格審査実施要領
- 3-32. 「教員資格審査（昇格）基準の改定（内規の策定）について（2009年6月10日教授会決定）」
- 3-33. 法学部教員資格審査委員会規程
- 3-34. 神道文化学部教員資格審査委員会規程、神道文化学部教員資格審査委員会細則
- 3-35. 人間開発学部教員資格審査委員会細則
- 3-36. 國學院大學法科大学院教員資格審査委員会規程
- 3-37. 國學院大學研究開発推進機構教員の任用等に関する規程、國學院大學研究開発推進機構研究員等の任用等に関する規程、國學院大學研究開発推進機構客員教授の任用等に関する規程
- 3-38. 國學院大學研究開発推進機構教員等資格審査に関する規程、國學院大學研究開発推進機構教員等資格審査委員会細則
- 3-39. 教育開発推進機構教員の任用等に関する規程
- 3-40. [國學院大學 HP お知らせ（ランゲージ・ラーニング・センター教員の公募について）](#) (H26.10.3 閲覧)
- 3-41. 教育開発推進機構人事委員会規程、教育開発推進機構教員資格審査委員会規程

- 3-42. 「平成 26 年度第 1 回新任教員研修会資料集」（既出 資料 1-30）
- 3-43. [國學院大學 HP 教育開発推進機構（教育活動に関する教員自己評価）](#)
(H26.11.12 閲覧)
- 3-44. [K-Read（國學院大學研究者データベース）](#)
(<https://www7.kokugakuin.ac.jp/k-read/>)(H26.10.14 閲覧)
- 3-45. 國學院大學 『教育研究活動報告書 平成 26 年度版』
- 3-46. 「2013 年度國學院大學文学部 FD 研修会資料」
- 3-47. 「経済学部平成 24 年度業績一覧」（平成 25 年 4 月教授会資料）
- 3-48. 「法学部共同研究課題一覧（平成 23 年度～平成 25 年度）」
- 3-49. 「法学部新収資料数、タイトル数一覧（平成 23 年度～平成 25 年度）」
- 3-50. 「神社庁祭式講師研究会開催要項（平成 24 年度、25 年度）」
- 3-51. 「第 32 回神社本庁神道教学研究大会開催要綱」
- 3-52. [國學院大學 HP 人間開発学部（「國學院大學 人間開発学研究」）](#)
(既出 資料 1-45) (H27.1.13 閲覧)
- 3-53. [國學院大學 HP 人間開発学部（「人間開発学部 FD リブレット」）](#) (H27.1.13 閲覧)
- 3-54. 法科大学院ブラッシュアップ委員会規程
- 3-55. [國學院大學 HP 研究開発推進機構（刊行物一覧）](#) (H26.11.12 閲覧)
- 3-56. [國學院大學 HP 教育開発推進機構 刊行物（「教育開発推進機構紀要」、「教育開発ニュース」）](#) (既出 資料 1-54) (H26.10.9 閲覧)
- 3-57. 経済学研究科委員会の構成員に関する内規
- （以下、本文中で参照はしていないが、大学基準協会の指定により提出する資料）
- 3-58. [國學院大學大学院学則](#) (既出 資料 1-11)
- 3-59. 國學院大學法科大学院教授会運営規程

第4章の1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<学部全体>

【学士課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

本学は、建学の精神に則り、わが国の文化的伝統に根ざした学修を通して、日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さに基づく徳性を涵養し、社会の創造的発展を担い得る有用な人材を育成する。この目的を達成するために本学の教育課程を編成し、その履修を通して所定の単位を修得した学生に対して学士号を授与する。

本学学士課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）（以下「DP」という。）では、教養総合科目と専門教育科目によって構成する「わが国の文化的伝統に根ざした学修」を通して、「日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さに基づく徳性が涵養されること」を人材育成の目的とし、そのために編成された教育課程の「履修を通して所定の単位を修得した学生に対して学士号を授与する」こととしている（資料4(1)-1）。これは、「國學院大學学則」第1条に定めた教育研究上の目的「神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成すること」に対応している。「神道精神」は、平成14年度の神道文化学部設置の際に点検・評価され、「主体性を保持した寛容性と謙虚さ」ということができ、基層信仰のみならず、社会における人間の生き方の根本理念を示すと再定義されている。各学部においては、第1章で述べた教育研究上の目的をふまえ、各専門分野に応じた学位授与方針及び単位修得上の卒業要件を定めている。

現在のDPについては、具体的な資質や能力に置き換えた説明が十分ではないと考え、各学部のカリキュラム・マップ作成等を通じて、DPの見直しや開講科目の整理を進め、大学全体として、具体的な資質や能力を明示することを目指している。

<文学部>

【文学部のDP】

文学部は、建学の精神に基づき、日本ならびに諸外国の文化への深い学びをふまえて、日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神を身につけ、日本文化を世界に創造的に発信することのできる人材を育成する。この目的を達成するために、全学的な教養総合科目との融合を前提として編成された、各学科が提供する専門科目教育課程の体系的な履修を通し、所定の単位を修得した学生に対して学士号を授与する。

文学部では、教育研究上の目的として「日本文化の研究を深化させること」と「異文化との比較・相対化を通して日本文化を世界へ創造的に発信すること」を掲げている。DPでは、前者を「日本ならびに諸外国の文化への深い学びをふまえる」ことに、後者を「日本文化を世界に創造的に発信することのできる人材を育成する」ことに反映した（資料4(1)-2）。平成25年度に、学科の特長にあわせて具体化した学科のDPの策定に着手し、平成27年度中に公開予定である。

<経済学部>

【経済学部の DP】

急速に変化する現代経済とグローバル化の中にあつて、「世界の中の日本人」としての主体性を保持した寛容性と謙虚さを涵養し、経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を兼ね備え、社会に貢献する専門的教養人を育成する。この目的を達成するために本学部の教育課程を編成し、その履修を通じて所定の単位を修得した学生に対して学士号を授与する。

経済学部の DP では、「急速に変化する現代経済」と「グローバル化」をキーワードに、幅広く教養を身に付け（「世界の中の日本人」としての主体性を保持した寛容性と謙虚さの涵養）、経済と経済学に関する基礎力、日本経済に関する知見を兼ね備えた者に学士号を授与するとしている（資料 4(1)-3）。そのため、教養総合科目により「世界の中の日本人」としての主体性を保持した寛容性と謙虚さを学び、専門教育科目により経済と経済学に関する基礎力と、日本経済に関する知見を養う。

DP が学部の教育研究上の目的とほぼ同一内容であり、学修成果を具体的に示すに至っていないため、平成 25 年度のカリキュラム・マップの作成と公開及び平成 27 年度の公開に向けたカリキュラム・ツリー作成との過程を活かし、平成 27 年度以降に DP を再検討することとしている。

<法学部>

【法学部の DP】

建学の精神を理解し、本学部の教育課程を通じて法的または政治的思考力を身につけることにより、価値観の多様化する現代社会において、寛容さと謙虚さを維持しつつ、対立する利益を調整し、もしくは問題を的確に解決する力をもって社会に貢献できると思われる学生、また、社会の構成員であることを自覚し、主体的にそこに参画する意欲と能力とを持つ学生を育成する。以上の目的を達成するために編成された教育課程を履修し、所定の単位を修得した学生に対して学士号を授与する。

法学部の教育研究上の目的は、幅広い教養を身につけること、法学及び政治学に関する専門的知識を修得すること、現代社会において主体的かつ積極的に行動すること、の 3 つに大別される（資料 4(1)-4）。

前者 2 つの幅広い教養と法学及び政治学に関する専門的知識との修得を実現するために、DP では、教養総合科目の履修により培われた幅広い教養と「寛容さと謙虚さ」を、法学及び政治学の専門的知識を習得することによってさらに深めるとともに、「法的・政治的思考力」を身につけることにより、価値観の多様化する現代社会において「対立する利益を調整し、もしくは問題を的確に解決する力」を修得させることをうたっている。また、教育研究上の目的の 3 番目に掲げた現代社会において主体的かつ積極的な活動を実現するために必要な要素を、DP では、「寛容さと謙虚さ」と、「社会の構成員であることを自覚」し、「主体的に社会に参画する意欲と能力とを持つ」ことと具体化している。

現在、DP については、見直し作業を進めており、今後、学修成果をより具体化した表現にする予定である。

< 神道文化学部 >

【神道文化学部の DP】

神道を中心とするわが国の文化と社会のあり方への深い理解と、国内外の諸宗教文化の学びを通して、日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さを身につけ、国際的な視野をもち、広く日本と国際社会の創造的発展に寄与する識見をもった神道人・社会人を育成する。以上の目的を達成するために編成された教育課程を履修し、所定の単位を修得した学生に対して学士号を授与する。

神道文化学部では、上記 DP（資料 4(1)-5）を展開したものとして、A～Fまでの 6つの履修モデルを作成し、『神道文化学部ガイドブック』で示している。各履修モデルは、学部の教育研究上の目的と対応しており、履修モデル A「日本の伝統文化を学びたい学生」、C「神道の歴史（古代・中世）を学びたい学生」、D「神道の歴史を学びたい学生（近世・近代）」が、教育研究上の目的の「神道を中心とする日本の伝統文化の理解及び修習」に、履修モデル B「宗教文化を広く学びたい学生」が「内外の諸宗教及び関連する宗教文化の分析と比較」に特に合致する。また、「国際化され情報化された現代社会の発展に寄与し社会の健全な形成に貢献する人材を育成」という目的は、履修モデル E「神道の社会的実践を学びたい学生」、履修モデル F「教職に就きたい学生」を表したものとなっている（資料 4(1)-6, pp.11-20）。

< 人間開発学部 >

【人間開発学部の DP】

建学の精神に基づく伝統文化教育を基盤としつつ、人間科学を中心とする学際的・実践的学問を教授することで、論理的科学的思考力、自己表現力、知識・技能の活用力、課題解決探求能力といった中核能力（コア・コンピテンシー）と、これらを生きる力へと統合する人間力を育み、社会の諸分野において、人間の持つ資質・能力を最大限に開発することのできる創造性豊かな人材を育成する。以上の目的を達成するために編成された教育課程を履修し、所定の単位を修得した学生に対して学士号を授与する。

人間開発学部では、専門知識の獲得と実践による経験を通して、人間の持つ資質・能力を開発することのできる「人間開発」型指導者を養成することを教育研究上の目的としている（資料 4(1)-7）。DPにうたう「人間力」とは、知識と実践の融合によって育成されるものであり、本学部の教育内容の修得を通して、「人間の持つ資質・能力を最大限に開発することのできる創造性豊かな人材」として成長することが、学位授与方針の中核となっている（資料 4(1)-8）。

学修を通して修得すべき能力として、論理的科学的思考力、自己表現力、知識・技能の活用力、課題解決探求能力の 4つを中核能力（コア・コンピテンシー）と位置づけ、DPに明記している。これら 4つの能力については、各授業のシラバスで「到達目標」としても明示している（資料 4(1)-9）。

<研究科大学院>

【博士課程の DP】

博士課程前期においては、研究科で定める教育課程の単位を修得し、専門的知識を自らのものとするとともに、主体的に研究課題を定め、これに関する諸研究の検討を行い、新たな知見を加えた修士論文あるいはリサーチ・ペーパーを提出し、かつ口述試験において的確な応答を行い、十分な学力があると認定された者に、その専攻分野を示す修士号を授与する。

博士課程後期においては、研究科で定める教育課程の単位を修得するとともに、その分野の研究動向を理解した上で、独自の見解を含む博士論文を提出し、かつ口述試験において的確な応答を行い、その分野で継続的な研究が行い得ると認定された者に、その専攻分野を示す博士号を授与する。また、自ら定めた課題に対する研究が独創的であり、新境地を拓いたと認められる博士論文を提出し、かつ口述試験において博士課程後期の所定単位修得者と同等の学力があると認定された者に対しても、その専攻分野を示す博士号を授与する。

<文学研究科>

【文学研究科の DP】

博士課程前期においては、文学研究科設置目的を実現するために編成されている専攻の教育課程を履修し、所定の単位を修得するとともに、専攻分野において、自ら研究課題を定め、これに関する先行研究の検討を行い、諸資料・史料についての的確な解釈や分析を踏まえて新たな知見を加えた修士論文を提出し、かつ口述試験において的確な応答を行い、十分な学力があると認定された者に、その専攻分野を示す修士号を授与する。

博士課程後期においては、専攻の教育課程を履修し、所定の単位を修得するとともに、なおかつ先行研究を踏まえて、新知見を加えた完成度の高い博士論文を提出し、かつ口述試験においても的確な応答を行い、研究者として自立できる学力があると認定された者に、その専攻分野を示す博士号を授与する。また、自ら定めた課題に対する研究が独創的であり、新境地を拓いたと認められる博士論文を提出し、かつ口述試験において博士課程後期の所定単位修得者と同等の学力があると認定された者に対しても、その専攻分野を示す博士号を授与する。

文学研究科は、教育研究上の目的として、日本文化の真髄を理解し、かつ幅広い知識を持つ研究者及び専門的な業務に従事する者を養成することを明示している(資料 4(1)-10)。

DP では、博士課程前期において、文学研究科設置目的により編成されている専攻の所定の単位を修得するとともに、専攻分野において先行研究を進展させた修士論文を提出し、かつ口述試験において十分な学力があると認定されたものに修士号を授与することを述べている。また、博士課程後期においては、同様に所定の単位を修得するとともに、新たな知見を加えた完成度の高い博士論文を提出し、かつ口述試験においても研究者として自立できる学力があると認定されたものに博士号を授与することを明示している。

< 法学研究科 >

【法学研究科の DP】

博士課程前期（修士）においては、学部教育における幅広い教養と基礎的な専門教育を踏まえ、法学または政治学についての高度な専門知識を十分に自らのものとし、主体的で独自の観点から現代社会における法的・政治的事象に臨む姿勢を示す成果をあげた者に対し、修士号を授与する。

博士課程後期（博士）においては、博士課程前期（修士）で求められる高度な専門知識と主体的で独自の姿勢に加えて、自らの研究成果を纏めるための研究計画を立案し、着実に実行することができ、かつ、実行のために必要とされる資料収集、読解能力、語学力及び情報処理技術などを身につけ、今後、専攻分野において独創的研究を継続的に行い、後進を指導する能力を身につけたことを示す成果をあげた者に対し、博士号を授与する。

法学研究科は、教育研究上の目的として、学統の継承者である研究者の養成とともに高度専門職業人の育成を積極的に行うことを明示している（資料 4(1)-11）。

これを受けて DP では、修士の学位を授与する者として、高度な専門知識を基盤とし、「主体的で独自の観点から現代社会における法的・政治的事象に臨む姿勢を示す成果」をあげてことを求めている。このことは、高度な専門知識、対象とする具体的事象への関心、分析方法の実際的適用などを自らのものとする要請を示唆しており、社会に貢献する高度職業人の基礎を形成した者、更なる研究者への前進を期待する者に学位を与えることを示している。

また、博士の学位を授与する者として、研究計画実行のために必要とされる「資料収集、読解能力、語学力及び情報処理技術など」を身につけた上で、研究の継続と同時に「後進を指導する能力」の習得をも要請している。このことは、研究内容の独自性と並んで研究遂行過程における具体的な技術的能力と指導能力を示唆しており、教育研究上の目的にある学統の継承者と成りうる成果をあげたと認めるものである。

< 経済学研究科 >

【経済学研究科の DP】

博士課程前期（修士）においては、学部教育における経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を踏まえ、経済学、経営学、会計学または税務に関わる専門分野について十分な学力があると認定された者に対して、修士号を授与する。

博士後期課程（博士）においては、博士課程前期（修士）で求められた最先端の専門的知識に加えて、理論的革新や新しい知見の発見などの独創的研究を行い、今後、専攻分野において研究・教育する能力を身につけたことを示すことができる成果をあげた者に対して、博士号を授与する。

教育研究上の目的には「高度な専門的知識と能力を持つ職業人」及び「豊かな学識と創造的な研究能力をもつ研究者」という二種の養成したい人材像を明記している（資料 4(1)-12）。これに対して DP では、修士の学位を授与する者として、「経済学、経営学、会計学または税務に関わる専門分野について十分な学力があると認定された者」という職業人

としての能力の内容、または、研究者を志す者については更なる研究を行うための基礎能力の内容を明示している。

また、博士の学位を授与する者として、「理論的革新や新しい知見の発見などの独創的研究を行い、今後、専攻分野において研究・教育する能力を身につけたことを示すことができる成果をあげた者」という研究者並びに高等教育機関における教育者としての能力の内容を明示している。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<学部全体>

【学士課程における教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）】

本学は、「伝統と創造」「個性と共生」「地域性と国際性」の調和を研究教育の基本方針とする教育課程の編成を行う。すなわち、幅広い教養教育と専門教育の学修を通して、日本文化への理解に基づく豊かな教養と人間性、異文化に対する理解に支えられた共同意識、社会の発展に寄与できる人材として必要な能力の涵養を目指す教育課程を編成する。こうした教育課程により、世界に開かれた日本文化の新たな創造と発展に貢献し、日本文化を世界に発信できる専門性と教養を備えた有用な人材を育成する。

(1) で述べたとおり、教育研究上の目的にうたわれている「神道精神」を、「日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さ」と定義し、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）（以下「CP」という。）を展開している（資料4(1)-1）。

日本人としての主体性を養うためには、日本文化を地域性や個性に着目し、理解することが必要であり、寛容性や謙虚さは、深い他者理解や異文化理解を基に、多様性を認める姿勢から生まれると本学では考えている。このことから、CPでは、「伝統と創造」「個性と共生」「地域性と国際性」の調和を図ることを基本方針として明示している。

<文学部>

【文学部のCP】

本学部は、日本文化の独自性と普遍性についての考究を通して徳性を涵養し、その成果を世界に向けて発信できる人材を育成するために5つの学科を設置している。各学科では、1年次に基礎学力・スキルの修得と、概論系の科目による専門領域全体の理解を促す。そのうえで2年次以降に演習系の科目を中軸として専門的な知見と実践力を養い、その成果としての卒業論文執筆に導くように教育課程を編成している。

以上の教育課程を通じて、日本文化の創造と形成に総合的に寄与し、日本文化を世界に発信できる専門性と教養を備えた有為な人材を育成する。

文学部では、教育研究上の目的にうたう「日本文化の研究を深化させる」学修は、各学科の特性をふまえつつ行う、1年次の「基礎学力・スキルの修得と、概論系の科目による専門領域全体の理解」と概ね対応している。また、「異文化との比較・相対化」とは2年次以降に展開される「演習系の科目を中軸として専門的な知見と実践力」を養う部分に対応している。「日本文化を世界へ創造的に発信することのできる人材を育成すること」は、卒業論文、または応用・展開を目標とした演習科目に取り組むことにより、4年間の学修の総合成果として、自己の思考を国内外における先行研究のなかで批判検討した上で表現

化することに求められるものである。

また、CPの「日本文化の独自性と普遍性についての考究を通して徳性を涵養し、その成果を世界に向けて発信できる人材を育成する」という目的はDPで示す「日本ならびに諸外国の文化への深い学びをふまえて、日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神を身につけ、日本文化を世界に創造的に発信することのできる人材を育成する」という箇所に対応している。日本の歴史・文化の考究のみにとどまらず諸外国の歴史・文化を視野に入れる重要性を強調しているところに要点がある（資料4(1)-2）。

<経済学部>

【経済学部のCP】

本学部は、教育の「現代化」「現場化」「情報化」という基本方針のもと、激動する現代経済・社会において、ビジネスパーソンとして、市民として貢献するために必要な経済と経済学に関わる専門基礎力の修得を目的とした教育課程を編成する。具体的には学生が現代経済の多角的な諸相を個々の興味・関心に即して学ぶためのガイドとして経済学科の中に「経済の理論と歴史」「日本の経済システムと政策」「グローバル経済」、経済ネットワーク学学科の中に「地球環境と開発」「地域づくりと福祉」「情報メディア」、経営学科の中に「マネジメント」「会計情報」のあわせて8つのコースを設定し、日本語・外国語ならびに情報リテラシー教育の充実（自己表現・コミュニケーション・情報の受発信能力の涵養）、基礎から応用までの系統的カリキュラム、少人数による演習教育を柱とする教育課程編成によって実現する。以上の教育課程を通して、企業をはじめ地方自治体、NPO、NGOなど国内外で活躍できる人材の育成を目指す。

経済学部では、教育研究上の目的とDPで述べているように（資料4(1)-3）、急速に変化する現代経済とグローバル化する社会経済情勢に対応して、経済と経済学に関わる専門基礎力の修得を目的とした教育課程を編成することとし、教育の「現代化」「現場化」「情報化」を基本方針としている（第1章（1）参照）。この基本方針を実現するための方法として、日本語・外国語並びに情報リテラシー教育の充実（自己表現・コミュニケーション・情報の受発信能力の涵養）、基礎から応用までの系統的カリキュラム、少人数による演習教育を挙げ、CPに明記している。

<法学部>

【法学部のCP】

本学部では、個々の学生自らが社会の構成員であることを自覚し、責任ある態度で社会に参画・貢献しようとする意欲の醸成とそのために必要な能力の開発をはかれるように、教育課程を編成している。

具体的には、入学時に学生が抱く将来の目標の方向性および具体性に応じて、三つの専攻（法律専門職専攻、政治専攻、法律専攻）を設置し、それぞれ、導入教育の内容、教授の方法、科目配置の面から、学生による目標の設定・具体化・実現を支援する。

以上の教育課程によって、社会的事象を洞察する力および、法と政治の世界において必要とされる論理的思考力を涵養し、社会において対立する利益の調整、また社会的問

題の的確な解決を成し遂げることのできる人材を育成する。

法学部の人材育成の目的は、幅広い教養を身につけること、法学及び政治学に関する専門的知識を習得すること、現代社会において主体的かつ積極的に行動すること、の3つに大別される。法学部のCPでは、それぞれの学生の将来の目標の方向性及び具体性に依りて「3つの専攻を設置し、導入教育の内容、教授の方法、科目配置」に工夫を凝らし、法学及び政治学に関する専門的知識の習得とその運用能力の修得を図ること、主体的な行動の動機付けを行うことを述べている（資料4(1)-4）。

法学部のCPは修得すべき学修成果として、法的政治的思考力とそれによる利益調整能力、問題解決能力を身につけ、「社会の構成員であることを自覚」し、「主体的にそこに参画する意欲と能力とを持つこと」を挙げている。このために3つの専攻を選択するそれぞれの学生に合った専門的知識の習得を図るとともに、演習科目等を通じて「社会において対立する利益の調整、また社会的問題の的確な解決を成し遂げること」ができる能力を育成しようとしている。

CPとDPの対応関係は、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーによって示されている。カリキュラム・マップでは、DPで述べている目標を①～⑨の具体的教育目標に細分化し、個別の科目が達成すべき具体的教育目標を明示している。また、カリキュラム・ツリーでは、各科目の内容的連関を示すことで、学生の専門的な知識の体系的習得を促している（資料4(1)-13、資料4(1)-14）。これによって、具体的な教育目標とカリキュラムが関係付けられ、教育目標の成果を積み上げる形で、DPの目標に到達することが示されている。

< 神道文化学部 >

【神道文化学部のCP】

本学部の教育課程は、神道を中心とする日本の伝統文化を深く理解し、内外の諸宗教文化の比較研究を通して、わが国の文化と社会のあり方を理解することを目的としている。このために、「神道文化コース」「宗教文化コース」の2コースを設け、入学から卒業まで一貫した少人数による演習教育を中軸としたカリキュラム編成を行う。以上により、教員・学生が相互に研鑽しつつ学修の質を高め、もって国際化され情報化された現代社会の発展に寄与し社会の健全な形成に貢献できる人材を育成する。

神道文化学部では、教育研究上の目的に「神道を中心とする日本の伝統文化の理解及び修習」と「内外の宗教及び関連する宗教文化の分析と比較」とを併記している（資料4(1)-5）。これは学科内コースである神道文化コースと宗教文化コースに対応している。神道文化コースは、祭りの伝統・神社史・神道古典・神道思想史など神道に関する諸分野を学び、神職になるための教養を身に付けることを主体としたコースであり、宗教文化コースは、日本の宗教や文化及び世界の宗教文化を学び、研究するコースである（資料4(1)-15、資料4(1)-6,p.6）。

また、CPでも述べているように「入学から卒業まで一貫した少人数による演習教育を中軸」として教員・学生の相互研鑽を図ることにより、「国際化され情報化された現代社会の発展に寄与し社会の健全な形成に貢献する人材を育成」することを目指している。

さらに、DPで述べている「神道を中心とするわが国の文化と社会のあり方への深い理

解」は神道文化コースに、「国内外の諸宗教文化の学び」は宗教文化コースに対応している。学科内に2コースを設けつつ、少人数による演習教育を中軸として、主体性を保持した寛容性と幅広い識見をもち、社会に貢献する人材を育成することを図っている。

教育研究上の目的並びにDP、CPに基づき、専門教育科目の中で、必修及び選択必修科目について、4つの学習・教育目標を授業ごとに定め、その関連性をカリキュラム・マップとして公開し、学生への周知を図っている（資料4(1)-6,pp.8-9）。

<人間開発学部>

【人間開発学部のCP】

本学部では、「人間開発」という理念による人材育成を実現するため初等教育学科、健康体育学科、子ども支援学科の3つの学科を設置し、日本の伝統文化に関する授業の充実、多彩な専門・経歴を持つ教員の配置による理論と実践の双方を兼ね備えることができる体系的カリキュラムの構築、多様な専門性を有した学際的カリキュラムの設定、少人数型の修学指導・支援体制の実現（「響同」）、「民学官連携」の地域貢献理念に基づき、社会体験的な実習・演習の整備と地域社会との連携促進（「共育」）、といった方策を実施する。これにより、広い視野と深い洞察力を備え、今日的課題に答え得る人間力を有した教育者・指導者を育成する。

人間開発学部の教育課程は、専門的かつ学際的な知識の教授に加えて、経験に基づく実践能力育成を柱として編成されており、これは「人間発達に関する諸領域の専門的知識の教授及び体系的な実践的指導」による「人間開発」型指導者の育成という本学部の目的と呼応したものである（資料4(1)-7）。

CPは、DPで定める養成すべき能力・人材像を具現化するための方策であり、特にコア・コンピテンシーの育成を念頭に置いて設定されたものである。具体的な対応関係は下表のとおりである。

DP内の単語 CP内の単語	論理的科学的 思考力	自己表現力	知識・技能の 活用力	課題解決 探求能力
伝統文化教育の充実	○			
理論と実践の体系的カリキュラム	○		○	
学際的カリキュラム	○			
少人数型指導体制		○		○
実習・演習の整備		○	○	○
地域連携促進			○	○

また、授業科目ごとに教育研究上の目的やDPで明示した養成すべき能力・人材像との対応を表したカリキュラム・マップを平成25年度に作成し、人間開発学部HPで公表している（資料4(1)-16）。

<研究科大学院>

【博士課程のCP】

大学院の設置目的を具現化するために文学、法学、経済学の3研究科を置き、学生が

専門的知識を修得するとともに、研究課題に主体的に取り組んで成果があげられるようになることを方針としている。この方針に基づいて、各研究科とも博士課程前期（修士）と博士課程後期（博士）とを一貫させた教育課程として設け、前期課程では、研究課題に主体的に取り組むのに必要となる幅広い学力と能力が修得できるように、専攻分野ごとに演習、論文指導演習および講義科目などを編成している。後期課程では、専攻分野に関する独創的かつ自立した研究を行う能力、専門的業務に必要な高度な能力が修得できるように、専門分野の演習と論文指導演習あるいは研究指導を編成している。

< 文学研究科 >

【文学研究科の CP】

文学研究科の設置目的を具現化するために研究科内に神道学・宗教学専攻、文学専攻、史学専攻の3専攻を置き、さらに各専攻内に専門分野に基づいたコースを設けることによって、学生各個の研究課題を具体化できるようにすることを方針としている。その上で、博士課程前期（修士）と博士課程後期（博士）とを一貫させた教育課程として設けている。前期課程においては、広い視点と学識を涵養するとともに、専攻分野に関する高度な研究能力と専門的業務を担うための能力を培うことを方針として、専門分野の演習、論文指導演習および講義科目などを編成している。後期課程においては専攻分野に関する自立した研究活動を行う能力と専門的業務を担うためのより高度な能力を培うことを方針として、専門分野の演習と論文指導演習を編成している。

さらに博士課程前期ならびに後期においては、文学研究科ならびに各専攻の設置目的を実現するために、必要に応じて実習科目を設け、実地あるいは実務的な研究能力・専門的業務能力が修得できることも編成方針としている。

文学研究科では、教育研究上の目的において「日本文化の真髄を理解し」「幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与することができる」研究者と「専門的な業務に従事する者」を養成することをうたっている（資料4(1)-10）。

教育課程の編成にあたっては、指導教員の演習を毎年受講して研究発表を重ねながら指導を受け、学位論文を作成するとともに、研究能力及び専門的業務能力を修得することを基本方針としている。そのため、各分野における研究方法を学ぶとともに、論文指導演習を通じて研究論文の作成法を修得し、講義を通じて多様な分野の最新の研究成果を学ぶ教育課程を編成している。学生にあっては、各専攻内に設けられた専門分野に基づいたコースによって、各個人の研究課題を具体化できるようにしている。

< 法学研究科 >

【法学研究科の CP】

指導教員の下で、論文指導演習を通じて、個別的な専門領域における研究テーマを極めることと並行し、関連諸領域における法的・政治的な諸問題についてそれぞれの研究科目の履修を通して学ぶことが期待されている。

なお、新たに生起する問題や先進的な研究動向に応じた学習の機会を確保するために特殊研究を設置している。

(1) で述べたように、法学研究科の教育研究上の目的では、学統の継承者である研究

者の養成と、高度専門職業人の育成を積極的に行うことを宣言し、「専門的分析能力を用いて」「社会的諸問題の解決に貢献する」ためには、専門性と社会性をともに備えた分析能力が求められると述べている（資料4(1)-11）。これを受けて、CPでは個別的な専門領域における研究と並行して、関連諸領域における法的・政治的な諸問題についても「研究」科目によって学ぶことを期待している。これは、自らの研究とその領域の持つ歴史的・構造的意味を理解し、かつ意識することを重視しているためである。

また、教育研究上の目的にある「独創的研究を行う」研究者となるには、「新たに生起する問題や先進的な研究動向に応じた学習」が必要であるため「特殊研究」科目によってそれらを学ぶことが必要と考えている。これは、研究計画を自らの力で実行する技術的能力を身につけ、今後の専攻分野における独創的研究を継続的に行い、後進に対する指導能力を身につけた者に対し、博士の学位を授与すると述べているDPとも一致している。

<経済学研究科>

【経済学研究科のCP】

博士課程前期（修士）においては、指導教員が担当する授業科目および論文指導を通じて、自己の専門領域における専門的知識を学ぶことと並行し、自己の専門領域の関連諸領域について授業科目の履修を通して学ぶこと。さらにアカデミック・コース、グローバル・コース、キャリア・コースの各コースを選択した者は、当該コースの選択必修科目から所定の単位数の科目を修得すること。

博士課程後期（博士）においては、指導教員が担当・指定する授業科目を修得するとともに、指導教員のもとで研究指導を受けること。

経済学研究科の教育研究上の目的では、養成する人材像を「高度な専門的知識と能力を持つ職業人」及び「豊かな学識と創造的な研究能力をもつ研究者」の二つとしている（資料4(1)-12）。これに合わせ、CPにおいては、博士課程前期並びに後期において選択すべき授業科目の種類と方向性を明示している。前期課程においては「アカデミック・コース」「グローバル・コース」「キャリア・コース」の3つのコースによって授業科目の種類と方向性を示し、後期課程においては指導教員の指導のもとに授業科目を修得し、研究を行うことの重要性を示している。

DPでは、修士の学位を授与する条件として「経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見」をふまえ、専門分野について十分な学力があると認定されることを求めている。博士の学位を授与する条件として、修士で求められた「最先端の専門的知識」に加えて、「理論的革新や新しい知見の発見などの独創的研究を行う」ことを求めている。CPに基づく履修がDPの達成をもたらすという対応関係にある。

（3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<学部全体>

各学部・学科の教育研究上の目的、DP、CPは大学HPに掲載するとともに、受験生を対象とする『入学案内』に掲載し、周知を図ってきた（資料4(1)-17,pp.31,53,59,69,78）。平成25年度には全学部でカリキュラム・マップを作成し、DPとCPの整合性や全学のポ

リシーとの関係性について検討がなされたことから、各教員はポリシー等について認識をしている。また、在学生に対しては、『履修要綱』に教育研究上の目的を明記し、周知を図っている（資料 4(1)-18,p.161）。

<文学部>

学部の教育研究上の目的、DP、CP は、学部 HP や『入学案内』に掲載し、周知を図っている（資料 4(1)-2、資料 4(1)-17,p.31）。また、平成 25 年度に公開したカリキュラム・マップ（資料 4(1)-19）作成を通じて、関係教員の理解を図った。ポリシー等の浸透についての検証作業はまだなされていないが、適切な方法と時期を検討のうえ行っていく予定である。

<経済学部>

学部の教育研究上の目的、DP、CP は、学部 HP や『入学案内』で公開し、周知を図っている（資料 4(1)-3、資料 4(1)-17, p.69）。これらの学生に対する周知の検証については、1 年次前期の必修科目「基礎演習 A」の終了時アンケートによって行っている（資料 4(1)-20）。

<法学部>

学部の教育研究上の目的、DP、CP は、学部 HP や『入学案内』に掲載し、周知を図るとともに（資料 4(1)-4、資料 4(1)-17, p.59）、学部パンフレットや『法学部攻略マニュアル』でわかりやすく説明をしている（資料 4(1)-21,pp.2,8,14、資料 4(1)-22,pp.4-10）。また、新入生対象の学科ガイダンスではより具体的な説明を行っている。教員に対しては、第 1 章で述べたティーチング・ポートフォリオの作成と、それに基づく全体研究会で学部の目的、DP、CP の理解を進めている（資料 4(1)-23）。

ポリシー等がどの程度学生に周知されているか、平成 25 年度から学部 FD 推進事業の一環として学生アンケートを実施し、検証を行っている（資料 4(1)-24）。

<神道文化学部>

学部の教育研究上の目的、DP、CP は、『神道文化学部ガイドブック』や神道文化学部 HP、『入学案内』に掲載して、周知を図っている（資料 4(1)-6, p.3、資料 4(1)-5、資料 4(1)-17, p.53）。また、在学生に対しては、1 年次の場合、新入生ガイダンスや「神道文化基礎演習」の授業時、2 年次は「神道文化演習」の授業時、及び各年次の履修ガイダンスにおいて、DP や CP に関する説明を行っている。

ポリシーそのものの浸透を直接検証する試みは行っていないが、学生には入学時と卒業時のアンケートにおいて、DP や CP に基づいて設定した履修モデルへの関心満足度を図っている（資料 4(1)-25,Q3、資料 4(1)-26,Q8）。

<人間開発学部>

学部の教育研究上の目的、DP、CP は、人間開発学部 HP と『入学案内』に掲載するとともに（資料 4(1)-7、資料 4(1)-17, p.78）、学生に配付する『人間開発学部ガイドブック』

では、より分かりやすい形で掲載している（資料 4(1)-27,pp.2-6）。1 年次生に対しては、オリエンテーション期間中の学部・学科ガイダンスにおいて、ガイドブックを基にその趣旨を説明している。また、学部専門教育科目シラバスの到達目標を、修得すべき学修成果として定めるコア・コンピテンシーの視点から記載することで、学生が履修を通して DP を理解できるよう工夫している（資料 4(1)-9）。そのほか、「國學院大學人間開発学会」の活動を通して、学部設置の目的、人材養成像、教育方法等について学生の理解を深める取り組みを行っているが、学生への浸透の検証に関しては今後の課題である。

教職員においては、学部教授会で月 1 回設けられる FD 協議事項の議題検討や、ブラッシュアップ委員会、人間開発学会におけるシンポジウムを通じて、学部の教育目標や人材養成の目的等を再確認している。

< 研究科大学院 >

研究科・専攻の教育研究上の目的、DP、CP は、各研究科 HP に掲載している（資料 4(1)-10、資料 4(1)-11、資料 4(1)-12）。また、受験生に対しては「大学院学生募集要項」に掲載することで周知を図っている（資料 4(1)-28,p.1）。

ポリシー等の学生への浸透度合いについては特に検証を行っていない。

（4）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

< 学部全体 >

教育研究上の目的、DP、CP の妥当性や適切性を検証する体制は特に構築していないが、カリキュラム改定時に検証を行っている。平成 25 年度のカリキュラム・マップ作成時に、3 ポリシー（DP、CP、アドミッション・ポリシー）を点検し、目的やポリシー自体の妥当性や適切性を評価するとともに、授業科目の内容や評価方法との整合性を検証した。

教養総合科目に関しては、学生の単位修得状況から得た志向性や履修の傾向を基に、平成 25 年度に CP に準ずる目標・目的を設定し、科目構成を改定した（資料 4(1)-29、資料 4(1)-30）。この改定及び目標設定の成果は、今後学生の履修状況や単位修得状況を分析して検証する予定である。

< 文学部 >

学部の教育研究上の目的、DP、CP をふまえて、平成 25 年度に各学科の 3 ポリシーの策定に着手し、カリキュラム・マップを作成した。3 ポリシーについては、平成 27 年度中の公開を予定しているが、それに先駆けてカリキュラム・マップを学部 HP 上で公開している（資料 4(1)-19）。その適切性の検証は今後の課題である。

< 経済学部 >

平成 25 年度のカリキュラム・マップの作成と公開（資料 4(1)-31）、平成 26 年度に実施しているカリキュラム・ツリーの作成を通して、3 ポリシーの検証を行った。そこでの課題をふまえ、平成 27 年度以降に 3 ポリシーを再検討することとしている。

<法学部>

平成 20 年度の新カリキュラム開始以来、科目単位での授業担当者会議及び専攻単位での授業担当者会議を定期的で開催し、講義内容と DP・CP との整合を図っている。平成 24 年度からは、学部全専任教員を構成員とする学部 FD 推進事業により、ティーチング・ポートフォリオの作成を通じて、各科目と DP・CP との関係を個別に検証し、全体研究会を通じて成果の共有を行っている（資料 4(1)-32、資料 4(1)-33）。

<神道文化学部>

目的、ポリシー等の適切性については、以下の機会に毎年度検証を行っている。DP の適切性については、年度末の学部教授会における学生の卒業延期率や留年率の分析を通して問い直している。また、CP と DP は、6 月～12 月にかけて学部教務委員会や学部教授会で次年度の開講講座の審議・検討を行う際に再確認している。本学部では学生の学問的関心に合わせて体系的に学ぶことができるよう履修モデルを提示しているが（資料 4(1)-6, pp.11-20）、実際の学生の履修の動向や「新入生アンケート」、「卒業生アンケート」の結果を参照して検討を行っている（資料 4(1)-25、資料 4(1)-26）。なお、CP は、「神道文化基礎演習」・「神道文化演習」の担当者会議での討議を通じても検証している。検証の際には履修者数・単位修得者数や各担当教員の把握する教育成果を参照している。

<人間開発学部>

学部教職員と外部委員からなる「國學院大學人間開発学部ブラッシュアップ委員会」において学部の教育目標、CP に基づいて実施している教育の適切性を検証している（資料 4(1)-34）。ブラッシュアップ委員会から出される提言を基に、学部教授会では次年度の教育方針、方法の確認を行っている（資料 4(1)-35）。

<文学研究科>

教育研究上の目的、DP、CP の適切性を組織として検証することは行っていない。ポリシー等の実現は、教員個人の教育研究活動の中での努力に任されている。

<法学研究科>

平成 22 年度の 3 ポリシー策定に向けた審議過程において、教育研究上の目的を検証した。その後は、学生数が少数であることから、学生の教育研究指導について、授業を担当する教員間で緊密に意見交換を行う環境にある。この意見交換の過程がカリキュラムの適切性についての検証になっていると考えている。総合的な制度的検証は、成果としての単位の修得と論文作成及び学位の授与により、行っている。

<経済学研究科>

平成 22 年度の 3 ポリシー策定に向けた審議過程において、教育研究上の目的を検証したが、その後 CP や DP の適切性の検証は特に行っていない。

2. 点検・評価

●基準4-1の充足状況

学部・研究科・課程ごとに、教育目標に基づいた学位授与方針並びに教育課程の編成・実施方針を明示し、大学構成員に対する周知とHP等を通じての社会への公表もなされている。また、大半の部署が、見直しに着手もしくは予定し、その適切性を問うていることから、同基準をおおむね充足していると判断できる。

① 効果が上がっている事項

- 1) 学生アンケートを在学中に複数回実施し、DP・CPに対する意見収集を行っている。かつ、この取り組みが継続して行われている(資料4(1)-20、資料4(1)-25、資料4(1)-26)。
＜(3) 経済学部・神道文化学部＞
- 2) DPで修得すべき能力として示している4つの中核能力(コア・コンピテンシー)を、各授業の到達目標で具体的に説明し、シラバスに明示している(資料4(1)-9)。
＜(1) (3) 人間開発学部＞
- 3) ティーチング・ポートフォリオの作成を通じて、CPを教員側が理解・検証する機会(仕組み)が作られている(資料4(1)-23)。
＜(3) 法学部＞

② 改善すべき事項

- 1) 全体的にDPの抽象度が高く、学生自らが本学で身につけるべき学修内容・成果として実感しづらい。また、どのようなカリキュラムを通してそうした能力が身につけられるのかが分かりづらい(資料4(1)-1、資料4(1)-2、資料4(1)-3、資料4(1)-4、資料4(1)-5、資料4(1)-7、資料4(1)-10、資料4(1)-11、資料4(1)-12)。
＜(1) 大学全体＞
- 2) カリキュラム・マップで明示されている「能力」は、抽象度が高く、これから大学で学んでいく1年生にとっては理解しづらいと思われるところがある。学生に周知するには、丁寧な説明が必要ではないか(資料4(1)-19、資料4(1)-31、資料4(1)-6、資料4(1)-16)。
＜(1) 文学部、経済学部、神道文化学部、人間開発学部＞
- 3) DP・CPを学生がどの程度理解しているかを検証する仕組みが必要ではないか。
＜(3) 文学部、人間開発学部、研究科大学院＞
- 4) DP及びCPの策定後、特に明確な検証がなされておらず、実現も各教員に委ねられている。組織的にDP・CPを定期的に検証する仕組みが必要ではないか。
＜(4) 文学研究科、法学研究科、経済学研究科＞

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- 1) 経済学部では、今後も学生アンケートを継続して実施し、学部の取り組みへの検証に役立てていく。
＜(3) 経済学部＞
神道文化学部では、現在、学部FD推進事業により、諸々のアンケートの実施についてシステム化・効率化を図っている。今後も、実施・分析にかかる負担を軽減しつつアンケートを継続し、カリキュラム改善や授業方法改善に役立てていく。
＜(3) 神道文化

学部＞

- 2) 人間開発学部では、今後も同様の取り組みを継続し、修得すべき能力を明示して周知を図る。＜（１）（３）人間開発学部＞
- 3) 法学部では、平成 27 年度以降も学部全体・専門分野ごと・科目ごとの観点からティーチング・ポートフォリオに基づく振り返りを継続する。このことにより、教員側が CP を理解・検証する機会を維持する。＜（３）法学部＞

② 改善すべき事項

- 1) 学士課程としての DP については、学部ごとのポリシーが明確であれば、全体のポリシーは必要ないという考え方もあるため、平成 27 年度の教務部委員会において、廃止も含め、多角的、総合的に検討する。＜（１）学部全体＞
 文学部では、各学科の DP を平成 25 年度から 26 年度にかけて検討し、それに基づいて CP とカリキュラム・マップを作成した。そのため、FD アンケートを含めた検証作業を今後実施し、適宜見直しを行う予定である。＜（１）文学部＞
 経済学部では、現在、科目名の変更を中心とした、カリキュラム編成の見直しを考えており、そのなかで DP も再検討する予定である。＜（１）経済学部＞
 法学部では、ティーチング・ポートフォリオの検討結果を受けて、平成 27 年度以降、DP と CP の再検討を行う予定である。＜（１）法学部＞
 神道文化学部では、平成 26 年度から、学部が養成したい人材像を体現していると評価した卒業生を、学部パンフレットや HP において紹介している。これらの編集作業を通じて、学生に身につけさせたい能力をより具体的に検討し、DP の改訂に反映させる。＜（１）神道文化学部＞
 人間開発学部では、教務委員会を中心として、平成 27 年度中に DP の見直しを実施する。＜（１）人間開発学部＞
 大学院では、専門分野によって個別の研究指導内容が大きく異なるため、全体を包括するポリシーの抽象度を高く設定してきた。その代わりに、研究指導をより体系的に行えるよう、各研究科では、専門が近い教員や、学位論文指導に当たる主査と副査との連携などの試みを始めている。例えば文学研究科では、1 か月に一度程度の頻度で専攻会議を開催し、各教員の指導内容の相互確認や、専攻としての指導方針、学位授与方針の確認等を行っている。法学研究科並びに経済学研究科では、関連分野の教員が集まり、学位論文指導の方針を相談する機会を持っている。＜（１）文学研究科・経済学研究科・法学研究科＞
- 2) 各学部・学科のカリキュラム・マップについて、教務部を中心に、検証の視点等大学としての指標を提示していく。＜（１）大学全体＞
 文学部では、学生に対して、新しく作成したカリキュラム・マップに関する説明をまだ行っていないため、平成 27 年度の入学時、各学科のガイダンスにおいて、履修の説明とともに説明する予定である。＜（１）文学部＞
 経済学部では、平成 27 年度に学部 DP の見直しと学科 DP の策定を行う予定である。その検討過程において、学部及び学科の学修成果を明確にし、カリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップを再作成する予定である。＜（１）経済学部＞

神道文化学部では、平成27年度の神道文化基礎演習で、カリキュラム・マップに示している能力すなわち「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「技能・表現」と授業実践を意識的に関連付けて、周知に努める。＜（1）神道文化学部＞

人間開発学部では、平成28年度中を目途にカリキュラム・ツリーの作成を行う予定であり、その作業の中でカリキュラム・マップに記載する各能力についても再検討を行うこととしている。＜（1）人間開発学部＞

- 3) 文学部では、学生に対して、学科ごとに新しく作成したCP・DPの説明をまだ行っていない。平成27年度の入学時、各学科ガイダンスで履修の説明とともに行う予定である。その後、FDアンケートなどを用いて検証作業をしていく。＜（3）文学部＞

人間開発学部では、他学部における実施状況等をふまえ、平成27年度中に学生アンケートを実施する。＜（3）人間開発学部＞

各研究科のDP・CPは、学問をする際の基本姿勢を広く示したものとなっている。学期始めの履修登録期間には、指導教員と学生との間で、履修を希望する個々の科目が持つ専門知識の位置づけや社会的意義の確認を行い、当該学生の研究における意味を理解させている。今後も履修登録や科目履修の過程、最終試験を通して、各研究科のDPやCPに対する学生の理解を確認していく。＜（3）研究科大学院＞

- 4) 文学研究科では、毎年度の『大学院学生便覧』の改訂時に、研究科委員会において3ポリシーを確認していく方針である。＜（4）文学研究科＞

法学研究科と経済学研究科では、今後、毎年度1月の研究科委員会において、3ポリシーの内容が研究科運営の実情と合致しているかを検証する。その上で、最終試験における成績判定基準並びに春季や次年度の入学試験における合否判定方針を確認する。＜（4）法学研究科、経済学研究科＞

4. 根拠資料

- 4(1)-1. [國學院大學 HP 國學院大學における学士課程教育実施方針（3つのポリシー）](#)（H26.11.10 閲覧）
- 4(1)-2. [國學院大學 HP 文学部（教育研究上の目的と方針）](#)（既出 資料 1-34）（H27.3.12 閲覧）
- 4(1)-3. [國學院大學 HP 経済学部（教育研究上の目的と方針）](#)（既出 資料 1-4）（H26.10.9 閲覧）
- 4(1)-4. [國學院大學 HP 法学部（教育研究上の目的と方針）](#)（既出 資料 1-37）（H26.10.3 閲覧）
- 4(1)-5. [國學院大學 HP 神道文化学部（教育研究上の目的と方針）](#)（既出 資料 1-41）（H26.10.3 閲覧）
- 4(1)-6. 『平成26年度 神道文化学部ガイドブック』（既出 資料 1-40）
- 4(1)-7. [國學院大學 HP 人間開発学部（教育研究上の目的と方針）](#)（既出 資料 1-43）（H27.3.12 閲覧）
- 4(1)-8. [國學院大學 HP 人間開発学部（概要と特色）](#)（H26.10.3 閲覧）
- 4(1)-9. [平成26年度シラバス：初等科教育法（社会）](#)（H26.10.7 閲覧）
- 4(1)-10. [國學院大學 HP 文学研究科（教育研究上の目的と方針）](#)（H26.10.3 閲覧）

- 4(1)-11. [國學院大學 HP 法学研究科（教育研究上の目的と方針）](#)（既出 資料 1-14）
（H26.10.3 閲覧）
- 4(1)-12. [國學院大學 HP 経済学研究科（教育研究上の目的と方針）](#)
（既出 資料 1-15）（H27.3.12 閲覧）
- 4(1)-13. [「法学部各専攻カリキュラム・マップ」法律専攻、法律専門職専攻、政治専攻](#)
（既出 資料 1-61）
- 4(1)-14. [「法学部各専攻カリキュラム・ツリー」法律専攻、法律専門職専攻、政治専攻](#)
（既出 資料 1-62）
- 4(1)-15. [國學院大學 HP 神道文化学部（カリキュラム・演習）](#)（H26.10.3 閲覧）
- 4(1)-16. [「人間開発学部各学科カリキュラム・マップ」初等教育学科、健康体育学科、子ども支援学科](#)（H27.3.16 閲覧）
- 4(1)-17. 『國學院大學 2014 入学案内』（既出 資料 1-28）
- 4(1)-18. [『平成 26 年度履修要綱 文学部・法学部・経済学部・神道文化学部』](#)（既出 資料 1-5）
- 4(1)-19. [「文学部各学科カリキュラム・マップ」日本文学科、中国文学科、外国語文化学科、史学科、哲学科](#)
- 4(1)-20. 「経済学部 基礎演習 A アンケート（2013 年度）」質問票（既出 資料 1-55）、
「経済学部 2013 年度前期「基礎演習 A」についてのアンケート 単純集計 集計表」
- 4(1)-21. 『國學院大學法学部パンフレット 2014』（既出 資料 1-65）
- 4(1)-22. 『法学部攻略マニュアル』第 3 版補訂版（既出 資料 1-36）
- 4(1)-23. 「ティーチング・ポートフォリオ」（様式）（既出 資料 1-60）
- 4(1)-24. 「2013 年度法学部 FD 推進事業学修・生活動向調査」調査票、問 21～23 回答
（既出 資料 1-38）
- 4(1)-25. 「神道文化学部平成 26 年度新入生アンケート」質問票、回答集計表
- 4(1)-26. 「神道文化学部卒業生アンケート（平成 25 年度）」質問票、回答集計表
- 4(1)-27. 『平成 26 年度 人間開発学部ガイドブック』（既出 資料 1-10）
- 4(1)-28. 「平成 26 年度 國學院大學大学院学生募集要項」（既出 資料 1-46）
- 4(1)-29. 「教養総合カリキュラムの目標・目的」
- 4(1)-30. 「平成 21 年度入学標準年限卒業修得単位内訳」、「標準修業年限卒業生
（平成 21 年度入学者）のテーマ別講義科目修得状況」、「学科別の人間総合
科目修得状況（平成 21 年度入学者）」
- 4(1)-31. [「経済学部各学科カリキュラム・マップ」経済学科、経済ネットワーク学
科、経営学科](#)（既出 資料 1-59）
- 4(1)-32. 「平成 24 年度学部 FD 推進事業報告書（法学部）」
- 4(1)-33. 「平成 25 年度学部 FD 推進事業報告書（法学部）」
- 4(1)-34. 國學院大學人間開発学部ブラッシュアップ委員会規程（既出 資料 1-64）
- 4(1)-35. 「平成 25 年度第 2 回 國學院大學人間開発学部ブラッシュアップ委員会議案
書、活動報告資料、議事録」

第4章の2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<学部全体>

本学の専門教育と教養教育は、履修年次を指定する一部の科目を除き、全学年にわたって履修可能な設計をしており、教養教育の上に専門教育が成り立つという考え方はとっていない。専門教育と教養教育は、それぞれが独立して存在するのではなく、機能を分化しつつも互いに連関し補完しながら、学生の人間形成に寄与するという関係を築いている。

教養教育を担う全学共通の教養総合科目は、原則として、外国語以外の科目の開講学年（受講学年）を指定せず、どの学年でも履修可能である。したがって、科目の順次性については考慮していない。

専門教育を担う各学部の専門教育科目では、導入教育科目を1年生の前期に配置し、専門教育への導入を行うとともに、カリキュラム全体を説明し、俯瞰できるようガイダンス的な内容を取り入れている。1・2年次には基礎的な科目を配置し、3・4年次には学際的な授業科目や関連分野について学べる授業科目を配置している。さらに、あるテーマについて深く掘り下げた学習ができるよう演習やゼミを配置することで、広くかつ深い学びを提供する科目配置となっている。いずれの学部においても、3・4年次は1・2年次に比べてより多くの専門教育科目を履修するようカリキュラムが組み立てられており、1・2年次に教養総合科目を重点的に履修し、学年進行に従ってゆるやかに専門領域へ移行していくような科目配置となっている。

全学共通の教養総合科目において、基幹的な科目は全て基礎科目群に位置づけられている。代表的な科目群は、「神道科目」であり、本学の教育研究上の目的に掲げている神道精神の理解と大学の歴史に関する学びを主眼とする科目である。「神道と文化」は文・経済・法・人間開発学部で必修としている。「日本語科目」は、日本語力がすべての学問分野における基盤的能力であるという認識に基づいて開設した科目である。入学時学力診断テスト（国語）の得点が一定の基準に満たず、日本語力の養成が必要と考えられる学生に対しては、1年次前期に「基礎日本語（リテラシー）」の履修を義務付けている。「國學院科目」は建学の精神に基づき、日本文化体験型授業で構成された科目で、平成26年度から開設している（資料4(2)-1,p.67）。

また、日本文化を世界に発信できる知識と技能を身につけたグローバル人材を育成するため、平成25年度から「グローバル・チャレンジ・プログラム」を開設した。同プログラムは、副専攻「日本理解」で設定された単位を修得の上、国際標準の語学力、海外留学、国際交流の3つの領域で指定されたグローバル・チャレンジ・ポイントを取得し、卒業時までにあわせて12ポイント以上を獲得した学生に、プログラム修了証を交付するものである（資料4(2)-2,pp.14-16）。プログラム登録者数は、平成25年度は0名、平成26年度は6名である。

留学プログラムについては、セメスター留学プログラムの拡充を図り、事前学修プログラムをあわせて策定した。英語圏は平成23年度からマニトバ大学（カナダ）、平成25年

度からミズーリ大学（米国）を派遣先に追加した。中国語圏では、派遣先の見直しを行い、平成19年度から継続してきた南開大学（中国・北京）を平成26年度から復旦大学（中国・上海）に変更した（資料4(2)-3、資料4(2)-4）。また、協定留学の派遣先については、平成26年度に京畿大学校（韓国）と南台科技大学（台湾）を追加した。南台科技大学では、インターンシップ留学として、大学院生・学部生を対象とする夏期日本語教育実習プログラムも実施している（資料4(2)-5、資料4(2)-2,pp.4-10）。

<文学部>

文学部では、教育研究上の目的、人材育成の方針を達成するため、専門教育科目と教養総合科目とを相互補完的に配置し、1～4年次に両科目を並行して履修することにより、どちらかだけに偏る学修を避け、バランスのとれた人格形成に寄与できる履修形態としている。専門教育科目のカリキュラムは、概ね次のような構成としている。1年次に入門・概説・概論科目を置き、2年次以降では専攻（コース）に所属し、専門性の高い「講義」「演習」科目を順次履修する。3年次以降は「卒業論文」指導や「展開演習」など専門領域に特化した指導を受け、また、専門外の多様な知見を得るべく多くの選択科目群を履修できるように構成している。

下表の科目は各学科の1年次に開講しており、カリキュラムにおいて2～3年次以降の専攻領域への基礎的学修として位置づけているものである（資料4(2)-1,pp.11-29、資料4(2)-6）。

学科	区分名称	科目
日本文学科	学科基礎科目	「日本文学概説Ⅰ・Ⅱ」「日本語学概説Ⅰ・Ⅱ」「伝承文学概説Ⅰ・Ⅱ」「漢文学概説」
中国文学科	学修基礎科目	「中国古典読法Ⅰ～Ⅱ」
	学科基礎科目	「中国学入門」「中国語演習Ⅰ」「唐宋詩文演習」など
外国語文化学科	学科基幹科目	「外国語文化基礎演習」（必修）、「ことばと文化」「地域と文化」「文化の理解と発信」（選択必修）
史学科	必修科目	「史学入門Ⅰ・Ⅱ」「史学導入演習」
	概論科目	「日本史概論Ⅰ・Ⅱ」「東洋史概論Ⅰ・Ⅱ」「西洋史概論Ⅰ・Ⅱ」「考古学概論Ⅰ・Ⅱ」「地域文化と景観概論Ⅰ・Ⅱ」
哲学科	必修科目	「西洋哲学史ⅠA・ⅠB」「基礎演習Ⅰ」

<経済学部>

経済学部では、専門教育を1～4年次にかけて基礎から応用へと段階的かつ系統的に学べるようにカリキュラムを編成している。教養教育については、基礎から応用へという専門教育に並行して履修することにより、高等教育で必要となる幅広い見識を身につける編成をとっている。専門教育科目は、学部共通科目、学科基礎科目、専門基本科目、専門応用科目の4つに区分し、基礎から応用へと順次性を持つように構成している。特に、カリキュラム・ポリシーで明示している「経済と経済学に関わる専門基礎力」を養成することを企図し、学部共通科目・学科基礎科目・専門基本科目に重点を置いている。『履修要綱』並びに『オリエンテーション経済学部』では、3学科8コースの履修モデルを示し、系統

的な履修を説明している（資料 4(2)-1,pp.48-60、資料 4(2)-7,pp.8-13）。本学部では、現代的な状況の変化に即して教育内容と方法を見直す姿勢（教育の「現代化」）を基本とし、教育の「現場化」として「環境・開発問題演習」「地域社会問題演習」「企業問題演習」「フィールドスタディ」「企業調査研究」「現代の企業経営」などの科目、教育の「情報化」としてコンピュータ・情報系の科目群を中核的な科目と位置づけている。

< 法学部 >

法学部では、①幅広い教養を身につけること、②法学及び政治学に関する専門的知識を習得すること、③現代社会において主体的かつ積極的に行動することの3つを人材育成の目的とし、専門教育科目は主として②③に、教養総合科目は主として①③に関係するものと位置づけている。このように、専門・教養教育が相まって法学部の教育研究の目的が達成できると考えている。

法律専攻は、1年次に「キャリア・プランニング」「基礎演習」という導入教育科目を置くとともに、「憲法Ⅰ」「民法総則」など公法・私法の各分野の基礎となる科目を設定し、専門的な法学へ導入している。また、「裁判法A」「裁判法B」を1年次後期に配当することで、刑事手続と民事手続の概要を学ぶ機会を設定し、法学初心者に対して、法の現実的な機能のあり方を具体的に理解させる。2年次以降は各分野について法的知識と法的思考力を順次あるいは並行的に修得し、3・4年次は「演習科目」でこれまで修得した基礎的な法的知識と法的思考力の上に立って、より発展的な法的思考力とその表現について学修することとしている。さらに、学生の興味・必要に応じた専門的知識が修得できるよう、専攻内に3つのコースを設けている。「公共政策と法」コースは、公法分野と私法分野の双方における基礎的な法的知識と法的思考力を身につけることを重要視し、憲法、行政法及び民法を基幹科目として履修するカリキュラムを設定している。「ビジネスと法」コースは、ビジネスの現場において必要とされる基礎的な法的知識と法的思考力を身につけるために、民法を基幹科目として履修するカリキュラムとしている。「国際関係と法」コースは、法の世界と政治の世界とが交錯する国際関係の理解においては、基礎的な国際法的知識・思考力と政治学的な知識・思考力をともに必要とするため、国際法の分野及び政治学の分野を基幹分野として履修するカリキュラムを設定している（資料 4(2)-1,pp.33-37、資料 4(2)-8,pp.8-9。

法律専門職専攻は、1年次前期に「基礎演習」を配置し、初年次教育として大学での勉強方法と法律学の基本を習得させるとともに、法律専門職を中心とする卒業後の進路についても指導を行っている。1・2年次には六法系基礎科目（憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・会社法・行政法）が12科目設定され、うち11科目の修得を必須としている。これにより、基礎的な法的知識と法的思考方法を2年次までに修得する。その上で、法的思考力とその表現力をさらに伸ばすための「演習科目」、個別の分野について理解を深める「展開科目」「共通科目」を設定している（資料 4(2)-1,pp.43-47、資料 4(2)-8,pp.2-3）。

政治専攻は、1年次前期に「基礎演習A」で基本的な読解力の養成と政治学を学ぶための動機付けを促し、1年次後期には「基礎演習B」でより進んだ読解力とレポートをはじめとする基本的な文章力を養成している。また、1年次前期の「現代社会論」で高校の「政治経済」レベルの知識を、1年次後期の「現代の政治」と2年次前期の「政治学」とで大

学レベルの政治学の基礎的な部分を修得することにより、個別の分野についての理解の素地を形成している。選択科目群では、具体的で理解しやすい歴史系の科目から、より抽象的で一般的な理論系の科目や、より流動性の高い現状分析の科目へと移行するように設定している。さらに、基礎科目及び選択科目で習得した知識を前提に、「演習Ⅰ」及び「演習Ⅱ」を同一教員のもとで継続して履修することにより、特定の分野についての政治学的な思考力と表現力とを一層高めるカリキュラムとなっている。専攻内に2つのコースを設定し、「理論と歴史」コースは、政治史及び理論・思想の分野から自分の得意とする科目を履修し、「分析と応用」コースは、政治の現場を実際に体験する実習科目の修得を必須としている（資料4(2)-1,pp.43-47、資料4(2)-8,pp.14-15）。

<神道文化学部>

神道文化学部では、『履修要綱』で述べられている全学共通の「教養総合科目の目的」に従って教養総合科目を位置づけている（資料4(2)-1,p.66）。学部独自の取り組みとして、他学部必修となっている教養総合科目「神道科目」（授業科目名「神道と文化」）を履修対象から外したことで、外国語教育について2年次に「神道英語Ⅰ・Ⅱ」を設定し必修としたことが挙げられる。「神道科目」については、専門教育科目「神道概論」（必修科目）との内容的重複が多いことから、順次改定を進め、平成25年度から現行制度とし、その分をほかの教養総合科目の履修機会へと振り分けた（資料4(2)-9）。「神道英語」は、専門学問領域への応用が可能になるように工夫したものである（資料4(2)-10）。

専門教育科目は、専門基礎科目・基幹講義科目・基幹演習科目・展開科目の4つに区分し、基礎から応用、展開へ進めるよう、専門教育の順次性に従った体系的な科目群を設定している。専門基礎科目は1・2年次、基幹講義科目は1～3年次、展開科目は2～4年次に開講している。基幹講義科目は神道文化科目群と宗教文化科目群から構成されており、6科目12単位を選択必修としている（資料4(2)-1,p.63、資料4(2)-11,pp.6-9）。いずれの科目群にも神道文化・宗教文化を専門的に学修するために必要不可欠な科目を充当しており、前期・後期を通して段階的に履修するよう条件を設定している（資料4(2)-1,p.62：2-1.3））。

1年次前期には専門教育への導入教育として、「神道文化基礎演習」、2年次後期にはより専門教育への理解を深めるための「神道文化演習」を置き、基礎から専門・応用への橋渡しを十全にしている。進級条件にも「神道文化基礎演習」の修得を義務付け、基礎を固めた上で段階的に神道及び内外の宗教文化を学んでいく方針を明確にしている。3・4年次の基幹演習科目は、神道学演習・神道史学演習・宗教学演習の3つに区分し、専門的かつ主体的な学修の柱となるために設定しており、専任教員の指導と少人数クラスのもとで、自らの学修を演習論文として完成させている。

<人間開発学部>

人間開発学部では、豊かな教養と専門知識に裏打ちされた実践能力を有し、総合的な資質・能力を備えた「人間開発」型教育者・指導者の養成という学部設置の目的を達成するために、教養総合科目と専門教育科目との接続・展開を図っている。教養総合科目に1年次の必修科目として「導入基礎演習」を配置し、演習科目に主体的に取り組むことのでき

る力を養い、必修の教養総合科目「神道と文化」の発展として専門教育科目に「日本の伝統文化Ⅰ・Ⅱ」を配置し、建学の精神に基づく学びをより深化させる取り組みを実施している。

専門教育科目は、学部コア科目、基幹科目、展開科目、演習・実習及び関連科目の5つの科目群からなる。学部コア科目及び基幹科目は、学部・学科教育の基盤となる科目群が配置されている。学部コア科目の科目名とその目標は下表のとおりである。

「人間開発基礎論Ⅰ」	学部設置の理念である「人間開発」の基礎理論を、教育学・人間発達学、体育学・生理学などの視点から学際的に学ぶ
「日本の伝統文化Ⅰ・Ⅱ」	建学の精神に基づく日本の伝統文化について学び大学並びに学部アイデンティティ形成に資する
「教職論」	学部共通の人材養成像である指導者となるのに必要な基礎的知識や資質・態度を学ぶ

基幹科目は、各学科の基本ディシプリンに基づき、各学科の基幹となる固有の教育科目を配置している。展開科目は、各学科において学生が自らの得意分野あるいは専門分野を持つことを可能にするべく配置された専門教育科目群で、各学科でそれぞれ3つの「類」を設けている。これらの科目や類の目的は『履修要綱』でも説明している（資料4(2)-12, pp.12,16,22）。演習・実習は教育科目内容の理解を深め、実践力を養うための科目と位置づけて重視している。関連科目はさらなる学修の深化とともに、各学科の周辺領域を学ぶことによって、「人間開発」という学際的で多角的な広い視野を身につけることをねらいとして設定している。

<文学研究科>

文学研究科のカリキュラムは、リサーチワークを核とした編成となっている。基幹科目を軸として、ほかの講義科目・演習科目により研究の幅を広げ、新たな知識や視点を研究に導入するという編成で、必ずしも順次性は考慮していない。学生の研究課題は専門領域に従って細分化されており、その課題を指導教員の指導を受けて検討を進めていき、学位論文を作成することが学生の目的である。そのため、指導教員の論文指導演習と演習が各学生の基幹科目であり、これらの演習により研究の方法を習得していく。なお、「論文指導演習」は授業科目として設置している。

このような編成に加えて、特に文学専攻高度国語・日本語教育コース、史学専攻博物館学コースについては、コースワークにも比重を置き、高度国語・日本語教育コースでは国語科教員の養成に、博物館学コースでは高度博物館学教育プログラムを履修し専門性の高い学芸員の養成に努めている。高度博物館学教育プログラムは、博物館学コース以外の文学研究科の学生も履修可能であり、プログラム修了者には、本学独自の上級学芸員資格「國學院ミュージアム・アドミニストレーター」「國學院ミュージアムキュレーター」を授与している（資料4(2)-13,履修要綱 pp.39-40）。

<法学研究科>

法学研究科のカリキュラムは、リサーチワークに偏ることのないように各科目を配置している。論文指導教員によって、個別的な専門領域における研究テーマを極めることと並

行し、関連諸領域における法的・政治的な諸問題については講義科目の履修を通して学ぶ。

講義科目（「〇〇研究」）の目的は、博士課程前期においては、社会に生じる現象を専門的な知識と分析能力をもって分析・判断し行動できる能力を修得することである。博士課程後期においては、研究教育の基本的姿勢と知識を学ぶことを企図している。「法律学特殊研究」「政治学特殊研究」は、研究者志望の博士課程前期の学生に対して高度・特別・追加の教育を施す科目として位置づけている。

博士課程前期においては、修士論文またはリサーチ・ペーパーの指導のために従来の研究指導を強化することとし、2年次に指導教員による「論文指導演習」を受講することを義務化した（資料4(2)-13,履修要綱 p.41）。博士課程後期においては、専門的分析能力を高めるため、修了単位12単位中8単位は指導教員による「論文指導演習」の受講を義務付け、課程博士論文執筆への指導を強化した（資料4(2)-13,履修要綱 p.47）。

<経済学研究科>

経済学研究科では、博士課程前期においては、体系的な授業科目であるコースワークと指導教員による研究指導を通じたリサーチワークとを組み合わせたカリキュラムを、博士課程後期においては、論文指導などのリサーチワークに比重を置いたカリキュラムを編成している。博士課程前期では、平成22年度入学者から選択コース別に授業科目を指定して、8単位以上を修得させる選択必修科目制をとっている（資料4(2)-13,履修要綱 pp.42,57）。授業科目間の体系性はないが、入学から学位修得まで継続的に履修する指導教員からの指導を通して、教育研究上の体系性を担保している。

（2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

<学部全体>

平成18年度から実施している入学時学力診断の結果を基に、英語で能力別クラスを実施している。基礎学力が不足している学生に対しては、卒業要件に定める必修科目以外に英語・国語の分野でリテラシー科目を履修させ、基礎学力の定着を図っている（資料4(2)-14）。

各科目が学士課程に相応しい内容、評価基準であるかを点検するため、平成26年度から各学部でシラバスを確認し教務部委員会へ報告することを義務づけている（資料4(2)-15）。さらに、単位修得率や成績評価の分布を授業科目ごとに把握しており、極端にレベルの高い授業科目や、逆に自己学習なく単位修得が可能なレベルの授業科目があれば、教務部委員会が対応し、改善を促す体制をとっている。このような点検体制のもと、教養総合科目全体の単位修得率は、80%前後で推移している（資料4(2)-16）。

<文学部>

文学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、カリキュラム及び学修支援体勢を整備している。カリキュラム改定時などには、文学部教務委員会、全学教務部委員会、文学部教授会などで各科目の適切性を審議し、各学科の教育内容と指導体制の仕組みについても点検している。

中等教育から高等教育への円滑な橋渡しのため、導入基礎科目群を「学科基幹科目」「学

科基礎科目」「必修科目」などの名称で、必修科目として設定している。導入教育科目においては、全学共通の導入教育テキスト『はじめの一步』を使用し、建学の精神、学科の特徴、学修・研究の倫理と学生生活全般の留意点などの周知を図りつつ、図書館利用の方法、レポート作成に関わる手順と注意点など徐々に専門領域の学修を身につけられるよう配慮している（資料 4(2)-17）。また、入試方法の多様化による専門教育の基礎的学力格差を補うため、日本文学科では「基礎日本古典語」と「基礎日本古典文学」、中国文学科では「中国古典読法基礎」、外国語文化学科では「基礎英語」を設け、専門教育の学修に不安を感じている1年生に履修を促している（資料 4(2)-18）。

<経済学部>

経済学部では、少人数の演習科目を重視し、1年次では前期と後期にそれぞれ「基礎演習 A」「基礎演習 B」を設置して、20名程度の少人数で、資料・文献の収集方法、報告・発表の方法、レポート作成の方法など、学習・研究必要なスキルを養成している（資料 4(2)-19）。また、専門演習を2年次後期から3・4年次に開講することで、学生は2年次前期以外の全ての学期で演習科目に参加できる体制となっている（資料 4(2)-1,p.49-60）。

外国語教育に関しては、教養総合科目のうち、経済学部2年次の必修外国語科目（2単位分）をネイティブによる英会話クラスとし、実践的な英語コミュニケーション力の基礎の習得を図っている（資料 4(2)-20）。また、コンピュータの基本的なスキルを学ぶとともに「情報倫理とセキュリティ」や「法情報学」なども開講することで、体系的な情報教育を行っている。

中等教育から高等教育へ円滑に移行するための導入教育として、1年次に「日本の経済」「基礎演習 A」「コンピュータと情報 A」の3科目を必修としている。「日本の経済」は、日本経済を題材にし、経済と経済学の基礎知識を学ぶことを目的とした科目である（資料 4(2)-21）。「基礎演習 A」は前述のとおりであり、「コンピュータと情報 A」は、学習・研究の手段として欠かせないコンピュータの操作と情報リテラシーの基礎を学習するとともに、國學院大学の学生支援システム「K-SMAPY」の使い方も学ぶ科目である（資料 4(2)-22）。

<法学部>

法学部では、教育内容について、日本学術会議による「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：法学分野」と重なり合う部分が多く、学士課程に相応しいものと考えている。同参照基準では、法学履修者の進路の多様化から、大学の学部段階における目標を「法曹養成」「法的リテラシーを身につけた非法曹やリーダー育成」「法的市民育成」の3つに分けてその基本的素養を検討している（資料 4(2)-23,p.9）。平成25年度に作成した法学部各専攻のカリキュラム・マップでは、同参照基準の示す基本的素養及びジェネリックスキルを各科目に明示的に位置づけている（資料 4(2)-24）。

法律専攻では、多様な志向を持つ学生を受け入れることを前提とし、法曹から「法的市民」まで、各自の志向にあった科目選択ができるようにコースを設定している。1年次には「キャリア・プランニング」の履修登録を必須とし、法律学と社会との結びつきを理解させるような授業を提供している。当該授業では、キャリア教育の導入的内容と法分野ご

との関連の理解などの法学教育の導入、レポートの作成方法などのスタディ・スキルの教授を行っている。

法律専門職専攻では、法曹・非法曹の法律専門職につくことを目指す学生を中心に受け入れることを前提とし、法学に対する専門的知識を各分野にわたって身につけた上で、規範的判断力や説得の論理を養うことを目標とするため、法律科目の基礎科目12科目中11科目の履修を必須としている（資料4(2)-1,p.40）。1年次前期では「基礎演習」を開講し、法律専門職に焦点を絞ったキャリア教育を実施するとともに、法律学の学修に向けて必要な基礎的な知識やスタディ・スキルの修得を目的としている。

法律専攻・法律専門職専攻ともに、3・4年次に演習を配当し、学生の自主的な学習を促している。

政治専攻では、政治についての歴史的知識や現状の理解を前提に、それを理論的に分析することで、「市民」として社会において実践するための知識と能力を獲得することが学士課程の目標と考えている。高校段階までの政治教育が必ずしも十分でないことを考慮し、「基礎演習A・B」「現代社会論」「現代の政治」などの基礎科目を1年次に配置して、大学での学修への円滑な移行を図っている（資料4(2)-25）。基礎演習では、基礎的読解力やレポート執筆のための文章力の養成を中心に指導している。また、演習科目で自主的な学修態度を育成するとともに、「政治インターンシップ」「フィールドワーク」などの実習系の科目及び「オムニバスセミナー」によって、政治の現場に対する関心を持たせ、主体的かつ積極的な行動意欲の養成を企図している。

<神道文化学部>

神道文化学部では、平成14年度の学部設置以来、神道及び内外の宗教文化に対する理解を深め、国際化時代に対応できる人材を育成するために、学士課程に相応しい幅広いカリキュラムづくりの姿勢を一貫して維持している。

1年次の専門基礎科目「神道文化基礎演習」を学生の主体的学修を支援するための重要な柱と位置づけている。当該授業では、少人数演習クラス（20名程度）を編成し、小テストの実施や指定図書の後レポートの作成などを通じて、事前・事後学修の習慣や基礎的リテラシーを身につけることを目的としている。また、基礎的な文献を対象とした口頭発表を通して、神道文化・宗教文化についての基本的な概念・用語を習得し、さらに、学生間の積極的な意見交換を促している。この科目で修得した能力と教員・学生間あるいは学生同士のコミュニケーション環境を基盤として、主体的に関心を深めていくことができるよう配慮している（資料4(2)-26）。

本学部では、卒業時に学生アンケートを実施しており、「神道文化基礎演習」が主体的学修の基礎として機能してきたかどうかを確かめるための質問項目を設定している。平成25年度の結果では、「レジュメ・レポートの書き方」と「神道の基礎知識」について半数以上の学生が「役立った」と回答している（資料4(2)-27）。

<人間開発学部>

人間開発学部では、「科学する眼」とそれを基礎力とした「実践する力」を備えた人材育成のプロフェッショナルを育成することを目指している。そのため、理論と実践に対応

した体系的カリキュラムを構成し、科学的理論と実践的技術を兼ね備えた「人間開発」型教育者・指導者の育成を企図している。カリキュラムは、平成21年度の学部設置時に文部科学省が審査していることから、学士課程に相応しい内容であることが認定されていると考えている。学部開設後も免許科目を中心に、教務委員がシラバスの内容をチェックしており、一定のレベルの教育内容を提供していると判断できる。

学生が高等教育に円滑に移行することができるよう、初年次教育を意識した科目を教養総合科目と専門教育科目とに配している。教養総合科目では、「導入基礎演習」と「総合講座」とが挙げられる。「導入基礎演習」は、1年次前期の必修科目であり、専任教員1名当たり10名前後の学生を指導する。すべての学生に専門教育を受講するに際して最低限必要とされるスキルとメソッドを修得させ、それ以降の授業の導入とするものであり、本学の建学の精神や歴史を学び、大学での修学方法や社会生活上の基礎的事項について理解する。また、ミーティング、レポート作成、社会調査及び成果報告など、主として学生の自己表現能力の開発につながる技術と方法についても学ぶ(資料4(2)-28)。「総合講座」は、1年次夏期休暇中に集中開講する集団宿泊研修(必修科目)である。社会的なコミュニケーションと表現活動に関わる活動や共同活動をとおして、学生の帰属意識を高め、「導入基礎演習」とあいまって、4年間の学生生活の基礎作りを行う(資料4(2)-29,p.79)。専門教育科目では、「人間開発基礎論Ⅰ(人間力育成の人間学)」が学部入門教育科目として、「人間開発」にかかる基礎理論の教授とその習得への動機づけを狙って開講するもので、本学部を構成する3学科の教員によるオムニバス科目である(資料4(2)-30)。

<文学研究科>

文学研究科では、指導する学生の研究能力・知識により、その教育内容は異なるが、特に指導教授の演習・論文指導演習において、専門分野の基礎を大事にしながら、最新の知識を批判的に取り入れる教育内容を提供している。

<法学研究科>

法学研究科では、研究者志望の博士課程前期在学生及び博士課程後期在学生に対し、高度・特別・追加の教育を提供する科目として「法律学特殊研究」「政治学特殊研究」を複数開講している。これらの科目は、若手研究者(兼担准教授)が多く担当し、各分野における近年の高度化に対応した教育内容を提供している(資料4(2)-13,履修要綱 pp.119-121)。

<経済学研究科>

経済学研究科では、博士課程前期において、近年、税理士志望者を中心とする「キャリア・コース」の学生数が増加している。修士論文執筆と資格取得の指導を充実させるため、平成22年度以降2名の兼任講師を任用し、「税務特論Ⅱ」「税務特論Ⅲ」を新設した(資料4(2)-13,履修要綱 p.129)。また、平成27年度には、兼任講師のうち1名を、修士論文の主査として指導が可能な客員教授とし、論文指導体制を強化する予定である。

2. 点検・評価

●基準4-2の充足状況

学士課程では、専門教育に関して、各学部学科が導入教育科目を設定し、授業科目を順次性に考慮し配置することで専門領域への移行を円滑なものになるよう編成し、教養教育に関しては、学部学年を問わず全学生に対して、本学の人材育成の目的に沿う体系にすべく教育内容等編成をしている。博士課程では、現状の論文指導演習を尊重しつつ、専門分野の高度化・細分化に対応した体系的な学びを模索していることから、同基準をおおむね充足していると判断できる。

① 効果が上がっている事項

- 1) 1年次の導入教育科目として、基礎的な演習科目が配置され、10～20名程度の少人数でクラスが運営されており、学生生活に関する支援などもこの授業単位で継続して行われている。＜(2) 経済学部、神道文化学部、人間開発学部＞
- 2) 論文演習指導を時間割内に位置づけ、論文指導のための時間を確保する制度が確立されている(資料4(2)-13 前期課程 p38、後期課程 p46)。＜(1) 文学研究科＞

② 改善すべき事項

- 1) 5つの学科とも初年次の導入教育科目等の基礎科目は整備されているが、教育内容を浸透させ主体的な学びを促すような、基礎科目における20名程度の少人数クラスの編成が課題となっている(資料4(2)-6)。＜(2) 文学部＞

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- 1) 経済学部では、今後も、少人数クラスでの導入教育の内容を毎年改善しつつ、継続していく。＜(2) 経済学部＞
神道文化学部では、専任教員が演習を担当することを基本方針としているが、学部専任教員の持ちコマ数の関係から、研究開発推進機構並びに教育開発推進機構の教員を数名兼担として依頼し、情報交換を密にすることで対応している状態である。平成27年度からは、基本方針を意識しつつ、次の課題となっている、少人数クラスの演習についていくことができない学生(第6章で詳述する)への対策もふまえてカリキュラム等の改善検討を行う予定である。＜(2) 神道文化学部＞
人間開発学部では、平成26年度から、教職課程履修学生に必要な学生カルテの作成指導をルーム単位で行うように変更しており、平成27年度以降も継続して実施する。＜(2) 人間開発学部＞
- 2) 文学研究科では、論文指導演習の効果をさらに高めるよう、検証と工夫を加えていくこととしている。＜(1) 文学研究科＞

② 改善すべき事項

- 1) 特に日本文学科の導入教育科目のクラス編成で、1クラスが36名以上となっている現状の改善については、科目の見直しや専任教員数の拡充などを視野に入れて検討する。

< (2) 文学部 >

4. 根拠資料

- 4(2)-1. [『平成 26 年度履修要綱 文学部・法学部・経済学部・神道文化学部』](#)
(既出 資料 1-5)
- 4(2)-2. 『国際交流ガイドブック 平成 26 年度版』
- 4(2)-3. 「平成 26 年度中国語圏セメスター留学実施計画 (平成 25 年 12 月 10 日国際交流委員会資料)」
- 4(2)-4. 「派遣留学生数推移 (学部：平成 21 年度～平成 25 年度)」
- 4(2)-5. 「日本語教育実習スタディツアー募集要項」
- 4(2)-6. 「文学部初年次導入教育科目履修者数 (平成 26 年度)」
- 4(2)-7. 『オリエンテーション経済学部 2014』 (既出 資料 1-35)
- 4(2)-8. 『國學院大學法学部パンフレット 2014』 (既出 資料 1-65)
- 4(2)-9. [平成 26 年度シラバス：神道と文化、神道概論\(H27.2.23 閲覧\)](#)
- 4(2)-10. 「神道英語テキスト」2014 年度版
- 4(2)-11. 『平成 26 年度 神道文化学部ガイドブック』 (既出 資料 1-40)
- 4(2)-12. [『平成 26 年度履修要綱 人間開発学部』](#)
- 4(2)-13. 『平成 26 年度 大学院学生便覧』 (既出 資料 1-47)
- 4(2)-14. 「Basic English (英語リテラシー I) 受講者と受講者の英語平均得点の推移」、
「基礎日本語 (リテラシー) 受講者と受講者の国語平均得点の推移」
- 4(2)-15. 「平成 26 年度「講義概要 (WEB シラバス)」の内容確認について」
- 4(2)-16. 「教養総合科目の単位修得率の推移」
- 4(2)-17. 『國學院大學導入教育ハンドブック はじめの一步』 (既出 資料 1-33)
- 4(2)-18. [平成 26 年度シラバス：基礎日本古典語\(H26.10.3 閲覧\)](#)、[基礎日本古典文学\(H26.11.14 閲覧\)](#)、[中国古典読法基礎、基礎英語\(H26.10.3 閲覧\)](#)
- 4(2)-19. [平成 26 年度シラバス：基礎演習 A \(経済学部\)](#)、[基礎演習 B \(経済学部\)](#)
(H27.2.23 閲覧)、「平成 26 年度 経済学部「基礎演習 A・B」開講状況」
- 4(2)-20. [平成 26 年度シラバス：English II \(Business English I\)](#) (H26.10.3 閲覧)
- 4(2)-21. 平成 26 年度シラバス：日本の経済(H27.2.23 閲覧)
- 4(2)-22. [平成 26 年度シラバス：コンピュータと情報 A\(H26.10.3 閲覧\)](#)
- 4(2)-23. [日本学術会議「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：法学分野」\(平成 24 年 11 月 30 日\)](#)
- 4(2)-24. [「法学部各専攻カリキュラム・マップ」法律専攻、法律専門職専攻、政治専攻](#)
(既出 資料 1-61)
- 4(2)-25. [平成 26 年度シラバス：基礎演習 A \(法学部\)](#)、[基礎演習 B \(法学部\)](#)、[現代社会論、現代の政治\(H26.10.3 閲覧\)](#)
- 4(2)-26. [平成 26 年度シラバス：神道文化基礎演習\(H26.10.7 閲覧\)](#)、「平成 26 年度
神道文化学部「神道文化基礎演習」開講状況」
- 4(2)-27. 「神道文化学部卒業生アンケート (平成 25 年度)」回答集計表 (既出 資料
4(1)-26)

- 4(2)-28. [平成 26 年度シラバス：導入基礎演習](#)（既出 資料 1-44）（H26.10.8 閲覧）、
「平成 26 年度 人間開発学部「導入基礎演習」開講状況」
- 4(2)-29. 『國學院大學 2014 入学案内』（既出 資料 1-28）
- 4(2)-30. [平成 26 年度シラバス：人間開発基礎論 I](#)（H26.10.3 閲覧）

第4章の3 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

<学部全体>

新入生を対象とする履修指導は、教員による学部・学科ガイダンスで、学部・学科の理念・目的や専門課程のカリキュラム、専攻（コース）の説明を行っている。また、職員による履修ガイダンスで、単位制、成績評価とGPA、キャップ制の説明に始まり、進級・卒業要件についての指導も行っている。2年次以上の在学生に対しては、職員による履修ガイダンスを前年度末に実施している（資料4(3)-1）。また、履修登録期間中は、学年を問わず、教務課職員とエルダーサポーターによる履修相談ブースでの個別相談を行っている。エルダーサポーターは、教務課による事前研修を受けた2～4年生で構成され、平成19年度から活動している。

1～3年次までの年次別履修制限単位は42単位を基本とし、一定の成績を修めた学生には所定の単位数の追加登録を認めている（資料4(3)-2,p.4）。前期または学年末の成績評価におけるGPA及び修得単位等に基づき、成績不振者には履修指導面談を実施している（資料4(3)-3）。面談については第6章で詳述する。

本学では、これまで学生主体型授業の組織的な展開はなされていなかったが、平成22年度からは、教員研修においてグループワークの授業形式を学ぶ機会を持ち（資料4(3)-4 pp.9-13）、平成26年度からは、教養総合科目においてアクティブラーニング型授業群「教養総合演習」を開設した（資料4(3)-5）。当該科目は、学部の初年次導入教育と連動しつつ、学士力を系統的に伸長させることを企図している。教養総合科目は、現在大半が講義科目であるが、今後はアクティブラーニング型科目を増やす方向で検討している。

<文学部>

文学部では、学生が主体的に自らの学修・研究を育むことを目的とする演習科目を重視している。文学部及び各学科のディプロマ・ポリシーを体現するため、演習科目とその履修に必要な多くの知見を提供する講義科目とを、カリキュラム・ポリシーに則って体系的に構成している。

履修指導は、学部全体で実施しているもの以外に、平成24年度から1年次の5～6週目までの出欠状況を基に、欠席が目立つ学生を所属学科の教員が呼び出し、面談を実施することで、早期段階での指導を行っている（資料4(3)-6）。

<経済学部>

経済学部の授業形態は、講義系科目、演習系科目、フィールドワーク系科目に分かれ、演習系科目を重視しつつ、基礎的な科目は講義形態をとっている。演習系科目のうち、1年次開講の「基礎演習A」「基礎演習B」は、1クラス当たりの受講者数が20名程度になるようにクラス数を設定し、平成26年度は「基礎演習A」「基礎演習B」ともに24クラス開講している（資料4(3)-7）。講義系科目のうち学部共通科目または学科基礎科目については、可能な限り複数開講するようにし、1クラスの受講者数を100名から250名程度に

抑制している。演習系科目やフィールドワーク系科目では、1クラスの受講者が少人数であるという現状もあり、学生に主体的な参加を促す授業となっている。

新入生への履修指導は、入学時オリエンテーションと「基礎演習 A」の初回（クラスの集い）で実施している。経済学部では、「基礎演習 A」「基礎演習 B」やその後のゼミなど、少人数のクラス単位で学生を見るようにしている。

< 法学部 >

法学部の専門教育科目における総開講科目数中の演習科目数は、平成 23 年度 80 科目 / 183 科目中、平成 24 年度 81 科目 / 174 科目中、平成 25 年度 82 科目 / 178 科目中となっており、45%前後が演習科目となっている。配当年次で見ると、1・2 年次は 25%、3・4 年次は 20%である。講義科目の比重が相対的に高いが、ディプロマ・ポリシー達成に向け、法的・政治的思考力の基礎となる知識と思考様式とを十分に修得させる必要があるためである。

講義科目から修得したことを基礎に、法的・政治的思考力を涵養するため、少人数による双方向型の演習科目を設置している。法律専門職専攻及び政治専攻においては、演習科目を 8 単位必修としている。また、法律専攻においても、1 演習当たり 30 人未満の人数となるように、3・4 年生次全員を収容することが可能な演習科目のコマ数を確保している。

演習科目以外の授業においても、学生の主体的参加を促す取り組みを行っている。例えば「裁判法 A」では、チーム単位で授業時間外の課題に取り組みさせる方法を採用し、「民事手続法概論」では、反転授業形式をとっている。「現代社会論」では、講義テーマに基づくレポートを提出させ、次回の授業時の討論に利用することで、学生に授業時間外の学習を促し、同じテーマについて繰り返し考えさせる効果をもたらしている。これらの取り組みによって、学生の理解度と単位取得率を向上させている。

< 神道文化学部 >

神道文化学部において演習の科目数は、講義科目に比べて少ないが、必修としている科目が多い。1 年次の「神道文化基礎演習」、2 年次の「神道文化演習」は必修であり、3・4 年次の基幹演習科目（選択必修）に接続することによって、一貫した少人数教育を実施している（資料 4(3)-2, pp.61-65）。いずれの授業も発表やレポート・論文作成を課すものであり、学生からも「レジュメ、レポートの書き方を学ぶことができたことが有用であった」との評価がなされている（資料 4(3)-8, Q11, Q13）。講義科目は、必修科目（通年）を 4 科目置き、選択必修の基幹講義科目を 6 科目 12 単位、選択の展開科目を 16 単位以上履修させている。その上で選択科目として上記科目の超過分を 8 単位以上履修させる。このように、必修科目において本学部の教育の基礎となる知識を固めたうえで、学生の主体性に応じた履修ができるように選択の幅をもたせている。

1 年次 4 月のオリエンテーション期間には、履修ガイダンスに加えて全ての専任教員と新入生全員が参加する学部ガイダンスを実施し、『神道文化学部ガイドブック』に従って、カリキュラムの特色や教育課程の編成趣旨について説明し、学生の理解を深めている。

<人間開発学部>

人間開発学部では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーにおいて、特に実践力の育成を重要課題として掲げており、これを実現するために演習・実習系科目を数多く設置している。また、学部共通の方策として3年次の演習及び4年次の演習・卒業論文を必修とし、大学における学修の集大成と位置づけている。さらに、「教育インターンシップ」など、指導者としての資質能力を実践と演習を通して学ぶ科目を配置している（資料4(3)-9, pp.15,20,25）。

1年次の「導入基礎演習」は本学部独自の少人数指導体制である「ルーム」を単位として配置している。「ルーム」は、教員1名に対して10数名の学生で構成し、同科目は、少人数の環境で学生による課題報告と報告を基にしたディスカッションとを共通内容にしている（資料4(3)-10）。これにより、4年次の卒業論文へとつながる発展的な学修の基礎力を獲得することができる。本学部では全学年に対して学科ガイダンスを実施しており、ルームの担当教員は履修指導を含めた学生生活上の相談等に日常的に対応している。

<研究科大学院>

履修指導は、大学院事務課による事務手続きの指導と、各指導教員が個々に行う指導からなる。大学院における学修の意義・方法や指導教員の指導を綿密に受けるべきことを指導している。

入学願書書類の一部として、博士課程前期では「研究の計画と要旨」、博士課程後期では「研究計画書」の提出を義務付けている。入学後、指導教員はその研究計画に基づき研究指導・学位論文作成指導を行う。

博士課程前期においては、2年次5月に、修士学位申請論文題目届の提出を義務付け、題目決定までの過程で、論文のテーマの特定と絞り込み、資料の有無等を含めて、学位論文作成のために幅広い研究指導を実施している。

<文学研究科>

文学研究科では、博士課程前期において、授業科目としての「論文指導演習」とは別に、授業時間割以外に指導教員のもとで「論文指導演習」を定期的に受けることを義務付け、ほかの授業科目とともに登録をしている。

博士課程後期においては、毎年6月に「博士学位論文作成計画書」を提出する（資料4(3)-11,履修要綱 pp.38,46）。博士学位論文作成計画書は、科学研究費の申請にも匹敵するような内容で作成しているため、教員の指導が不可欠となっている。博士学位論文作成計画書の段階から論文作成における指導を通して、指導教員と学生との対話が積み上げられている。

<法学研究科>

法学研究科では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの実現のため、講義・演習を、前期・後期それぞれのレベルに沿って、基礎的教育・専門的教育を行うよう配置している（資料4(3)-12,第19条別表二-1,2）。演習は専門性が高く、学生個々のニーズに柔軟に対応しながら教育・指導を行っている。講義は狭義の専門分野以外の研究科学生

に対しても広く開放している。授業は少人数制で実施しているため、学生が主体的に授業に参加し、報告・調査を積極的に進めるように授業内容を工夫している。

博士課程前期では、授業時間割科目以外に指導教員のもとで、1年次に「研究指導」、2年次に「論文指導演習」を義務付け、曜時を設定し、授業科目とともに登録をしている（資料4(3)-11,履修要綱 pp.41-42）。博士課程後期では、指導教員による論文指導8単位の修得を義務付けており、授業時間割科目以外にも「研究指導」または「論文指導」を義務付け、曜時を設定し、授業科目とともに登録をしている。

<経済学研究科>

経済学研究科では、演習系授業を中心に据えることで、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーが実現されると考えている。授業内容は文献講読や自由テーマ報告などさまざまであるが、いずれも履修生が主体的に授業を運営していくことが前提となっている（資料4(3)-11,授業内容 pp.123-130）。

博士課程前期・後期ともに、授業時間割科目以外に指導教員のもとで、定期的な「研究指導」を義務付け、曜時を設定し、授業科目とともに登録をしている。

博士課程前期では、2年次9月頃に修士論文中間報告会を開催することによって、修士論文の完成を促している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<学部全体>

シラバスは、全学共通のフォーマットでWeb入力・公開をしている（資料4(3)-13,4(3)-14）。記述された内容を大学全体で系統的に検証する制度はないが、教務部から各学部の教務部委員に依頼し、所属学部の専門教育科目のシラバスを確認している。なお、平成26年度からは、公開前に学部・学科のカリキュラム・ポリシーに基づいた内容かどうかの確認を同様に依頼している（資料4(3)-15）。

シラバスに基づいた授業展開については、平成23年度までは授業評価アンケートの質問項目に「シラバスに沿った授業が行われていたか」を問う項目を設定し、検証していた。平成24年度にアンケートの大幅な改定を行い、全学共通設問に各学部が設定する「学部別設問」を付加する形となった（資料4(3)-16,巻末資料）。その際、教育開発センター委員会において「シラバスに沿って授業を行う」という意識は教員間で既に定着したと判断し、この質問は全学共通設問から削除した。なお、法学部は、平成24年度以降、同質問をアンケートに記載し、単年度ごとに検証している（資料4(3)-16,巻末質問票ブルー）。

<文学部>

文学部では、各学科の教務委員が所属学科の全教員のシラバスを閲覧し、随時点検を行う職務を担っている。不適切なシラバスが見られた場合は文学部教務委員会に報告、協議し改善をすることになっている。

<経済学部>

経済学部では、学部共通科目と学科基礎科目を中心に、同一科目を複数開講している場

合、講義内容と成績評価の標準化をはかりシラバスを共有するための研究会を行っている。特に経済学部ほぼ全ての専任教員が担当する「基礎演習 A」と「基礎演習 B」では、個々の教員が作成した授業計画を集めた冊子を全専任教員に配付している（資料 4(3)-17）。

<法学部>

法学部では、シラバス通りに授業が行われたかどうか、学生の授業評価アンケートによって、学生側の評価を確認している。平成 24 年度からはティーチング・ポートフォリオ（資料 4(3)-18）の作成によって、シラバスと実際の授業との乖離について担当教員側の自己評価も知ることができるようになった。その結果については、学部 FD 全体研究会で随時検証している。

<神道文化学部>

神道文化学部では、複数の教員が担当する科目について、共通シラバスの執筆担当者が、要件を満たしているかどうかチェックしている。

1 年次の「神道文化基礎演習」及び 2 年次の「神道文化演習」においては、共通のシラバスを作成するとともに、学部独自で詳細な授業実施要綱を毎年策定し、教員間における教育内容のばらつきが生じないようにしている。期末には会議を開き、授業実態を担当教員から聴取することにより、シラバス通りに運用されているかをチェックしている（資料 4(3)-19）。

<人間開発学部>

人間開発学部では、全学部共通の項目のほかに、学位授与方針に掲げた 4 つの中核能力（コア・コンピテンシー）の視点からの到達目標を追加記載したシラバスを作成している。これは、各教科目の授業の進め方や学生評価実施の際の教育的示唆ともなるように意図したものである（資料 4(3)-20）。提出されたシラバスに関しては、上記内容を満たしているかを教務委員がチェックし、問題がある場合には改善を求める体制が取られている。

学部カリキュラム全体を対象として、シラバスと実際の授業との整合性を検証する仕組みは構築できていない。

<研究科大学院>

大学院では、シラバスは学部と共通のフォーマットで Web 入力・公開をしている（資料 4(3)-14）。シラバスの主要部分（テーマ、内容、到達目標、成績評価の方法・基準、テキスト）は『大学院学生便覧』にも掲載し、周知を図っている。シラバスの記述内容が適切かどうか、授業がシラバス通りに実施されているかを組織的に検証する制度は設けていないが、授業は少人数で展開しているため、授業の主旨を変えない範囲で、学生の研究進度やニーズに合わせて授業構成を適宜変更することもある。

（3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

<学部全体>

シラバスでは、成績評価の方法とその割合、評価基準を記載することを必須としており、

その基準で成績評価を行うこととなる。評価基準の記述は担当教員に一任しているのが現状であり、その適切性については特に検証していない。成績発表後、学生からの意義申し立てを受け付け、教員との協議の上、必要であれば成績を修正する期間を設定し、成績評価の適切性を維持する体制を整えている。

単位制度の趣旨をふまえ授業時間外の学修を促すため、平成 25 年度後期には、授業時アンケートで学生の授業時間外の学修時間を調査するとともに、シラバスに事前に学修しておくことが望まれる事項を記載した。平成 26 年度からはシラバスの基本フォーマットに「準備学習」及び「授業時間外の学習方法」を指示する欄を設定している（資料 4(3)-13,p.9）。

入学前に大学または短期大学で修得した単位の認定は、「國學院大學学則」第 52 条の規定を基に、「入学前既修得単位の認定に関する規則」並びに内規により運用している（資料 4(3)-21）。認定単位数は学部教授会で決定する。高大連携事業に関しては、系列高校で本学教員が実施する科目で合格した場合と、協定高校の生徒が本学でサマーセッション期間に開講する科目に合格した場合に、入学後に単位として認定している（資料 4(3)-22）。

単位互換制度による単位認定として、本学では「首都圏西部大学単位互換協定」と「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」に参加し、協定校において開講されている科目を履修することによる単位認定を行っている（資料 4(3)-23、資料 4(3)-24,pp.101-102）。

留学による単位の認定については、「単位互換協定及び協定・認定留学による単位の認定に関する規則」と「國學院大學学部学生協定留学及び認定留学に関する規程」等により運用している（資料 4(3)-25）。英語圏及び中国語圏への Semester 留学では、原則として留学時の学修時間及び学修内容に応じて、学部の専門教育科目及び教養総合科目の語学科目に読み替え、単位認定を行う。文学部中国文学科は、『履修要綱』に明示した中国語圏 Semester 留学先の授業科目と指定単位数に従い、留学時の成績をもとに単位認定を行う（資料 4(3)-24,pp.102-104）。単位の認定に関して、教養総合科目は教務部が、専門教育科目は各学部教授会が決定する。

また、TOEIC 等の検定試験や行政書士試験等の資格試験において合格した場合、申請によって教養総合科目もしくは専門教育科目の単位として認定している（資料 4(3)-2,pp.8-10、資料 4(3)-26）。

<文学部>

文学部では、前述のように、成績確定後、学生からの意義申し立てを受け付けた上での成績修正の期間を設定している。科目毎の成績評価自体が適切かどうか、第三者によって検証することはしていない。

附属・系列高校の推薦入学者に対して、平成 24 年度までは高大連携授業を入学前に行い、入学後に 2 単位を認定していたが、入学予定者を一同に集めた講義でレポートを課するという方法では、明確な教育効果が見られなかったことから、平成 25 年度以降の単位認定は実施していない。

<経済学部>

経済学部では、シラバスに記載された成績評価基準に基づいた成績評価がなされているかをチェックする仕組みは特にはない。授業時間外の学修を促す仕組みとして、「日本の経済」では毎回の授業開始時に前回の理解度確認テストを行っている。

検定試験の単位認定については、「経済学検定」「経営学検定」「日商簿記検定」について単位を認定している（資料 4(3)-2 p.9）。これらの資格の認定は、税理士や公認会計士のような高度な目標ではなく、手に届く程度の目標として奨励する意味合いを持っている。また、國學院大學栃木高等学校の國學院大學進学コースを対象に、「日本の経済」担当教員が 15 回の出張講義とテストを実施して成績評価を行い、合格者には大学入学後、単位を認定している。さらに、協定校の生徒を対象として、サマーセッション期間に大学で開講する「日本の経済」の履修を認め、合格した場合は同様に単位を認定している（資料 4(3)-27）。

<法学部>

法学部では、シラバスに記載された成績評価方法と学期末に表示される成績評価方法が合致しているかどうかの検証は法学部教務委員会で実施している。成績評価後の単位取得率や各評価の比率等については、データを法学部教務委員会で精査する。極端に偏りがある科目については、その適切性を検討している。

授業時間外の学修を促すため、各授業では、実質的な学修を必要とする課題の提示や小テスト等を可能な範囲で取り入れている。また、授業時間外の学修を支援するため、チューター及びフェローを配置している。チューターは主として文献検索、フェローは専門知識の面で学修の補助を行っている（本制度は第 6 章で詳述）。

<神道文化学部>

神道文化学部では、あらかじめ明示された成績評価基準に基づいた成績評価がなされているかどうか、成績評価のデータに基づき検証している。著しく評価の偏りが見られる授業に関しては、学部長及び教務部委員が当該教員に事情を確認し、成績評価基準の適切な運用に努めている。

授業時間外の学修を促すため、1 年次前期の「神道文化基礎演習」では、神道・宗教文化を学ぶための前提的な基礎知識を問う小テストを隔週で実施することにより、事前事後学修の習慣を定着させる工夫をしている（資料 4(3)-28）。

<人間開発学部>

人間開発学部では、前述のように、成績発表後に教員及び学生からの申し出を受けて、必要な場合には成績評価基準に基づいて成績修正を行っている。成績全体を基準に照らして検証する制度は存在していない。

<文学研究科>

文学研究科では、授業の多くが学生の研究発表を伴っており、単位制度の趣旨をふまえた十分な勉学・研究の時間を促す取り組みが自ずと実施されているといえる。

神道学・宗教学専攻は6大学院と、史学専攻は10大学院との協定による単位互換制度があり、他大学院の授業科目履修を8単位の範囲で認めている（資料4(3)-11,履修要綱pp.43-44）。また、神道・宗教学専攻、史学専攻は専任教員の演習科目、文学専攻はオムニバス形式の「日本古典研究A・B」について、学部4年生に先取り履修を認めている（資料4(3)-29）。

<法学研究科>

法学研究科では、単位制度の趣旨をふまえた十分な勉学・研究の時間を促す取り組みについて、博士課程前期においては、授業の対象内容をより広い事象と対照させて理解するために必要な授業時間外の幅広い学習を促している。博士課程後期においては、テーマを絞った狭い問題領域に留まらず、時間の許す限り広い知識と思考体系を身につけることを勧めている。そのために研究会への参加や、指導教員以外の担当する関係科目の講義に参加するよう履修指導の際に勧めている。

「先取り履修制度」を設定し、大学3年次在学中に法学研究科の入試に合格した者が、1年間入学を保留するとともに学部4年在学中に法学研究科の授業を履修できることとなっている。修得した授業の単位は、翌年4月入学後に研究科委員会で10単位を上限として認定している（資料4(3)-30、資料4(3)-31,p.22）。

<経済学研究科>

経済学研究科では、個々の授業の成績評価基準については指導教員に任せており、第三者による検証は行われていない。単位制度の趣旨をふまえた十分な勉学・研究の時間は、授業科目が全て少人数の演習形式で行われていることから、報告準備や報告に基づく期末レポートの執筆によって自ずと要求されているといえる。

（4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

<学部全体>

平成14年度以来、全学的に実施している授業評価アンケートは、前期末・後期末にマークシート方式で回答するものであり、教員別の集計結果は各教員に返却され、全学的傾向は『分析報告書』にまとめて学内で公開している（資料4(3)-16）。平成24年度には学部の組織的な教育改善資料となるように、各学部の学部長・副学部長・教務部委員及び教務委員に対して、アンケート結果データを提供する制度を整えた（資料4(3)-32）。また、アンケートの設問を改定し、全学共通設問に各学部で策定した学部別設問を付加する様式とした。加えて、教員がアンケート結果に対するリプライコメントを入力し、学内公開した。平成25年度からはリプライコメントを一般公開している（資料4(3)-33）。

平成24年度から、学部ごとの組織的職能開発を推進するため、各学部のFD事業に対し、1学部当たり100万円を上限として支援を行う「学部FD推進支援事業」を開始した。各学部からの事業申請は教育開発推進機構内の教育開発センター委員会で審査し、事業報告後には各学部が提出した報告書を学内公開するとともに、事業概要を大学HPで公開している（資料4(3)-34、資料4(3)-35）。

また、個人に対しては「全国私立大学 FD 連携フォーラム」(JPPF)に加入し、Web上でFD関連の講義を視聴できる「実践的FDプログラム」のアカウントを、新任教員及び希望する教職員に配付している(資料4(3)-36)。

以下、学部・研究科としての独自の取り組みについて記述する。

<文学部>

文学部では、学部独自の授業評価アンケートを平成25年度から開始し、各学科のカリキュラムや授業内容の適切性を検証している(資料4(3)-37)。

各学科に設定している初年次・導入教育科目及び「教職実践演習」では、担当者間で定期的な連絡・協議を行い、授業進捗や内容、受講学生の出席や問題点などを報告し、改善を行っている。

<経済学部>

経済学部では、学部共通科目のうち、3つの必修科目「日本の経済」「コンピュータと情報A」「基礎演習A」と、「基礎演習A」を修得後1年次での履修登録が必須となっている科目「基礎演習B」について、学部独自の授業アンケートを行い、講義内容の再検討に反映させている(資料4(3)-38)。

「基礎演習A」「基礎演習B」担当教員は、懇談会を年に数回開催し、アンケート結果の高い教員から講義の工夫を紹介し、情報共有を図っている。「日本の経済」担当教員は、年に数回の研究会を開催し、期末試験とアンケートの結果を照らし合わせ、次年度のテキストに反映させている。「コンピュータと情報A」担当教員は、兼任講師を多く含むため、メーリングリストによる意見交換と年に数回の研究会での検証を行っている。

教養総合科目(必修外国語)「English II (Business English I・II)」ではプレースメントテストでクラス分けを行うとともに、学期末に同じ試験を実施し、その効果を計っている。試験結果から、年度当初英語力の低かった層の成績上昇が確認された。出席管理を厳しくしたことにより、ネイティブとのコミュニケーション体験が確保できたためと考えられる(資料4(3)-39)。また、成績上位者の英語力をより伸長するため、正規授業での学習を補完する目的で、成績上位者対象のセミナー(英会話集中プログラム:TOEICチャレンジ講座)を実施している(資料4(3)-40)。

<法学部>

法学部では、法学部教務委員会において、シラバスとの整合性や板書等の講義手法の問題等について授業評価アンケートの結果を分析し、検討している。

法律専攻の導入教育科目「キャリア・プランニング」では、学生の状況や講義手法についての理解を深めるため、ほぼ毎回教務担当の教員によって授業見学を行っている。また、複数教員による担当科目では次のような工夫により、内容の調整等を行っている。民法科目担当者は民法部会を年2回開催し、講義内容の調整や成績状況の確認等を行い、担当者による講義内容や成績評価にずれが生じないようにしている。法律専攻「基礎演習」や法律専門職専攻では授業担当者会議を年2回開催し、それぞれの授業内容及び授業手法について、相互に理解を進めるようにしている。政治専攻ではスタッフ会議を年5回開催し、

講義内容や成績状況等について情報の共有を努めるとともに、「基礎演習 A・B」はそれぞれ担当者会議を年4回開催している。

平成24年度からは、学部FD推進事業において、情報分析と共有のための学部FD研究会の実施、学生アンケートの実施、ティーチング・ポートフォリオの完成とカリキュラム・マップの再構成などの事業を行っている（資料4(3)-35,法学部、資料4(3)-41、資料4(3)-18）。学部FD推進事業における全体研究会、講演、ワーキング・ペーパーの出版を通して、新たな講義手法への取り組みやその成果を随時討論・共有できるようになった。

これらの取り組みによって、適切な講義目標の設定と、その講義目標に見合った評価方法の検討を意識的に行う教員が増加し、チーム制や小テストなど、学生に主体的に学習させる教育手法を採用する講義が増加するなどの成果が出ている。

<神道文化学部>

神道文化学部では、1年次科目「神道文化基礎演習」において、前・後期末ごとに会合を開催し、情報交換と授業の内容の均質化を図っている。前期末には当年度授業の反省点や改善提案、後期末には次年度の授業の進め方、共通シラバス、資料、時間ごとの小テストを配付し、授業の進め方を確認している。2年次「神道文化演習」でも同様の試みを行っている（資料4(3)-19、資料4(3)-42）。

平成24・25年度には学部FD推進事業により「アンケートの実施の簡便化による授業運営・学部運営の向上プログラム」を実施している。本学部では1年次の入学時アンケート、2年次実施の就職・奉職アンケート、4年次卒業時アンケートと、学部独自に年次別のアンケートを実施しているが、専用のコンピュータシステムを導入して分析を行い、集計の簡便化・迅速化を図り、今後の授業改善に役だてることとした（資料4(3)-35,神道文化学部）。現在、アンケートの集計結果は学部教授会で報告し、結果に基づく対応の具体的な検討は学部教務委員会で行っている。

<人間開発学部>

人間開発学部では、学部の活動を客観的に点検・評価し、改善策を案出することを目的として、学部教職員と外部有識者、地域社会の教育関係者、父母代表から成る「國學院大學人間開発学部ブラッシュアップ委員会」（資料4(3)-43）を年に2回開催している。当該委員会では本学部の研究・教育に関する現状の報告とこれに対する学外者からの意見聴取を行っている（資料4(3)-44、資料4(3)-45）。学部ブラッシュアップ委員会の提言は、学部執行部会及び人間開発学部FD推進委員会、学部教授会において審議または協議され、学部教育の改善に役立てられている。

学部FD推進委員会は学部ブラッシュアップ委員会のもとに位置し、実際のFD活動へと展開するための企画・立案・調整を行っている。当該委員会は学部長、副学部長、学科代表、学部教務委員を中心とした学部教員から成り、年1回「人間開発学部FDリブレット」を刊行している（資料4(3)-46）。月2回の学部教授会のうち独自開催の学部教授会においては、「FD協議事項」を議題として設け、教育内容に関する情報交換や意見交流の場としている。

<研究科大学院>

各研究科では、組織的に学生による授業評価のアンケート等は特に行っていないが、基本的に少人数授業・研究指導が行われているため、学生の要望等は日々の指導の中で吸い上げている。また、平成26年度末には、大学院授業担当者のうち本学専任教員を対象に「大学院教員FDアンケート」を実施した。今後は、集計結果を分析し、FD推進に活用していく（資料4(3)-47）。

<文学研究科>

文学研究科では、史学専攻において、兼任講師を含む教員と学生との意見交換会を実施し、学生の意見を聴取している。学生による授業評価のアンケートは特に行っていない。また、文学専攻「日本古典研究A・B」はオムニバス講座であり複数の教員が担当している科目であるため、内容の調整を相互に図っている。

<法学研究科>

法学研究科では、学生との懇談会を開催して学生からの要望を聞き、その実現に可能な限り努力している。この懇談会は教育・指導方法の改善に資するため、学生の授業・施設等に関する要望を聴取するものである。教員側の出席者は幹事が中心であり、兼任講師は含まない。組織的な授業改善は特に行っておらず、授業は各教員の教育内容に任せている。ただし、学生の人数が少人数であるため、学生の研究テーマと関連して教員間で授業内容の調整を行う場合もある。

<経済学研究科>

経済学研究科では、共通の授業アンケートは実施していないが、個々の教員の判断で授業アンケートを実施している授業もある。毎年5月頃、学生と教員との間で「意見交換会」を行い、学生からの要望等を吸い上げ、学生の教育研究環境を改善する一助としている（資料4(3)-48）。

授業改善のための組織的な試みは特に行っていないが、主査と副査を担当する教員間で指導内容の役割分担を行うなど、個々の教員レベルでは様々な調整が行われている。

2. 点検・評価

●基準4-3の充足状況

学生の主体的な学びを促す授業方法を積極的に取り入れる試みが見られ、また、全学統一書式を用いたシラバスについて要件も充実させることにより、教育内容の基盤整備も図られている。教育成果等の検証方法に課題があるが、同基準をおおむね充足していると判断できる。

① 効果が上がっている事項

- 1) 演習科目以外の授業において、チーム学習や反転授業などの工夫をすることにより、学生の理解度と単位取得率を向上させている。<（1）法学部>
- 2) ディプロマ・ポリシーに明示している学部独自の到達目標（コア・コンピテンシー）の

観点をもとに、授業科目の到達目標をシラバスに記入している（資料 4(3)-20）。<

（2）人間開発学部>

- 3) 授業評価アンケートに「シラバスに沿った授業が行われていたか」という質問項目を設定し、受講生の評価からシラバスと実際の授業の乖離について、確認することが可能になっている（資料 4(3)-16）。<（2）法学部>
- 4) 学部の必修科目において、独自の授業アンケートを行い、講義内容の検討に活かしている（資料 4(3)-38）。<（4）経済学部>
- 5) 演習授業を通して、学生に身につけさせることを意図した技法（レポート作成や発表など）について、学生が有用と感じたかどうかを卒業生アンケートで確認している（資料 4(3)-8）。<（4）神道文化学部>
- 6) ティーチング・ポートフォリオの作成が、シラバスの修正及び教員の自己点検・評価の契機となり、また、授業科目と教授内容の整合性に関する教員相互の検証を可能とした。教員がカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーの理解を深める一助となり、カリキュラム・マップ作成にも寄与するなど、FD 活動が活発になっている（資料 4(3)-18）。<（2）（4）法学部>
- 7) 人間開発学部ブラッシュアップ委員会で、学部の教育・研究の現状について、学外者に評価を受けている（資料 4(3)-43、資料 4(3)-45）。<（4）人間開発学部>

② 改善すべき事項

- 1) 少人数教育は主体的な学びを推進できるという点が強調され、少人数教育＝よいことであるという一辺倒な考え方に陥りがちである。学修や人間関係等でのつまずき等の問題点も意識的に把握したほうがよいのではないか。<（1）経済学部、神道文化学部、人間開発学部>
- 2) 授業評価アンケートの質問項目のうち、「シラバスに沿った授業が行われていたか」という質問を必須項目から外した点について、意識とは別に、実際の履行状況の確認は必要ではないか（資料 4(3)-16）。<（2）学部全体>
- 3) 現在、大学院では、シラバスにあらかじめ記載した計画よりも、学生の個人進度やニーズに合わせることを重視しているように見受けられるが、学部に準じたシラバスの形式が大学院の教育に合っていないのではないか。大学院に合ったシラバスの様式、記述方法について検討してはどうか。<（2）研究科大学院>
- 4) 大学院設置基準第 14 条の 3 において、大学院の FD（当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）が義務付けられているが、本大学院においては、その必要性についての検討がなされていないのではないか。<（4）研究科大学院>

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- 1) 平成 27 年度以降も、現在行われているチーム学習や反転授業の検証をふまえて、授業手法の改善と普及に努めていく。<（1）法学部>
- 2) 今後も、コア・コンピテンシーの観点を用いて、学生に授業科目の到達目標を分かり

やすく説明するよう、取り組みを継続していく。＜（２）人間開発学部＞

- 3) 平成 27 年度以降も、授業評価アンケートに同一の質問事項「シラバスに沿った授業が行われていたか」を設定し、教務委員会において確認し、著しい乖離がある場合は、適宜対応する。＜（２）法学部＞
- 4) 今後も、アンケート結果を毎年度検証し、適宜質問事項を改善しながら継続していく。＜（４）経済学部＞
- 5) 卒業生アンケートにおいて、演習で修得する技法に関する設問を継続するとともに、結果を担当教員にもフィードバックする。＜（４）神道文化学部＞
- 6) ティーチング・ポートフォリオについて、冊子にまとめるなど、教員間で内容を共有して相互評価できる仕組みを維持し、学部 FD 活動につなげる。＜（２）（４）法学部＞
- 7) 外部委員の見直しなど、定期的に委員会のあり方に関する再検討を加えつつ、今後も継続して実施する。＜（４）人間開発学部＞

②改善すべき事項

- 1) 経済学部では、少人数教育の課題もふまえて、平成 26 年度から、1 年次の「基礎演習 A・B」の改善に組織的に着手している。＜（１）経済学部＞
神道文化学部では、少人数教育ならではの困難さとその対処法について、各演習の担当者打ち合わせ会で口頭により情報、意見交換しているところである。今後は一層の情報共有と改善を図るため、個人情報に配慮して文書化し引き継げるようにする。また、教育開発推進機構とも連携し、『アクティブラーニング失敗事例ハンドブック』（中部地域大学教育改革推進委員会）などの先行する取り組みを参考とする予定である。＜（１）神道文化学部＞
人間開発学部では、ルーム制を学修へのつまずきに対する対処や、人間関係作りを主眼とするものとして捉えているため、導入基礎演習のような授業だけでなく、修学指導などの学生指導もルーム担当教員が実施している。今後は、総合講座におけるルーム単位のプログラムを再検討するなど、ルーム制による各種取り組みを見直し、さらに充実させていく。＜（１）人間開発学部＞
- 2) 授業評価アンケートにおいて「シラバスに沿った授業内容であったか」という質問項目は、平成 14 年度の開始以来「かなりそう思う」・「そう思う」の合計が 95%前後で推移したことから、シラバスに基づいた授業展開は定着していると判断し、質問項目から外したものであった。平成 27 年度に授業評価アンケート制度自体の見直しを行う予定であるため、今回の指摘をふまえた質問項目の再検討を行う。＜（２）学部全体＞
- 3) 大学院では、平成 27 年度シラバスから、執筆後（平成 27 年 1 月以降）に、幹事会を中心に各シラバスを点検する予定である。そこでは、学生の研究進度やニーズに合わせて授業内容を適宜調整することも視野に入れた上で、講義内容や授業での到達目標、評価基準等が学生に分かりやすく、かつ詳細に明記されているかを確認する。＜（２）研究科大学院＞
- 4) 大学院では、全研究科において、平成 26 年度末に大学院授業担当者のうち本学専任教員を対象とした FD アンケートを実施した（資料 4(3)-47）。今後、分析結果を基に、

FDを推進していく。また、学生に対しては、各研究科が開催している学生・教員間の懇談会の内容を平成27年度から改善し、研究環境についての要望のみならず、個別の授業についての改善要請等を吸い上げ、研究科委員長・幹事が中心となり当該教員との間の調整を行う手続きを定めることとした。＜(4) 研究科大学院＞

4. 根拠資料

- 4(3)-1. 「平成25年度成績通知書および次年度履修登録日程等について」
- 4(3)-2. [『平成26年度履修要綱 文学部・法学部・経済学部・神道文化学部』](#)（既出資料1-5）
- 4(3)-3. 「修学指導面談来談者数（平成22年度～平成25年度）」
- 4(3)-4. [「教育開発ニュース」Vol.9](#)
- 4(3)-5. [平成26年度シラバス：教養総合演習\(H26.10.3 閲覧\)](#)
- 4(3)-6. 「文学部各学科：1年次の呼び出し基準一覧」
- 4(3)-7. 「平成26年度 経済学部「基礎演習A・B」開講状況」（既出資料4(2)-19）
- 4(3)-8. 「神道文化学部卒業生アンケート（平成25年度）」回答集計表（既出資料4(1)-26）
- 4(3)-9. [『平成26年度履修要綱 人間開発学部』](#)（既出資料4(2)-12）
- 4(3)-10. [平成26年度シラバス：導入基礎演習](#)（既出資料1-44）（H26.10.8 閲覧）
- 4(3)-11. 『平成26年度 大学院学生便覧』（既出資料1-47）
- 4(3)-12. [國學院大學大学院学則](#)（既出資料1-11）
- 4(3)-13. 「平成26年度「講義概要（WEBシラバス）」作成要領」
- 4(3)-14. [平成26年度シラバス（学部・大学院・法科大学院）](#)
（<http://syllabus.kokugakuin.ac.jp/index.aspx?year=2014>）
- 4(3)-15. 「平成26年度「講義概要（WEBシラバス）」の内容確認について」（既出資料4(2)-15）
- 4(3)-16. 『平成24年度授業評価アンケート分析報告書』
- 4(3)-17. 「経済学部「基礎演習A・B」授業計画集」
- 4(3)-18. 「ティーチング・ポートフォリオ」（様式）（既出資料1-60）
- 4(3)-19. 「神道文化基礎演習担当者会議資料」
- 4(3)-20. [平成26年度シラバス：初等科教育法（社会）](#)（既出資料4(1)-9）（H26.10.7 閲覧）
- 4(3)-21. 入学前既修得単位の認定に関する規則、入学前既修得単位の認定に関する内規
- 4(3)-22. 「K-ENT3入試協定書」（様式）、「高大連携授業実施要領」
- 4(3)-23. [國學院大學 HP 授業・学生生活（単位互換制度）](#)、[「首都圏西部大学単位互換協定後期履修に関する要綱」](#)、[「首都圏西部大学単位互換協定共同授業履修に関する要綱」](#)、[「横浜市内大学間単位互換協定後期科目履修に関する要綱」](#)（H27.2.23 閲覧）、「単位互換協定に基づく単位認定の状況（平成25年度）」
- 4(3)-24. 「平成26年度 学部時間割表」
- 4(3)-25. 単位互換協定及び協定・認定留学による単位の認定に関する規則、國學院大學学部学生協定留学及び認定留学に関する規程、國學院大學学部学生協定留学及

び認定留学に関する規程施行規則

- 4(3)-26. 「単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況（平成 25 年度）」
- 4(3)-27. 「『日本の経済』入学前単位認定者数一覧（平成 23～26 年度）」
- 4(3)-28. [平成 26 年度シラバス：神道文化基礎演習](#)（既出 資料 4(2)-26）（H26.10.7 閲覧）
- 4(3)-29. 文学研究科「文学部 4 年生対象先取り履修揭示資料」、[平成 26 年度シラバス：日本古典研究 A](#)、[日本古典研究 B](#)（H27.3.16 閲覧）
- 4(3)-30. 國學院大學大学院入学以前の既修得単位及び履修科目の単位の認定に関する規程
- 4(3)-31. 「平成 26 年度 國學院大學大学院学生募集要項」（既出 資料 1-46）
- 4(3)-32. 「「授業評価アンケート」結果（個票）データ閲覧・申請者届」、「「授業評価アンケート」結果（個票）データ貸与申請書」
- 4(3)-33. [K-TeaD（國學院大學教育業績データベース）](#)（H26.10.7 閲覧）
（<https://k-tead.kokugakuin.ac.jp/pub/Index.aspx>）
- 4(3)-34. [國學院大學 HP 教育開発推進機構（『学部 FD 推進支援事業』の概要）](#)
（H26.10.7 閲覧）
- 4(3)-35. 「学部 FD 推進事業一覧（平成 24～26 年度）」、「学部 FD 推進事業報告書」平成 24 年度、平成 25 年度
- 4(3)-36. 「実践的 FD プログラム利用アカウント取得者数」
- 4(3)-37. 「文学部 FD アンケート（平成 25 年度）質問票」、「文学部 FD アンケート（平成 25 年度）結果クロス集計表」
- 4(3)-38. 「経済学部 基礎演習 A アンケート（2013 年度）」質問票（既出 資料 1-55）、「経済学部 基礎演習 B アンケート（2013 年度）」質問票（既出 資料 1-56）
- 4(3)-39. 「経済学部教務委員会資料「平成 25 年度 「Business English」の成果について」
- 4(3)-40. 「学部活性化予算による「英会話集中プログラム：TOEIC チャレンジ」講座の成果（点検・評価）」平成 24 年度、平成 25 年度」
- 4(3)-41. 「2013 年度法学部 FD 推進事業学修・生活動向調査」調査票（既出 資料 1-38）
- 4(3)-42. 「神道文化演習担当者会議資料」
- 4(3)-43. 「人間開発学部ブラッシュアップ委員会 外部委員一覧」
- 4(3)-44. 國學院大學人間開発学部ブラッシュアップ委員会規程（既出 資料 1-64）
- 4(3)-45. 「平成 25 年度第 2 回 國學院大學人間開発学部ブラッシュアップ委員会議案書、活動報告資料、議事録」（既出 資料 4(1)-35）
- 4(3)-46. 人間開発学部 F D 推進委員会内規、[國學院大學 HP 人間開発学部（「人間開発学部 FD リブレット」）](#)（既出 資料 3-53）（H27.1.13 閲覧）
- 4(3)-47. 「大学院教員 FD アンケート」（K-SMAPY 学内メニュー）（H27.3.16 閲覧）
- 4(3)-48. 「経済学研究科院生教員意見交換会（2014 年 5 月 28 日）での意見・対応記録」

第4章の4 教育成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

<学部全体>

学生の学修成果を測定するための指標としてGPAを用いている(資料4(4)-1,p.7)。平成25年度には、学科(法学部は専攻)ごとにカリキュラム・マップを策定・公開した(資料4(4)-2、資料4(4)-3,pp.8-9,12)。このことにより今後は、体系的な学修成果の把握が可能になると考えている。

<文学部>

文学部では、GPAのほか、卒業延期率と単位修得状況が、教育目標に対する教育成果の具体的な表れと認識し、審議の対象としている。文学部の卒業延期率は、平成23年度15.0%、24年度15.9%、25年度14.8%と毎年15%前後を推移している(資料4(4)-4)。

<経済学部>

経済学部では、GPAのほか、就職率、卒業延期率と卒業時アンケートの回答を教育成果の指標とし、各指標を改善する上で、それに至る過程の学生への動機付けが重要であると考えている。

就職希望者の約9割が就職し(就職率は第6章参照)、卒業延期率は、平成23年度15.3%、平成24年度14.3%、平成25年度15.9%であり、毎年15%前後で推移している(資料4(4)-4)。卒業時アンケートでは、平成23年度から、学科内のコースが履修のガイドとして機能しているのか、学生が教育成果として具体的にどのようなことができるようになったと実感しているのかという2点を重視した設問を設定している。平成24年度の卒業時アンケートでは、選択したコースが学びたかった内容に合致していたと回答した学生が71.0%おり、また、半数以上の学生が、専門科目を学ぶ上でコースが役に立ったと回答している。コースが半数以上の学生に対して履修のガイドとして機能し、内容も学生の興味・関心に応えるものになっていると判断できる。また、4年間の学びについても9割の学生が満足したと回答している(資料4(4)-5,問5~7)。

<法学部>

法学部では、学修成果測定のため、GPA以外の補助的な基準として、法律専攻は総修得単位数、法律専門職専攻は卒業要件に関わる「基礎科目」の、政治専攻は必修科目である「基礎科目」の単位修得状況・成績評価状況を用いている。

学生側からの指標として、各授業科目における授業評価アンケート、法律専門職専攻・政治専攻で実施している基礎演習や必修科目での独自アンケートがある(資料4(4)-6)。

専攻別年次別のGPA平均値の推移を見ると、各専攻とも2年次においてGPAが低下する傾向が見られる。これは、専門科目の展開が本格的に始まり、講義内容の質・量両面での高度化に対応しきれない学生がいることを示唆している(資料4(4)-7)。こうした学生を支援する体制が必要であり、平成26年度から設置したフェロー制度がその一助となる

ことが期待される（本制度については第6章で詳述）。

授業評価アンケートでは、300名以上の講義の授業評価アンケートの満足度が低くなる傾向がある。大人数講義でもチーム制や個別指導の要素を入れた授業は満足度が向上している事例もあり、FDで教育手法の検討を進めるとともに、体制や制度の整備が求められる（資料4(4)-8）。

<神道文化学部>

神道文化学部では、GPAのほか、新入生アンケートと卒業時アンケートを利用し、両者を比較することで教育目標に沿った成果を確認している（資料4(4)-9、資料4(4)-10）。新入生アンケートは学部創設時（平成14年度）から、卒業生アンケートは平成17年度から実施している。平成25年度からは神社に関する基礎知識を問うテストを入学時と1年次終了時に実施し、初年次における教育目標の到達度を図る目安の一つとしている（資料4(4)-11）。

卒業時アンケートでは、86%の学生が神道文化学部にて在籍してよかったと回答している。「少し後悔している」「非常に後悔している」との回答については、今後の授業内容についての改善を図る上で貴重なデータとなった。卒業後の進路が確定していることを教育成果の測定指標として考えるなら、卒業時アンケートでは、前向きな理由によらない未就職者が24名（アンケート回答者の14%）いることは、マイナスと考えられる。入学動機として神職資格の取得を挙げた学生106名のうち、卒業時に79名が神職としての奉職先を得ている（資料4(4)-10）。

年度別、年次別のGPAの推移を見ると、総じて、3年次に学修成果が上がっているように見えるが、これは進級制限によるものであり、2年次において学修の成果が表れずにつまずく学生が一定数いることがわかる（資料4(4)-12）。

<人間開発学部>

人間開発学部では、学部の教育目標であるコア・コンピテンシー（論理的科学的思考力、自己表現力、知識・技能の活用力、課題解決探求能力）獲得の成果を測るための指標として卒業論文を重視している。

卒業論文は、「卒論発表・審査会」における報告までを一体のものと考え、複数の教員による指導及び学生相互の討議によって学習の到達度を評価する体制をとっている。平成25年度の実績では、卒論提出予定者230名のうち、226名が合格となっているため、コア・コンピテンシー獲得の観点から見ると一定の成果を挙げている。

また、コア・コンピテンシーとして掲げた4つの能力は、各科目の到達目標として設定し、シラバスにも明示している（資料4(4)-13）。各科目の単位が修得できた時点で、その科目に設定している能力は身についたということができ、卒業に必要な単位の修得と、卒業論文の提出とを成果として考えている。

<研究科大学院>

大学院では、教育目標の成果の最たるものが学位授与である（資料4(4)-14）。そのほか各研究科では、研究成果の公表も推進し、研究の質を学内外に問う機会としている（資料

4(4)-15,第 11 条)。

各研究科の機関誌として年 1 回発行している『國學院大學大学院紀要—文学研究科—』『國學院法政論叢』『國學院大學経済学研究』では、博士学位論文の要旨及び審査結果の要旨と、課程博士及び修士の学位を得た者の氏名並びに論題を掲載している。HP ではそれらに加えて、歴代の学位取得者一覧をその論題とともに公表している(資料 4(4)-16)。

<文学研究科>

文学研究科の修了予定者数並びに学位授与者数は別表のとおりである(資料 4(4)-14)。

研究・論文発表の機会としては、研究科の機関誌である『國學院大學大学院紀要—文学研究科—』ほか『國學院雑誌』等学内発行誌、国史学会など学内者と卒業・修了者を中心に学外者を含め組織され学内に事務局を置く学会での発表や、その機関誌での論文発表、院生が発行している『國學院大學大学院文学研究科論集』での発表などがある。

<法学研究科>

法学研究科では、博士課程前期は、ほとんどの入学生が本来の在学期間である 2 年間に修士号を取得して修了している。博士課程後期は、課程博士号の積極的な取得指導の方針を強化しているが、志願者が少ないことから授与も難しいのが現状である。

研究成果の公表については、学内制度として、後期課程の学生は年 1 回、大学院紀要(『國學院法政論叢』)に執筆の機会があるが、後期在籍者の執筆に関しては、近年は実績がなく、満期退学等により特別研究員あるいは特別研究生になった者が執筆する例がほとんどである。また、院生の自主的研究発表誌として刊行している『國學院大學法研論集』の前期課程の学生が執筆する機会がある。

<経済学研究科>

経済学研究科では、平成 23~25 年度は、修了予定者 47 人中 38 人(80.9%)に修士号の学位を授与している。うち、キャリア・コースでは、本学に提出された修士論文が国税審査会によって税法 2 科目免除相当の内容を有している旨の認定を受けられたか否かを学習成果の指標としているが、ほぼ全員がその認定を受けている。

研究成果の公表について、『國學院経済学』(國學院大學経済学会発行)に博士課程後期の学生の執筆機会を、『國學院大學経済学研究』には博士課程前期・博士課程後期にともに執筆機会があり、平成 23~25 年度には計 4 本の論文が掲載されている。

教育成果の指標の一つである修了後の進路について、平成 23~25 年度(3 年間)に博士課程前期キャリア・コース修了者の 3 割超が、特に平成 24・25 年度には半数が税理士として税理士事務所へ就職(資料 4(4)-17)、博士課程後期修了者 1 名は、公立大学の講師の職を得ている(平成 23 年度修了生)。このことから、研究科の学修成果は上がっているものと判断できる。

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

<学部全体>

学士の授与は、「國學院大學学位規則」並びに『履修要綱』に則って行っている(資料

4(4)-15、4(4)-1,pp.11,32,48,61)。

本学に4年(8学期)以上在学し、所定の単位を修得すれば卒業と認定し、学部学科ごとに所定の学位が授与する。ただし、1~4年の各年次に1学期以上在学することが必要であり、卒業に要する単位数は124単位以上である。全学共通教育として開講している「教養総合科目」から36単位以上、所属学科のカリキュラムとして開講している「専門教育科目」から64単位以上(人間開発学部は、それぞれ26単位以上、74単位以上)など、卒業に必要な最低単位数や、履修すべき科目、どのような学位を授与するか等は『履修要綱』に明示し、入学時の学科別ガイダンスや履修ガイダンスで説明をしている。

なお、法学部法律学科にあっては、本学に3年(6学期)以上在学し、3年次終了時における卒業を願い出た者について、卒業に必要な所定の単位を修得し、かつ、3年次終了時において不合格科目を含む累積GPAが3.50以上である場合には、卒業と認定し、学士(法学)の学位を授与する(資料4(4)-1,p.32)。

『履修要綱』はHPからも閲覧可能であり、各学部のガイドブックでは具体的な履修方法を紹介している。

学期末の成績評価結果から、各学生の総修得単位数を確認し、基準を満たしていない学生を抽出し、単位修得状況を所属学部の教授会で確認する。卒業判定の審議において、卒業に必要な単位数に不足が4単位未満の場合には、一定の条件を満たすと「再試験」受験を可能としている(資料4(4)-18)。再試験を経て、最終的な卒業候補者が決定し、各学部の教授会で卒業認定をする。

卒業判定は、コンピュータによるプログラム処理で実施し、恣意的な要素が入り込む余地はないようにし、この処理を、複数回かつ異なる担当者が行うことで厳格性を保持している。

<研究科大学院>

各研究科では学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)にその評価基準をうたい、修士の学位は、所定の専攻科目を30単位以上修得し、修士論文または特定の課題研究の成果を提出し、審査及び試験に合格した者に、博士の学位は、所定の専攻科目を12単位以上修得し、博士論文を提出し、審査及び試験に合格した者に授与している(資料4(4)-15、資料4(4)-19,第8条)。

各課程の修了の可否、論文の審査の可否などは規程に基づき、複数の教員が審議し公平性と質を確保している。手続の詳細は、「國學院大學学位規則」と「文学研究科課程博士の授与に関する内規」「法学研究科の博士学位の授与に関する内規」「経済学研究科の博士学位の授与に関する内規」に定め、「履修要綱」とともに、『大学院学生便覧』で在学生に明示している(資料4(4)-20,pp.19-22、25-26、37-48)。具体的には、前後期ともに、複数(原則として修士は2名、博士は3名)の教員が審査に加わることで、専任教員のみで学位論文の評価ができないと判断される場合には関連する分野の非常勤講師や外部講師に副査を依頼することにより評価の水準を維持するなどの措置を講じること(資料4(4)-21)、審査結果は研究科委員会において審議し、研究科委員3分の2以上の出席の上、出席委員3分の2以上の賛成で議決されること、博士論文の本文並びに審査報告書は本学機関リポジトリを通して公開すること(平成25年4月から義務付け)などが挙げられる。特に、

法学研究科と経済学研究科では、博士号の場合、審査報告書を事前に全教員に配付し、博士号対象論文を1ヶ月間閲読に供することも実施している。

2. 点検・評価

●基準4-4の充足状況

学士課程はGPA、博士課程は学位授与を中心とした学修成果の指標を活用し、各部署において成果検証を行っており、また、卒業・終了要件を明示し学位授与を行っていることから、同基準をおおむね充足していると判断できる。

① 効果が上がっている事項

- 1) 学修成果の測定のため、GPA以外の補助的な基準を複数用いている。＜(1) 法学部＞
- 2) 新入生アンケートと卒業時アンケートを長年にわたって収集し、学生の学修成果を把握しようとしている(資料4(4)-9、資料4(4)-10)。＜(1) 神道文化学部＞

② 改善すべき事項

- 1) 「学位規則」第9条では、「博士の学位の授与に関する論文の全文の公開」が義務付けられており、「國學院大學学位規則」においても、第11条で学位を授与された日から一年以内の全文公表をうたっているが、現在公表がされていない。可能な限りすみやかに対応すべきである(資料4(4)-15)。＜(2) 研究科大学院＞

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- 1) 平成27年度以降も、各種データの分析から、学修効果を測定するために適切な数値の析出及び使用に努めていく予定である。＜(1) 法学部＞
- 2) 諸々のアンケートの実施については、学部FD推進事業によりシステム化・効率化を図っている。今後も実施・分析にかかる負担を軽減しつつアンケートを継続し、カリキュラム改善、授業方法の改善に役立てる。＜(1) 神道文化学部＞

② 改善すべき事項

- 1) リポジトリ公開の日程が確定していないため、学位規則に定められた期限までに論文が公開されていない例が発生している。大学院から図書館にデータを送るとともに、早急に公表できるよう、リポジトリ運用機関との間で調整を進めている。＜(2) 研究科大学院＞

4. 根拠資料

- 4(4)-1. [『平成26年度履修要綱 文学部・法学部・経済学部・神道文化学部』](#) (既出資料1-5)
- 4(4)-2. [「文学部各学科カリキュラム・マップ」](#) 日本文学科、中国文学科、外国語文化学科、史学科、哲学科 (既出資料4(1)-19)、
[「経済学部各学科カリキュラム・マップ」](#) 経済学科、経済ネットワーク学

- [科、経営学科](#)（既出 資料 1-59）、
[「法学部各専攻カリキュラム・マップ」法律専攻、法律専門職専攻、政治専攻](#)
（既出 資料 1-61）、
[「人間開発学部各学科カリキュラム・マップ」初等教育学科、健康体育学科、
子ども支援学科](#)（既出 資料 4(1)-16）（H27.3.16 閲覧）
- 4(4)-3. [『平成 26 年度 神道文化学部ガイドブック』](#)（既出 資料 1-40）
- 4(4)-4. 「留年・休学・退学の状況（平成 22 年度～平成 25 年度）」
- 4(4)-5. 「経済学部 第 121 期卒業時アンケート（平成 24 年度）集計表」、
「経済学部 卒業時アンケート（2013 年度）」質問票（既出 資料 1-58）
- 4(4)-6. 「政治専攻 1 年生前期アンケート（2010 年度版）」質問票
- 4(4)-7. 「法学部成績推移表」
- 4(4)-8. 「法学部資料総合満足度データ」
- 4(4)-9. 「神道文化学部平成 26 年度新入生アンケート」回答集計表、質問票（既出
資料 4(1)-25）
- 4(4)-10. 「神道文化学部卒業生アンケート（平成 25 年度）」回答集計表、質問票（既
出 資料 4(1)-26）
- 4(4)-11. 「平成 25 年度 神道に関する基礎知識試験結果」
- 4(4)-12. 「神道文化学部年度・年次別 GPA 平均」
- 4(4)-13. [平成 26 年度シラバス：初等科教育法（社会）](#)（既出 資料 4(1)-9）（H26.10.7
閲覧）
- 4(4)-14. 「大学院における学位授与状況」
- 4(4)-15. 國學院大學学位規則
- 4(4)-16. [國學院大學 HP 【課程博士】論文の内容\(要旨\)・論文審査の結果\(要旨\)、國學院
大學 HP 【論文博士】論文の内容\(要旨\)・論文審査の結果\(要旨\)](#)(H27.2.23
閲覧)、[「論文題目・学位取得者一覧」](#)（平成 26 年 3 月 31 日現在）
- 4(4)-17. 「経済学研究科博士課程前期修了者の就職状況（税理士事務所就職者の状
況）」（既出 資料 1-16）
- 4(4)-18. 再試験実施要項（平成 26 年度 9 月卒業願出者対象）、（平成 26 年度 3 月卒業
願出者対象）
- 4(4)-19. [國學院大學大学院学則](#)（既出 資料 1-11）
- 4(4)-20. 『平成 26 年度 大学院学生便覧』（既出 資料 1-47）
- 4(4)-21. 学位規則第 3 条第 7 項による学位論文審査内規

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<学部全体>

【学士課程の入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

本学が定める教育実施方針に基づき、次のような学生を受け入れる。

(1) 本学の建学の理念である「神道精神」（主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神）を理解し、日本文化の継承と創造的発展、及びその世界に向けての発信に貢献したいという意欲と能力を有する学生。

(2) 自身の個性を発揮しつつ、目標の実現に向かって着実な努力を重ねるとともに、自らの生きる社会に積極的に参加し、その発展に貢献したいという意欲と能力を有する学生。

(3) 地域社会、あるいは国際社会における交流と相互理解を促進し、協調・共生体制を築き上げて行こうとする営みに、自ら主体的に関わっていききたいという意欲と能力を有する学生。

本学並びに各学部の教育研究上の目的に基づき、学士課程並びに各学部におけるアドミッション・ポリシー（入学受入れ方針）（以下「AP」という。）を平成22年度に策定し、入学案内（資料5-1）やHP（資料5-2）で公表している。

また、各学部では、一般入学試験（A日程、B日程、C日程、大学入試センター試験利用入試[V方式]）（以下「一般入試」という。）と公募制自己推薦（AO型）入試（以下「AO入試」という。）において、制度別のAPを策定し、各入学試験要項（資料5-3, pp.3-4、資料5-4, pp.6-27）並びにHP（資料5-2）で明示している。

オープンキャンパスや、学外での進学説明会（毎年100ヶ所程度）、事務局職員（入学アドバイザー）による高校訪問、附属・系列高校との会議、同校生徒及び保護者対象の説明会等においてもAPの説明を行い、受験生への理解に努めている。

障がいのある学生の受け入れについては、文部科学省通知「平成26年度大学入学受入れ実施要項」などの趣旨に留意し、学修支援センター「障害学生の学修支援に関する内規」（資料5-5）に準じて個別に対応を行い（資料5-6）、入学試験要項でも事前相談を促している（資料5-3表2、資料5-4目次）。

<文学部>

【文学部のAP】

本学ならびに本学部が定める教育実施方針に基づき、以下のような学生を広く募集し、受け入れる。

(1) 建学の精神を理解し、日本や諸外国の文化に対する学修を通して、社会に貢献できる知識と能力を身につけようとする意欲を有する学生。

(2) 各学科で提供する専門領域の学問に対する強い志向性ととともに、多様な知的好奇心や関心をもち、社会人として必須のマナーを身につけた学生。

(3) 各学科が定める教育課程の学修を十分に理解することのできる基礎的な学力を有する学生。

文学部の AP では、3つの学生像を挙げ（資料 5-1,p.31、資料 5-7）、自らの関心に集中すると同時に、視野を広げ他者への深い配慮に努める学生を募集し、受け入れている。また、各学科の AP において、専門教育の前提になり、入学前に修得を強く勧める科目（下表）や基礎的知識について記載し、学力試験の出題範囲の明示と、入学後の学修において必須となる基礎学力の周知を図っている（資料 5-8、資料 5-9）。

なお、1年次における導入教育科目の設定と、日本文学科・中国文学科・史学科のカリキュラム改定とをふまえ、文学部各学科のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを策定並びに AP の見直しを進めている。

日本文学科	国語（『国語総合』、『古典』）
中国文学科	国語（「古文」「漢文」）、地理歴史（「世界史」（中国の歴史）、「日本史」（日本と中国との関係や文化交流））
外国語文化学科	外国語（『英語 I・II』、『リーディング』、『ライティング』）、国語（『国語総合』、『現代文』）、地理歴史（『世界史 B』、『日本史 B』、『地理 B』）
史学科	国語（「古文」「漢文」）、外国語（「英語」）、地理歴史（「日本史」、「世界史」、「地理」）
哲学科	国語（『国語総合』）、外国語（『英語 I・II』）、地理歴史（「世界史」、「日本史」）、公民（『倫理』）

教科名（『科目名』『分野』）

<経済学部>

【経済学部の AP】

本学の建学の精神、そして本学部が定める学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を十分に理解し、日本と世界の経済に関する知見を備えた専門的教養人となることをめざす、以下の資質・志向をもった者を受け入れる。

- (1) 明確な問題意識にたって主体的・自発的に学修する姿勢・能力を有する者。
- (2) 問題解決のために計画的かつ継続的に努力する能力を有する者。
- (3) 自らが選択した専門分野における専門的知識の習得のために、系統的に学修を組み立てる意欲・能力を有する者。

経済学部の AP では、3つの必要な資質・志向を挙げ、それらを有して「日本と世界の経済に関する知見を備えた専門的教養人となることをめざす」者を受け入れる学生像として示している。（資料 5-1,p.69、資料 5-10）

具体的には、一般入試の AP 及び AO 入試の AP において、経済、経営の現状や歴史に関して明確な問題意識を有すること、卒業後の将来設計を有すること、主体性と計画性をもって継続的に努力するという学生像を示している。また、高校在学中に履修していることが望ましい科目として、大学での基礎的な学修のために「国語」、専門的な学修のため

に「政治・経済」「日本史」「世界史」「英語」、高度応用的な学修のために「数学」を示している。（資料 5-3,p.4、資料 5-4,p.23、資料 5-11、資料 5-12）。

AO 入試においては、研究・授業・諸活動等の入学前の経験を踏まえ、経済や経営の現状や歴史について、明確な問題意識を持つことを AP で求めており、自己推薦課題発表を課す「K-ENT1」方式を設定している。また、志向性を問うだけでなく、評定平均値 4.0 以上という条件を付した「K-ENT2」、高大連携授業「日本の経済」の合格を出願条件とした「K-ENT3」という方式を設定している。

このように、経済学部では、学生の学力と志向性の双方を視野に入れ、多様な入試制度を運用して、経済学部の AP に沿った学生を受け入れている。

< 法学部 >

【法学部の AP】

法学部は、法律または政治などの社会事象に対する関心を有しており、かつ 1)知識の体系的蓄積・利用ができる能力、2)情報収集・整理・分析力、3)問題発見力、4)論理的思考力の一つ以上の能力を備えた学生を受け入れる。推薦入試については、これに加えて、5)本学部で勉学に励む熱意と十分なコミュニケーション能力を有する学生を受け入れる。

法律専門職専攻は、法律の専門的知識を生かすことができる職業を志望し、そのための基礎学力とチャレンジ精神を持った学生を受け入れる。

政治専攻は、将来政治に関する職業に就くことを志望する学生、また「よき市民」として政治に積極的に関わる意欲を持った学生を受け入れる。

法律専攻は、法律または政治を学んだ上で将来の目標を考えようとしている学生を広く受け入れる。

法学部では、学力面に秀でた学生と、法学・政治学への強い関心を持ち、レポート作成・コミュニケーション能力に秀でた学生とをバランスよく受け入れることで、多様な学生集団の形成を目指している。

学部の全般的な方針でもある一般入試の AP（資料 5-1,p.59、資料 5-3,p.4、資料 5-13、資料 5-14）のほか、推薦入試では「本学部で勉学に励む熱意と十分なコミュニケーション能力」を求め、AO 入試では「法律学・政治学という、実社会と結び付きの深い学問分野に高い目的意識をもって臨み、積極的・自発的に勉学に努めることのできる人材」を求めている（資料 5-4,p.20、資料 5-15）。

また、各入試制度で課せられる科目について十分な知識を有し、入学後の教育内容との関係から入学前に重点的に修得しておいて欲しい科目を制度別の AP に明示している。

< 神道文化学部 >

【神道文化学部の AP】

本学ならびに本学部が定める教育実施方針に基づき、下記のような資質・志向をもった学生を受け入れる。

(1) 神道と日本文化について強い興味と関心をもち、その継承と創造的発展、世界に向

けての発信に貢献する意欲と能力を有する学生。

(2) 神社神道・神道系教団をはじめとする宗教団体の後継者、また神職・宗教者として日本社会と地域の伝統文化の維持・継承と、あらたな価値の創造に意欲と能力をもつ学生。

(3) 国内外における諸宗教文化に関心を持ち、日本の伝統文化を踏まえたうえで、宗教を中核として形成されてきた諸外国の文化を理解し、日本と国際社会の発展に貢献する意欲と能力を有する学生。

神道文化学部では、学部の理念に掲げられた「神道を中心とする日本の伝統文化の理解及び修習」、「内外の諸宗教及び関連する宗教文化の分析と比較」をふまえ、APを策定した(資料 5-16,p.3、資料 5-17)。

入学前に修得すべき知識等の指針として、神道・宗教文化の基礎知識を涵養するための参考書リストをHPで紹介している(資料 5-18)。

加えて、一般入試、AO入試の要項並びにHPでは、「日本語の読解力・文章表現力」、「古文・漢文」、「日本の歴史や思想、文化などについての基礎知識」、「宗教文化に根ざす国内外の多様な問題に対する幅広い関心」、「英語による発信力を培うための基本的な読解力・会話力」とそれぞれに対応する教科目を挙げ、これらの学力が神道文化学部での学修の基礎にあることを示している(資料 5-3,pp.3-4、資料 5-4,p.18、資料 5-19、資料 5-20)。

また、APを具体化して示すために、「日本の伝統文化を学びたい学生」、「宗教文化を広く学びたい学生」、「神道の歴史(古代・中世)を学びたい学生」、「神道の歴史(近世・近代)を学びたい学生」、「神道の社会的実践を学びたい学生」の5つの履修モデルを『神道文化学部ガイドブック』で提示している(資料 5-16,pp.13-19)。

<人間開発学部>

【人間開発学部のAP】

本学及び本学部が定める教育方針に基づき、下記のような資質・志向をもった学生を受け入れる。

(1)「人間開発」という理念に共鳴し、自らの資質・能力の向上と人間力育成を求めるとともに、教育者・指導者に強い志向性を有するもの。

(2)初等教育学科では、自ら学ぼうとする学習意欲を有し、日本の教育への関心と理解があり、高いコミュニケーション能力を保持し、教育の諸領域における各種問題に関する専門的な知識の修得を目指して、「教育の専門家」を志す意欲の高い人。

(3)健康体育学科では、人生を健やかに生きることが人々の幸せにつながるという基本理念を保持し、健康を保持増進するための重要な要素である運動や、胎児から寿命を全うするまでの全ての期間に関わる身体諸機能のあり方に関心を持ち、様々なライフステージでの健康開発に寄与し得る指導者を志す意欲の高い人。

(4)子ども支援学科では、自ら学ぼうとする学習意欲を有し、日本の幼児教育・保育への関心と理解があり、高いコミュニケーション能力を保持し、幼児教育・保育の諸領域における各種問題に関する専門的な知識の修得を目指して、「幼児教育・保育の専門家」

を志す意欲の高い人。

(5)心身の発達に関する教養を総合的に身につけていくため、基礎学力をしっかりと持ち、幅広い分野に関心を持って学んできた人。

人間開発学部では、教育者、指導者を目指すことを軸として、一般入試においては、教育の専門家（初等教育学科・子ども支援学科）、人間・健康開発に寄与する指導者（健康体育学科）を志す者を求めている。また、AO入試と院友子弟等入試においては、人間開発への強い関心と、幅広く学ぶ意欲を持ち、基礎学力を持っている者を求めている（資料 5-1,p.78、資料 5-21、資料 5-22、資料 5-23）。

一般入試では、教師や指導者になるにあたって、基本的な能力となるのは言語力であると考え、国語を必須の入試科目とし、言語力を測っている（資料 5-3,p.4、資料 5-22）。

AO入試と院友子弟等入試では、高校での修学以外に5つの検定試験を例示し、受検（合格）していることを推奨している。これは、日常的な学習習慣の有無を見る客観的な判断材料として参考にするもので、検定に合格していることで学習の成果を確認している（資料 5-4,p.27、資料 5-23）。

< 研究科大学院 >

【博士課程の AP】

大学院ならびに各研究科設置の目的と合致する、積極的な目的意識や志向性を有するとともに、研究科での学修ならびに研究に必要な基礎的な知識や能力などを備えていることを受入方針としている。また、学士課程（学部）修了者を対象とする一般入学に加え、学士課程（学部）において優秀な成績を収めている者の大学院への飛び入学や推薦入学、さまざまな経験を有する社会人や外国人留学生を対象とする入学選抜など、多様な入学制度を設けることで、大学院における学修・研究活動の活性化や視点の拡大をはかることを方針としている。

博士課程教育においては、設置の目的に鑑み、大学院全体並びに各研究科の AP を策定し、HP・「大学院学生募集要項」・『大学院案内』で明示している（資料 5-24、資料 5-25,p.1、資料 5-26,p.1）。

障がいのある学生の受け入れについては、実績のある学部や法科大学院に準じた形で個別対応をする方針である。

< 文学研究科 >

【文学研究科の AP】

文学研究科の入学者は、文学研究科の設置目的である「日本文化の真髄を理解し、かつ幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与」したいという目的意識や志向性を有するとともに、各専攻に関する具体的な研究課題を持ち、かつその学修・研究に必要な問題発見能力、知識、技能などを備えていることを受入方針としている。

さらに社会人や外国人留学生を対象とした入学者選抜制度も設け、大学院における学修・研究活動の活性化や視点の拡大などをはかることを方針としている。

文学研究科は、研究課題に真摯に取り組み、研究者や高度な専門的知識を有して社会に

活躍することを目指す人物、並びに、グローバルで広く社会で活躍することを目指す人物を求めている（資料 5-25,p.1、資料 5-27）。

博士課程後期は、将来研究者として高度な研究を達成できる能力と姿勢を持つ人物を求めている。特に研究対象となる資料・文献の解明・分析能力、各分野の研究業績を批判的かつ総合的に取り込む能力とともに、総合的な知識・問題意識が求められている。

< 法学研究科 >

【法学研究科の AP】

学部教育における幅広い教養と基礎的な専門教育に基づいて、価値観と利害関係が多様化する現代社会に生起する諸問題を法学または政治学の観点から総合的に分析・判断し、それらの解決に主体的に関わろうとする積極的な姿勢を持った諸君の入学を期待する。とりわけ、社会人としての経験を踏まえて具体的な研究課題を見いだしている者を歓迎する。

法学研究科は、学部教育において習得した一般教養的知識と基礎的な専門教育を前提としつつ、知識だけでなく、現代社会に生起する諸問題に対しても深い関心を持ち、それらに対し、自らの専門的知識と方法を手段として、総合的に分析・判断し、問題解決に積極的に関わろうとする社会的な姿勢を持った人材の入学を期待している（資料 5-25,p.1、資料 5-28）。

この観点からも、特に、既に社会の現実の中で、様々な政治的・社会的問題に直面した経験をふまえて社会的意識を持ち、問題解決への意欲と姿勢を持って具体的な研究課題を模索している社会人を歓迎するものである。

< 経済学研究科 >

【経済学研究科の AP】

学部教育における経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見に基づいて、本学の建学の精神、そして本研究科が定める学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を十分に理解して、以下の資質・志向をもった者を受け入れる。

- (1)アカデミック・コースでは、博士課程後期へ進学し、進学後は課程博士号を取得し、博士課程後期修了後は研究職や教職を目指す者。
- (2)グローバル・コースでは、博士課程前期で修了し、外資系企業など専門的で深い学識を有する修士号取得者を厚遇する職場への就職を目指す者。
- (3)キャリア・コースでは、博士課程前期で修了し、税理士などの資格取得を目指す者。

経済学研究科博士課程前期への入学を希望する者の中には、博士課程後期へ進学し、研究者を目指す者のほか、博士課程前期修了後に高度専門職業人として社会での活躍を希望する者も多く存在する。特に後者の中には、公務員や企業への就職のほか、税理士を志望する者も多い。そこで本研究科では、こうした多様なニーズに合わせて3つのコースを設定し、それぞれのコースが要求する資質・志向をもった人材の入学を求めている（資料 5-25,p.1、資料 5-29）。

<法科大学院>

【法科大学院の AP】

國學院大學法科大学院は、「地域」とともに生き、「地域」に寄与し貢献できる法曹（ホームロイヤー）の養成をめざしています。こうした観点から、私たちは、地域社会に生起するさまざまな問題に対して興味と関心もち、自らの社会経験のなかで培った幅広い視野や知識を生かして、法を使いこなして地域社会の諸問題の解決に役立てようとする気概と情熱をもった人材を求めています。また、地域に生きる多様な人々の思いを受け止めることのできる多様な人材を社会の各層から広く受け入れます。

法科大学院は、法科大学院適性試験によって測られる判断力、思考力、分析力、表現力に加え、法を使いこなす能力、つまり、法を理解し事実へ適用する力や論理的思考力が必要であると AP において示している。AP は「学生募集要項」と HP で明示している（資料 5-30,p.1、資料 5-31）。

障がいのある学生の受け入れについては、平成 22～24 年度にかけて視覚障がい者（全盲）の学生 1 名を受け入れた実績がある。本法科大学院独自の受け入れ方針はないが、学部学生への対応に準じて、個別に対応していく考えである（資料 5-32）。

（2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

<学部全体>

一般入試（6 方式）、AO 入試など 20 の入試制度と、3 年次からの学士・一般編入制度を通じて学生を受け入れ（資料 5-33、資料 5-3、資料 5-4、資料 5-34～5-40）、基本方針案の審議は入学部委員会で行い、実際の運営は入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）を中心に行っている（資料 5-41、資料 5-42）。

一般入試は、全学共通問題を使用して実施し、問題選択や科目配点、募集人員配分を各学部・学科で変更することにより、各 AP に則った学力のある学生を募集している（資料 5-3）。AO 入試や推薦入試においては、各学部・学科の AP に合った学生獲得のため、選抜方法を学部・学科ごとに創意を加えて設定している（資料 5-4）。

一般入試 A 日程の 3 教科型・得意科目重視型では、選択科目間での得点差による不公平を解消するため、偏差値換算での判定を行っている（資料 5-3,p.11）。

AO 入試の第 2 次選考に課す面接試験については（資料 5-43,pp.8-13）、既存の法・経済・人間開発学部のマニュアルを参考として、平成 25 年度に面接マニュアルを全学部（文学部は学科ごと）に作成・整備し、内容を入試委員会で共有した。このマニュアルに基づいて、平成 26 年度実施入試から、より公平かつ透明性を確保する形で選抜が行われるようにした。

合格者の判定は、まず、各学部で検討した合否基準案を入試判定小委員会で確認する。入試判定小委員会は、各学部から学部長、副学部長、教務部委員、入学試験委員（以下「入試委員」という。）、学科代表（文学部・人間開発学部のみ）と、入学担当理事、事務局長、入学課長、入学試験委員長によって構成し、確認の結果、判定原案を作成する。各学部教授会では、この判定原案に基づいて審議を行い、合格者を決定する。その後、学長が合格者の最終決定を行う。このように、審議・確認の機会を増やして慎重を期すとともに、

一部の教員ではなく全教員による合格者の選抜を行うことで、選抜の公正性と透明性の確保を図っている。

入試問題の作成は、専任教員が担当し、入試委員会のもとに設置した入学試験作問委員会の管理下で行っている。問題の体裁・形式の確認は、校正委員が担当する。これとは別に解答校正委員を置き、すべての問題を受験生の立場で解答する機会を設けている。これにより、問題の適切さ、作問上の齟齬などを確認している（資料 5-42）。

問題作成者は、入試当日の朝に、問題と標準解答との最終確認を行う。また、試験終了後、附属・系列高校に対して、高校の学習指導要領から逸脱した問題がないか、誤問がないかなどの確認を依頼し、合否判定会議の前日までに回答を得ている。

大学入試センター試験を利用している V 方式・C 日程以外のすべての一般入試の不合格者に対しては、不合格通知書に受験生の得点（または偏差値）結果を明記し、選考の公正性と透明性を担保している（資料 5-3,p.42）。

<文学部>

一般入試では、高校での学習範囲に準拠した出題をもって、「各学科の教育課程の学修を十分に理解することのできる基礎的な学力」を測っている。

AO 入試と指定校推薦入試とは、「各学科で提供する専門領域の学問に対する強い志向性」を重視した募集を行い、面接に加え、基礎学力を確認する試験を実施している（資料 5-4、資料 5-36）。面接では、「建学の精神を理解し、日本や諸外国の文化に対する学修を通して、社会に貢献できる知識と能力を身につけようとする意欲」を有しているかを確認している。

<経済学部>

一般入試では、全学科全日程において、「国語」を必須受験科目とし、選択科目である「日本史」「世界史」「政治・経済」「数学 I・数学 A」と併せて、本学部での修学に必要な学力を測定している。

AO 入試と指定校推薦入試とは、小論文形式の試験や高校での学業成績のチェック等を通して入学者の学力を確認する。「レポート（志望理由書）」や「自己推薦書」などの確認、及び面接を通して、本学部の教育理念に対する十分な理解と学習意欲を有する学生の選抜を行う（資料 5-4、資料 5-36）。AO 入試のうち、経済学科で実施している K-ENT3 は、連携・協力協定校の生徒を対象とし、8月上旬に開講する「日本の経済」（経済学部 1 年生の必修科目）の受講及びそれに伴う試験に合格することを要件にしている（資料 5-36,p.20）。

経済ネットワーク学科は、全国商業高校協会大学特別推薦入試を平成 26 年度入試から導入し、全商協会主催の検定への複数合格を通じて、会計・経理・財務分野に加えて、地域・環境・情報等の分野に対する志向性を持った志願者を求めている。平成 27 年度入試では、検定試験に関する条件を緩和し、学科の特徴を理解した上での受け入れを推進する（資料 5-37、資料 5-44,p.21）。

AO、指定校推薦、院友子弟、外国人留学生入試では、平成 23 年度から書類選考における評価基準を標準化し、また、面接試験の評価基準を 3 段階から 4 段階へ増やすことでよ

り厳密な評価ができるようにした。

外国人留学生入試では、平成24年度から日本の5大新聞の社説の要約文作成を出題し、適切な水準の日本語能力を問うている（資料5-43,p.26）。

<法学部>

一般入試では、各科目において、知識を問う設問、長文を読解して分析・整理し、問題の所在を発見する設問、問題文から論理的に解答を導く設問をバランスよく出題することで、法学部のAPに則った学生を受け入れている。

AO入試の1次選考（エントリーシートとALT[アカデミック・リテラシー・テスト]型レポート）では、出題者による採点のポイントを採点担当の全教員が確認し、志願者1名につき2名以上の教員が採点する。入試委員によって集計された審査結果は、審査にあたった全教員で確認・決定している。2次選考についても、志願者1名につき2名の教員が面接試験を担当し、評価している。

指定校推薦入試での小論文試験は、出題者による採点のポイントの説明の後、答案1件につき2名以上の教員が採点し、より客観性のある評価をしている（資料5-43,p.11）。

<神道文化学部>

一般入試では、APにある3つの資質・志向を持つ学生を選抜するため、高等学校の科目全般の基礎学力、日本語読解能力・文章表現力、古文・漢文に親しんでいること、日本の歴史や思想、文化の基礎知識、宗教文化に根ざす国内外の問題への関心、英語による発信能力を培うための基本的な能力を習得していることを問うている。

AO入試では、①古代の神道史・神社、②近世・近代の神道思想や制度、③祭式・神社実務、④宗教・宗教文化、⑤比較宗教文化・国際化、⑥現代社会と宗教、宗教理論、それぞれの学修・研究を出願要件とし、そのいずれかについて強い関心・志向性を持つこと、十分な国語力を持っていることを前提として選抜試験を行っている（資料5-4,p.18、5-43,p.10）。

また、本学部では、日本の神道・宗教文化を継承・発展させていく担い手としての、神社や神道系宗教団体の後継者を対象とした神道・宗教特別選考試験を実施している（資料5-35,pp.3-4）。小論文では、神道や神社、日本の宗教文化についての基礎的な知識についての問題を出題することを前提として、事前に指定図書を含んだ神道・宗教に関する概説・入門書を読んでおくことを求めている。また、面接に当たっては、事前に保護者などともよく相談し、後継者としての自己の抱負や、神道・宗教文化への知識や関心を高めて臨むことを求めている。

推薦系入試の選考に関しては、事前に担当教員を集めて学部のAPを確認した上で、小論文の採点ポイントや留意点、面接での質問事項と採点基準を確認し、担当教員間での齟齬が生じないように配慮している。

<人間開発学部>

一般入試では、「国語」を必須の入試科目としているほかに、幅広く学習するという観点から、2教科受験（A日程2教科型やB日程）よりも3教科受験での試験制度から多く

の入学生を受け入れるという方針を示している。

AO入試、院友子弟等入試、指定校推薦入試では、レポート、小論文、面接等を通して、幅広く学ぶ意欲や基礎学力とともに、人間開発学部への志向性及び今後の学生生活・卒業後の展望が、APに沿っているかを判断基準として、選考が行われている。

AO入試のAPでは、「志向性及び今後の学生生活・卒業後の進路について、面接試験において確認を行う」と明示し、面接で「目的意識、就学意識」を重視した質問をすることで受験生の意思を確認し、合否判定材料としている。また、子ども支援学科では、卒業後の進路となる幼稚園・保育所の現場を想定し、実技試験として子ども向けのパフォーマンスを課している（資料 5-4,p.27-28、資料 5-43,p.13）。

面接（教員 2 対受験生 1）は、教員 1 組当たり受験生 7 人程度に抑え、集中力を切らさないよう配慮している。

< 研究科大学院 >

平成 24 年度に、「國學院大學大学院入学試験に関する規程」、「同施行細則」を制定し、平成 25 年度から施行している。本則では各委員会や構成員の責務等を、また、施行細則では入学試験制度の区分、実施内容、出題者、問題の管理、判定基準や方法について規定した。書類審査、筆記・口述試験の評価は複数名による実施を明示し、公正性を確保している（資料 5-45）。

作問については、原則として複数名が担当し、相互チェックを行う。日を改めて作問者による校正と、入試委員による校正（大学院幹事による校正を行う場合もあり）を経て問題を確定する。合否判定は、専攻会議等による判定原案に基づき、研究科委員会の議を経て行われる。

< 文学研究科 >

博士課程前期・後期ともに、筆記試験では、APの「各専攻の学修・研究に必要となる問題発見能力」、文献解読能力や専門的知識、技能などを備えていることを、面接試験では、各専攻に関する具体的な研究課題について確認している（資料 5-25,pp.4-8,pp.12-13）。

< 法学研究科 >

博士課程前期では、一般入試、学内成績選考入試（飛び入学制度・先取り履修制度利用可）、学内論文選考入試（飛び入学制度・先取り履修制度利用可）、外国人留学生入試、そして社会人入試、という入学者選抜方法を実施している（資料 5-25,pp.9-10）。多様化する現代社会を総合的に分析・判断するという AP を反映し、このような多様な選抜方法を採用している。学部 3 年生や社会人など受験可能な対象年齢を広げ、応募動機と出身母体の多様性も考慮に入れている。また、豊富な資料に接し、専門性を高められるよう、選択科目に外国語試験を課している。現代社会の問題に関心を持ち、それらを専門的主体的に観察・分析・判断できる姿勢を確認するために、口述試験を重視している。

博士課程後期では、一般入試、外国人留学生入試を実施している（資料 5-25,pp.14-15）。より高い専門性を基本として、前期と同様、入学者が高い社会的関心をもって研究に向かう姿勢を重視し、口述試験で確認している。また、専門性を訓練した人材として、法科大

学院修了者入試も設けている。

<経済学研究科>

博士課程前期では、学部教育における経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を十分に備えていることを確認するために、一般入試並びに外国人留学生入試においては専門科目の筆記試験を、社会人入試においては受験生があらかじめ提出した研究計画書の内容に基づく小論文試験を課している(資料 5-25,p.11)。学内推薦入試については、本学経済学部在学時の GPA2.2 以上と、受入れ教員による推薦書の提出を要件としている(資料 5-46,p.1)。また、各コースが求める資質・志向を入学志願者が有しているか確認するために、全ての入試制度において口述試験を設けている。

博士課程後期では、一般入試に口述試験と英語の筆記試験を課し、「博士課程前期で求められた最先端の専門的知識」が十分に備わっているか、また、「理論的革新や新しい知見の発見」に向けて、国外の文献考察を含めて十分な研究を遂行する能力を有しているかを確認している(資料 5-25,p.16)。社会人入試では、英語の筆記試験に代えて、社会人実務経験を口述試験で問うことを通して、出願者の経歴に基づく専門分野についての知見や研究能力の有無を確認している(資料 5-25,p.16)。

<法科大学院>

本法科大学院では、一般入試と社会人特別入試を行っている(資料 5-30,p.2)。一般入試4回のうち、Ⅱ・Ⅳ期は適性試験の成績の比重が特に高い。これは適性試験で測られる「判断力」、「思考力」、「分析力」などの能力が、APで述べた「法を使いこなして問題を解決する能力」の基礎となるからである。同様の観点から、Ⅰ・Ⅲ期の本学独自の小論文も基礎的な論理的思考力を確認するものである(資料 5-30,p.6)。

APの多様な人材を受け入れるという点を反映し、社会人・非法学部出身者への優遇措置も実施している。具体的には、社会人経験または非法学部における学問で得た知見が法曹志望と関連付けられて志望理由書に論じられ、かつ、そのことが面接で確認された場合に10点を上限に面接点数を加点することができる(資料 5-30,p.8)。また、受験者の実務経験を一層重視した社会人特別入試(企業・官公庁推薦型)では、3年以上の職務経験を有し、職場の直属の長、またはそれに準ずる者による推薦書が得られれば、受験することが可能である(資料 5-47,p.2)。

入試問題の作成は複数の教員が担当し、相互にチェックしている。採点は、解答用紙の受験番号と氏名を伏せた状態で実施する。1件の答案を複数の教員が独立して採点し、その点数を平均する形で得点を出している。

入試問題(小論文問題及び法律科目試験問題)は事後にHPで公表し(資料 5-48)、不合格者には、受験生の請求に基づき入試の成績を開示する制度を設け、入試の透明性を確保している(資料 5-30,p.11)。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<学部全体>

年度当初、入学者数に対して理事会が各学部 to 具体的数値を示し、入学者が定員の 1.1～1.2 倍以内に収まるよう努めている。一方、在籍学生数が収容定員を大幅に上回っている学部、学科が存在しているのも事実である【表 4】。その共通要因として、卒業延期者が多いことが挙げられる(資料 5-49)。

留年を回避する学修支援策として、学年初めの履修指導、学期中の出席不良者への呼び出し、学期末の成績不振者への修学相談を実施している。各学部学科の設定する進級条件とは別に、一定条件以下の成績の年度が 3 回になった場合、退学を勧告する「退学勧告制度」を平成 19 年度入学者から導入している。(資料 5-50、資料 5-51,p.8、資料 5-52,p.8)

<文学部>

入学定員に対する入学者数比率の 5 年間の平均値では、中国文学科の 1.25 以外は、いずれの学科も 1.20 を下回っており、文学部全体での平均値は 1.16 である【表 4】。

定員の少ない学科は、入学者の歩留まりを予想するのが困難なこともあり、特に中国文学科では一層慎重な入学者確保の実態分析が必要である。

収容定員に対する在籍学生数比率で 1.20 を大幅に超えているのは、15%前後の卒業延期率(資料 5-49)と、3 年次に欠員募集として受け入れている編入学生数の影響も大きい。今後は卒業延期率の抑制に留意し、退学勧告制度、学修支援活動の充実など制度面での対応策を有効に運用することが必要である。

<経済学部>

入学定員に対する入学者比率は、平成 25 年度 1.15、平成 26 年度は 1.14 と抑制的に管理し、各学年における教育の質の確保のため、収容定員に対する在籍学生数比率を 1.25 未満に保つよう定員管理に努め、平成 26 年度時点で 1.22 となっている【表 4】。

具体的には、退学者を防ぎ、大学に定着させることを目標に、1 年次に専任教員が担当する 1 クラスの規模を 20 人程度とすることで、個別の学生支援をしやすい環境を整備した。また、2 年次後期にスタートするゼミでは、3 年次編入者に対してもすべてのゼミが門戸を開くなどの履修支援体制を敷いている。

<法学部>

平成 24 年度には入学定員に対する入学者比率が 1.2 を超えたが、平成 25 年度以降は合格者選抜におけるデータ分析などの精度を高め、数値の改善に努めている。収容定員に対する在籍学生数比率は平成 22 年度 1.31 であったが、平成 26 年度時点で 1.21 であり、収容定員比 1.0 倍を目標に、漸次的に数値を改善している【表 4】。

具体的には、一般入試では、受験者・合格者の偏差値分布と手続率の対比など経年のデータ分析結果から、手続率の予測の精度を高め、指定校推薦入試では、高校の選考に留意し実施している。

入学後の学修支援においては、在籍者数の最も多い法律専攻において 1 年生前期に「キ

キャリア・プランニング」の授業を設け、将来を見据えた学習意識の喚起を図っている。

<神道文化学部>

入学定員に対する入学者数比率は、入学者数の適正化を図り、5年間の平均値は1.16となっている。平成26年度の学部全体の在籍学生数比率は、1.26であり、1.3を超過していた平成21～23年度に比して改善している。ただし、夜間主コース学生の在籍学生数比率は平成26年度で1.29と高くなっている【表4】。これは、夜間主コース学生の4年卒業率が60.0～72.7%（平成18年入学～平成22年入学）と低いことからわかるように、留年・卒業延期になる学生が夜間主コースに多いためである（資料5-53、資料5-49）。

留年生の減少のための学修支援、修学意欲の低い学生に対する退学勧告などを行うなど、収容定員に対する在籍者数数の適正化に努めている。

<人間開発学部>

平成26年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、初等教育学科1.16、健康体育学科1.15、子ども支援学科は1.05となっている。学部全体で見ると、1.13となり、適正な数値に収まっている【表4】。

<文学研究科>

平成26年度現在、収容定員に対する在籍学生数の割合は、博士課程前期が0.93、博士課程後期が1.36であり、収容定員に近い数字となっている。

博士課程前期では、史学専攻の入学者に増加傾向が見られたため、平成24年度に神道学・宗教学専攻の収容定員を60名から40名に、史学専攻を60名から80名に変更した。26年度には史学専攻の入学者に減少傾向が見られたが、一時的なもの判断している【表3】。

博士課程後期では、標準修業年限を超えた過年度生の在籍者が収容定員の超過原因となっているが、該当者の多くが課程博士を取得して修了していることから、研究成果を向上させるためには、許容できる範囲と考えている【表4】。

<法学研究科>

平成26年度現在、収容定員に対する在籍学生数の割合は、博士課程前期が0.55、博士課程後期が0.00であり、博士課程前期、博士課程後期ともに、収容定員を下回る状況にある【表4】。

博士課程前期では、入学志願者の拡大を期して、「飛び入学」「先取り入学」の制度を採用し、学部在籍中の早い段階で大学院への関心を持つ学生を把握し、当該制度を活用して将来計画を具体化できるように、制度の周知を図っている（資料5-25,p.22）。

博士課程後期では、定員に近づける必要を認識しているものの、修了後の厳しい就職状況を考慮した入学者の募集を心がけている。

<経済学研究科>

平成26年度現在、収容定員に対する在籍学生数の割合は、博士課程前期が1.10、博士

課程後期が 0.20 である【表 4】。

博士課程前期については、適正な数値であると考え、今後のキャリア・コース選択者の増加を考慮し、平成 22 年度から兼任講師の任用等、指導体制の強化に努めている。

博士課程後期については、入学者がいない年度があるものの、修了後の就職の厳しさに鑑み、手厚く指導し一人ひとりの能力を高めることに力点を置いている。

<法科大学院>

平成 26 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.32 である【表 4】。

現状への対応策として、募集定員は、開講当時 50 名から段階的に削減し、平成 26 年度入試は 25 名、平成 27 年度入試では 15 名と順次見直しを図っている（【表 3】、資料 5-54,p.2）。

一般入試は、平成 24 年度入試において入試実施回数を 2 回から 3 回に増やすとともに、適性試験重視型の入試を導入（資料 5-55,p.2、資料 5-56,p.2）、平成 25 年度には 3 月にⅣ期入試を追加し 4 回（Ⅰ～Ⅳ期）に入試を実施すると同時に（資料 5-57）、経済支援を充実させ、授業料を減額するとともに、適性試験成績上位者を対象とする適性試験特別奨学金を導入した（資料 5-58）。短縮コースは 4 回すべて受験可能とし、受験機会を増やすとともに、試験時間を短縮して、受験負担の軽減を図った（資料 5-57, p.1）。法律科目試験一部免除制度も新たに導入した（資料 5-59,p.8）。

平成 26 年度は 3 月の入試を 1 回追加し、計 5 回の入試を実施し、さらに加点の対象となる国家資格等を拡大、社会人特別入試について、受験資格の職務経験年数を 7 年以上から 3 年以上に変更し、年齢制限を廃止した（資料 5-60,p.7）。

平成 27 年度入試では、新たに特待生入試制度を導入し、特待生入試合格者には、8 月の合格発表後から、それぞれのレベルに応じた「事前教育プログラム」を用意した（資料 5-61、資料 5-62）。

（4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

<学部全体>

入試委員会を年約 40 回開催し、入学者の各種データ、入学試験成績などの検証、推薦系入試での入学者と一般入試による入学者との大学での成績・GPA などの比較や、休学者や退学者の数や理由などを検証している。

一般入試については、毎年 5 月に入学試験の作成に関わる全学的な会議が行われ、各学部の入試委員が出席し意見を述べ、前年度の問題作成手続きやその内容についての検証を行っている。

<文学部>

文学部では、全ての入試制度が終了し、入学者が確定したところで、文学部執行部（学部長・副学部長・教務部委員[2名]・入試委員[2名]の 6 名）、入試委員会、各学科入試委員において入試制度、入学者選抜の方法について検証している。改善点については、同年度中に原案を作成し、学部教授会で審議決定した後、次年度の入学試験に反映される。

平成 23 年度に作成した学科別、入試制度別(一般入試・AO 入試)の AP について、平成 25 年度から見直しを図っている。

<経済学部>

経済学部では、通常の入試委員会とは別に、学部執行部(学部長・副学部長・教務部委員)・入試委員会合同会議を、年間に 8 回開催し、入試方法ごとの検証を主に行っている。

入試制度別の学生の GPA や平均修得単位数、留年率、退学者数等を毎年前期修了時に確認し、問題の存在が確認された入試制度については、学部執行部・入試委員会合同会議の場で改善策を検討し、実行に移している。

<法学部>

法学部では、学部内の恒常的な委員会として、全学の入試委員と入学部委員を構成員に含めた入試関係委員会を設置している。法学部入試関係委員会は、学部入試の実施計画の策定、過去の入学試験の問題点の検証や改善計画の策定などを行い、学部教授会に審議事項の提案や報告を行う。学部教授会では、学生募集や入学者選抜の公平性や適切性について審議する。

各入試終了後、法学部入試関係委員会において、試験の適切性について検証を行う。改善点について同年度中に原案を作成し、学部教授会で審議決定した後、次年度の入学試験に反映される。

附属・系列高校の推薦系入試については、高校との年 2 回の合同会議において、その問題点を検証している。

AO 型入試では、出題担当教員が作成した ALT レポートのテーマ原案を法学部入試関係委員会が検討し、学部教授会に報告する。

<神道文化学部>

全ての入試制度が終了した時点の学部教授会において、問題点を検討している。諸問題については、入試委員が次年度に改善策を提案し、検討を行っている。

<人間開発学部>

最終的な判断を行う学部教授会に上程する原案を作成する段階において、学部執行部(学部長・副学部長・教務委員)及び学部入試委員によって、当該年度の選抜結果の検証を随時行っている。

<研究科大学院>

入学者選考は、各研究科委員会において、すべての筆記試験及び口答試験の結果を開示し、従来からの判定基準を確認しつつ、公正かつ適切に行われている。

<文学研究科>

文学研究科入試委員会(研究科委員長、幹事、各専攻から 1 名ずつの委員の 5 名)において、前年度の入試結果及び問題点について議論を重ねている。入試委員会は入試制度の

検討、要項の作成、当日の入試の運営等に関わっている。

< 法学研究科 >

毎年、法学部研究科入試委員会（研究科委員長、幹事、入試委員の3名）を開催し、入学者選抜が AP に基づいて公正かつ適切に実施されているかどうかを検証している。入試委員会は入試当日の運営等も行っている。

< 経済学研究科 >

平成 25 年度から、それまで経済学研究科幹事が兼務していた入試委員を、独立した委員として立ち上げた。会義体としての経済学研究科入試委員会を当該年度の入試実施前に開催することが、学生募集及び入学者選抜の方針や方法について、前年度の結果を検証する機会となっている。

< 法科大学院 >

入学者選抜の選考結果と入学後の成績との関係、あるいは司法試験の合否との関係については、入試委員会において、毎年検証している。

入試制度は自己点検の対象項目の一つであるため、毎年、自己点検・評価実施委員会が年次報告を日弁連法務研究財団に提出している。

2. 点検・評価

● 基準 5 の充足状況

入学者受入れ方針を定めて広く公表しており、入学試験の実施についても公正を期すとともに、毎年度の検証を行っていることから、本基準を概ね充足していると判断する。収容定員に対する在籍学生数比率が高い学部や低い研究科があるが、それらの数値を把握し、対策を取っている。

① 効果が上がっている事項

- 1) 附属・系列高校に入試問題の確認を依頼していることは、入試問題の適切性を検証するための有効な手段として機能している。< (2) 学部全体 >
- 2) センター入試利用以外の一般入試において、不合格者に得点を記載した通知書を送付する取り組みを継続し、入試の透明性を担保している（資料 5-3）。< (2) 学部全体 >

② 改善すべき事項

- 1) 一般入試・AO 入試以外の入試制度の要項に AP の記載がない。ポリシーの周知のバラつきについて、入試制度ごとのポリシーが必要か否かも含めた検討が必要と思われる。< (1) 学部全体 >
- 2) 博士課程後期に入学する学生を想定した AP がない（資料 5-24、資料 5-27、資料 5-28、資料 5-29）。< (1) 研究科大学院 >
- 3) ディプロマ・ポリシーと AP との関連性が不明確である。< (1) 学部全体・各学部・

研究科大学院＞

- 4) 収容定員に対する在籍学生数比率が 1.25 倍以上である（文学部 1.25、神道文化学部 1.26）【表 4】。＜（3）文学部、神道文化学部＞
- 5) 収容定員に対する在籍学生数比率が 0.33 未満である（博士課程後期：法学研究科 0.0、経済学研究科 0.20）【表 4】。＜（3）大学院法学研究科・大学院経済学研究科＞
- 6) 収容定員に対する在籍学生数比率が 0.32 である【表 4】。＜（3）法科大学院＞
- 7) 中国文学科の定員超過状態に対する適切な対策が必要である【表 4】。＜（3）文学部＞

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- 1) 附属・系列高校による入試問題確認については、さらに効果を上げられる体制について、平成 28 年度入試に導入できるよう、平成 26 年度中に検討を開始する予定である。加えて、学内での入試問題の確認・点検については、従来、4 月中旬に実施していた再点検を年度内に繰り上げて実施するとともに、科目代表委員並びに各出題者による総点検を検討している。平成 27 年度入試においては、この体制で英語を点検・確認することとなっている。＜（2）学部全体＞
- 2) 現状の公表方法を維持しつつ、今後は、受験生により分かりやすい情報開示の方法について、入試委員会で検討する予定である。＜（2）学部全体＞

② 改善すべき事項

- 1) 平成 28 年度入試では、全ての入試方法で AP を要項に掲載することを、平成 26 年度第 15 回入試委員会（9 月 24 日開催）において決定した。＜（1）学部全体＞
- 2) 法学研究科では、今後、AP に、博士課程前期においては「学部教育における幅広い教養と専門的知識をもつとともに、各専攻における具体的な研究課題を持つ人材」、博士課程後期においては「前期課程で自身の研究課題を修士論文として作成し、さらに研究能力を高めて博士論文を作成しようとする人材を求める」という文章を付加していく予定である。

法学研究科では、3 ポリシーを再検討し、AP についても博士課程前期と博士課程後期との区別を明示するよう修正した。新しいポリシーは平成 27 年 3 月 10 日の法学研究科委員会で審議され、承認された（資料 5-63）。

経済学研究科では、AP を改訂し、博士課程後期を追加した AP が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることが、平成 27 年 2 月 20 日の経済学研究科委員会にて審議決定された（資料 5-64）。＜（1）研究科大学院＞

- 3) 現在、各学部とは別に、学士課程全体としての 3 ポリシーを定めているが、5 学部の多様性を考慮すると、大学全体のポリシーとしてまとめた上で、具体性をもたせることは困難であるとの議論がなされてきた。入学部と教務部との間で意見交換を行い、大学全体の 3 ポリシーをどうするのか、「ポリシー」というこだわらないまとめ方も含め、平成 27 年度中に教務部案を作成する予定である。＜（1）学部全体＞

文学部では、現在進行中の各学科の 3 ポリシー検討過程において、ディプロマ・ポリ

シーに基づきカリキュラム・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連性に考慮した AP を作成する。＜（１）文学部＞

経済学部では、平成 27 年度の課題として、学科ごとの AP を策定することを検討している。その過程で各ポリシーの関連性を考慮した改善を図る。＜（１）経済学部＞

法学部では、今後、大学全体の方針の見直しと歩調を合わせつつ、社会状況の変化も勘案し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連性を考慮して AP の見直しを検討する。＜（１）法学部＞

神道文化学部では、平成 27 年度にディプロマ・ポリシーの具体化を図ることとしており（第 4 章の 1 改善すべき事項の方策 No.1）、それに対応するよう、AP を改訂する予定である。＜（１）神道文化学部＞

人間開発学部でも平成 27 年度中に再検討を行うこととしている。＜（１）人間開発学部＞

AP において、各専攻に関する具体的な研究課題をもった入学者を求め、各専攻分野において、その研究課題を修士論文、博士論文として作成できた高い研究能力を持つ人材が、ディプロマ・ポリシーに従って学位を授与されることで、AP とディプロマ・ポリシーは関連付けられると考える。＜（１）研究科大学院＞

- 4) 文学部では、収容定員超過の大きな要因として、系列短大からの編入学生数についての検討が必要と考えている。また、卒業延期率を改善するため、修学相談等のきめ細かな対応を行うことが課題であると認識していることから、今後この課題について検討していく。＜（３）文学部＞

神道文化学部では、収容定員に対する在籍学生比率の超過は、在学生の留年・卒業延期によるところが大きく、その原因のひとつに必修の少人数演習科目でのつまずきがある。平成 27 年度は、教育開発推進機構の協力を得て 1 年次前期「神道文化基礎演習」と 2 年次後期「神道文化演習」で授業運営方法の改革に着手する。さらに 3・4 年次の基幹演習科目を含めたカリキュラム改訂の検討を始める。＜（３）神道文化学部＞

- 5) 法学研究科、経済学研究科では、平成 26 年度中の研究科委員会において、下記の点についての合意形成をはかる。まず、博士課程後期への進学を希望する博士課程前期在学者への研究指導をより厳格化する。博士課程後期の学修を終えた者（単位取得退学を含む）の研究職への就職は大変厳しい状況にあるため、早い段階から研究者としての資質を磨き、業績を積むことで、博士課程後期への入学者の増加につなげる。次に、社会人入学のより一層の奨励である。博士課程後期を、実務キャリアを持ってアカデミックな職種へ就く人材を育てる場として発展させることで、志願者・入学者確保にもつなげたい。＜（３）大学院法学研究科・大学院経済学研究科＞

- 6) 平成 27 年度入試から導入した特待生入試（募集定員 5 名）では、入学までの半年間の事前教育プログラムを通じて入学者の確保を目指す。また、志願者を増加させるべく、HP を見直す。既に 26 年度において、修了生による「司法試験合格者の声」や「活躍する修了生」のコーナーを新設したが、引き続き少人数教育やリーガルクリニックなどの本法科大学院の特徴を PR するなど、コンテンツの充実を図っていく。＜（３）法科大学院＞

- 7) 文学部中国文学科では、平成24年度入試における合格者の歩留まり率が予測困難であったため、当該年度に90名を超える入学者を出す結果となったことが大きく関わっており、今後の入学者歩留まり率の正確な予測を行うよう努めていく。〈(3)文学部〉

4. 根拠資料

- 5-1. 『國學院大學 2014 入学案内』（既出 資料 1-28）
- 5-2. [國學院大學 HP 國學院大學入学者受入れ方針\(アドミッション・ポリシー\)](#)(H26.11.11 閲覧)
- 5-3. 「2014 年度（平成 26 年度）入学試験要項（一般入学試験、大学入試センター試験利用入試）」
- 5-4. 「2014 年度（平成 26 年度）入学試験要項（公募制自己推薦（AO型）、社会人）」
- 5-5. 障害学生の学修支援に関する内規
- 5-6. 「入学試験での特別配慮者リスト」（平成 24 年度～26 年度入試）
- 5-7. [國學院大學 HP 文学部（教育研究上の目的と方針）](#)（既出 資料 1-34）
(H27.3.12 閲覧)
- 5-8. [國學院大學 HP 文学部（一般入学試験）アドミッション・ポリシー](#)(H26.10.8 閲覧)
- 5-9. [國學院大學 HP 文学部（公募制自己推薦（AO型）・特別選考）アドミッション・ポリシー](#)(H26.10.8 閲覧)
- 5-10. [國學院大學 HP 経済学部（教育研究上の目的と方針）](#)（既出 資料 1-4）
(H26.10.9 閲覧)
- 5-11. [國學院大學 HP 経済学部（一般入学試験）アドミッション・ポリシー](#)(H26.10.8 閲覧)
- 5-12. [國學院大學 HP 経済学部（公募制自己推薦（AO型）・特別選考）アドミッション・ポリシー](#)(H26.10.8 閲覧)
- 5-13. [國學院大學 HP 法学部（教育研究上の目的と方針）](#)（既出 資料 1-37）
(H26.10.3 閲覧)
- 5-14. [國學院大學 HP 法学部（一般入学試験）アドミッション・ポリシー](#)(H26.10.8 閲覧)
- 5-15. [國學院大學 HP 法学部（公募制自己推薦（AO型）・特別選考）アドミッション・ポリシー](#)(H26.10.8 閲覧)
- 5-16. 『平成 26 年度 神道文化学部ガイドブック』（既出 資料 1-40）
- 5-17. [國學院大學 HP 神道文化学部（教育研究上の目的と方針）](#)（既出 資料 1-41）
(H26.10.3 閲覧)
- 5-18. [國學院大學 HP 神道文化学部（入試へのアドバイス）](#)(H26.10.8 閲覧)
- 5-19. [國學院大學 HP 神道文化学部（一般入学試験）アドミッション・ポリシー](#)
(H26.10.8 閲覧)
- 5-20. [國學院大學 HP 神道文化学部（公募制自己推薦（AO型）・特別選考）アドミッション・ポリシー](#)(H26.10.8 閲覧)
- 5-21. [國學院大學 HP 人間開発学部（教育研究上の目的と方針）](#)（既出 資料 1-43）

- (H27.3.12 閲覧)
- 5-22. [國學院大學 HP 人間開発学部（一般入学試験）アドミッション・ポリシー](#)
(H26.10.8 閲覧)
- 5-23. [國學院大學 HP 人間開発学部（公募制自己推薦（AO型）・特別選考）アドミ
ッション・ポリシー](#)(H26.10.8 閲覧)
- 5-24. [國學院大學 HP 國學院大學における博士課程教育実施方針（3つのポリシー）](#)
(既出 資料 1-48) (H27.3.13 閲覧)
- 5-25. 「平成 26 年度 國學院大學大学院学生募集要項」 (既出 資料 1-46)
- 5-26. 『平成 26 年度 國學院大學大学院案内』 (既出 資料 1-12)
- 5-27. [國學院大學 HP 文学研究科（教育研究上の目的と方針）](#) (既出 資料 4(1)-10)
(H26.10.3 閲覧)
- 5-28. [國學院大學 HP 法学研究科（教育研究上の目的と方針）](#) (既出 資料 1-14)
(H26.10.3 閲覧)
- 5-29. [國學院大學 HP 経済学研究科（教育研究上の目的と方針）](#) (既出 資料 1-15)
(H27.3.12 閲覧)
- 5-30. 「平成 26 年度 國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試」
- 5-31. [國學院大學 HP 法科大学院（入試情報）](#) (H27.3.13 閲覧)
- 5-32. 「【覚書】視覚障害学生のテスト実施について」
- 5-33. 「平成 26 年度 学部学科別学生受け入れ対応入試制度一覧」
- 5-34. 「2014 年度（平成 26 年度） 系列三高校入学試験要項」、「2014 年度（平成
26 年度） スポーツ推薦入学試験要項」、「2014 年度（平成 26 年度） セカン
ドキャリア特別選考入学試験要項」
- 5-35. 「2014 年度（平成 26 年度） 神道宗教特別選考、神職養成機関（普通課程）特
別選考、神道学専攻科、別科神道専修 入学試験要項」
- 5-36. 「2014 年度（平成 26 年度） 指定校制推薦・公募制自己推薦（K-ENT3）入学
試験要項」
- 5-37. 「2014 年度（平成 26 年度） 全商協会大学特別推薦入学試験要項」
- 5-38. 「2014 年度（平成 26 年度） 外国人留学生入学試験要項」
- 5-39. 「2014 年度（平成 26 年度） 院友子弟等特別選考入学試験要項」
- 5-40. 「2014 年度（平成 26 年度） 学士・編入学試験要項」
- 5-41. 入学部委員会に関する規程
- 5-42. 入学試験の運営に関する規程
- 5-43. 『國學院大学[入試情報ガイドブック]2014』
- 5-44. 『國學院大学[入試情報ガイドブック]2015』
- 5-45. 國學院大學大学院入学試験に関する規程、國學院大學大学院入学試験に関する規
程施行細則
- 5-46. 「平成 26 年度 経済学研究科学内推薦入学試験要項」
- 5-47. 「2014 年度（平成 26 年度） 國學院大學法科大学院 社会人特別入試（企業・
官公庁推薦型） 学生募集要項」
- 5-48. [國學院大學 HP 法科大学院（過去入学試験問題）](#) (H26.10.8 閲覧)

- 5-49. 「留年・休学・退学の状況（平成22年度～平成25年度）」（既出 資料4(4)-4）
- 5-50. 「退学勧告者数一覧（平成23年度～平成25年度）」
- 5-51. 『平成26年度履修要綱 文学部・法学部・経済学部・神道文化学部』（既出資料1-5）
- 5-52. 『平成26年度履修要綱 人間開発学部』（既出 資料4(2)-12）
- 5-53. 「4年卒業率（平成18年度入学者～平成22年度入学者）」
- 5-54. 「平成27年度 國學院大學法科大学院学生募集要項」
- 5-55. 「平成23年度 國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試」
- 5-56. 「平成24年度 國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試（Ⅰ期Ⅱ期Ⅲ期）」
- 5-57. 「平成25年度 國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試（Ⅳ期）」
- 5-58. 「法科大学院適性試験特別奨学金チラシ」
- 5-59. 「平成25年度 國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試（Ⅰ期Ⅱ期Ⅲ期）」
- 5-60. 「平成26年度 國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試（3月特別）」
- 5-61. 國學院大學 HP 法科大学院（平成27年度 法科大学院特待生入試概要）
（H26.10.30 閲覧）
- 5-62. 「平成27年度 法科大学院入学者対象事前講義日程一覧（予定）」
- 5-63. 「法学研究科3つのポリシー新旧対照表」（平成27年3月10日法学研究科委員会資料）
- 5-64. 「経済学研究科アドミッション・ポリシー（平成27年度以降改訂版）」

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

<学部全体>

修学支援については、学びの基盤となる安定した学生生活を送るため、学内の各種給費奨学金と学費等減免制度により、経済的支援の充実をはかっている。

生活支援については、毎年新入生全員に配付する『学生生活ハンドブック』における学長の方針を通じて、学生の生活安定のため全教職員が全力で支援することを明示している(資料 6-1,p.18)。

進路支援に関しては、「学部のキャリア教育を通して、自らのキャリアを主体的に形成できる学修観、就職観・職業観を涵養するとともに、学生の就職活動を実践的に支援するキャリアサポートの実施を通して、社会人基礎力・就職基礎能力を育み、生涯を通じて社会的・職業的に自立し、かつ自分らしい人生を送れる社会人の育成を目的とする。」という基本方針を就職部において、平成 26 年度に定めた。

なお、学生支援全般に関する基本方針を平成 27 年度中に策定すべく、現在検討中である。

<文学部>

文学部では、学修活動に直結した部分での支援を重視している。具体的には、全学的な方針を受け、高校から大学への橋渡しである初年次教育・導入教育に力を注いでいる(資料 6-2)。進路支援については、導入教育科目の中で実施するとともに、高学年次における課外の研究会(自主ゼミ)活動についても、学年や年齢を超えた交流を通じての就業力の育成、特に進学や教員としての進路に寄与していることから、重きを置いている。

<経済学部>

経済学部では、修学支援について、修学相談指導体制を組織化し、留年者、退学者、成績不振・修学意欲喪失者数等をゼロにすることを、平成 23~25 年度における中期行動目標としている。進路支援については、正課と課外の両面でキャリア形成に関わる支援体制を強化することによって、学生の就業力の向上を図ることを中期行動目標としている。就業力は、3 年次までに職業意識・志向性が涵養されているか、実際の就職状況はどうかなどの点で計ることを想定している(資料 6-3,p.3)。

<法学部>

法学部では、修学支援について、学部独自の方針は定めていない。進路支援については、平成 26 年度に設置した法学部就職関係委員会の目的「学生の目的意識を喚起し、在学中の有効な学修を促進するため、法学部生の就職支援について、学部による支援策を協議できる体制をつくり、就職や進路を意識させる施策を展開する」が方針に近いものといえる。

<神道文化学部>

神道文化学部では、修学支援について、学修支援センター委員が中心となって現状把握を行い、事務局各課と連携を取りながら実施している。経済的支援として、学部独自の奨学金制度を新設するなど、神職子女や地方出身者へのサポート体制を強化する方針を打ち出している（資料 6-4）。進路支援については、公務員・一般企業への就職に関してはキャリアサポート課、神社への就職（以下「奉職」という。）に関しては神道研修事務課と連携する体制をとっている。

<人間開発学部>

人間開発学部では、学部の理念の一つである「教師と学生たちが心を通い合わせて響き合う『響同』学習」によるルーム制とゼミとを基盤に据え、少人数制の修学・生活指導を行っている（ルーム制については第4章の3(1)で詳述）。この指導を通じて、修学支援、生活支援、進路支援等が行われ、包括的な学生支援へとつながっている。（資料 6-5）。

<研究科大学院>

大学院では、学生生活に関する問題が生じた場合、各研究科において、幹事（研究科委員長の補佐役で学部での副学部長の職にあたる）が第一次窓口となる。休学・退学する学生については、各研究科幹事・教学事務部長・大学院事務課長をもって組織する幹事会と、当該研究科の授業を担当する教授、准教授をもって組織する研究科委員会において、事由・概況などを逐次確認している。

障がいのある学生への対応は、学部や法科大学院に準じた形で実施する。

進路支援については、学部卒業生に比して課題が多いこともあり、キャリアサポート課、教職センター等と積極的に連携することとしている。

<法科大学院>

法科大学院では、修学支援の方針を独自には特に定めていない。進路支援に関しては、法科大学院就職支援委員会が中心となって、進路支援の方策を立て実施している（資料 6-6）。

（2）学生への修学支援は適切に行われているか。

<学部全体>

[ICTを活用した学生支援]

本学では、平成12年度にWebシラバスを導入し、平成14年度にはWebを活用した学生支援システムK-SMAPYを稼働させるなど、早くからICTを活用した学生支援に取り組んできた（資料 6-7）。平成21年度には、教育開発推進機構を開設し、同機構内に学修支援センターを設置することにより、組織的な学生支援の強化にも努めている。

平成24年度には、学修、学生生活、就職支援の一層の充実を図り、きめ細かい学生支援を展開するため、K-SMAPYの一機能として学生カルテを整備した。従来は、課外活動や奨学金などの学生生活に関する情報は学生生活課、履修科目や成績及び単位修得状況などの正課に関わる情報は教務課、希望する職種や地域など進路に関わる情報はキャリアサポ

ート課が所管し、それぞれの組織が所管する情報に基づいて支援を行ってきた。学生カルテの導入により、これらの情報はシステムを通じて共有され、学生支援を担当する職員が、学生の様子を多角的に把握して、的確な指導や助言を行うことができるようになった。また、教員は、担当クラスやゼミの学生情報に対してのみアクセスすることができる仕組みとなっており、主に学修上の助言や指導をする際に活用している（資料 6-8）。

[留年者及び休・退学者への対処]

進級に際し、各年次において1学期（前期または後期）以上の在籍を必要とし、3年次への進級に際しては、各学部・学科が指定した要件を満たしていることを条件としている（経済学部のみ1年次から2年次への進級条件あり）。

毎年、卒業延期者については、1～4年次までの学年ごとの単位取得状況を調査している。標準修業年限内の卒業者と比べると、取得単位の分布の差が最も顕著なのは1年次であり、卒業延期者の多くが初年次に既に問題を内包していることがわかる（資料 6-9）。このことから、本学では初年次の対策を重視し、導入教育科目を全学部・学科において必修としている。また、成績状況は出席率と一定の相関関係があることから（資料 6-10, p29）、学修支援センターでは、5月の連休明けに1年生を中心として出席状況を調査し、出席不良の学生に対して学修支援センター相談室を訪ねるように促すメールを送っている。また、各学期終了後には、成績不振者に対する修学指導面談を行っている。修学指導面談は学科ごとに設定した基準（GPA及び修得単位数等）に満たない成績の学生を呼び出し、学科の専任教員と改善方策を話し合うために実施するものである（資料 6-11）。この通知は保証人にも送付する。

学修支援センターでは、出席率が低下した学生の状況把握とその個別対応に基づいた出席率向上を目指し、出席不良者に対する個別面談と、修学指導面談に来談しなかった学生へのフォローを行っている。前者の個別面談は、出席率66.6%以下の1年生に対して行うもので、平成24年度と平成25年度前期には新編入生にも対象を拡大した。

[基礎学力養成を目的とした学修支援]

基礎学力の養成を目的とした学修支援として、入学前教育と入学後のリメディアル科目、導入教育科目が挙げられる（導入教育科目については第4章の2を参照）。

12月までに入学が確定した推薦・特別選考入学試験による入学予定者に対して、大学での学修に向け、基礎学力の養成を目的とした入学前教育を実施している（資料 6-12）。平成25年度以前の入学生に対しては、大学と系列高校の教員が作成した『入学者向けワークブック』による国語と英語の自主学習を行った（資料 6-13）。それに加えて系列高校からの推薦入学者には全6日間の高大連携授業を実施した。平成26年度入学者に対しては、外部の業者の学習プログラムである国語（小論文添削：全6回）、英語（E-Learning：全6step）の受講を推奨し、系列高校の推薦入学者については受講を必須とした。このプログラムには対象者全体の7割を超える者が受講した（資料 6-14、資料 6-15）。

また、上記以外の課題を追加する学部学科もあり、文学部と人間開発学部は、平成24年度以降入学予定者を大学に来校させ、課題学習を実施している。平成24年度入学者にはガイダンスを実施し、平成25年度以降の入学者に対しては、下記の内容を実施している。

平成 25 年度・ 平成 26 年度	文学部史学科	学科のガイダンスと卒業論文報告会の聴講及び参加記の作成
	人間開発学部	小講演や教員との個別相談時間、自主学習の成果を確認するための国語と英語の試験
平成 26 年度	文学部日本文学科	系列高校の推薦入学者を対象とした全 4 日間のスクーリング（現代文と古文の事前指導）

入学前教育は、高大連携として始まったが、現在は、基礎学力の養成を目的とした導入教育としての色合いが強まっている。

また、入学後には全学共通のリメディアル科目として、「基礎日本語（リテラシー）」及び「Basic English（英語リテラシー）」を置いている。これらは入学時学力診断テストにおいて一定の成績に満たない者に対して、1年次前期に履修を義務づけている（資料 6-16 pp.67,74、資料 6-17）。

[保護者と連携した学生支援]

本学では、在学生保護者の組織「若木育成会」を通じて、保護者と連携した学生支援の取り組みを行っており、同会の前身である父兄会の発足は、昭和 23 年にまで遡る。毎年、全国 56 支部で「支部の集い」を開催し、教職員が大学の現状を伝えるとともに、保護者との個人面談を実施し、修学や就職について個別に話し合う機会を設けている（資料 6-18）。保護者にとっては、大学の実情を知り、学生の修学状況を確認する機会となり、大学にとっては、保護者の要望を把握する機会となっている。この場で、学生の悩みや課題が露見することもあり、学生の課題解決に向けて具体的な対策が講じるきっかけづくりにもなっている。面談の情報は、保護者等の了解を得た上で、前述した学生カルテを通じて関連部署が共有し、その後の組織的な学生支援につなげている。

[障がいのある学生に対する修学支援]

平成 23 年度には、難病の学生 1 名に対して、授業時のノートテイク、試験時間の延長及びパソコンによる解答許可を行った。障がいのある学生への支援を組織的かつ円滑に行えるよう、平成 24 年度から「障害学生の学修支援に関する内規」を制定・施行した（資料 6-19）。平成 24～26 年度には聴覚障がい学生 2～3 名に対するノートテイク支援を実施するとともに、平成 24 年度には視覚障がい学生 1 名に対する介助者同伴を許可した。ノートテイクは学生育成の観点から本学学生より採用することとしており、外部講師及び教育開発推進機構教職員による研修会及びノートテイク学生による報告会を実施し、各期の事業の検証と改善に努めている（資料 6-20）。

[奨学金等の経済的支援]

経済的支援としての奨学金と褒賞的制度としての奨学金とを基本的な考え方とし、目的に合わせた各種奨学金制度を整備している。学生に対しては、『学生生活ハンドブック』で紹介している（資料 6-1, pp.67-73）。

経済的支援としての奨学金のうち、大きな割合を占めるのが「國學院大學奨学金」である。経済状況の悪化もあり、近年では出願者が増加しているとともに、出願者の困窮度数

(日本学生支援機構奨学金制度が定める困窮度計算式によって算定)が高くなっている。本奨学金の採用数には限界があるため、従来ならば救済できていた困窮度の学生の採用が困難になっている(資料 6-21)。また、家計支持者の失職・破産・病気・死亡、または自然災害等により家計が急変した場合の経済的支援として「特例給費奨学金」がある。本制度においては平成 21 年 5 月に内規を改正し、社会経済情勢の急変によって収入が著しく減少した場合にも対応できるようにした(資料 6-22)。東日本大震災で被災した在学学生・新入生に対しては、「東日本大震災学費等減免制度」(平成 23 年度においては「東日本大震災緊急学費等減免制度」)を制定し、入学金を含む学費等の全額・半額・3 割・1 割減免を実施した(資料 6-23)。本制度は平成 26 年度までの継続が決定している。これらの緊急対応による奨学金の給付人数は下表のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特例給費奨学金	7	2	4
東日本大震災学費等減免制度※	107	54	35

※平成 23 年度においては「東日本大震災緊急学費等減免制度」

そのほか、本学の学内奨学金の支給実績は資料 6-24「奨学金給付・貸与状況」のとおりであるが、全て給費制であるために個々の採用枠は少なく、奨学金受給者の大半は日本学生支援機構奨学金を利用している。当該奨学金の奨学生数は増加傾向にあり、増加する奨学金需要の受け皿となっている。このように、現行の支援体制は万全とはいえないが、緊急性のある経済的困窮学生に対して特例給費で対応するなど柔軟な対応を行っている。

留学を志す学生への支援として、平成 24 年度に「休学者に対する授業料等減免規程」を改正し、休学の事由(病気・語学留学等)によって異なっていた授業料等の減免率を改め、留学による休学者に対する減免額を拡充した(資料 6-25)。また、平成 25 年度からは「國學院大學セメスター留学助成金」と「國學院大學セメスター留学学習奨励金」制度を導入した(資料 6-26)。前者は、セメスター留学者全員に半期分の本学授業料相当額を奨学金として支給するもので、平成 25 年度は 37 名に給付した。後者は、セメスター留学時に顕著な学力向上が見られた者に支給する報奨型奨学金で、2 名に給付した。

以上のような現状を踏まえ、平成 25 年度から、新奨学金制度検討プロジェクトを設け、募集対象とする学生をより明確にし、効果的かつ戦略的な奨学金制度とするための見直しと検討を行っている。「神道文化学部神職子女奨学金制度」や、セカンドキャリア特別選考入試で人間開発学部健康体育学科に入学した者を対象とする「セカンドキャリア奨学金制度」(資料 6-27)、「教員採用候補者選考試験支援奨学金制度」(平成 27 年 4 月募集開始予定)を新設した。

また、前述の「國學院大學奨学金」については、奨学金種別と目的を明確にするために、平成 27 年 4 月から「國學院大學修学支援奨学金」と名称を変更する。従来、本制度は、家計に重点を置いて選考しており、給付額も学業成績の優劣に関わらず一律 30 万円を支給していた。今回の制度改正で、困窮度高位 15 名以内で、かつ前年度 GPA 値が 3.00 以上の者に対して、給付額を 40 万円に増額することとした。これにより育英的要素を強め、厳しい経済状況下においても優秀な学業成績を修めている学生の努力を奨励することで、学生の新たな目標となり得る制度としている。

また、学生に対する情報の周知が十分でないとの反省から、広報手段も増やした。従来、HPで学費等納付金と同じページに掲載していた奨学金制度の情報を、平成26年12月から単独のページとし、内容も拡充した（資料6-28）。平成27年度からは、各奨学金制度の目的や募集内容等の詳細を記したリーフレットを作成し配布することで、学生に向けて、本学の経済的支援体制の周知を図る（資料6-29）。

<文学部>

文学部では、休退学者については毎月の学部教授会で審議し、留年者については学年末の学部教授会で確認している。卒業延期者が毎年15%前後にのぼることから（資料6-30）、これを10%前後まで減らすことを目標に、学生との面談について見直しを検討している。

卒業判定の資料から、卒業に必要な単位数の不足が20単位未満の学生の単位取得状況を見ると、専門教育科目、特に必修の演習科目が開講される2年次でつまずき、卒業延期になる事例が多かった。このことから、2年次のガイダンスや学修支援の重要性を確認した。現在、全学的に実施している履修指導面談は、GPAが極度に低い学生を対象にしているが、文学部では成績や出席率が今一步の者、あと少しで延期を免れる層を対象にすることを検討している。日本文学科では、先行して平成26年度前期末の修学相談で、2年生の呼び出し条件をGPA値1.2以上1.5未満とし、単位修得状況が思わしくない学生への手当を試みた。

専門領域の学修にあたっての基礎学力養成のため、導入教育科目では、各専攻領域の概説に加え、大学で学ぶ意識の養成やレポート作成方法の指導なども行っている（第4章の2(2)を参照）。

<経済学部>

経済学部では、全学的に設定している2年次から3年次への進級条件に加え、平成22年度から1年次から2年次への進級にも条件を設定している。2年次への進級条件は、1学期以上在学し10単位以上の修得と低めに設置し、この条件を満たすことができない点において、本学での学習への意欲が低いと考えられる学生の早期把握を目的としている（資料6-16,p.48）。現在は、各学年で確実に単位を修得することを促すため、2年次から3年次への進級制限においても、条件となる単位数を増やすことを検討している。

また、学修への動機付けを重視し、初年次の修学支援に力を入れ、1年次開講の「基礎演習A」（必修科目）と「基礎演習B」（後期開講）を支援の柱としている。「基礎演習A」では、2～3回の欠席があった時点で学生を呼び出して面接をするなど、早めの対策を行っている。当該授業は1クラス20名前後で実施し、担当教員は2年次にも同じクラスの指導責任を負い、学生の個別相談に応じる体制をとっている。そのほか、「日本の経済」、「コンピュータと情報A」を基礎学力の養成と動機付けを行う科目と位置づけて1年次必修としている。

全学的に実施している修学指導面談については、従来の学部教務委員5名に加え、平成24年度から委員以外の学部専任教員も対応した。学部教授会での報告を通しての情報共有に加え、成績不振者の実態に一人でも多くの教員が直面することで、学生支援の意識が向上することを期待している。

<法学部>

法学部の留年者・休学者・退学者の状況は資料 6-30「留年・休学・退学の状況（平成 22 年度～平成 25 年度）」のとおりである。

修学指導面談の結果をふまえて分析した結果、進級制限による留年者については、大学での学修への不適応による修学意欲の喪失、または不本意入学が原因と考えられる。休学者は半数程度が精神的な疾患による。退学者は、特に 2 年次の進級制限後に進路を再考した者が多く、経済的事情による退学も一定程度見られる（資料 6-31）。

これらの対策として、法学・政治学に対する興味・関心を喪失しないよう、修学指導面談やオフィス・アワー等で、法学や政治学を学ぶ意義を再確認させると同時に、大学で学ぶことの意義を自分の進路との関係で理解させるよう努めている。

また、専門領域の学修にあたっての基礎学力を養成し、大学での学習法に適應できるよう、法学資料室に資料室員及びチューターを配置し、学生の資料検索等の指導を行っている（資料 6-32）。平成 24 年度からは、法科大学院修了生による法律勉強会を開催し、論文作成方法を中心とする法律学習の基礎的手法等を指導している。平成 26 年度からは、フェローを配置して、授業や教科書等の内容に関する質問や、そのほかの勉強方法に関する質問に対応している（資料 6-33、資料 6-34）。フェローは利用者アンケートにおいて、「満足」との評価が約 20%、「やや満足」の評価が 80%となっている（資料 6-35）。

<神道文化学部>

神道文化学部では、退学者数が毎年度 40 名台前半で推移している。退学理由は、進路変更、修学意欲の喪失、学業不振など多様である。休学者の休学理由は、病気療養が多くを占める（資料 6-36）。卒業率は、平成 22～24 年度の期間に夜間主コースで 10 ポイント程度の改善が見られたが、卒業延期率は他学部と比べて高い状況にある（資料 6-30）。成績不振者に対して全学的に実施している修学指導面談の結果については、学部教授会等で報告して問題意識を専任教員間で共有し、問題を抱えている学生を早期に把握するよう、対策を講じている。

大学教育への円滑な対応として、平成 14 年度の学部開設時から、1 年次の「神道文化基礎演習」を導入教育科目として位置づけ、必修科目とし少人数制で開講してきた。しかし、近年、コミュニケーション能力に欠けるなどの理由により、修学に問題を起こす事例も見られるようになった。そのため、友達作りを含めて、さらに一步導入教育を進めることとし、平成 26 年度から、学部新生のオリエンテーションとしてアイスブレイクを導入した（資料 6-37）。

学修支援体制として、専任教員のオフィス・アワー（週 2 コマ：昼間主時間帯・夜間主時間帯各 1 コマ）を義務付けるとともに、大学院修士課程修了者もしくはポスドクを学務補助員（チューター）として 2～3 名を雇用し、授業期間内に神道文化学部修学相談室に常駐させて学生の相談に応じている。また、学部資料室において専任職員 1 名が専門図書や映像資料等の閲覧サービス等を行っている。

本学部独自の奨学金として、神職後継者の育成を目的とした神職子女奨学金を平成 26 年度入学生から新設し、神道・宗教特別選考入試での入学生を対象として実施している（資料 6-4）。

<人間開発学部>

人間開発学部では、留年・休退学ともに他学部と比較して低水準となっており（資料 6-30）、「導入基礎演習」をはじめとする少人数指導体制の成果と考えられる。卒業延期者については、学部内での見通しよりも数が多かったため、平成 25 年度から修学指導対象となる条件を GPA に関係なく単位制で行うよう厳格化し、単位修得状況の思わしくない学生に対して、早い段階での支援を強化した。

大学における学修にあたっての基礎的なスキルの育成は「導入基礎演習」で実施している。また、課外においても、教員有志による自主講座「未来塾」を課外で開講し、教育者や指導者としての基礎的な力、実践的な指導力等の向上に努めている（資料 6-38）。

<研究科大学院>

大学院では、休学・退学の事由については幹事会、各研究科委員会で把握している。学生と指導教員との距離が近いことから、当該指導教員を通じて情報を収集することもある。

大学院独自の奨学金制度としては、國學院大學大学院奨学金、本学出身者の大学院入学金及び施設設備費減免、國學院大學大学院私費外国人留学生の授業料減免、國學院大學大学院博士課程後期単位取得者の学費及び再入学者の学費減免がある。國學院大學大学院奨学金は、博士課程前期を対象とする甲種を、支給人数の上限である 80 名（申請者の約 60%）に、また、博士課程後期を対象とする乙種を、支給人数の上限である 40 名（申請者の約 80%）に支給している（資料 6-24）。ほかの制度との併用を勘案すれば、概ね適切かつ十分な経済的支援が行われている。

平成 25 年度には、國學院大學大学院国際交流旅費補助に関する規程と、國學院大學特別研究員への研究助成に関する内規を制定した。後者は、本学において学位取得後、本務とすべき研究機関のない者で、一定の年齢以下の場合には、図書資料購入・旅費補助等を受けられる体制を整備したものである。これによって、研究職を目指す者が入学から一貫して経済的支援を受けられるようになった（資料 6-39、資料 6-40）。

<法科大学院>

法科大学院では、学習進路相談及び指導に関する事項を取り扱う組織として、法科大学院学習委員会がある。学習委員会は、法科大学院教務委員及び法科大学院ブラッシュアップ委員により構成し、学生からの相談、意見または不服申し立て等に適切に対処することで、学習環境の改善をはかることを目的としている（資料 6-41）。また、学生相談室においては、週 1 回、法科大学院学生専用の枠を設定し、精神面のサポートを行っている。

健康上の理由や修学意欲の喪失、経済的事実等により、各年度に一定数の留年者、休学者、退学者が生じている（資料 6-42）。学生の状況の把握は、オフィス・アワーと各学期開始時に実施する個別の履修相談によって行っている。特に留年者については、個別履修相談において学習改善に向けた取り組みを面談担当教員と学生とがともに検討する体制をとっている。学生の成績状況については、修学状況連絡協議会、成績情報連絡交換会を通じて全専任教員が情報を共有し、個々に適合した指導ができるようにしている。

専門領域の学修にあたっての基礎学力を養成するため、入学前においては事前教育と合宿研修、入学後においては授業内復習時間の確保、学習アドバイザー制度などの取り組み

を行っている。入学前事前教育は、入学手続後に、専任教員による民法・刑法の事前講義を行うものである。合宿研修は、獨協大学法科大学院と合同で平成 26 年度入学予定者に対象に、3 月下旬に 1 泊 2 日の日程で実施し、「法律家の仕事と法システム」という研修内容で、民事及び刑事手続の基礎的な事柄について学習し、事前教育とともに、入学後の学力を担保している（資料 6-43、資料 6-44）。

入学後においては、特に法学未修者に対して、1 年次に基礎的な能力を身につけることを主眼とした「基礎演習」を、平成 22 年度入学者用カリキュラムから設置し、導入教育として位置づけている。「基礎演習」では、授業時間の前半を文書作成、後半を教員による講評・指導とすることで、文書作成能力を養成し、従来不足しているとされた復習を中心とした学習を行っている。標準コース 1 年次配当の民法の講義科目においても、冒頭または最後の 30 分を基礎知識確認の時間に充て、授業内復習時間を確保するよう試みている（資料 6-45、資料 6-46）。

また、在學生及び修了生に対して担当教員を割り当て（担任制）、学修支援をするとともに、弁護士である修了生が中心となって担当する学習アドバイザー制度を設置し、自主ゼミ形式による演習を中心とした指導や、論文作成指導等を実施している（資料 6-47）。

障がいのある学生に対する修学支援として、平成 22 年度に入学した視覚障がい（全盲）の学生 1 名に対し、点字表示板等の貼付により移動の際の安全に配慮するとともに、本人が操作に習熟していた音声読み上げソフトを用いて学習支援を行った。また、試験時には司法試験の特別受験措置に準じた配慮を行った。

学内奨学金には、國學院大學法科大学院奨学金、國學院大學法科大学院適性試験特別奨学金等があり、平成 25 年度の支給実績は資料 6-24「奨学金給付・貸与状況」のとおりである。このほか、國學院大學院友神職会（本学卒業生の神職で組織）からの寄付による國學院大學法科大学院学生奨学制度、國學院大學院友会（本学卒業生で組織）による司法試験奨学制度がある（資料 6-48、資料 6-49）。前者の学生奨学制度は平成 20 年 10 月から適用し、平成 21～24 年度の期間に延べ 4 名の受給者がある。後者の司法試験奨学制度は平成 25 年度に制定し、当該年度は 6 名に支給した。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

<大学全体>

[身体面に関する支援]

学生の身体面に関する支援は、保健室が中心となって行っている。保健室には、専任保健師 3 名、非常勤保健師 4 名、非常勤の校医 2 名、管理栄養士 1 名の 10 名を配置している（資料 6-50 第 4 条）。学部学生の受診率が 90%を維持している定期健康診断のほか、神職課程履修者対象に早朝から深夜にかけて行われる実習に備えた「神社実習前特殊健康診断」、強化部会に在籍する部員を対象に夏期合宿中の事故防止を目的とした「強化部会特殊健康診断」などの対象者を限定した健康診断も実施している。

健康教育として、平成 23・24 年度に食育に関する講演会を開催し、また、平成 26 年 4 月の学生定期健康診断時に「朝食アンケート」を実施した。このアンケートには 9,863 人が回答し、朝食摂取の有無や欠食理由などを調査した結果を Web で公表している（資料 6-51）。渋谷キャンパスでは 7 月 3 日に、たまプラーザキャンパスでは 7 月 10 日に展示形

式でアンケート回答の分析結果を公開するとともに、栄養士の相談窓口を設置し、学生からの栄養相談を受け付けた。

平成 26 年 4 月から、渋谷キャンパス学生食堂において、150 円朝定食の提供を開始した。これは、300 円相当のメニューに対して半額を大学が補助することで運用され、平成 26 年度は、1 日平均 100 食以上の利用があった（資料 6-52）。

[精神面に関する支援]

学生の精神面に関する支援は、学生相談室が中心となっていて行っている。学生相談室には、専任カウンセラー 2 名（大学カウンセラー、臨床心理士など専門資格を有する者）、非常勤カウンセラー 2 名、精神科医 1 名、弁護士 1 名、心理相談に関する専門的な訓練を受けた嘱託職員 2 名を配置し、面接室を渋谷キャンパスに 3 室、たまプラーザキャンパスに 2 室の計 5 室設置している。相談室の利用者は年々増加傾向にあり、平成 25 年度の新規相談者は両キャンパス合計で約 400 名、延べ人数では約 2,350 名の学生が利用している（資料 6-53、資料 6-54）。

個別面接以外の支援では、年 2 回開催の「コミュニケーション・スキル講座」におけるグループ活動、教職員に対する研修活動、学生相談に関する調査・研究業務（報告書の発行、大学広報紙「國學院大學学報」への寄稿）などを行っている（資料 6-55）。

[ハラスメント防止のための取り組み]

ハラスメント対策のため、それまでの「セクシュアル・ハラスメント防止規則」に代えて「國學院大學ハラスメント防止・対策規程」（資料 6-56）を制定し、平成 24 年度から施行した。ハラスメントへの対応は、概略を『学生生活ハンドブック』に、詳細を「國學院大學ハラスメント防止ガイドライン」に示し、規程やガイドラインについては Web での公開も行っている（資料 6-1,p.93、資料 6-57）。ハラスメント相談委員会はハラスメント被害者の相談を受け、ハラスメント防止・対策委員会に申立書を提出する。防止・対策委員会では申立て内容を精査し、ハラスメント調査委員会またはハラスメント調停委員会を設置し、事案の対応にあたり、学長に結果を報告する。学長は報告に基づき、大学としての対応や申立人の環境改善、被申立人への措置を行う。

ハラスメント相談委員会は、ハラスメントの相談だけでなく、問題解決のための手順の説明、ハラスメント防止教育や研修を実施している（資料 6-58）。

（４）学生の進路支援は適切に行われているか。

<学部全体>

[進路支援の体制]

進路支援を行う組織としては、全学組織である就職部のほか、事務組織としてキャリアサポート課（以下「CS 課」という。）、たまプラーザ事務課、教職センター、神道研修事務課がある。

主に渋谷キャンパスの就職支援を担う CS 課は、専任職員 6 名と嘱託職員 1 名、派遣職員 1 名、就職アドバイザー 6 名からなる。就職アドバイザーは、企業の人事採用経験者やキャリアカウンセラーなどで構成し、主に学生の個別面談や講習会講師等を担当している。

CS 課では、就活に必要な知識・スキルを身に付けさせるために各種ガイダンス等の企画している（資料 6-59）。これらの企画は、学生のアンケート結果や参加者数などから毎年度見直しを図っている（資料 6-60）。また、企画の運営補助など CS 課の業務補助を行う学生を学生就職サポーターとして雇用している。学生就職サポーターは、業務補助を通して、就職活動や社会で必要になるビジネスマナーやコミュニケーション・スキルを身につけることを目的とし、平成 24 年度から活動している。

たまプラーザキャンパスの就職支援を担うたまプラーザ事務課（就職担当）では、専任職員 2 名と嘱託職員 1 名、就職相談員 2 名が、主に人間開発学部生を対象とした就職指導・支援を行っている。

教職センターは、教職志望者並びに教員への支援強化のため、平成 24 年度に発足し、教職課程の履修や教員採用試験対策を中心に学生を支援している。

CS 課とたまプラーザ事務課就職担当者、教職センターでは、定期的に連絡会を持ち、両キャンパスにおけるキャリア支援に対し情報共有を図っている。

また、神職資格を取得し奉職を志望する学生の進路支援は、神道研修事務課が担当している。神職資格取得に必須である神社実習のうち、課員が直接指導する基礎実習（大学）及び指定実習Ⅰ（明治神宮）、次年度卒業見込み者対象とした「奉職説明会」、春期休暇中に行う「個人面接」を通じて進路指導をしている（資料 6-61）。

[進路支援の成果]

進路支援の成果の指針の一つである就職率は、平成 23 年度 83.9%、24 年度 88.1%、25 年度 90.4%と順調に推移しており、これらは効果的なキャリア支援、就活支援体制における一定の成果と考えられる（資料 6-62）。

[正課における進路支援]

正課においては、教養総合科目にキャリア形成支援科目を設定し、「キャリアデザイン」（1, 2 年生のうちに卒業後の進路を考えさせ、大学生活における目標設定を各自で行えるようにする科目）、「インターンシップⅠ」（実際に社会の各分野で働いている現役社会人を講師に招き、社会で働くことを理解させる科目）、「インターンシップⅡ」（現場実習の科目）などを通して、自身のキャリアを考える進路支援が行われている（資料 6-63）。

「キャリアデザイン」は、文学部・人間開発学部では選択科目、法学部（法律専門職専攻・政治専攻）・経済学部・神道文化学部では、1 年次後期の履修登録を必須としている。なお、法学部法律専攻は、同様の内容を専門教育科目「キャリア・プランニング」として開講し、1 年次履修登録を必須としているため、履修対象から外している。

「インターンシップⅠ」は、平成 21 年度「大学教育・学生支援推進事業【テーマ B】」に「日本語力強化をベースにした社会人力養成プログラム」が採択されたことを契機に課外講座として開始し、平成 23 年以降は、これらの講座を正課として位置づけ開講した科目である。当初は「企業」「公務員」「教育・専門職」の 3 科目を、平成 25 年度からは「企業・公務員」「教育・専門職」の 2 科目を開講している。

<文学部>

文学部では、1年次後期に必修授業が多いことから、前述の教養総合科目「キャリアデザイン」は選択科目としている。今後は、受講希望者数や授業評価アンケートなどのデータをもとに、運用方法の検討を行う。また、「インターンシップ I (教育・専門職)」では、文学部の学問領域と密接に関わる職域（教員、学芸員、出版業など）で活躍する本学卒業生を中心とするゲスト講師を毎回招いている。

課外では、平成 25 年度から『就職活動体験談集』を作成し、学生に配布している（資料 6-64）。

<経済学部>

経済学部では、1年次に開講している「基礎演習 A」（必修）と「基礎演習 B」（入学初年次での履修登録必須）において進路を考える支援を行っている。また、進路選択に役立つ専門科目として、「専門資格取得指導」を開講している（資料 6-65）。

課外では、学生の就業意欲を高めるため、公開シンポジウム“絆プロジェクト”「経済学部先輩が語る就活への途」を開催し、3人の卒業生と教員によるパネルディスカッションを実施した。平成 25 年度は「基礎演習 B」の 25 クラス中 23 クラスが参加し、出席者は 317 名であった。

<法学部>

法学部では、1年次前期に、大学卒業後の進路についての意識を高め、法律学・政治学を学ぶ意義を進路との関係で考える科目として、法律専攻は「キャリア・プランニング」（履修登録必須）、法律専門職専攻は「基礎演習」（履修登録必須）、政治専攻は「現代社会論」（必修）を専門教育科目の中に設置している。また、法律専門職専攻と政治専攻においては、「キャリア・プランニング」と同内容の教養総合科目「キャリアデザイン」への履修登録を必須としている。

課外では、平成 23 年度から「法科大学院合格者の会」を、平成 25 年度からは「公務員試験合格者の会」を実施し、公務員試験や法科大学院の合格者からその体験やアドバイス等を聞く機会を設けている（資料 6-66）。

進路支援の成果については、「キャリア・プランニング」終了時のアンケートや、卒業時の進学・就職状況を教務委員会で検証している。また、法律専門職専攻については、法律専門職や公務員試験等の進路状況も含めて検証している。

キャリア支援企画の実行にあたっては、平成 25 年度まで、法学部就職部委員が個別の教員の協力を得て実施していたが、平成 26 年度からは、法学部就職部委員のもとに設置した就職関係委員会を中心に、企画を立案し、法学会及びキャリアサポート課、エクステンション事業課と協力する体制を整えた。

<神道文化学部>

神道文化学部では、本学部の特徴でもある奉職に関して、神道研修事務課と密接に連携して取り組んでいる。

正課においては、1年次前期開講の「神道文化基礎演習」（必修）において進路を考え

る支援を行っている。2年次には、後期開講の「神道文化演習」（必修）において、キャリアサポート課・神道研修事務課の職員各1名による就職・奉職ガイダンスを実施している。その際にアンケート調査を行い、進路希望を把握するとともに、奉職希望の学生への指針となるよう現役神職の講話も取り入れ、将来像を具体的にイメージしやすくする工夫を施している（資料 6-67、資料 6-68）。

課外においては、特に奉職希望学生に対して、神社界から要望の強い技能である書道（平成 23 年度から）、和歌（平成 24 年度から）、一般マナー（平成 25 年度から）の講座を設けて指導している。成果の検証が今後の課題である（資料 6-69、資料 6-70）。

神道研修部委員会では、年度ごとに、求人神社数、奉職希望者、奉職者数が報告され、そのデータが学部教授会に報告されている（資料 6-71）。

<人間開発学部>

人間開発学部では、学部を設置した平成 21 年度から 24 年度までは学部独自の「就職対策委員会」を置き、進路支援をしてきた。1 期生への教員採用試験対策として就職対策委員会内に教員採用試験対策会議を設け、平成 25 年度からは、これを発展的に展開して就職支援委員会と教職支援委員会を設けて、組織体制を充実させた（資料 6-72、資料 6-73）。平成 23 年度からは、企業・公務員に関する就職指導アドバイザー（2 名）と、進路相談、教職教養講座、面接・論作文・模擬授業・出願書類などの指導を担う教職顧問（1 名）も配置している（資料 6-74）。

たまプラーザ事務課では、平成 25 年度に教職に関するガイダンス・学習会・説明会を 15 回、対策講座を 11 回、企業・公務員に関するガイダンス・説明会を 21 回、講座を 12 回実施した（資料 6-75、資料 6-76）。就職カードの提出の際は、たまプラーザ事務課員が人間開発学部 3 年生の全学生と面談している。

また、正課における「ルーム制」、「ゼミ制」が進路支援においても大きな役割を担っており、少人数集団の利点を活かして学生の状況を把握し、就職未決定者は事務課でフォローする体制ができています。

これらの取り組みの結果、平成 25 年度は初等教育学科で 79%、健康体育学科で 24% の学生が新卒時に教職・教育関係の職に就くなどの結果を挙げている（資料 6-77）。

<研究科大学院>

大学院では、修了後のキャリアを見据えた科目を各専攻に開設している。

文学研究科神道学・宗教学専攻では、神道専攻Ⅱ類取得希望者に、当該資格に関する科目を開設するとともに、神道研修事務課と連携を図っている。文学専攻では、教員免許（専修免許）取得希望者に対して、教育方法学を中心とした実践力を高めるため、平成 26 年度から「国語教育実践研究」（博士課程前期）、「国語教育実践特殊研究」（博士課程後期）を開設した（資料 6-78）。また、史学専攻を中心に本学独自資格である國學院ミュージアム・アドミニストレーター（博士課程前期）、同ミュージアム・キュレーター（博士課程後期）を取得しようとする学生に対して実践的科目を配置し、高度専門職業人の養成に努めている（資料 6-79, pp.39-40）。

法学研究科では、平成 19 年度から、博士前期課程修了後の職業生活を念頭に、「マスタ

「キャリア・プランニング」科目を設置している（資料 6-80）。

経済学研究科では、キャリア・コース選択者に対する税理士養成に関する科目を配置し、同時に進路指導を行っている。

課外では、4月オリエンテーション期間中に、キャリアサポート課による就職説明会、教職センターによる教職説明会を大学院生向けに開催している（資料 6-81）。この説明会には、新入生のみならず在生も参加している。参加者アンケート結果（資料 6-82）を共有することにより、研究科・専攻ごとの進路支援に役立てている。

平成 25 年度からは、従来は任意提出だった進路調査票を修了証書との引き換えとすることで修了後の進路の把握を図った。集計結果は、今後の支援体制の検討に活用している。

<法科大学院>

法科大学院では、法科大学院就職支援委員会（資料 6-6）を組織し、在学生及び修了生からの就職相談に応じる体制となっている。平成 26 年度は実務家教員 4 名、研究科教員 2 名で構成しており、『学生便覧』や学内掲示で公表している（資料 6-83,p.13）。

専門職大学院であるため、カリキュラムは法曹を目指す学生を前提に設計しており、特に進路指導を主としたカリキュラム・科目は設置していない。

課外では、毎学期開始直前には全ての学生に対して個別履修相談を実施している。法科大学院事務課に寄せられた求人情報を、在学生には掲示で、修了生にはメーリングリストで配信している。また、法科大学院学生・修了生を対象とした就職情報サイト「ジュリナビ」による支援も行っている（資料 6-84）。

司法試験合格者については、司法試験結果で把握しているが、不合格者は把握できないため、毎年5月の司法試験受験後に、全修了生に対してアンケートを送付し、司法試験受験の有無のほかに、進路調査を実施している（資料 6-85）。

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

全学的な学生支援の方針が定められておらず、学生部や就職部、教務部などの執行部それぞれの業務内での方針だけが存在する状況である。特に障がい者対応についての姿勢が明確でなく、学修支援に関する内規が学修支援センターにあるのみである。

休学・留年・退学者に対する対応として、初年次教育を重視する方針を打ち出しているが、実施は学部任せられており、全学的な視点からの効果測定が十分になされていない。

① 効果が上がっている事項

- 1) 留年者及び休・退学者を減少させるため、データ分析の結果を活かし、初年次教育や修学指導面談などの具体的な方策に結び付けている。<（2）大学全体>
- 2) フェロー制度による修学支援の取り組みは、アンケートの結果から一定の評価ができる。今後は学生のレポート率を注視したい（資料 6-35）。<（2）法学部>
- 3) 初年次のつまづきの防止策としてアイスブレイクを導入したことは評価できる（資料 6-37）。<（2）神道文化学部>
- 4) 障がい者学生への修学支援を組織的に実施するための取り組みとして、ノートテイク

が制度化されている（資料 6-20）。＜（2）大学全体＞

- 5) 留年者・休退学者が比較的少ないこと、学部の人材養成目的に適った就職の実績が出ていることは、ルーム制による指導や、3年次に学部全学生と行われる面談など、手厚い支援の結果と判断できる（資料 6-30、資料 6-77）。＜（2）人間開発学部＞
- 6) 神社界からの意見を採り入れた結果として、奉職後に役立つスキル（書道・和歌など）を養成する課外講座を開設している（資料 6-69、資料 6-70）。＜（4）神道文化学部＞
- 7) 渋谷キャンパスにおいて平成 26 年度から実施している「150 円朝定食」は、健康な学生生活を支援する方策として評価できる（資料 6-51）。＜（3）大学全体＞
- 8) 就職を希望する学生の相談体制が充実し、正課との連動が考えられるようになってきている。＜（4）大学全体＞

②改善すべき事項

- 1) 包括的な学生支援に関する大学の方針が定められていない。＜（1）学部全体＞
- 2) 卒業延期率は毎年度 20%を超えており、他学部に比して高い（資料 6-30、資料 6-36）。＜（2）神道文化学部＞
- 3) 卒業延期や退学について、そこに至るまでの経緯について、個々の学生に関する詳細な把握がなされておらず、分析が進んでいない。＜（2）学部全体＞

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 1) 教務部において、修学指導面談の実施効果の検証を試みてきたが、退学率や卒業延期率改善との因果関係を立証するには至っていない。ただし、退学と学業不振には高い相関があることが分かっており、学業不振者の多くは初年次に問題が顕在化していることが明らかである。今後は、初年次教育に一層注力するとともに、不断の検証を行う。＜（2）大学全体＞
- 2) 法学部では、フェローに対する学生の認知の一層の向上と利用の拡大に努めていく予定である。平成 26 年度は学部の共同研究として試験的に導入したが、平成 27 年度は新設される学部学修支援事業に申請し、フェロー制度を拡大して継続する予定である。＜（2）法学部＞
- 3) アイスブレイクは平成 26 年度に導入したばかりであり、平成 27 年度以降も継続しつつその効果を測る。＜（2）神道文化学部＞
- 4) 現在、高等教育機関におけるノートテイク支援は、提供できる情報量が豊富なパソコンノートテイクが主流となりつつある。そこで、本学においても以前から実施してきた手書きのノートテイクに加え、平成 26 年度後期からパソコンノートテイクを試験的に運用し、平成 27 年度からは手書きによるノートテイクと併用した支援体制を構築する予定である。＜（2）大学全体＞
- 5) 平成 27 年 3 月に実施予定の人間開発学部ブラッシュアップ委員会において、ルーム制による指導や、3年次に学部全学生と行われる面談などの学生支援の取り組みの優位性の再認識と、将来に向けての継続を確認する予定である。＜（2）人間開発学部＞

- 6) 奉職後に役立つスキル（書道・和歌など）の課外講座を平成 27 年度以降も継続し、授業や学部 HP 等を通じた早めの周知により受講者数の増加を図る。＜（4）神道文化学部＞
- 7) 平成 27 年度も「朝食力「アップ」プロジェクト」として、4 月の健康診断時にアンケートを採り、その結果を学生にフィードバックする取り組みを継続する。この取り組みを通じて 150 円朝定食の周知を図り、学生の健康維持と食生活の向上を目指す。授業期間における 150 円朝定食の食数を月平均 2,500 食以上とすることを目標とする。＜（3）大学全体＞
- 8) 平成 27 年 2 月から、キャリアサポート課における個別相談を増枠し、現在は平日のみ実施している個人面談を土曜日にも実施している（資料 6-86）。平成 27 年度は、12 月から 3 月頃までの就職活動繁忙期の個人面談も増枠する予定である。また、正課では、全学部において「キャリアデザイン」科目の履修登録を必須とし、全学部生にキャリアを意識する機会を設定することを目指している。現在は文学部と人間開発学部が選択科目となっているため、教務部との連携によって早期の実現を目指す。＜（4）大学全体＞

②改善すべき事項

- 1) 学長の指示のもと、学生部において学生生活支援に関する基本方針を検討し、平成 26 年度に原案が作成された。今後、執行部において原案を検討し、学生生活支援のほか、修学支援・進路支援の方針をふまえた包括的な学生支援の基本方針について、平成 27 年度中に策定し、学内に周知する予定である。＜（1）学部全体＞
- 2) 神道文化学部の卒業延期者数が多いことの原因のひとつに、必修の少人数演習科目でのつまずきがある。平成 27 年度は、教育開発推進機構の協力を得て、1 年次前期開講「神道文化基礎演習」と 2 年次後期開講「神道文化演習」で授業運営方法の改革に着手する。さらに 3・4 年次の基幹演習科目を含めたカリキュラム改訂の検討を始める。＜（2）神道文化学部＞
- 3) 学生支援システム K-SMAPY 内で運用している学生カルテに、授業の出席記録や若木育成会での保護者との面談記録、学修支援センターでの相談履歴等を掲載することで、個々の学生がいつから授業に出席しなくなったか、あるいは抱えている悩みや課題を詳細に把握できるようになった。これらのデータを、卒業延期や退学につながりそうな学生への対応に活かすため、教務部と学修支援センターとの連携のもと、情報を有効に活用していく方法や仕組みを検討する。＜（2）学部全体＞

4. 根拠資料

- 6-1. 『國學院大學 学生生活ハンドブック 平成 26 年度』
- 6-2. 「導入教育に関するガイドラインについて」（平成 18 年 11 月 22 日教務部長名文書）
- 6-3. 「経済学部自己点検評価における『中期計画（行動）目標（23 年度～25 年度）』」
- 6-4. 國學院大學神道文化学部神職子女奨学金制度規程

- 6-5. [國學院大學 HP 人間開発学部（概要と特色）](#)（既出 資料 4(1)-8）（H26.10.3 閲覧）
- 6-6. 法科大学院就職支援委員会規程
- 6-7. [國學院大學 HP K-SMAPY 利用ガイド](#)（H26.11.11 閲覧）
- 6-8. [國學院大學 HP K-SMAPY・学生カルテにおける個人情報の取り扱いについて](#)（H26.11.11 閲覧）
- 6-9. 「標準修業年限卒業者と卒業延期者の年次別単位取得状況（平成 22 年度入学者）」
- 6-10. 『國學院大學導入教育ハンドブック はじめの一步』（既出 資料 1-33）
- 6-11. 「修学指導面談来談者数（平成 22 年度～平成 25 年度）」（既出 資料 4(3)-3）
- 6-12. 「入学前教育実施学科一覧（平成 24 年度～平成 26 年度）」
- 6-13. 「入学者向けワークブック」
- 6-14. 「國學院大學入学前学習【小論文講座結果報告書】」（株式会社ファカルタス）
- 6-15. 「2014 入学前学習講座「英語」最終報告サマリー」（株式会社ワオ・コーポレーション）
- 6-16. [『平成 26 年度履修要綱 文学部・法学部・経済学部・神道文化学部』](#)（既出 資料 1-5）
- 6-17. [平成 26 年度シラバス：基礎日本語（リテラシー）、Basic English（英語リテラシー I）](#)（H26.10.16 閲覧）
- 6-18. [國學院大學 HP 若木育成会 『支部の集い』](#)（H26.11.6 閲覧）
- 6-19. 障害学生の学修支援に関する内規（既出 資料 5-5）
- 6-20. 「平成 24 年度後期ノートテイク報告会のまとめ」
- 6-21. 「國學院大學奨学金出願者の推移」
- 6-22. 特例給費に関する内規
- 6-23. 東日本大震災学費等減免制度の運用に関する内規
- 6-24. 「奨学金給付・貸与状況」
- 6-25. 休学者に対する授業料等減免規程、留学による休学者に対する授業料等減免に関する内規
- 6-26. 國學院大學セメスター留学助成金制度に関する規程、國學院大學セメスター留学学習奨励金制度に関する規程
- 6-27. 國學院大學セカンドキャリア奨学金制度規程
- 6-28. [國學院大學 HP 学内奨学金（給費）](#)（H27.2.23 閲覧）
- 6-29. 「平成 27 年度奨学金のご案内」（学部生対象）
- 6-30. 「留年・休学・退学の状況（平成 22 年度～平成 25 年度）」（既出 資料 4(4)-4）
- 6-31. 「法学部：退学者数・事由一覧（平成 23 年度～平成 25 年度）」
- 6-32. 「法学部：チューター募集のお知らせ」、「法学部：チューターの資料室業務」
- 6-33. 「法学部：フェロー募集のお知らせ」、「法学部：フェロー広報ポスター」
- 6-34. 「法学部 フェローの利用にあたって」（法学部教務委員会文書）、「法学部 フェローの業務について」（フェロー担当者向け文書）
- 6-35. 「法学部 フェロー利用者アンケート結果」、「法学部 フェロー利用者アンケート」（様式）

- 6-36. 「神道文化学部休学・退学・除籍者数一覧(平成 23 年度～25 年度)」
- 6-37. 「平成 26 年度神道文化学部アイスブレイク開催報告」
- 6-38. 「平成 26 年度前期『未来塾』開講のお知らせ」
- 6-39. 國學院大學大学院国際交流旅費補助に関する規程
- 6-40. 國學院大學大学院特別研究員への研究費助成に関する内規
- 6-41. 法科大学院学習委員会規程
- 6-42. 「法科大学院 留年・休学・退学状況（平成 23 年度～平成 25 年度）」
- 6-43. 「法科大学院 未修者対象『事前教育』案内」（平成 22 年度、平成 23 年度入学者用）、「法科大学院 入学予定者対象『事前講義』案内」（平成 26 年度入学者用）
- 6-44. 「法科大学院 入学前教育（合宿研修）案内」（平成 26 年度入学者用）
- 6-45. 「法科大学院 学則変更の事由及び時期を記載した書類（平成 23 年 4 月 1 日学則変更）」
- 6-46. [平成 26 年度シラバス：基礎演習（総合）](#)、[基礎演習（民法）](#)（H26.10.16 閲覧）
- 6-47. 法科大学院学習支援のための教育補助者に関する内規
- 6-48. 國學院大學院友神職会からの寄付による國學院大學法科大学院学生奨学資金の取扱いに関する内規
- 6-49. 國學院大學院友会司法試験奨学金の受給候補者の取扱いに関する内規
- 6-50. 國學院大學保健室規程
- 6-51. [「朝食カプロジェクト／健診時アンケート結果」（平成 26 年 7 月 1 日 学生部企画）](#)
- 6-52. 「メモリアルレストラン朝定食食数累計（平成 26 年度）」
- 6-53. 國學院大學学生相談室規程
- 6-54. 「学生相談室利用状況」
- 6-55. [國學院大學 HP 学生相談室（コミュニケーション・スキル講座）](#)（H26.10.16 閲覧）
- 6-56. 國學院大學ハラスメント防止・対策規程
- 6-57. 國學院大學ハラスメント防止・対策ガイドライン
- 6-58. [國學院大學 HP ハラスメント防止研修（2014）](#)（H27.3.13 閲覧）
- 6-59. 「就職支援講座・ガイダンス スケジュール」
- 6-60. 「キャリアサポート課 ガイダンスアンケート（様式）」
- 6-61. 「神職課程神社実習履修要綱（平成 26 年度神社実習履修者用）」
- 6-62. 「就職率（平成 24 年度～平成 25 年度）」
- 6-63. [平成 26 年度シラバス：キャリアデザイン](#)、[インターンシップ I（教職・専門職）](#)（H26.10.16 閲覧）、[インターンシップ I（企業・公務員）](#)（H26.11.18 閲覧）、[インターンシップ II](#)（H26.10.16 閲覧）
- 6-64. 『國學院大學文学部就職活動体験談集』、『平成 25 年度中国文学科対象「就職フォーラム」資料パンフレット』、『國學院大學文学部就職活動体験談集』（2015 年度版）
- 6-65. 平成 26 年度シラバス：「専門資格取得指導」検索結果（H27.3.13 閲覧）
- 6-66. [國學院大學 HP イベント（「就職・進学を考える Day」）](#)（H26.10.15 閲覧）

- 6-67. 「神道文化学部 2 年 就職意識アンケート」質問票、「神道文化学部 2 年 就職意識アンケート結果 男子」、「神道文化学部 2 年 就職意識アンケート結果 女子」
- 6-68. 「平成 25 年度神道文化演習「就職講話」神社界への奉職について」
- 6-69. 「神社界が求める人材に関するアンケート・レポート」
- 6-70. [國學院大學 HP 神道文化学部（和歌講座開催報告）](#)、[國學院大學 HP 神道文化学部（マナー講座開催報告）](#)、[國學院大學 HP 書道講座（神道文化学部）お知らせ](#)(H27.1.19 閲覧)
- 6-71. 「平成 25 年度國學院大學_神職資格取得者の進路について」
- 6-72. 人間開発学部就職支援委員会内規
- 6-73. 人間開発学部教職支援委員会内規
- 6-74. 「たまプラーザ就職支援について」
- 6-75. 「たまプラーザキャンパス教職支援について」
- 6-76. 「たまプラーザキャンパス企業・公務員就職支援について」
- 6-77. [國學院大學 HP 業種別進路比率（第 122 期生：2014 年 3 月卒業生）](#)、[國學院大學 HP 人間開発学部各学科業種別進路比率（第 122 期生：2014 年 3 月卒業生）](#)
(H27.1.19 閲覧)
- 6-78. [平成 26 年度シラバス：国語教育実践研究](#)、[国語教育実践特殊研究](#)(H26.11.18 閲覧)
- 6-79. 『平成 26 年度 大学院学生便覧』（既出 資料 1-47）
- 6-80. [平成 26 年度シラバス：マスター・キャリア・プランニング](#)(H26.11.18 閲覧)
- 6-81. 「大学院就職説明会資料」
- 6-82. 「大学院就職説明会参加者アンケート結果」
- 6-83. 『平成 26 年度 法科大学院学生便覧』（既出 資料 1-50）
- 6-84. [ジュリナビサイト](https://www.jurinavi.com/index.php)(<https://www.jurinavi.com/index.php>)
- 6-85. 「平成 25 年司法試験受験に関するアンケート調査ご協力のおかげ」
- 6-86. 「キャリアサポート課個別面談_追加出校依頼（平成 26 年度 2 月期・3 月期）」

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

＜校地・校舎・施設設備の整備に関する方針＞

渋谷キャンパス再開発構想（平成21年9月完了）のコンセプト「開かれた都市型大学の創造」を継承し、教育研究環境の改善と充実のため、効果的、効率的な施設設備等の整備を進めている。

キャンパスの整備・充実についての計画策定にあたっては、渋谷キャンパス再開発計画後の検証に基づく過不足の解消、教育・研究計画との整合性、課外活動との関連などに配慮している。また、エコキャンパス作りも整備方針の一つに掲げ、渋谷キャンパス体育館跡地に建設した130周年記念5号館への自家発電装置等の設置と、たまプラーザキャンパス内への自然エネルギー装置の設置とを、学校法人國學院大學の中期計画「國學院大學21世紀研究教育計画（第3次）」（以下「21世紀研究教育計画」という。）の具体的施策に挙げている（資料7-1,pp12-13）。

渋谷キャンパスでは、平成22年10月に「渋谷キャンパス体育館敷地利用計画検討プロジェクト」を組織し、体育館再開発計画を遂行した。また、たまプラーザキャンパスでは、平成24年5月に「たまプラーザキャンパス土地建物等有効利用検討プロジェクト」を組織し、キャンパスの再整備計画を検討している。

ネットワークや各種システムは、モバイル型端末の利用を想定した整備など時代に合わせた対応をしている。

＜図書館運営に関する方針＞

図書館運営の方針は、「國學院大學図書館規程」において、「本学教職員及び学生の教育研究環境を整備し、必要な資料・情報の収集・管理・運用をはかり、本学の教育研究の発展に寄与することを目的」とし、この「目的を達成するために、図書館その他の情報サービス機関との連携をはかる」と明示している。この方針に基づき、図書館では、学生の教育・研究に資する資料を収集し、専門的な資料については、各学部資料室でも収集している（資料7-2）。

資料収集においては、「國學院大學図書館収書基本方針」に基づき、図書館では館員が、各学部では教員がそれぞれ選書にあたる。貴重資料については、専門の教員からの提案とアドバイスを受けて、選定・購入を決定している（資料7-3）。たまプラーザキャンパス図書館は、人間開発学部の教職員、学生の利用が多くを占めるが、選書・収書については当該学部の分野の資料に偏らないよう配慮している。

法科大学院にはローライブラリーを設置し、「國學院大學法科大学院図書室に関する規程」でその目的を明示している。また、「法科大学院図書室に勤務する専任教員の任用等に関する内規」「ローライブラリー担当者の業務等に関する内規」「國學院大學法科大学院ローライブラリー利用規則」でその運用の指針を示している（資料7-4～7-7）。

<教員の研究活動支援に関する方針>

「國學院大學研究教育開発推進に関する指針」として、「研究教育開発推進に関する宣言」と「教職員の倫理と行動の綱領」を明示し、HPで公開をしている（資料 7-8）。この教育研究の基本方針と教職員の行動規範を支えることが教員の研究活動支援に関する方針であるといえる。

専任教職員の個人研究の推進、本学の学術振興、学術研究の発展に資することを目的に、各種学内研究費制度を整備し、学外の競争的資金の獲得を推進している（資料 7-9）。

（2）十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

<校地・校舎>（資料 7-10,pp.75-85、資料 7-11,pp.28-31）

本学は渋谷キャンパス（東京都渋谷区：26,128.80 m²）並びに、たまプラーザキャンパス（神奈川県横浜市青葉区：65,713.40 m²）の2キャンパスと、相模原グラウンド（神奈川県相模原市中央区：18,590.65 m²）及びその他の厚生施設敷地（44,067.42 m²）、合わせて154,497.27 m²の校地を有している。そのうち、設置基準内の校地面積は110,429.85 m²で、設置基準面積(87,200 m²以上)を充足している。

[渋谷キャンパス]

渋谷キャンパスは、渋谷駅から徒歩約13分、恵比寿駅、表参道駅からそれぞれ徒歩約15分の文教地区に位置しており、大きく分けて中央敷地、北側敷地、南側敷地の3敷地から構成されている。中央敷地に、若木タワー、百周年記念館、120周年記念2号館、3号館の4棟、南側敷地に120周年記念1号館、130周年記念5号館、若木会館、国際交流会館の4棟、北側敷地に学術メディアセンターの合計9棟を有している。

120周年記念1号館・120周年記念2号館・3号館・若木タワー・学術メディアセンターは、それぞれ公道を挟むものの、2階部分でつながっており、雨に濡れずかつ公道を歩行せずに移動が可能である。南から120周年記念2号館、百周年記念館、若木タワー、3号館へと北側敷地にかけてキャンパスモール（長さ60m、幅12m）を設置し、各建物の2階天井の高さにアーケード状の半透明な屋根をかけ、雨に濡れずに各建物間を移動できるようになっている。キャンパスモール下には随所にベンチ等を配備し、半屋外空間を活用して、より多くの学生の憩いの場を提供している。

渋谷キャンパス第2次再開発の取り組みとして、「渋谷キャンパス体育館敷地再開発」と「渋谷キャンパス隣接地再開発」とを挙げ、現在進行中である（資料 7-1,pp.12-13）。体育館敷地再開発では、体育館機能と現在の渋谷キャンパスに不足している機能とを合わせた新棟建設を計画した。平成25年3月から体育館解体工事、同年10月から新築工事が進められ、平成27年4月に130周年記念5号館が竣工予定である（資料 7-12）。隣接地再開発では、平成25年3月にキャンパス西側の専門学校跡地を取得し、ラーニング・コモンズ機能及びランゲージ・ラーニング・センター機能、各種課外講座機能を中心とした新棟建設を予定している。

既存の建物については、第1次再開発当初に建設した教室棟（120周年記念1号館[2003年2月竣工]及び120周年記念2号館[2004年7月竣工]）が竣工後10年を越え、教室内のマルチメディア設備に経年劣化が顕在化したため、平成23年度からリニューアルを行っ

た。具体的には、平成 23 年度に緊急性の高い教室の機器を更新し、その使い勝手や有効性、汎用性の検証を行った。平成 24 年度は、2 棟全てのマルチメディア機器を更新し、教場設備の再整備を実施し、平成 25 年度は無線 LAN のアクセスポイントを増設した（後述（4）参照）。

[たまプラーザキャンパス]

たまプラーザキャンパスは、東急田園都市線たまプラーザ駅から徒歩約 5 分の住宅地に位置し、大きく分けて校舎敷地と運動場敷地、厚生施設敷地の 3 敷地で構成されている。校舎敷地には、1・2 号館、体育館、若木 21、5 号館、運動場敷地には、3 号館、野球場、球技場、第 2 体育館等、厚生施設敷地には、スポーツ学寮及びテニスコートを配している。

ほとんどの建物が築 20 年以上経過し老朽化が進んでいるため、順次リニューアル工事を行い、キャンパス・アメニティの保持に努めている。平成 23～25 年度は、学生のメイン動線にあるトイレを洗浄便座付きにし、人間開発学部の学生比率に合わせて男女の個室数を変更する等の改修工事を行った。平成 25 年度には、2 号館 1 階の学生ホールを改修し、10 月に「カフェラウンジ万葉の小径」（客席数約 200 席）を開店した。また、1 号館地下 1 階の会議室を機能変更し、生協売店を若木 21 から移転した。このことにより、これまで若木 21（課外活動施設：1 号館から徒歩約 5 分）内にあった機能を講義棟内に移設し、福利厚生施設を学生の近くに置くことで利便性の向上を図った。

そのほか、教室・廊下等の壁・天井の塗装、1 号館屋上防水改修、体育館屋上テラスのタイル改修等、老朽化対策工事を平成 25 年度末に実施し、渋谷キャンパスと同様に、無線 LAN アクセスポイントを増設した。

キャンパスに隣接する法人傘下の國學院大學幼児教育専門学校が平成 24 年度末に閉校したことに伴い、平成 25 年度からその施設設備を大学に移管し、5 号館として整備した。平成 25 年度前期には、主に人間開発学部の教場施設へと変更するため、LAN や非常設備のインフラ接続整備、実習等の特殊教室への変更、トイレ改修等の各種工事を実施した。同年度後期から、ピアノレッスン室等、同学部ならではの諸室の使用を開始したが、5 号館のみバリアフリー構造になっていない。

[相模原グラウンド]

相模原グラウンドは、JR 横浜線淵野辺駅から徒歩約 15 分の場所に位置した課外活動専用の施設であり、テニスコート・球技場（サッカー・ラグビー等）・ゲートボール場ほか、附属施設としてシャワールーム・部室及び課外活動用の倉庫を有している。

[厚生・研修施設]

本学では厚生寮として、スポーツ学寮 1 棟（青葉寮[神奈川県横浜市青葉区]）、厚生寮 2 棟（蓼科寮[長野県北佐久郡]、叢隠寮[神奈川県足柄下郡箱根町]）を所有している。

毎年 10 名前後受け入れている交換留学生について、従来は男子を青葉寮で受け入れ、滞在費を免除し、女子はホームステイや民間の留学生寮を自費で借りていた。男女間の格差とともに、生活上の監督責任が不明となっている問題を解消するため、平成 24 年度から学外業者が運営する学生会館の居室を本学が契約して全ての交換留学生に提供している。

これらの現状をふまえ、国際交流の機能を持った学生寮の設置を検討している（資料 7-1,pp12-13）。

<管理・運営>

「國學院大學保健室規程」に基づき、保健委員会を設置し、年 1 回以上の食堂巡視を行い、厨房等の衛生管理を徹底させ、食の安全を確保している（資料 7-13）。

また、「衛生管理規程」に基づき、産業医を含めた衛生委員会を設置し、年 2 回程度の職場巡視等を通じて、教職員の職場のみならず、教室やホール等、学生の利用する場所も含め十全の安全が維持されるよう努めている（資料 7-14）。

施設管理担当部署である財務部管財課並びにたまプラーザ事務課において、日常の安全管理巡視体制を敷き、不具合箇所への速やかな改善対応を実施している。

東日本大震災後は、防災体制について見直しを図り、渋谷キャンパスでは、3 号館地下 1 階倉庫と学術メディアセンター地下 2 階空調機械室との 2 箇所、7,000 人が 3 日間生活可能な備蓄品を分散して保管している。また、体育館敷地再開発によって建設された 130 周年記念 5 号館には、自家発電装置と防災倉庫とを併設し、自家発電装置は、有事の際の避難場所として機能させるために、停電時に、130 周年記念 5 号館と隣接する 120 周年記念 1 号館との 2 棟分の照明、空調、トイレを 3 日間作動可能な仕様としている。なお、130 周年記念 5 号館内に防災倉庫を設置することで、中央、南側、北側の 3 敷地それぞれに備蓄品を保管できるようになる。たまプラーザキャンパスでは、講義棟 2 階倉庫とグラウンド倉庫との 2 箇所に、1,000 人分 3 日間の備蓄品を保管している（資料 7-15）。

学生と教職員が参加する防災訓練として、学内で実施する総合防災訓練のほか、渋谷区が主催する「渋谷駅周辺帰宅困難者対策訓練」への参加と、帰宅困難者受け入れ先としての対応訓練を実施している。また、職員には別途、AED や消火栓など学内の機器使用について学ぶ機会を設けている。さらに、「自衛消防業務講習」修了生など、防災関連有資格者による告示班長会議を月 1 回開催し、今後の防災対策を検討している。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

<図書館>

平成 25 年度末現在、渋谷キャンパス図書館は約 150 万冊、たまプラーザキャンパス図書館は約 20 万冊を所蔵し、人文科学・社会科学研究の拠点として機能している（資料 7-10,pp.59-60、資料 7-16）。

通常図書は、データ入力完了し、検索機での検索が可能であり、和装資料、貴重資料等は、カード目録、冊子目録による情報提供を行っている。雑誌は、遡及入力作業中であり、新規受入分についてはデータ入力済であるが、古いものについてはカード目録での検索が必要である。電子媒体資料は、出版点数も年々増加し、受入要望・利用が増加していることから、購入予算を図書館に集中させ、効率的な運用ができるよう配慮している。また、JUSTICE（Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources 大学図書館コンソーシアム連合）に加入し、電子ジャーナル、電子リソースの共同購入の一端を担っている。

所蔵資料の電子化は、貴重資料を中心に平成 12 年度から毎年実施し、平成 25 年度まで

に 224 点のデジタル化が完了している。デジタル化した資料は、デジタルライブラリーとして HP で公開している（資料 7-17）。

利用者教育としては、新入生オリエンテーション時の図書館ガイダンスのほかに、教員からの申し込み制による情報リテラシー教育を実施している。新入生の導入教育時に実施することが多いが、高学年次には卒業論文指導時等、より高度な研究への端緒として実施することもある。内容は、図書館員による図書館利用方法、OPAC（オンライン蔵書目録）操作方法、各種データベース利用方法等であり、授業内容に合わせたガイダンスを行うことで、学生の情報リテラシー能力の向上を企図している（資料 7-18、資料 7-19）。また、図書館独自で主題別の「文献利用ガイダンス」も実施している。

司書資格を有する職員は、渋谷キャンパス図書館に 6 名、たまプラーザキャンパス図書館に 5 名おり、データ入力、閲覧カウンター業務に従事する業務委託、派遣職員も、有資格者を配置している。

開館時間（授業期間）は、渋谷キャンパス図書館が午前 9 時から午後 10 時まで、たまプラーザキャンパス図書館は、午前 9 時から午後 7 時 30 分までと、両図書館ともに午後 9 時、午後 6 時 5 分という最終授業終了後も利用可能である。たまプラーザキャンパス図書館の開館時間について、平成 23 年度から同キャンパスをメインキャンパスとする人間開発学部の 1 期生が 3 年次を迎え、演習が始まるなどの学生のニーズに対応し、開館時間を午後 6 時 15 分から延長した（資料 7-20）。

両図書館とも、試験期間及び卒業論文提出時期を中心に休日開館を実施している。特に渋谷キャンパス図書館では、後期授業期間は年末年始を除いたほぼ全ての日曜・休日も開館し、年間の開館日数は渋谷が約 310 日、たまプラーザが約 260 日である（資料 7-21）。

渋谷キャンパス図書館は、学術メディアセンターの 2、3 階に 6 つの閲覧室と視聴覚コーナーを配置し、各閲覧室は分野別の配架がなされている。また、地下 2 階に書庫スペース、1 階に貴重書庫と準貴重書室、貴重書閲覧スペースを設けており、全てを合わせた座席数は 503 席である。たまプラーザキャンパス図書館は、2 号館 2～4 階を占めており、2 階に書庫、3、4 階に開架図書スペースを置き、座席数は 311 席である（資料 7-22）。

情報検索システムとしては、本学蔵書検索性 OPAC（K-aiser）、横断検索性 OPAC（K-search）を整備し、迅速な情報提供を心がけている。図書館の HP では、新聞記事をはじめとする学内外の各種オンラインデータベースを主題別・テーマ別に案内、利用者の検索環境の充実を図っている（資料 7-23、資料 7-24、資料 7-25）。

他大学との連携では、山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム（本学含み 8 大学）、横浜市内大学コンソーシアム（本学含み 14 大学）に参加し、相互利用による利用拡大を図っている。前述 K-search で前者は全大学、後者も 8 大学の蔵書の横断検索が可能である（資料 7-26、資料 7-27）。

国立情報学研究所（NII）の ILL（Interlibrary Loan 図書館間相互貸借制度）に参加し、文献複写料金相殺制度・現物貸借制度を利用している。平成 22 年 1 月の参加当初は、渋谷キャンパス図書館のみが参加し、たまプラーザキャンパス図書館所蔵の資料については渋谷キャンパス図書館を介しての利用であったが、平成 25 年 12 月から、たまプラーザ図書館も参加し、参加各館と直接のやり取りが可能になっている。

<学部資料室>

各学部に資料室を置き、学部の専門分野に特化した資料を配架している。資料室には事務職員または助手を置き、場所や開室時間、利用方法等はHPで紹介している(資料7-28、資料7-29)

<ローライブラリー>

ローライブラリーは、法科大学院学生、法科大学院教職員、法学部教職員を主な対象とした図書室で、百周年記念館2階にあり、約2万冊を所蔵している(資料7-16)。平成26年度から、学部との連携強化の一環として法学部生を、また、専門書の利用が必要な大学院法学研究科生、特待生入試合格者も利用可能とした。

シラバス掲載の参考書籍は、特設コーナーで複数冊配架し、うち1冊は禁帯出とし、常に誰もが利用可能となるよう、便宜を図っている。また、一次資料の収集に力を入れ、新規購入図書カバーを利用者の目に付く場所(ローライブラリー前の廊下)に掲示し、利用を促している。さらに、新聞掲載の法情報の切り抜きをローライブラリー前の廊下に掲示し、利用者の問題や関心を喚起させる工夫をしている。

判例や法令関係を中心に、利用できるデータベースをHPから案内している(資料7-30)。

開室時間は午前9時から午後8時までを基本とし、年間310日以上開室している(資料7-21)。辞書などの禁帯出本を、午後5時30分から貸し出し翌朝返却する一夜貸し制度も設けている(資料7-31)。

百周年記念館3階にある自習室は、原則として24時間開室しており、授業期間中の日曜日も9時から午後4時50分まで開室している(資料7-21、資料7-32)

大型の手動式集密書架、キャレル6台、テーブル2卓、検索用コンピュータ12台が設置され、キャレルとテーブルには情報コンセントがあり、インターネットに接続可能である。また、コピー機は、ローライブラリー内に3台(うち1台は教員用)、2階に1台(24時間利用可能)ある。

ローライブラリアン2名及び補助員2名(事務嘱託職員1名、派遣職員1名)を置き、ローライブラリアンである専任教員は、法情報学または法律文献学を専門する者とし、法科大学院の必修科目である「リーガル・リサーチ」・「リーガル・ライティング」を担当している(資料7-4第3条、資料7-5、資料7-6、資料7-33第62条)。また、職務を円滑に遂行するため、ローライブラリー委員会を設置している(資料7-4第5~8条)。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

<大学全体>

本務校である本学での教育研究に専念する時間を確保することを目的として、平成19年度に「専任教員の兼務について(申し合わせ)」を定めた。以来、年度当初の全学教授会で告知し、他大学への出講コマ数を制限している(資料7-34)。

本学の教育研究活動を支援するために、個人研究を対象としたものから、組織としての教育活動を対象としたものまで、広く助成制度を整備している(資料7-9、資料7-35、資料7-36)。

[教育研究に対する助成制度]

1) 教員個人研究費

専任の教授・准教授・講師・助教は年額 30 万円、特別専任・助手は 15 万円を上限として支給する（学芸員はその職歴で金額が変更）。毎月申請締切を設定し、立替払いによる精算方法を取り、申請は一人一回となっている（資料 7-35、資料 7-37、資料 7-38）。

2) 派遣研究員制度（国内・国外）

専任教職員の学術・教育の研究及び調査を助成するために、研究員として国内及び国外に一定期間派遣する派遣研究員制度を設けている。派遣研究費の給付を行うとともに、学部においては当該期間における授業担当及び学内諸役務を原則免除し、研究専念の環境を確保している（資料 7-35、資料 7-39）。

3) 国際交流費補助

専任教職員が海外における国際的な学会、研究集会その他これに準ずる会合に出席する場合、50 万円を上限に旅費及び宿泊費を補助している（資料 7-35、資料 7-40）。

4) 國學院大學出版助成（甲・乙・丙）

本学の学術振興を図る目的で、専任教職員が学術研究の成果を公開するために刊行する学術論文や学術専門図書等の出版に際して、それが学会に裨益することが顕著であると認められたものに対して助成をしている。

助成の対象により、（甲）（乙）（丙）に分類し、（甲）は学位（博士）論文と学位請求論文、（乙）は学術専門図書、（丙）は学術研究成果に基づく教育図書を対象としている。申請内容について、國學院大學特別研究助成に関する委員会が審議し、学長が交付決定を行う（資料 7-36、資料 7-41）。

5) 特色ある教育研究

専任教員によるグループまたは個人が計画する特色ある教育研究事業について助成をし、予算は学部ごとには設定せず、全学で 540 万円と設定している。学部教授会で教務部員が情宣、各学部の申請を受け、教務部委員会で採択案件と交付額の調整を行っている。採択課題には、研究成果報告書の提出が義務付けられており、成果はテキスト等になって翌年度の授業に還元される。報告書（成果物）は研究開発推進機構事務課経由で教務部に提出される（資料 7-36、資料 7-42）。

6) 学部共同研究費

学部並びに法科大学院における共同研究に対して支給し、予算は、文学部が 160 万円、法学部、経済学部、人間開発学部が 80 万円、神道文化学部、法科大学院が 50 万円となっている。申請・審査過程並びに成果公表の方法については、機関によるが、採択にあたっては各機関の教授会に諮り、配分額とともに承認されている（資料 7-36、資料 7-43）。

7) 國學院大學特別推進研究助成金

専任教員で、当該年度文部科学省科学研究費助成事業に申請をし、不採択となった者の個人研究または共同研究を対象に、平成 16 年度から本助成金制度を施行している。単年度の助成であるものの、1 研究課題の最高限度額が 500 万円であることにより比較的大規模な研究が可能である。採択された課題は、助成を受けた翌年度の 7 月

末日までに研究成果報告書を提出することと、翌年度の文部科学省科学研究費助成事業に申請することを条件としている（資料 7-36、資料 7-44）。

8) 学部研究調査出張旅費補助

審査内規として「研究調査出張旅費暫定規定」（昭和 57 年 4 月 1 日施行）が定められているが、各学部によって取り扱いが異なる。（資料 7-35、資料 7-45）

9) 学会開催費補助

専任教員が代表等を務める学会が、本学で開催する際に、経費の一部を補助する。同一学会に対する補助は年 1 回を限度とし、助成額は規模に応じて 5 万円または 10 万円となっている（資料 7-35、資料 7-46）。

10) 研究室紀要印刷製本費補助

外国語研究室・外国語文化学科紀要『Walpurgis』、『教育学研究室紀要』、『博物館学紀要』の印刷製本に関する費用を補助している（資料 7-47）。

11) 学会機関誌刊行補助

本学に設置されている学会のうち以下 6 学会（国語研究会・国史学会・中国学会・国文学会・若木書法会・考古学会）の機関誌の刊行費用を補助している（資料 7-48）。

12) 國學院大學大学院特定課題研究助成金

大学院の各研究科委員会構成員が行う共同研究を対象とし、平成 21 年度から実施している。1 件の上限を 100 万円とし、助成は単年度であるが、同一課題は最大 3 年まで連続申請が可能である。本学博士課程後期在学学生をリサーチ・アシスタントとして任用することができ、平成 26 年度は 2 課題 3 名がリサーチ・アシスタントとなっている。採択の研究課題と研究代表者は、『大学院案内』に掲載している。（資料 7-49、資料 7-50、資料 7-51）

13) 学部 FD 推進事業

組織的な職能開発に関する事業に対して、平成 24 年度から実施している。各学部 1 件であり、一事業 100 万円を上限としている。対象事業は、学生に直接働きかけるものではなく、教員自身の資質・教育力向上（ブラッシュアップスキル）や授業改善を通じて学生に還元しうるもので、「教員」が主語となる事業に限定している（資料 7-52、資料 7-53、第 4 章の 3(4)で詳述）。

14) 学部学修支援推進事業

学生への専門教育に係る個別的、具体的な学修支援・指導となる事業に対し、全学的な学修効果の向上を図ることを目的として、平成 27 年度から実施を予定している。平成 27 年度は、試験的に法学部・経済学部を対象として実施する（資料 7-54）。

[学外研究費申請への支援]

1) 科学研究費助成事業

平成 21～25 年度において、研究代表者並びに研究分担者の事務取扱い件数は増加傾向にある（資料 7-55）。また、新規採択に向け、年 2 回説明会を実施し、前述「國學院大學特別推進研究助成金制度」などの支援制度の利用を促している（資料 7-56、資料 7-57）。また、採択後の適正な運用を図るため、「科学研究費補助金に関する取扱い規程」など各種学内規程を整備している。平成 26 年度には「科学研究費助成事業取扱手引き」を作成

し、新規採択者に配付することで、その遵守と理解を図っている（後述 7（5）参照）（資料 7-58、資料 7-59）。さらに、採択者が別途研究費や授業以外の教務を補助する学務補助員の申請を可能とした採択者に対する研究支援制度も整備している（資料 7-60）。

[人的側面からの支援]

1) SA（スチューデント・アシスタント）（以下「SA」という。）

SAは、平成 21 年度後期に大人数授業（履修者数 300 名以上）を対象として試験導入した。その際の成果に基づいて、「SA（スチューデント・アシスタント）制度運用に関する内規」を制定し、平成 23 年度から本格運用を開始した（資料 7-61）。前後期それぞれ 20～30 名程度を公募で採用し、教材や出席カード等の印刷・運搬・配布・回収及び整理、また AV 機器の設置と取り外し等の業務に従事している。対象授業は、履修人数が 300 名を越え、かつ担当教員より配置希望のなされた授業について、教育開発センター委員会で審議し、決定している。（資料 7-62）。着任にあたっては、担当教職員等による研修を実施し、採用期間中は中間及び終了後に報告会を開催している。報告会を通じて、担当教職員と SA 間で情報共有を図り、業務の検証・改善に努めている。また『教育開発ニュース』（年 2 回発行）では、授業補助業務の紹介や、図書館の利用方法、ノートの取り方に関するアドバイスなどの学生向け企画を掲載している（資料 7-63）。

2) CA（コンピュータ・アシスタント）（以下「CA」という。）

CAは、コンピュータ技術の習得を目的とした必修授業で、30 名以上の履修者を有する科目を対象に、平成 24 年度前期から試験運用を始めた。授業時に、作業や理解が遅れた学生を適宜補助し、また、教員の指示により教材の運搬や機器等の接続・準備を行うことで授業運営を補助することを目的とし、当該科目を過去に受講した学生の中から成績優秀な者に、教員が声掛けをして募集した。平成 25 年度は、当該授業の担当教員から提出された、教育効果に関する報告を基に、教育開発センター委員会において検討し、制度を継続することとなった。平成 26 年度前期からは「コンピュータの技能修得を目的として開設され、全般にわたってコンピュータを使用して行われる必修の授業」を対象として本格運用を始め、内規も定めた（資料 7-64、資料 7-65）。平成 26 年度前期から採用は公募としている。

[施設設備等の整備]

渋谷・たまプラーザキャンパスともに平成 23～25 年度に、教室内のマルチメディア機器のデジタル化及びリプレース、無線 LAN を増設し、ICT を活用できる授業や自習、研究で利用できるような環境の向上を図った（資料 7-66、資料 7-67、資料 7-68）。

一般教室以外に授業実施可能なコンピュータは、渋谷キャンパスに 6 教室コンピュータ 305 台、たまプラーザキャンパスに 2 教室 112 台ある。このほかに、自習専用コンピュータとして、渋谷キャンパスに 62 台、たまプラーザキャンパスに 54 台を設置しており、学部生人数に対して、渋谷キャンパスでは約 4%、たまプラーザキャンパスで約 16%の設置台数となっている。渋谷キャンパスでは、平成 24～26 年度にコンピュータ教室を利用する授業数について大きな変化はないが、全コンピュータ教室で授業が実施される時間帯が週 1 コマ以上あり、混雑時には順番待ちが発生する場合がある。また、コンピュータ教室

以外のすべての教室には、教員がインターネットを利用できる情報コンセントを整備している。

システム面では、モバイルや学外での利用手段拡大に鑑み、HPのスマートフォン対応に加え、平成26年度にはモバイル向けアプリケーションを導入した。動画配信システムについても、従来のUbPointがコンテンツ数の減少や、対応するブラウザの少なさ等の問題を抱えていたため、平成26年3月に新しい動画配信基盤を整備した。120周年記念1号館1203教室を利用した新しいシステムはモバイルでも利用可能であり、授業配信が可能となった。現在、神道文化学部祭式の作法の授業などが配信されている。

メール環境は、平成25年度にクラウド環境へ移行し、各種スマートフォンやOS、ブラウザなどに対応した。今後はコンテンツの充実と利用者環境への対応と合わせ、ネットワークを中心とした整備と拡充を図っていく。

履修登録や各種学生支援基盤となる学生向けポータルサイト「K-SMAPY」も平成14年度の稼働から12年が経過し、拡張による機能追加は限界に近づいている。「21世紀研究教育計画（第3次）」に掲げているように「K-SMAPYに代わるポータルサイト導入」も喫緊の課題であるが、具体的な計画には至っていない。平成24年度から、履修登録や授業支援など各種パッケージシステムの調査を実施し、平成25年度も各種業務との整合性や既存システムとの機能比較などを継続して行っている。平成26年度はサーバー能力の増強など、システムの安定化を図りながら、引き続き今後のあり方を検討していく。

K-SMAPYの情報の一部は、個人向けの休講情報等を提供するK-PIT（学内各所に設置した簡易情報提供コンピュータ）や、幅広い情報提供を目的とした大画面液晶方式のK-LOOKなどでも、閲覧が可能となっている。

渋谷キャンパスは第1次再開発において、たまプラーザキャンパスは人間開発学部開設準備改修工事（～平成20年度）の際に、教員個人研究室を整備し、学部専任教員（助手を除く）には1人1室21㎡以上の個人研究室を確保した。教育開発推進機構と研究開発推進機構については、その特質やプロジェクト等を考慮して基本的に共同研究室とし、1人当たりの面積を学部より広めに設定している（資料7-69）。

[国際交流の環境の整備]

国際交流の環境整備として、「21世紀研究教育計画（第3次）」では「海外協定校ネットワークの拡充」を掲げ、「東南アジア及び英語圏の大学との協定ネットワーク増強」と「東南アジアで研究交流を行う大学を検討・協定締結」を具体的施策とした（資料7-1, pp.10-11）。

「協定校ネットワーク構築の基本方針」（平成24年度制定）に基づき、東南アジアでは、平成25年度にハノイ大学（ベトナム）と協定を締結、同大学から平成25年度に招聘研究者を受け入れ、平成26年度秋季には交換留学生を本学に受け入れた。平成24～25年度にかけては、英語圏の3大学（ミズーリ大学、ビンガムトン大学、ヨーク・セント・ジョン大学）と協定を結び、派遣留学と交換留学生受け入れの互恵的交流関係を展開している。

同じく、「21世紀研究教育計画（第3次）」に掲げたグローバルラウンジについては、新施設竣工まで試行期間として、平成25年度に渋谷キャンパス国際交流センター内の会

議室を改装して仮説グローバルラウンジを開設した。グローバル化に対応する人材の育成を目的とし、正課外の外国語学修支援機関としてランゲージ・ラーニング・センター（以下「LLC」という。）を平成26年4月に教育開発推進機構内に設置した。初年度は留学前事前研修などの一部業務を開始し、同年11月には、たまプラーザキャンパスに LLC YOKOHAMA OFFICE を開設した（資料7-70）。

<文学部>

人的側面からの支援については、日本文学科や史学科の専門教育科目において、大学院の授業を担当している教員はティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）を多く利用している。T・Aは、レジュメのチェック、ゼミの司会、出欠管理などを行っている（資料7-71、資料7-72）

また、平成21年度から学科ごとの資料室を廃し、学部としての資料室制度となったことによって、従来学科ごとの資料室員が行っていた学生へのレポート返却や面接の受付などの助手的なサポートや、建物内に分散設置されている文学部資料室資料の利用が課題となっている。

<経済学部>

研究に関する支援について、研究費の運用にあたっては、教育に関する研究に対して学部共同研究費を優先的に使用している。そのため、コンピュータや「日本の経済」に関する研究が多くなっている。個人研究に関しては、1週間に2日間の研究日を確保できるように時間割等を配慮している。また、国外・国内ともに派遣研究制度を確実に利用できるよう、3年前には派遣研究計画を確定させ、ゼミ生の募集時期に配慮している。

人的側面からの支援では、平成25年度から「コンピュータと情報A」の履修人数が30名を超えるクラス（平成26年度は14クラス中11クラス）の授業補助にCAを配置し、有効に機能している。

施設面では、ゼミを重視しているため、少人数でのグループワークに適した教室の数が増えることが望ましいと考えている。

<法学部>

人的側面からの支援として、法学資料室には、助手と室員計3名が常駐し、ほかにチューターとフェローを各1名配置し、学修支援体制の充実を図っている。チューターは、本学大学院学生・法科大学院生が担当し、情報検索の補助を行い、また、平成26年度から導入したフェローは、大学院博士後期課程レベルの学識を持つ者が担当し、より専門的な学修指導や教員の教育活動の支援をしている（資料7-73、資料7-74）。

国外派遣研究については、原則として赴任順に派遣を打診しており、一定の間隔で在外研究の機会が公平に配分されるようにしている。国内派遣研究は、申請をもとに、研究専念時間を均等に確保できるよう配慮しながら、派遣者を決定している。両派遣研究とも、派遣後最低6年の間隔を置くこととしている。

全学及び学部内の行政事務を担当する役職については、役職人事諮問委員会での原案検討を経て、法学部教授会で審議・承認する手続きをとっており、行政事務の負担が特定の

教員に偏ることがないように配慮している。役職人事諮問委員会は、法学部教授会において年度ごとに選出される公法・私法・政治の各分野2名ずつ計6名で構成されており、学部長からの諮問を受け、次年度の役職人事案の策定を手がける。

カリキュラムをふまえた現在の施設に関しては、以下のように考えている。憲法など非常に多数の受講数が予想される科目については、学生の理解度の低下を回避するために1コマ100人以下での開講が望ましいが、教室数の制限により、必要コマ数の複数開講が難しい場合がある。教室の整備・充実とともに、教室使用の優先順位についての明確な基準の設定が必要であろう。また、本学部では現在、積極的に演習系科目を設置し、マスプロ講義と少人数講義の融合を図ろうとしているため、演習のような対話型の講義をするのに適した30人規模で円卓型の机を配置した教室の整備が望まれる。アクティブラーニング等、学生が主体的に学び、その成果を講義中に確認するような講義手法をとるために必要な施設が不足している。例として、学生の共同学習のためのスペースや、学生の自発的学修をサポートするフェローなどの要員のための部屋、文献検索や文書作成を行うためのコンピュータ教室、学修成果を確認するためのクリッカーシステム等を備えた教室などが挙げられる。

<神道文化学部>

人的側面からの支援として、学務補助員（チューター）が挙げられる。チューターは修士課程修了以上の者で、3名おり、修学相談室での履修・修学指導（基本的に授業期間は毎日）を行うほか、「神道文化基礎演習」等の演習科目における教育補助業務（小テストの採点・成績集計）等に従事している（資料7-75）。また、祭式に関する複数の授業を適正かつ的確に行うため、祭式補助員6名を配置している。修士課程を修了した者などの中から、祭式の担当教員が認めた者に委嘱しており、授業ごとに担当教員の指導を補助している。

学内研究費に関しては、学部教員からの申請に基づき、学部教授会で申請の目的、実施計画、経費が示され、適切性を審議のうえ了承される。毎年1名の教員が国内または海外派遣研究員となり、研究に専念することができている（資料7-76）。

神道の作法を学ぶ場として、神社本殿を模し、檜を使用している祭式教室が渋谷キャンパスにある。渋谷キャンパス再開発に伴う同キャンパスへの授業集中により、たまプラーザの祭式教室が閉鎖されたこともあり、現状では稼働率が高くなっている。神職養成環境を十全に整備するためにも、実技実習が可能な教室を増やすことが望まれる（資料7-77）。

<人間開発学部>

たまプラーザキャンパスをメインキャンパスとする人間開発学部は、平成24年度に完成年度を迎え、初等教育学科と健康体育学科のすべての科目を予定通り開講した。加えて従来通り、他学部1年生との共用（他学部については、各学部週1回の利用）がなされている現状において、普通教室は十分に確保されている。音楽・ピアノ練習室、理科実験室、調理実習室、図画工作室、リトミック室、トレーニングルーム、測定実験室などの特別教室は設備自体には問題ないが、授業開講数の関係から稼働率は高くない（資料7-67）。野球場を平成23年度に人工芝化し、効率的に運用している。

また、平成 25 年度から旧國學院大學幼児教育専門学校の校舎は、大学に移管され 5 号館となった。5 号館は教室のほか、多目的ホールを有し、初等教育学科・健康体育学科の実習系教育で活用され、順次校舎内の整備等をおこなっている。

人的側面からの支援として、5 名の助手（資料室助手 1 名、専門研究員 2 名を含む）を配置している。助手は実習・実技・演習等のサポートにあたりるとともに、教員の調査研究等にも参画している。このほか、「ピアノ実技 A」「ピアノ実技 B」ではピアノ実技トレーナーを配置し、集団指導（グループレッスン）と実技指導（個人レッスン）を同時に行うことによる教育的効果の向上が図られ、「運動方法基礎実習表現系Ⅲ（水泳・水中運動）」「神経・筋系演習」「呼吸循環系演習」「動作分析演習」では、授業補助員を配置することで、授業における安全管理と指導の充実に寄与している。

< 研究科大学院 >

若木タワー 5 階に、授業用演習室 10 室、共同研究室・文献資料室 1 室、同 6 階に学生研究室が配置している。学生数 302 名（平成 26 年 5 月 1 日現在）で、開設科目数は前後期合同授業等を加味した実数が 268 科目であり、履修者数が極めて少ない科目は研究室で行うため、演習室数は教育を行う上で十分である。履修者数は最大でも 31 名であるため、演習室の規模も十分であるといえる。2 つの演習室には映像機能を整備、各演習室において使用可能な貸出用 PC を整備しているため、インターネットの利用や視覚的な教材を使用した授業にも十分対応している。

教育効果の向上と、大学院生の教育研究者としての能力開発を目的として、大学院在学生在が T・A として、教育補助業務に従事している（資料 7-71、資料 7-72）。

大学院独自の研究支援体制として、前述の國學院大學大学院特定課題研究助成金があり、本学専任教職員及び大学院 PD 研究員が共同研究員となっている。また、大学院特別研究員も参加することが可能である（資料 7-49）。さらに、本大学院で課程博士の学位を得た論文のうち、大学院委員会が刊行するに相当と認めたものについて、大学がその費用の一部を助成している（資料 7-78）。

< 法科大学院 >

法科大学院の主要な教育・研究施設は、百周年記念館地下 1 階から 3 階に集約され、研究室は、教員 1 人 1 部屋が確保されている（資料 7-79, pp.115-116）。2 階の研究室については、防音が不完全であることや、設置可能な本棚の数が限定されている点が課題である。また、学生が授業以外の時間帯にその多くの時間を過ごす自習室（3 階）、ローライブラリー（2 階）と至近であり、効率的に学生指導を行うことが可能となっている（参照 7(3)）。

授業教室は、カリキュラム、開講コマ数に対して必要数が完備されている。講義室・演習室に設置している机・椅子については、すべてが可動式となっており、受講者数や授業の態様に応じて、レイアウトの変更が可能となっている。法科大学院教育では、特に演習科目において、教員と学生、学生と学生間での議論を中心に授業を進めることもあり、少人数に応じた授業実施が可能となっている。

「リーガルクリニック（初級）」は、模擬裁判、ロールプレイによる授業を実施しており、120 周年記念 2 号館 4 階に設置した法廷教室（2401 教室）を使用している。法廷教室

は、法学部の演習や授業での使用にも供しており、法学部との連携という意味からも、適切な場所に設置されている。「リーガル・リサーチ」及び「リーガル・ライティング」については、法情報の検索・文書作成のために、学術メディアセンター4階のコンピュータ教室を使用している。

人的側面からの支援としては、弁護士等の専門職にある者が、学習アドバイザーとして教員の補助に関与し、専任教員とともに「民法共通テスト」の出題・採点などを行っている（資料 7-80）。

研究費補助として最も活用しているのが、学部共同研究費である。「公開模擬裁判員裁判」や「法科大学院生による中学校での法教育授業実施（その教育的効果）」などを実施し、「リーガルクリニック」の充実に寄与している（資料 7-36）。

国外・国内派遣研究制度については、派遣期間中の代替教員を確保することが難しいことから執行が厳しい現状にある。

< 研究開発推進機構 >

平成 19（2007）年の発足以来、若手研究者育成の方針から、客員研究員、ポスドク研究員、研究補助員（以下、客員研究員、ポスドク研究員、研究補助員を総じて「研究員等」という。）と、共同研究員を置いている。研究員等は原則週 1 日ないし 2 日の勤務、共同研究員は、勤務義務がなく無償である。また、平成 19～23 年度までは、オープン・リサーチ・センター整備事業において、客員研究員、ポスドク研究員、リサーチ・アシスタント、外国人研究員を置いていた。

研究員等の任用手続きは、機構内の各機関長が本機構長宛に推薦し、それを元に機構人事委員会が人事原案を作成する。原案に基づき、機構教員等資格審査委員会が資格の有無を審査し、研究開発推進機構運営委員会の議を経て学長が決定している。この手続きは、専任教員とほぼ同じであるが、21 世紀研究教育計画委員会の議を経ていないことが異なる点である。また、共同研究員はさらに資格審査委員会の選考を省略している。任期は 1 年で、客員研究員と共同研究員はともに再任限度・年齢制限がないが、ポスドク研究員は 3 年限度・満 40 歳未満、研究補助員は 2 年限度・満 35 歳未満とし、流動性の確保と公正な競争的環境の導入、若手研究者の育成に主眼をおいている。任務はいずれも、本機構の組織的な共同研究教育事業に従事するものであり、教員個人のための教育研究支援を行うものではないことを規程で明示している（資料 7-81）。

各機関が所蔵する史資料や研究事業を通じて収集した学術情報は、各教員の教育研究活動の上で活用しやすい環境にあり、参考図書を整備したプロジェクトルーム（2 室）や各教員の研究室は、組織的な共同研究事業を行うスペースと分けて配置している。

専任教員は週 6 日勤務のうち 1 日を「研究日」として出勤の義務を外し、研究に専念できるよう配慮している。

< 教育開発推進機構 >

専任教員は、平素の業務時間において、「建学の精神を具現化した教育体制の確立」という理念を達成するため、教育・学修に係る調査研究、開発及び事業推進に専従している。しかし、現在、本機構に在籍する専任教員は、高等教育等に係る専門的な研究者ではなく、

建学の精神に密に結びつく専門分野を有した研究者である。

専任教員については、週の勤務 6 日のうち 1 日を「研究日」として設定し、専門研究にも専念し得る体制を構築している。現在在籍している特別専任の教員は、週 4 日の勤務となっている。

専門研究の推進に際して特に一定の時間等が必要となる場合は、所属長たる機構長と適宜協議を行い、当該時間の確保に努めている。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

< 大学全体 >

研究活動の誠実性・適切性、研究費執行の適切性の確保のため、「研究教育開発推進に関する指針」に「教職員との倫理と行動の綱領」をうたい、「國學院大學公的資金の運営・管理に関する規程」や「ヒトを直接対象とする研究等及びヒト由来試料研究等に関する規程」に即した学内審査体制をとっている（資料 7-8、資料 7-82、資料 7-83）。

研究費の不正使用に関しての告発・通報は、「学校法人國學院大學公益通報に関する規程」に基づき、内部監査室を窓口として受け付け、通報者の保護とともに、不正行為の早期発見と是正措置をはかっている（資料 7-84）。

平成 24 年度に、科学研究費等の公的研究費のさらなる活用と正しい認識に資することを目的として「公的研究費に関する説明会」を実施した。文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正に先立ち、会計監査法人の会計士が専門的見地により、ガイドラインのポイントなどを解説し、公的研究費の使用と管理について改めて正しい理解を図った（資料 7-85）。平成 25 年度には「公的研究費等に関する教職員意識調査」を実施、現状を把握するとともに、今後の検討の示唆とした（資料 7-86）。

2. 点検・評価

● 基準 7 の充足状況

校地・校舎ともに大学設置基準の面積を充たしている。また、渋谷キャンパスでは再開発が実施され、たまプラーザキャンパスではリニューアル工事が行われており、環境の整備は進んでいる。研究費は多様な種類が提供されているが、それらの効果を測定する仕組みがない。

① 効果が上がっている事項

- 1) 図書館等の情報検索や、無線 LAN への対応など情報化社会に対応した整備が推進され、授業外の自学自習環境が整ってきている。< (2) (3) 大学全体 >
- 2) 図書館を中心として、蔵書数、内容ともに本学の教育研究内容に応えるものになっている（資料 7-10, pp.59-60、資料 7-16）。< (3) 大学全体 >
- 3) 図書館では、目的別ガイドダンス・開館時間並びに開館日数ともに十分なものになっている（資料 7-19、資料 7-21）。< (3) 大学全体 >
- 4) デジタルライブラリーにおいて、図書館所蔵の資料を公開し、点数も漸次増加し、教育研究に寄与している（資料 7-17）。< (3) 大学全体 >

- 5) 個人研究・共同研究ともに多様性のある研究費が整備されている(資料 7-9)。<(4) 大学全体>
- 6) SA、CA、T・Aなどの学生を活用した授業補助制度が整備され、順調に運用されている(資料 7-61、資料 7-62、資料 7-64、資料 7-65、資料 7-71、資料 7-72)。<(4) 大学全体>

②改善すべき事項

- 1) 研究費を受けた研究について、研究課題名が恒常的には公開されておらず、研究成果が公開されていない。申請数・採択数・採択課題の内容、成果報告を Web で公開することも、社会貢献のひとつではないか。<(4) 大学全体>
- 2) 学内補助金による研究の成果物は、研究開発推進機構事務課や教務課に提出されているが、広く恒常的に公開されていない。説明責任の観点から、公開を検討する必要がある。<(4) 大学全体>
- 3) 「学部共同研究費」、「特色ある教育研究」、「学会開催費補助」、「学会機関誌刊行補助」については、慣例で運用されており、根拠となる規程(内規)がない。また、「特色ある教育研究」は「学部 FD 推進事業」との目的・内容の違いが明確ではない。学内補助金制度の見直しが必要である。<(4) 大学全体>
- 4) 派遣研究員規則並びに関連規則に、教育開発推進機構の教員が派遣研究員になる場合の手続きが明記されていない。また、国内・国外派遣制度は、学部、大学院、機構などによって運用が異なり、制度が十分に機能していない。<(4) 大学全体>

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 1) 無線 LAN 利用の増加に伴い、平成 27 年 1 月にインターネット回線の通信速度を改善し、利用環境を向上する。また、アクセスポイントの設置場所の周知を行い、利用方法の案内を具体的にわかりやすい表現に改善する。また、図書館においては、学外からの外部 DB アクセスと電子ブックの導入について検討する予定である。現在、外部 DB への接続については制限をかけており、学内での利用に限定されている。学外からもアクセスできるようにすることで、サービスの拡充が見込めるため、学内でアクセスの制限に関する協議を行うこととする。普及が進んでいる電子ブックについては、貸出等の制限や著作権の問題などの調査を行った上で、導入を検討することとしている。<(2) (3) 大学全体>
- 2) 図書館では、これまでの収書方針を継続し、引き続き蔵書内容の充実に努める。また、収蔵スペースを考慮し、重複所蔵資料に関する精査を行い、必要最低限の所蔵にすべく除籍を行う予定である。ローライブラリーでは、平成 26 年度から利用対象を拡大し法学研究科生、法学部生を利用可能としたため、従前以上に選書を工夫し提供していく。<(3) 大学全体>
- 3) 図書館では、現在、開館時間・日数ともに十分に確保できているため、これを維持する。ガイダンスについては、実施時期・内容等を考慮し、より多くの参加があるよう、告知・情宣方法にも工夫して実施する。<(3) 大学全体>

- 4) 図書館では、教育研究に寄与するため、今後も継続して資料のデジタル化と公開に努める。研究開発推進機構では、平成 27 年度以降も貴重書等の所蔵資料の研究を進める事業を行い、図書館と協働して、成果をデジタルライブラリーで公開する。〈(3) 大学全体〉
- 5) 研究開発推進機構事務課による新任教員着任時の研究費に関する説明の際、研究費の整備状況についての説明を強化し、さらなる周知徹底を行っていく。「特色ある教育研究」については、本来の趣旨及び過去の実績をふまえ、規程の策定を教務部で検討している。〈(4) 大学全体〉
- 6) SA・CA とも公募・運用の体制は確立しているが、安定的な人員確保と、SA 制度における新規採用者への業務ノウハウの確実な継承が今後の課題である。人員確保については、HP・ニューズレター・教員を通して、制度発足以来十分な人員が確保できており、今後もこの方式を継続する。業務ノウハウの継承については、現状でも研修と報告会の定期的開催を通して効果は上がっているが、学生間でも伝言板の活用や業務ノートの改善を通して情報共有を強化する試みが自主的になされている。これを継続することで今後も支援効果の維持・伸張が期待できる。ただし、SA 制度については、授業運営に困難を抱える大規模授業の担当教員を支援する目的で設けられたものであるため、大人数講義数の抑制や、教員の授業運営スキルの向上など、全学・学部・個人レベルでの FD の積極的進展に伴い、その必要性を減じて行くことこそが望まれる制度である。したがって、SA の増員や制度拡大を自明の目標とするのではなく、本学の教育体制の充実を図る全体的視野の中で制度の在り方を不断に見直す姿勢を保ちつつ、取り組みを進めていく。

「國學院大學大学院ティーチング・アシスタント規程」では、T・A 設置の目的を、「教育効果の向上」並びに「大学院在学生の教育研究者としての能力開発」としている。この内の前者については、現在の T・A の運用の多くが学部授業であることもあり、直接、その効果を大学院として検証したことはない。T・A 制度を活用した教員に対し、当該授業での授業アンケートで効果を確認し、大学院へフィードバックという方法が考えられるため、平成 27 年度から教員に働きかけていく。また、T・A 自身の能力開発に関する検証については、以前より学生に対して提出を義務付けている T・A 報告書を利用する。平成 27 年度から報告書の様式を一部改訂し、「自身の教育研究者としての能力向上に役立ったかどうか」を問う設問を追加することを、平成 27 年 2 月 18 日の大学院幹事会で決定した。〈(4) 大学全体〉

②改善すべき事項

- 1) 採択研究費の一覧を研究開発推進機構事務課で作成中であり、平成 27 年 4 月から HP で「研究代表者名」、「研究課題（刊行物）名」、「研究期間」などの情報を公開予定である。「特色ある教育研究」は、教務部において、平成 27 年度前期を目処として規程を策定する検討に入っている。その中で、申請や採択件数、採択課題、さらには成果物の公表の方法やルールについても検討する。〈(4) 大学全体〉
- 2) 学内補助金について、主管する各機関において運用基準と成果公開について検討を行うよう、学長主導のもと働きかけ、検討結果の報告並びに公表方法の適切性も検討す

る仕組みをつくる。なお、教務部が主管している「特色ある教育研究」については、平成27年度前期までに規程を策定予定であるため、その過程で成果物の公表の方法を検討していく。＜（4）大学全体＞

- 3) 慣例で運用され根拠となる規程（内規）がない学内補助金制度（「特色ある教育研究」、「学部共同研究費」、「学部研究調査旅費補助」、「学会開催費補助」、「学会機関誌刊行補助」など）は、運用内規の策定を学長主導のもと進める。その過程において、2)で前述した成果公表や、目的・内容の調整を図っていく。なお、「特色ある教育研究」については、主管している教務部において、平成27年度前期までに規程を策定予定であるため、その過程で「学部FD推進事業」との区別を明確にする。＜（4）大学全体＞
- 4) 派遣研究員規則及び同細則については、教育開発推進機構を追加する改正を行い、改正内容並びに改正された規程を平成27年4月1日から施行することが、平成27年1月27日の常務理事会において了承された（資料7-87）。＜（4）大学全体＞

4. 根拠資料

- 7-1. 「國學院大學21世紀研究教育計画（第3次）」（既出 資料1-3）
- 7-2. 國學院大學図書館規程
- 7-3. 國學院大學図書館収書基本方針
- 7-4. 國學院大學法科大学院図書室に関する規程
- 7-5. 法科大学院図書室に勤務する専任教員の任用等に関する内規
- 7-6. ローライブラリー担当者の業務等に関する内規
- 7-7. 國學院大學法科大学院ローライブラリー利用規則
- 7-8. [國學院大學 HP 研究教育開発推進に関する指針](#)（既出 資料1-2）（H26.10.9 閲覧）
- 7-9. 平成25年度版「國學院大學における学内・学外研究費等」（新任教員配付資料）、「教育研究助成制度一覧」
- 7-10. 『学校法人國學院大學概要』平成26年度版（既出 資料2-1）
- 7-11. 『國學院大學 大学案内 2013』
- 7-12. 「体育館敷地再開発概要」（平成26年6月20日部課長会議資料）
- 7-13. 國學院大學保健室規程（既出 資料6-50）
- 7-14. 衛生管理規程
- 7-15. 「防災備蓄品リスト（平成25年度）」
- 7-16. 「図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況」
- 7-17. [國學院大學 HP 國學院大學図書館デジタルライブラリー](#)（H26.10.6 閲覧）
- 7-18. 「図書館情報リテラシー申請書」
- 7-19. 「図書館リテラシー（授業時ガイダンス）実施状況」、「図書館ガイダンス一覧」、「文献ガイダンス2014 日程別一覧」
- 7-20. 『國學院大學 図書館利用案内』
- 7-21. 「図書館利用状況」
- 7-22. 「学生閲覧室等の状況」

- 7-23. [國學院大學 HP 図書館 \(K-search\)](#) (H26.10.6 閲覧)
- 7-24. [國學院大學 HP 図書館 \(情報検索「主題別」\)](#) (H26.10.6 閲覧)
- 7-25. [國學院大學 HP 図書館 \(情報検索「ツール別」\)](#) (H26.10.6 閲覧)
- 7-26. [國學院大學 HP 図書館 \(山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム\)](#) (H26.10.6 閲覧)
- 7-27. [國學院大學 HP 図書館 \(横浜市内大学図書館コンソーシアム\)](#) (H26.10.6 閲覧)
- 7-28. [國學院大學 HP 図書館 \(資料室案内\)](#) (H26.10.6 閲覧)
- 7-29. 学部資料室に関する規程、学部資料室運営委員会規程、学部資料室に勤務する助手に関する内規
- 7-30. [國學院大學 HP ローライブラリー \(オンラインデータベース\)](#) (H26.10.6 閲覧)
- 7-31. 「一夜貸し制度」 (掲示)
- 7-32. 法科大学院自習室利用規則
- 7-33. [國學院大學法科大学院学則](#) (既出 資料 1-17)
- 7-34. 「専任教員の兼務について (申し合わせ)」 (全学教授会資料)
- 7-35. 「学内経常研究費 内訳」
- 7-36. 「学内共同研究費 (競争的資金) 内訳」
- 7-37. 教員個人研究費取扱規則、教員個人研究費取扱の手引
- 7-38. 「教員個人研究費 (申請率・金額) (平成 21～25 年度)」
- 7-39. 派遣研究員規則、派遣研究員規則細則、派遣人員及び派遣研究費に関する運用内規、「派遣研究員一覧 (平成 21 年度～平成 27 年度)」
- 7-40. 国際交流旅費補助に関する規程
- 7-41. 國學院大學出版助成に関する規程、國學院大學出版助成に関する規程施行規則、「國學院大學出版助成採択課題一覧 (平成 16～26 年度)」
- 7-42. 「特色ある教育研究採択課題一覧 (平成 23～26 年度)」
- 7-43. 「学部共同研究費 (運用概要一覧)」、「学部共同研究費申請書 (平成 26 年度：様式)」、「学部共同研究費報告書 (平成 25 年度：様式)」、「学部共同研究費採択課題一覧 (平成 23～26 年度)」
- 7-44. 國學院大學特別推進研究助成金に関する規程、國學院大學特別推進研究助成金に関する規程施行規則、「特別推進研究助成金採択課題一覧 (平成 23～26 年度)」
- 7-45. [國學院大學 HP 研究案内 \(学部研究調査出張旅費\)](#) (H27.3.16 閲覧)
- 7-46. [國學院大學 HP 研究案内 \(学会開催費補助\)](#) (H26.11.19 閲覧)
- 7-47. [國學院大學 HP 研究案内 \(研究室紀要の印刷製本\)](#) (H26.11.19 閲覧)
- 7-48. [國學院大學 HP 研究案内 \(学会機関誌刊行補助\)](#) (H26.11.19 閲覧)
- 7-49. 國學院大學大学院特定課題研究助成金に関する規程、國學院大學大学院特定課題研究助成金に関する規程施行細則、「國學院大學大学院特定課題研究採択課題一覧 (平成 22～26 年度)」
- 7-50. 『平成 26 年度 國學院大學大学院案内』 (既出 資料 1-12)
- 7-51. 國學院大學特定課題研究リサーチ・アシスタント規程
- 7-52. [國學院大學 HP 教育開発推進機構 \(『学部 FD 推進支援事業』の概要\)](#) (既出 資料 4(3)-34) (H26.10.7 閲覧)

- 7-53. 「学部 FD 推進事業一覧（平成 24～26 年度）」、「学部 FD 推進事業報告書」平成 24 年度、「学部 FD 推進事業報告書」平成 25 年度（既出 資料 4(3)-35）
- 7-54. 「平成 27 年度「学部学修支援推進事業」の申請について（ご案内）」
- 7-55. 「科学研究費 事務取扱件数（平成 21 年度～平成 25 年度）」
- 7-56. 「科学研究費 新規採択件数（平成 21 年度～平成 25 年度）」
- 7-57. 「科学研究費公募説明会資料」
- 7-58. 科学研究費補助金に関する取扱い規程
- 7-59. 「科学研究費助成事業取扱手引き」
- 7-60. 科学研究費助成事業等採択者に対する研究支援に関する規程、科研費助成事業等採択者に対する研究支援に関する規程施行細則
- 7-61. SA（スチューデント・アシスタント）制度運用に関する内規
- 7-62. 「平成 26 年度【前期】SA(スチューデント・アシスタント)配置状況」
- 7-63. [「教育開発ニュース」Vol.9](#)（既出 資料 4(3)-4）
- 7-64. CA（コンピュータ・アシスタント）制度運用に関する内規
- 7-65. 「CA(コンピュータ・アシスタント)配置授業一覧（平成 24 年度～平成 26 年度）」
- 7-66. 「平成 26 年度前期教室使用表（渋谷）」
- 7-67. 「平成 26 年度前期教室使用表（たまプラーザ）」
- 7-68. [國學院大學 HP 学内でのネットワークのご利用について](#)(H26.10.6 閲覧)
- 7-69. 「教員研究室の状況」
- 7-70. [國學院大學 HP Language Learning Center \(LLC\)](#)、[國學院大學 HP LLC YOKOHAMA OFFICE 概要](#)(H27.2.24 閲覧)
- 7-71. 國學院大學大学院ティーチング・アシスタント規程
- 7-72. 「平成 26 年度大学院 T・A 任用科目一覧」
- 7-73. 「法学部：チューター募集のお知らせ」、「法学部：チューターの資料室業務」（既出 資料 6-32）
- 7-74. 「法学部：フェロー募集のお知らせ」、「法学部：フェロー広報ポスター」（既出 資料 6-33）、「法学部 フェローの利用にあたって」（法学部教務委員会文書）、「法学部 フェローの業務について」（フェロー担当者向け文書）（既出 資料 6-34）
- 7-75. 「神道文化学部学務補助員業務覚書」
- 7-76. 「研究旅費内訳表（平成 21 年度～平成 25 年度）」
- 7-77. 「平成 26 年度祭式教室使用表」
- 7-78. 課程博士論文刊行に関わる選考及び出版助成に関する内規、「課程博士論文刊行出版助成対象図書一覧（平成 20～26 年度）」
- 7-79. 『國學院大學 学生生活ハンドブック 平成 26 年度』（既出 資料 6-1）
- 7-80. 法科大学院学習支援のための教育補助者に関する内規（既出 資料 6-47）
- 7-81. 國學院大學研究開発推進機構研究員等の任用等に関する規程（既出 資料 3-37）
- 7-82. 國學院大學公的資金の運営・管理に関する規程
- 7-83. ヒトを直接対象とする研究等及びヒト由来試料研究等に関する規程
- 7-84. 学校法人國學院大學公益通報に関する規程

- 7-85. 「公的研究費に関する説明会」（2014年1月22日）配布資料
- 7-86. 「公的研究費に関する教職員意識調査の結果と今後の取り組みについて(ご報告)」
- 7-87. 「派遣研究員規則並びに同規則の改正案」新旧対照表(会議資料記録用)

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

<大学全体>

本学では、地域に生き、地域に貢献する神道の考えに基づき、「國學院大學 21 世紀研究教育計画（第 3 次）」において Mission（大学の使命）の一つに「地域性と国際性の調和」を掲げ、自らの生きる地域に貢献し、国際社会での調和を目指すことを宣言している（資料 8-1）。

また、平成 22 年度に定めた「國學院大學の国際交流に関する基本方針」では、「地域社会への貢献と国際社会での共生調和」を目指し、情報・学術・人材育成における海外大学等との交流を促進することをうたっている（資料 8-2）。さらに、平成 24 年度には「協定校ネットワーク構築の基本方針」を定め、海外協定ネットワークの拡充を図ることとした（資料 8-3）。これに伴って策定した「國學院大學国際交流協定締結のガイドライン」では、協定締結の学内手続き等を明文化し、国際交流情報の統合と手続きを円滑に行うための指針を示している（資料 8-4）。

以下、特に機関独自の社会連携・国際交流に関する方針を定めている例を述べる。

<神道文化学部>

神道文化学部では、学部の教育研究上の目的に基づき、神道を中心とした地域文化・伝統文化の維持・発展などの観点から、地域社会に貢献するよう努めている。特に、平成 23 年の東日本大震災以降は、「東日本大震災慰霊鎮魂ならびに復興祈願千度大祓」など、東北地方の神社を中心とした地域再生への取り組みについて協力を図っている。

<人間開発学部>

人間開発学部では、カリキュラム・ポリシーに「民学官連携」を掲げ、大学と地域社会・地域住民がともに手を携えて地域における社会貢献活動を推進する「共育」によって、「地域に育てられ、地域とともに育つ」人材の育成を目指している（資料 8-5）。

学部に附置した教育実践総合センターと地域ヘルスプロモーションセンターの 2 つのセンターが中核となり、共育フェスティバルなど、人間開発学部と地域社会及び地域住民との社会連携・地域貢献活動を推進している（資料 8-6、資料 8-7）。

<法科大学院>

法科大学院では、養成を目指す人材像として「地域社会に奉仕することができる資質を備えた法曹、すなわち、まちに生きる人々の思いを受け止めることのできる感性と事件を冷静に処理できる理性とを有して、『地域』とともに生き『地域』に寄与し貢献できる法曹（ホームロイヤー）」を掲げ、地域社会との連携・協力を図っている（資料 8-8 本法科大学院が養成を目指す「法曹像」）。

＜研究開発推進機構＞

研究開発推進機構では、「國學院大學研究開発推進機構規程」において「本学における研究教育活動の重点的推進及びその成果の発信」を目的として明示している（資料 8-9 第 2 条）。その目的のもと、各機関の規程においても社会連携・社会貢献に広く関わる目的を定めている（資料 8-10 第 2 条、資料 8-11 第 2 条、資料 8-12 第 2 条、資料 8-13 第 2 条）。また、本機構の前身である旧日本文化研究所は、昭和 30 年度の設立に際し、「日本文化の探求と共に広く海外文化に眼を投じ」ることの重要性を述べ、「外国人の研究者に対しても便宜を図り、研究の結果は相交換発表して、国際的親善の一助ともしたい」という趣旨を表明している（資料 8-14）。この理念・目的を継承し、神道・日本文化研究を軸とした国際交流を全体的な方針としている。

（２）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

＜生涯学習の機会提供＞

本学が蓄積した教育研究成果を社会に還元することを目的とした生涯学習への取り組みの歴史は長く、昭和 4 年に社会人を対象として開催された「萬葉講座」を淵源とする。現在、一般の方を対象に定期的を開講している生涯学習講座には、この「萬葉講座」の流れを汲む「公開古典講座（万葉集・源氏物語）」のほか、「伝統文化に学ぶ講座」（昭和 25 年度開講、平成 12 年度まで「華道学術講演会」）、「公開学術講演会」（昭和 31 年度開講）、「たまプラーザキャンパス教養講座」（昭和 60 年度開講）、「日本文化を知る講座」（平成 2 年度開講）、「オープンカレッジ」（平成 4 年度開講）などがある。このほか、神道や日本文化に関する分野を中心とした講演会やシンポジウム、フォーラムを適宜開催し、多くの参加者を集めている（資料 8-15、資料 8-16、資料 8-17）。これらの講座は、自国の文化・歴史を知り、日本及び日本人とは何かを問う姿勢を持ち、国家・社会のより良き形成に寄与しうる自律した人格を育成するという本学の建学の精神に立脚したものである。

大学所在地により還元した講座として、渋谷キャンパスでは、平成 23 年度に東京都渋谷区との連携により渋谷区内の社会教育館で地域連携講座「渋谷学」を開講した（資料 8-18）。また、「渋谷学」講座と平成 24・25 年度に開講した「神道特別講座」を統合した「國學院大學渋谷区民大学講座」なども公開している（資料 8-19）。たまプラーザキャンパスでは、横浜市青葉区との連携・協力に関する基本協定書を平成 22 年 1 月に締結し、同区内にある大学が連携した青葉 6 大学連携事業を展開している。青葉 6 大学連携事業は、大学の施設見学と体験企画から成る 6 大学めぐりツアーと 6 大学連携講座が主な事業である（資料 8-20）。また、平成 10 年度から実施している「狂言鑑賞会」では、平成 22 年度から近隣小学校の児童を招待しており、平成 24 年度からは小学生向けの鑑賞会を行っている（資料 8-21）。

昭和 23 年度から春季・夏季各一回開催している「神職養成講習会」は、神社本庁所属の神社における神職としての任用に際し必要な資格を、短期間に取得することを目的として開設している。祀職・家職を継承するため緊急に資格を必要とする人を対象としているため、受講生には、大学での神職資格取得が困難な地方の神職志望者が多い。講師は、神道文化学部の専任教員が務めており、地域社会の中での神職の後継者の育成に貢献している

(資料 8-22)。また、平成 21 年度から開講している教員免許状更新講習も、本学の教育・研究成果が社会に還元している例といえよう(資料 8-23)。

本学所蔵の学術資産を活かし、研究成果の発信する取り組みには、以下のものがある。

学術資産を展示し、公開する取り組みとして、本学キャンパスをはじめ全国 3~4 カ所の会場で開催する巡回展「学びへの誘い」や、博物館における展示・講演会・ワークショップが挙げられる。

「学びへの誘い」は、平成 17 年度から実施しているもので、本学が所有する学術資産から古典籍を中心とした展示会を行うとともに、展示会に関連したテーマの講演会や公開講座を開催している。また、開催地域との文化的な融合を図ることも目的の一つとし、松本市(平成 19 年度から)や新潟大学附属図書館(平成 26 年度)と共催している(資料 8-24)。

國學院大學博物館は、平成 25 年度に、文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業に選定された事業「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」(平成 19~23 年度)の研究成果公開スペースとして開館した伝統文化リサーチセンター資料館(平成 20 年度開館)を改称したものである。展示資料は、昭和 3 年に創設された考古学陳列室を前身とする考古学資料館、創立 80 周年記念事業として昭和 38 年に開設した神道学資料室を前身とする神道資料館の 2 館、並びに校史資料を基に構成し、考古「祭祀遺跡にみるモノと心」、神道「神社祭礼に見るモノと心」、校史「國學院の学術資産に見るモノと心」の 3 つの展示室を常設している。

博物館では、本学所蔵資料によって構成する「企画展」と、他機関から借用した資料を含めて構成する「特別展」とを定期的に開催するとともに、常設展の充実を図っている(資料 8-25、資料 8-26)。展示品への理解を深める一助として、ミュージアムトークを定期的に開催しており、企画展・特別展については平成 24 年 10 月から、常設展示については平成 25 年 4 月から、第 1 土曜日に神道関連展示、第 3 土曜日に考古学関連展示の解説を行っている(資料 8-27)。

また、外部との連携による事業として、平成 23 年度から 7・8 月に小・中学生を対象としたワークショップを渋谷区教育委員会(白根記念渋谷区郷土博物館・文学館)と共催している(資料 8-28、資料 8-29)。さらに、平成 26 年度には文化庁「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」に採択され、山種美術財団、東洋文庫、渋谷区と連携し、展示公開施設の共同活用や芸術・技能の講演及び体験を通じて日本文化への理解を効果的に深めていく事業「東京・渋谷から日本の文化を発信するミュージアム連携事業」を企画・運営している(資料 8-30,pp.5-13)。

Web による研究成果の公開も推進しており、デジタル・ミュージアム及びデジタル・ライブラリーなどがその例として挙げられる。

デジタル・ミュージアムは、本学所有の各種データベースのポータルサイトであり、平成 21 年度から稼働している。横断検索が可能で、平成 26 年 5 月現在で 25 のデータベースを収録している。英語や韓国語など日本語以外の言語でのデータベースもある(資料 8-31、資料 8-32)。

デジタル・ライブラリーは、平成 12 年度から、貴重資料を中心とした図書館所蔵資料の電子化の成果を Web 上で公開しているものである。平成 13 年度からは、國學院大學院友

会学術・スポーツ振興基金からの助成も受け、平成 25 年度までに 224 点のデジタル化が完了している（資料 8-33、資料 8-34）。

このほか本学図書館所蔵貴重資料等の公開に関しては、平成 25 年度に目録編纂作業の一環として『國學院大學所蔵古典籍解題（中世散文文学篇）』を刊行した。

< 学生参加型の地域連携 >

地域に教育研究の成果を還元するとともに、学生が参加することで、学生の教育に役立っている取り組みには、以下のものがある。

[キャンパス所在地を中心とした取り組み]

渋谷キャンパスでは、法科大学院が平成 22 年 1 月から行っている「公開模擬裁判員裁判」がある。教員が裁判員制度に関する説明を行った後、本学学生が裁判官・検事・弁護士の法曹 3 役、地元自治会会員が裁判員役となり参加している（資料 8-35、資料 8-36）。また、渋谷パブリック法律事務所との共催で、平成 26 年 2 月から 6 月までに講演会と無料法律相談会を 3 回実施した（資料 8-37）。法科大学院学生は、中学生に対する「法教育」の授業も実施している（平成 24 年 3 月、同 25 年 3 月、同 26 年 3 月）（資料 8-38）。「法教育」の授業は、平成 20 年の学習指導要領の改訂により、「法・ルール・決まり」の教育として、平成 23 年度から順次、小・中・高に導入されたものである。「法教育」を行うための準備授業は、一般社団法人リーガルパークとの連携のもと、平成 23 年度からは課外で、平成 26 年度からは、正課科目「リーガルクリニック（法教育）」の中で行われている（資料 8-39）。

たまプラーザキャンパスでは、主に、人間開発学部及び附置機関である教育実践総合センターと地域ヘルスプロモーションセンターでの活動が挙げられる。

人間開発学部では、平成 22 年度から学生のコア・コンピテンシーを育成するとともに、地域における社会貢献活動を推進する「共育」を実践する取り組み「人間開発・花咲くプログラム」を実施している。同プログラムは、絵本の読み聞かせを行う「絵本キャラバン」、工作・実験を中心とする理科教育プログラム「たまプラーザ宇宙の学校」、寒川神社少年館と連携した「鎮守の森子ども・子育て支援」、子ども向けの音楽会を行う「ミュージックキャラバン」、おもしろ実験を通して、理科の面白さを子供たちに体験してもらう「たまプラーザ科学まつり」の 5 つのプロジェクトからなる。このうち「絵本キャラバン」プロジェクトと「鎮守の森子ども・子育て支援」プロジェクトは、学外での活動を積極的に行っており、小学校や神社等の教育現場での活動に加えて、横浜市政策局大学調整課が主導するヨコハマ大学まつり（YUF28）等のイベントに参加している（資料 8-40）。「たまプラーザ宇宙の学校」プロジェクトは、KU-MA（NPO 法人子ども・宇宙・未来の会）と宇宙航空研究開発機構（JAXA）との共催によるもので、横浜市青葉区の後援により開催している。「たまプラーザ科学まつり」プロジェクト（平成 24 年度から実施）は、平成 23 年度に「子どもゆめ基金」を得て実施したサイエンス・フェスティバルの内容を継承して開催している。人間開発学部のこれらのプロジェクトは、たまプラーザキャンパスで毎年 10 月に開催する「共育フェスティバル」でも活動している。同イベントは、地域の幼児から小学校高学年を主たる対象としたもので、本学部の取り組みの集大成とも位置づけられて

いる（資料 8-41）。

教育実践総合センターでは、近隣学校の教員を対象として「夏季教育講座」を開講している。各年度のテーマは、平成 23 年度：特別活動、平成 24 年度：外国語活動、平成 25 年度：理科実践、平成 26 年度：幼保小の連携などである（資料 8-42）。当該講座には、文部科学省初等中等教育局から教科調査官を招き、講座運営の補助を行う学生にとっても、最新の教育動向を学ぶことができる機会となっている。地域ヘルスプロモーションセンターでは、近隣の住民・施設を対象として、健康増進、運動プログラムに関する理論的・実践的研究及び指導を行っている。美しが丘ウォーキング講座は、平成 23 年度から継続している取り組みで、美しが丘地区保健活動推進委員会（横浜市青葉区）による企画に、体力測定やフォーム指導、講話等の役割で参加している。講座には参加者のサポート役として学生も参加している（資料 8-43 pp.8-21）。

本学への短期交換留学生（K-STEP 留学生）は、滞在期間中キャンパス近隣の方との交流を通じて、地域連携の一翼を担っている。K-STEP フレンドシップファミリーは、K-STEP 留学生とたまプラーザキャンパス近隣に居住する住民との交流を組織した制度で、週末に日帰りまたは 1 泊で、生活をともに過ごし、異文化交流を図っている（資料 8-44）。受入世帯に対しては、学内での国際交流イベントに随時招待している。また、K-STEP 留学生が渋谷区立広尾中学校を訪問するとともに、その後、広尾中学校の教員及び生徒を、本学の学内国際交流イベントに招待する事業を行っている（資料 8-45）。K-STEP 留学生は、横浜市立新石川小学校を訪問し、交流する企画も行っている（資料 8-46）。

[キャンパス所在地から離れた地域での取り組み]

文学部では、平成 16 年度から、教職課程の教員が代表となり、岩手県紫波郡紫波町において里山づくりの環境教育プロジェクトを継続して行っている（資料 8-47）。この取り組みを契機とし、平成 23 年 8 月には岩手県紫波町、紫波みらい研究所と大学との間に連携・協力に関する協定を締結した。プロジェクトに参加した学生の中には、I ターンによって岩手に就職する者や、環境関係の仕事に就く者もいる。

文学部史学科歴史地理学研究室では、平成 5 年度から岩手県一関市にある骨寺村荘園遺跡の調査及び景観保存活動を行い、平成 22～24 年度には「骨寺村荘園小区画活用手法検討事業」の委託を受け、地区内の小区画水田の保全事業に取り組んだ。遺跡内の学習田での稲作や地域の中学校との交流など、調査から派生した交流が行われている（資料 8-48）。

また、正課科目「考古学調査法」の一環として実施している穂高古墳群（長野県安曇野市）と、卯ノ木泥炭層遺跡（新潟県津南町）の発掘調査では、調査研究成果を地域住民へ還元する目的で現地説明会を実施している（資料 8-49、資料 8-50）。

文学研究科史学専攻博物館学コースでは、長野県下高井郡木島平村との共同研究教育交流事業を行っており、夏季集中専門実習の実施や木島平村ふるさと資料館の開館並びにその後の運営への協力等、連携を深めている（資料 8-51、資料 8-52、資料 8-53）。文学研究科では平成 25 年度に長野県下高井郡木島平村との共同研究教育交流事業に関する協定を改めて締結し、地域社会との連携によって博物館学教育を強化している。

神道文化学部では、東日本大震災後、神社・祭りを中心とした地域社会の復興支援を行う神社界の動きに呼応し、学生参加型の支援を行っている。福島県いわき市小名浜で海の

日に斎行される「東日本大震災慰霊鎮魂ならびに復興祈願千度大祓」や、日本文化興隆財団のコーディネートによる宮城県山元町での「みんなの鎮守の森植樹祭」、東京都・埼玉県の神職による福島県いわき市久之浜、宮城県名取市閑上での祭礼支援などに参加している。これらの活動について、平成 24 年、25 年、26 年の 3 月に体験報告会を行った（資料 8-54）。

その他、大学全体で東日本大震災の復興支援に取り組んでいる例として、平成 24 年に発足した「東北再生『私大ネット 36』」に幹事校の 1 校として立ち上げから参加し、復興ボランティアを中心としたプログラムに学生・教職員が参加していることが挙げられる。プログラムには、平成 26 年度夏期までに延べ 178 人が参加した。参加者には「ボランティア活動（被災地ボランティア）」科目として単位認定をしている（資料 8-55、資料 8-56）。

[産学・地域連携による教育活動]

本学の教養総合科目「総合講座（渋谷学）」は、「地域・渋谷から発信する共存社会の構築」研究事業に関わる教員及び渋谷地域に関係の深い外部講師が担当するオムニバス形式の授業である（資料 8-57）。当該研究事業は、「渋谷学」プロジェクト（渋谷学研究会）と「日本発共存社会モデル構築による世界貢献」（共存学）プロジェクトとを平成 23 年度に統合したものである。学部横断型学際研究事業として、「共存社会の構築」という大きな目標を掲げ、推進することを目的としている。

経済学部では、平成 17 年度から産学連携による学生の人材育成を目的とした「神奈川産学チャレンジプログラム」（神奈川経済同友会主催）に参加している。同プログラムは課題解決研究コンペで、専門演習のゼミを単位として参加している。また、平成 25・26 年度は、NPO 法人代官山ステキ総合研究所が主催する産学・地域連携のフォーラム「代官山大学」において、学生が研究発表を行った（資料 8-58）。

<外部機関との連携>

研究開発推進機構では、平成 23～25 年度において、宗教文化教育推進センター、神社本庁、西南学院大学博物館などの国内研究機関と連携し、研究事業を行っている。

宗教文化教育推進センター（CERC）は、日本宗教学会、「宗教と社会」学会と連携して設置された団体（資料 8-59）で、デジタル・ミュージアムと連携して教材開発を進めるとともに、共催での国際フォーラムを平成 23 年度以降毎年開催している。神社本庁とは平成 22 年度から共同で、全国神社を対象とした「神社祭祀と御神木に関する調査」を実施し、平成 23 年度に『神社と御神木・社叢』を刊行した（資料 8-60）。西南学院大学博物館とは、平成 25 年度特別展「日本信仰の源流とキリスト教一受容と展開、そして教育一」を共催した。これは、西南学院大学博物館学内 GP「大学博物館における高度専門学芸員養成事業」展示に伴う関連事業の一環であり、互いの大学に教員・学芸員が出向して公開講演会を実施した。

海外の研究機関との連携としては、コレージュ・ド・フランス日本学高等研究所、英国セインズベリー日本芸術研究所、ハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー日本研究所との協定に基づく研究事業がある（資料 8-61 ,pp.9-10）。

コレージュ・ド・フランス日本学高等研究所とは、資料利用に関する覚書を交わし、同所所蔵ベルナル・フランク氏旧蔵お札コレクションについての調査・研究を行っている。平成 24 年度には、同所にて開催されたお札研究をめぐる国際シンポジウムに同機構兼担教員が参加し研究発表を行った（資料 8-62,p.38）。セインズベリー日本藝術研究所とは、研究協力に関する協定を締結し、主に本学考古学分野との交流を深めてきた。平成 23 年 12 月には、セインズベリー日本藝術研究所の研究協力機関であるアルザス欧州日本学研究所が加わり、ワークショップ「**Japanese Archaeology**」を同研究所において開催した。同機構からは通史的な祭祀・儀礼に関する日本考古学の最新の研究成果や動向を発表した（資料 8-63、資料 8-64）。ハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー日本研究所には、平成 17 年度から本学出身の全国の神職によって組織される院友神職会の指定寄附を受け、客員研究員を派遣している。

経済学部では、平成 21 年度から開始した学部プロジェクト研究「労働者供給事業に関する調査研究」において、労働者供給事業に取り組む団体の全国組織代表者や連合非正規労働センター総局長、学内外の労働法学者との共同研究を行っている。当該研究は、労働組合が無料で行う労働者供給事業の実態と課題を明らかにし、法的整備と社会政策的拡充を構想することを目標として、研究会を毎月開催している（資料 8-65）。

神道文化学部では、神社本庁と連携して研究を行っている。神社本庁教学委員として、神社本庁総合研究所の研究事業に参加しているほか、各都道府県神社庁の研究事業にも参加し、協力をしている（資料 8-66）。

人間開発学部では、地域ヘルスプロモーションセンターにおいて、平成 23 年度から NPO 法人チームさがみはらプラスと連携し、人材育成のサポートを行っている。同法人運営のティガー相模原 FC 所属選手のデータ（心理面・生理面）提供を受け、健康体育学科の教員が分析結果の提供と日常的なトレーニングの提案を行っている（資料 8-67）。

大学院文学研究科では、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館と「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築に関する協力協定」を締結し、研究科教授 1 名と事務局職員 1 名を委員として、江戸時代末までの典籍のデータベース化事業に参画している。なお、この事業は平成 26～35 年度の 10 年間で予定している（資料 8-68）。

2. 点検・評価

● 基準 8 の充足状況

学部、機関の特性を活かした社会連携の方針を持っている組織においては、方針に沿った活動が行われている。また、生涯学習講座や神職養成講習会などの長い歴史を持つ取り組みを継続していることは、本学が蓄積した教育研究成果を社会に対して適切に還元している例として評価できる。しかし、大学全体としての社会連携・社会貢献の方針は、21 世紀計画の **Mission** において「地域性と国際性の調和」と述べられているに留まり、具体的な活動方針としては定められておらず、各組織の活動を一つに束ねる動きが弱い点が今後の改善課題である。

① 効果が上がっている事項

- 1) 岩手県紫波郡紫波町において、地域と本学教職員・学生と連携して、官民一体型の循環プロジェクト「里山づくり環境プロジェクト」に10年間関わってきた(資料 8-47)。
 < (1) (2) 文学部 >
- 2) 地域との連携によって教育研究活動を行っていく方針を明示しており、学部設置以来、地域住民を対象にしたイベントや講座を継続的に実施している。なお、年々イベント等が増えていることから、学生への教育効果等をふまえた効果測定を行い、精選していくことも必要と思われる(資料 8-5、資料 8-40、資料 8-41、資料 8-42)。
 < (1) (2) 人間開発学部 >
- 3) 学部の教育研究上の目的に基づき、神道を中心とした地域文化・伝統文化の維持・発展などの観点から、地域社会に貢献するという方針により、東北の復興支援に加わっている(資料 8-54)。
 < (1) (2) 神道文化学部 >
- 4) 公開模擬裁判員裁判の取り組みは、「『地域』とともに生き『地域』に寄与」するための行動の一つといえる(資料 8-35)。
 < (1) (2) 法科大学院 >
- 5) 文学・日本文化などの本学の伝統に基づいた研究成果を公開講座の形で社会に還元している(資料 8-15、資料 8-16)。
 < (2) 大学全体 >
- 6) キャンパス所在地である渋谷と連携した地域イベントや事業を積極的に推進している(資料 8-28、資料 8-29、資料 8-30)。
 < (2) 博物館 >

② 改善すべき事項

- 1) 大学として、社会連携(社会貢献)についての方針を策定するべきである。各学部・機構等における個別の取り組みに任せるのではなく、大学としての基本姿勢を明確にすることが必要である。
 < (1) 大学全体 >
- 2) 社会連携(社会貢献)に関する取り組みについて、学内で情報を共有し、一元化するという体制がない。
 < (2) 全部署 >
- 3) 広く社会に対して、社会連携・社会貢献の取り組みを周知していくという体制が弱く、学内構成員に対する周知が十分とはいえない。
 < (2) 全部署 >

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- 1) 岩手県紫波郡紫波町との官民一体型循環プロジェクト「里山づくり環境プロジェクト」は、教職課程担当教員が代表として10年間継続してきたが、平成27年度からは規模を拡大し、全学での事業として取り組む予定である。
 < (1) (2) 文学部 >
- 2) 平成26年度の共育フェスティバルでは、参加者1,000名超、担当学生200名超となり、取り組みの内容の類似が課題となった。また、同月にたまプラ科学祭りも開催したことから、準備等の日程重複も課題となった。平成27年度中にイベントの効果測定などの検証を行い、再検討を行う。
 < (1) (2) 人間開発学部 >
- 3) 神道文化学部としての支援の実践にあたっては、学部の教育研究上の目的との関連性を明確に自覚しながらも、現場に寄り添うことが不可欠であり、その橋渡し役となっている神職はじめ関係者による講演やゲスト講義の機会(平成23年度末、平成25年

度後期、平成 26 年度前期にも実施) を今後もさぐりつつ、活動を継続する。< (1)
(2) 神道文化学部 >

- 4) 法科大学院では、平成 27 年度から公開模擬裁判員裁判の裁判員役を周辺自治会会員以外にも募り、自治会会員 3 名、その他 3 名と設定し、裁判員裁判についてより広く周知を図る予定である。「その他」の枠は、渋谷区在勤・在住者などを想定し、HP 等で公募を行うことを検討している。< (1) (2) 法科大学院 >
- 5) オープンカレッジについては、平成 27 年度から夜間の講座を開講し、シルバー世代だけでなく、より幅広い世代の社会人に対して門戸を開く。教室の確保により、現在の文学を中心とする姿勢を維持しながら、より多くの分野の講座を開講する。研究開発推進機構が企画する講座についても、さらに幅広い年齢層の人々の関心を引くテーマを検討・設定する。また、HP やスマートフォン・アプリを活用し、本学の伝統に基づいた研究成果の公表をさらに進めていく。< (2) 大学全体 >
- 6) 平成 26 年度に山種美術財団等との連携事業を通じて形成された地域連携を、平成 27 年度以降もさらに充実させていく。また、博物館に関する情報の多言語化を推進し、HP 等を通じて世界に発信していく。< (2) 博物館 >

②改善すべき事項

- 1)~3) 社会連携(社会貢献)の取り組みについては、平成 27 年度中に大学としての包括的な方針を検討するとともに、担当副学長を置き、情報共有や企画提言が可能となる体制について検討する。体制が整った時点で、大学 HP 等を用いて情報を発信していくこととする< (1) 大学全体 >

4. 根拠資料

- 8-1. 「國學院大學 21 世紀研究教育計画(第 3 次)」(既出 資料 1-3)
- 8-2. 國學院大學の国際交流に関する基本方針
- 8-3. 「協定校ネットワーク構築の基本方針」
- 8-4. 國學院大學国際交流協定締結のガイドライン
- 8-5. [國學院大學 HP 人間開発学部\(教育研究上の目的と方針\)](#)(既出 資料 1-43)
- 8-6. [國學院大學 HP 教育実践総合センター\(教育実践総合センター詳細\)](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-7. [國學院大學 HP 地域ヘルスプロモーションセンター](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-8. 『平成 26 年度 法科大学院学生便覧』(既出 資料 1-50)
- 8-9. 國學院大學研究開発推進機構規程(既出 資料 1-20)
- 8-10. 研究開発推進センター規程
- 8-11. 日本文化研究所規程
- 8-12. 学術資料センター規程
- 8-13. 校史・学術資産研究センター規程
- 8-14. [國學院大學 HP 研究開発推進機構日本文化研究所\(設立の趣旨\)](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-15. 「公開講座の開設状況」
- 8-16. 「2014 年度オープンカレッジ パンフレット」

- 8-17. 「研究開発推進機構 行事一覧（平成 23 年度～25 年度）」
- 8-18. [國學院大學 HP 平成 26 年度國學院大學渋谷区民大学講座](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-19. 「[東京都渋谷区報 しぶや区ニュース（平成 23 年 1 月 15 日）6 面](#)」
- 8-20. [横浜市青葉区 HP 青葉区 6 大学連携事業](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-21. [國學院大學 HP 取材日誌 2013 年 10 月 24 日 小学生対象狂言鑑賞会](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-22. [國學院大學 HP 神職養成講習会](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-23. [國學院大學 HP 教員免許状更新講習](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-24. [國學院大學 HP 國學院大學学びへの誘い](#)(H26.10.7 閲覧)、[國學院大學 HP 國學院大學学びへの誘い（今までの展示一覧）](#)（H26.11.21 閲覧）
- 8-25. [國學院大學 HP 博物館（これまでの特別展・企画展・特別列品）](#)（H26.10.7 閲覧）
- 8-26. [國學院大學 HP 博物館（常設展のご案内）](#)（H26.10.7 閲覧）
- 8-27. 「[國學院大學博物館 ミュージアムトーカー一覧](#)」
- 8-28. 「[学術資料館・國學院大學博物館ワークショップ一覧（平成 23 年度～25 年度）](#)」
- 8-29. 「[國學院大學博物館（夏休み企画ワークショップ）チラシ](#)」
- 8-30. 「[東京・渋谷から日本文化を発信するミュージアム連携事業](#)」事業計画書
- 8-31. [國學院大學 HP デジタル・ミュージアム](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-32. [國學院大學 HP デジタル・ミュージアム（デジタル・ミュージアムについて）](#)（H26.10.7 閲覧）
- 8-33. [國學院大學 HP 國學院大學図書館デジタルライブラリー](#)（既出 資料 7-17）（H26.10.6 閲覧）
- 8-34. [國學院大學 HP 國學院大學図書館デジタルライブラリー（院友会『学術・スポーツ振興資金』援助によりデジタル化された資料）](#)（H26.10.6 閲覧）
- 8-35. 「平成 23 年度公開模擬裁判員裁判結果報告」、「平成 24 年度公開模擬裁判員裁判結果報告」、「平成 25 年度公開模擬裁判員裁判結果報告」
- 8-36. 「[鉢山中学校『法教育』授業紹介](#)」（地域教育推進ネットワーク東京都協議会作成）
- 8-37. 「[法科大学院公開講演会・無料法律相談会ポスター](#)」
- 8-38. 「平成 25 年度（2013 年度）学部研究費による共同研究申請書ならびに報告書」
- 8-39. [平成 26 年度シラバス：リーガルクリニック（法教育）](#)（H26.10.7 閲覧）
- 8-40. [國學院大學 HP 人間開発学部（人間開発・花咲くプログラム）](#)（H26.10.7 閲覧）
- 8-41. [國學院大學 HP 人間開発学部（人間開発学部第 5 回共育フェスティバル）](#)（H26.10.7 閲覧）
- 8-42. [國學院大學 HP 教育実践総合センター（終了した研修会等）](#)（H26.11.11 閲覧）
- 8-43. 「[國學院大學人間開発学部地域ヘルスプロモーションセンター 平成 25 年度事業報告書](#)」
- 8-44. 「[フレンドシップファミリー募集チラシ](#)」
- 8-45. [渋谷区立広尾中学校 HP 特色ある教育活動：豊かな体験活動](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-46. [横浜市立新石川小学校 HP 学習の様子](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-47. 「[みらい通信 第 60 号](#)」NPO 法人紫波みらい研究所
- 8-48. 「[伝統的農村景観の復元と保全の実践に関する教育プログラムの構築（平成 23](#)

年度特色ある教育研究費成果報告)」、「平成22年度ふるさと・水と土保全対策事業本寺地区小区画水田保全手法検討業務委託(一関市巖美町字要害地内外)」、「平成23年度ふるさと・水と土保全対策事業本寺地区小区画水田交流活動運營業務委託(一関市巖美町字若神子地内)」、「平成23年度ふるさと・水と土保全対策事業本寺地区小区画水田活用手法検討業務委託(一関市巖美町字若神子地内)」、「平成24年度中山間ふるさと・水と土保全対策事業骨寺村荘園小区画水田活用手法検討業務委託(一関市巖美町字若神子地内)」

- 8-49. 「穂高古墳群現地説明会資料」
- 8-50. 「卯の木泥炭層現地説明会資料」
- 8-51. [國學院大學大学院 高度博物館学教育プログラム HP \(平成21年度～平成23年度\)](#) (H26.10.7 閲覧)
- 8-52. [國學院大學博物館学研究室 HP \(平成24年度以降\)](#) (H26.11.11 閲覧)
- 8-53. [木島平村ふるさと資料館 facebook](#)
(<https://www.facebook.com/k.hurusatoshiryokan>)
- 8-54. [「『雄勝～法印神楽の復興』上映とボランティア活動報告」実施報告書](#)
- 8-55. [東北再生「私大ネット36」HP](#)(H26.11.27 閲覧)(<http://shidai-net36.jp/>)
- 8-56. 東北再生「私大ネット36」参加プログラム一覧
- 8-57. [平成26年度シラバス：総合講座\(渋谷学\)](#) (H26.10.7 閲覧)
- 8-58. [特定非営利活動法人代官山ステキ総合研究所 HP \(講演会、フォーラム\)](#)
(H26.10.7 閲覧)
- 8-59. 「宗教文化教育推進センターリーフレット」
- 8-60. 『神社と御神木・社叢』
- 8-61. 「研究開発推進機構関連の国際研究交流・発信事業について」
- 8-62. ["Collège de France Newsletter 7"](#)
- 8-63. [「研究開発推進機構ニュース」No.10 \(平成24年2月\)](#)
- 8-64. [セインズベリー日本藝術研究所 HP The Archaeology of Ritual and Religion](#)(H26.10.7 閲覧)
- 8-65. [國學院大學労供研究会 HP](#)(H26.10.7 閲覧)(<http://www.k-rokyoken.jp/>)
- 8-66. 「神社本庁総合研究所紀要 19」
- 8-67. 「平成25年度NPO法人チームさがみはらプラスと國學院大學の共同研究年次報告書」
- 8-68. [国文学研究資料館 HP 歴史的典籍に関する大型プロジェクト](#)(H26.10.7 閲覧)

第9章の1 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

<大学全体>

学校法人國學院大學では、建学の精神を具現化し、それを将来にわたって強固なものとするため、中期計画「國學院大學 21 世紀研究教育計画」（以下「21 世紀研究教育計画」という。）を策定し、学長のもとに各種事業を遂行している。第 3 次計画は平成 24 年 11 月に公開し、その計画の進捗状況を検証した上で再構成した第 3 次計画（修訂版）を平成 26 年 10 月に公開した（資料 9(1)-1、資料 9(1)-2）。当該計画では、中期的な目標として「『國學院ブランド』の確立と強化」を掲げ、教育・研究・人材育成・施設設備・国際交流という 5 つの基盤（視点）から、目標実現のための戦略を策定することとしている（資料 9(1)-2,p.1）。

各年度の事業計画及び結果の報告については、各年度の事業計画書と事業報告書にまとめ、大学 HP で公開している（資料 9(1)-3、資料 9(1)-4）。

「21 世紀研究教育計画」を策定し遂行する機関として、國學院大學 21 世紀研究教育計画委員会を設置している（資料 9(1)-5）。同委員会は、平成 14 年度の設置年度から 5 年ごとに計画を策定した。平成 24 年度に策定した第 3 次計画は、教員に対しては全学教授会で、職員に対しては全員研修の機会を設けて、学長から説明がなされ、実現にむけての意識の共有をはかっている。

同委員会は理事長、学長をはじめとして、理事長が指名する理事若干名、大学事務局長等から構成され、理事長が委員長となっている。前述の 5 つの基盤（視点）を「21 世紀研究教育計画」の基幹となる事項とし、具体的施策の検討及び円滑に推進することを任務とする小委員会を基盤ごとに置いている。各小委員会には、担当理事を配し、責任の明確化を図っている（資料 9(1)-6）。

教育・研究並びに大学の運営に関する事項について企画、立案及び調整する機関として大学執行部を置き（資料 9(1)-7）、5 部（教務部・学生部・就職部・入学部・国際交流推進部）の施策共有をしている。単年度計画については、毎年、大学執行部の方針を聴く会が職員に対して行われ、学長による教学方針並びに 5 部の課題と方針を公表している（資料 9(1)-8）。

職員に対しては、事務局長が毎年度「事務局基本方針」を示している（資料 9(1)-9）。この方針は目標管理制度を通して、各事務部や各課の目標、ひいては職員個人の目標に反映されている。

理事会での決定事項である学校法人の基本的な経営方針等を審議するのが常務理事会である。常務理事会には、在職中は理事となる学長ほか教学担当理事である本学教授 3 名が出席し、週 1 回開催している（資料 9(1)-10,第 18 条）。平成 26 年度は、常務理事会出席者の 9 名中 4 名が大学の教員であり、大学と法人との協議・調整が可能な体制を整えている（資料 9(1)-11、資料 9(1)-12）。

大学の運営において、「國學院大學学則」（以下「学則」という。）に規定された会議は、教授会と学部長会である。教授会は、学長が招集する全学教授会と、学部長が招集す

る学部教授会があり、「教授会運営規程」で権限等について定めている。学部長会は、学長が招集し、学長、副学長、5学部（文学部・経済学部・法学部・神道文化学部・人間開発学部）の各学部長、大学院委員長、法科大学院長、2機構（研究開発推進機構・教育開発推進機構）の各機構長、教学担当理事、前述5部の部長、図書館長、事務局長で組織される。「学部長会規程」に基づき、毎月第1木曜日に定例で行われ、教学に関する基本方針に関する事項等規程に定められた事項を審議し、構成員はその審議決定事項に対して、責任を負う（資料9(1)-13第3章、資料9(1)-14、資料9(1)-15）。

大学院の運営は、研究科委員会と大学院委員会とによってなされる。研究科委員会は、各研究科の委員長が招集し、当該研究科の授業を担当する教授と准教授で組織される。大学院委員会は、大学院委員長が招集し、大学院委員長、各研究科委員長、幹事及び各研究科の教授1名で組織される（資料9(1)-16）。

法科大学院の運営は、法科大学院長が招集する法科大学院教授会によってなされる。法科大学院教授会には、法学部との連携の重要性から法学部長または副学部長がオブザーバーとして出席しているほか、学長及び副学長が出席し、意見を述べることができる（資料9(1)-17、資料9(1)-18）。

事務局においては、部長会議、部課長会議ほか、課長補佐と主任をもって構成される主務者会議、職員全員会議が設けられており、部長会議、部課長会議は定例で開催されている（資料9(1)-19、資料9(1)-20、資料9(1)-21、資料9(1)-22、資料9(1)-23）。

（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

<大学全体>

学長は、「人格高潔で学識ある者の中から」選出され、本学を統率し、代表すると「学則」に明記している。選出については、別途「学長選出に関する規程」並びに「学長選出に関する規程施行細則」で明示している。任期は4年で、再任を妨げない。

また、学長を補佐するため、副学長を置くことができ、教授の中から全学教授会の議を経て、学長が委嘱する。現在は2名の副学長を置いている（資料9(1)-13第3条、資料9(1)-24）。

学部の運営と並行し、大学の運営に関わっている恒常的な委員会や臨時的なプロジェクトが多数存在する（資料9(1)-25）。

<学部全体>

学部長は「学長を補佐し、その学部を主管する」と規定され、学部所属の教授の中から学部教授会の議を経て学長が委嘱する。各学部に副学部長を置くことができ、その役務は当該学部の教育に関し学部長を補佐することと定めている（資料9(1)-13第5条）。

学部長の選出方法は、当該学部の学部長選出に関する規程に定めている。任期は2年で、再任を妨げないとなっているが、文学部においては「引き続いて4年を越えないものとする」、法学部においては「2回を超えて学部長に選出されることはできない」として三選を禁止している。

当選には、有効投票数の3分の2以上の得票が必要となる。該当者がいない場合は、上位2名による再投票で、文学部・経済学部・神道文化学部・人間開発学部は多数得票者が

当選となり、法学部は、投票総数の過半数を得たものとし、再投票でも当選が確定しないときは、再度投票を行い、多数得票者を当選とする。

副学部長の選出方法について、文学部・法学部・神道文化学部では、選出・任期等は学部長に準じ、人間開発学部では、学部長が指名し、学部教授会の議を経て決定し、任期等は学部長に準じると、各学部長選出に関する規程に明記している。経済学部は、副学部長に関する規程はないが、現在、全学部ともに副学部長を置いている（資料 9(1)-26、資料 9(1)-27、資料 9(1)-28、資料 9(1)-29、資料 9(1)-30）。

< 研究科大学院 >

各研究科委員長は、研究科委員会を構成する教授の中から、研究科委員会構成員による選挙で選出され、学長が委嘱する。任期は2年とし、再任は妨げない。選出方法は「國學院大學大学院大学院研究科委員長選出規程」に明記されている（資料 9(1)-31）。

当該研究科委員長を補佐する役務として各研究科ともに1名の幹事を置いている。幹事は研究科委員会を構成する教授の中から、当該研究科委員会の議を経て学長が委嘱する。任期は2年とし、再任は妨げない。研究科間の連絡調整のため、各研究科幹事1名と教学事務部長と大学院事務課長で幹事会を構成している（資料 9(1)-16, 第15条）。

大学院を主管する大学院委員長は、次期研究科委員長の中から選出され、前述の大学院委員会の議を経て、学長が委嘱する（資料 9(1)-32）。

< 法科大学院 >

法科大学院長は、「國學院大學法科大学院長選出に関する規程」に基づく選挙により選出される。任期は2年とし、再任は妨げない。

院長を補佐する副院長の選出は、院長の選出方法に準じるが、法科大学院教授会の議を経て、院長の指名により選出することもできる。任期は2年とし、再任を妨げない（資料 9(1)-17、資料 9(1)-33）。

（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

< 大学全体 >

「学則」第18条に基づき、事務局を置き、各部署の業務については、「國學院大學事務局分掌規程」に明示し、適当な人員を配置している（資料 9(1)-34、資料 9(1)-35, p.9）。

平成25年度に各部署の所属長が、本学事務局の業務と人員配置の適正化のため、各部署に必要な業務能力を測る試みとして、NPO法人実務能力認定機構（ACPA）の「大学マネジメント・業務スキルマトリクス基準表」を作成した。

平成24年度の教職センター設置に伴い事務組織も整備し、平成23年度から教学事務部教務課の中に教職センター準備室を開設し、事務局職員を配置した。教育実習・介護等体験・教育実習免許状取得に関する業務並びに教員採用試験対策講座や教職求人開拓、そのキャリア支援など、それまで教務課やキャリアサポート課など複数の部署で担当していた業務を、教職という軸で一本化すべく、教務課職員4名が同センター専属で職務にあたっている（資料 9(1)-36, 平成23年度 p.63、平成24年度 p.55）。

たまプラーザキャンパスには、平成21年度に開設された人間開発学部のキャリア支援

のため、職員を増員した。

平成 26 年度には、国際交流事務部を立ち上げ、国際交流課を学生事務部から分離してそのもとに置き、(1)で前述した国際交流推進部の設置とともに、本学のグローバル人材育成への体制を強化した(資料 9(1)-19)。

職員の採用については、職員採用規程に基づき、毎年定期的に行っている。選考は、事務局長を委員長とする人事委員会によって実施している(資料 9(1)-37、資料 9(1)-38)。

人事異動と昇格は、人事異動規程に基づき行われ、4月は管理職者、10月は課員を中心に行っている(資料 9(1)-39)。なお、課長以上の人事は、理事会の承認を要する(資料 9(1)-40)。自己申告規程に基づき、勤続年数が1年未満もしくは課長以上を除く事務局職員は、原則として毎年1回自己申告をすることができる(資料 9(1)-41)。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

<大学全体>

事務局研修規程に基づき、毎年統一テーマを設定し、全員研修、階層別研修、部署別研修、目的別研修、特別研修、個人研修の6つの区分で行っている。研修の計画及び運営についての基本的事項の審議並びに研修の審査は、研修委員会で行っている(資料 9(1)-42、9(1)-43)

平成 19 年度からは、専任職員を対象として、目標管理制度並びに人事考課制度を導入している。

目標管理制度は、目標設定を通して、職員一人一人が組織の中での位置づけと役割を明確にすることを目的とし、(1)で前述した「事務局基本方針」を各部署及び個人の目標に反映させ、組織目標と個人目標との整合性を図りながら、当該年度の業務を遂行するものである。人事考課制度は、人材育成を目的として実施するもので、一年間の業務内容を基に、目標達成度と職階ごとに設定した評価指標によって上司が部下を考課するものである。この両制度を遂行するに際し、上司、部下間の面談を年3回実施している。人事考課の結果は、次年度夏期賞与支給時に本人に通知され、賞与の一部の査定に反映されるとともに、人事委員会では昇格人事の参考としている。

両制度の精度向上を目指し、平成 21 年度からの3年間、コンサルティング会社による制度運用の検証を行った。目標管理制度では、管理職層を中心とした目標設定のモニタリングを行い、具体的な表現方法やレベル設定などについて客観的な評価を行った。また、目標管理シートの設計を見直し、ゴールイメージの設定を加え、実行期間をより明確に記載するようにフォーマットの改良を行った。人事考課制度では、評価傾向の分析を行い、評価者である管理職者に対して評価者研修を行った。

2. 点検・評価

● 基準 9-1 の充足状況

本学における各組織の運営は明文化された規程に基づいて行われており、各年度の基本方針を構成員に周知して、その実現を図っている。各年度における目標達成度を測る取り組みが不十分ではあるが、概ね基準は充足しているといえる。

① 効果が上がっている事項

- 1) 常務理事会には、学長ほか教学担当理事である本学教授3名が出席し、平成26年度は常務理事会出席者の9名中4名が大学の教員であることから、大学と法人との協議・調整が可能な体制を整えられている（資料9(1)-12）。＜（1）大学全体＞

② 改善すべき事項

- 1) 大学運営のあり方を明確にした管理運営方針が定められていない。各組織の中での権限や責任は規程に明示されているが、全体を統合した形での明示はされていない。学内構成員が分かりやすい形で図示するなどの工夫が必要である。＜（1）大学全体＞
- 2) 「國學院大學21世紀研究教育計画委員会規程」第2条の第2項には「本委員会は、21世紀計画及びその進捗状況の公表に努める。」とあるが、計画の具体性やその進捗状況について教職員に対しての公表が十分になされていない。＜（1）大学全体＞
- 3) 大学執行部会議は内規によってのみ規定されている。会議の位置づけを明確にするとともに、規程化することが必要と思われる（資料9(1)-7）。＜（1）大学全体＞
- 4) 執行部5部の施策が職員に公表されるのは毎年度8月である。また、計画だけが公表され、実績に関する報告がなされていない。公表の時期と報告の内容について検討が望まれる（資料9(1)-8）。＜（1）大学全体＞
- 5) 事務局基本方針の遂行状況や、目標管理で挙げられた部・課の目標の達成度についてモニタリングされていない。＜（1）大学全体＞
- 6) 理事について、権限や担当業務が公表されていない。刊行物や法人HPで公表するのが良いと思われる。＜（1）大学全体＞
- 7) 経済学部では、副学部長を置くことを規程に定めていない（資料9(1)-27）。＜（2）学部全体＞

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- 1) 理事長と学長との間における意見交換は、週1回の定例で開催されている常務理事会のほか、今まで以上に機会を設け、連絡を密にすることで円滑な大学運営を行う。＜（1）大学全体＞

② 改善すべき事項

- 1) 全学的体制における組織・機関の責任権限についてわかりやすく明示する方法や公表の場を検討し、学内構成員に対して平成27年度中に示す。＜（1）大学全体＞
- 2) 現在進行中の「21世紀研究教育計画（第3次）」については、平成26年度末に各基盤小委員会から進捗状況の報告を学長に対して行う。報告内容を確認し、具体的施策の見直し等も併せて行い、平成27年度前期中には構成員に公表をする予定である。また、平成29年度から開始予定の第4次計画については、第3次計画の一連の過程を勘案し、施策立案・目標値設定等の段階から、学長主導のもと、大学として検証する仕組みを整備する予定である。＜（1）大学全体＞
- 3) 大学執行部会議について、これまでの内規を規程化し、学部長会（平成26年12月10

日)で報告を行った。(資料 9(1)-44) < (1) 大学全体 >

- 4) 大学執行部会議内では、執行部 5 部の年度目標の達成状況を毎年度末に報告し、総括している。平成 27 年度から前年度の進捗状況及び新年度施策について、5 月の全学教授会前後に、公表予定である。 < (1) 大学全体 >
- 5) 各部署で掲げた目標及び目標の達成度の検証については、部長会議を中心として、実施していく。 < (1) 大学全体 >
- 6) 大学選出理事の担当業務を学内に明示することについては、学長のもと、検討を行う。学外に対しての公表については、理事会(常務理事会)に諮る。 < (1) 大学全体 >
- 7) 過去 10 年間は、経済学部では副学部長を学部長が指名し、学部教授会の議を経て決定してきている。この慣例をふまえて、「経済学部長選出に関する規程」を改正し、副学部長は、学部長が指名し、学部教授会の議を経て決定することを、平成 27 年 1 月 21 日の経済学部教授会で承認した(資料 9(1)-45)。 < (2) 学部全体 >

4. 根拠資料

- 9(1)-1. 「國學院大學 21 世紀研究教育計画(第 3 次)」(既出 資料 1-3)
- 9(1)-2. 「國學院大學 21 世紀研究教育計画(第 3 次)」< 修訂版 >
- 9(1)-3. 事業計画書 平成 21(2009)年度～平成 25(2013)年度
- 9(1)-4. 事業報告書 平成 21(2009)年度～平成 25(2013)年度
- 9(1)-5. 國學院大學 21 世紀研究教育計画委員会規程(既出 資料 2-7)
- 9(1)-6. 國學院大學 21 世紀研究教育計画委員会小委員会に関する内規
- 9(1)-7. 大学執行部会議内規
- 9(1)-8. 「平成 26 年度 大学執行部の方針を聴く」当日配布資料
- 9(1)-9. 「平成 26 年度事務局基本方針」
- 9(1)-10. 学校法人國學院大學寄附行為(既出 資料 2-3)
- 9(1)-11. 「学校法人國學院大學 役員一覧(理事・監事名簿)」
- 9(1)-12. 「平成 26 年度常務理事会構成員」
- 9(1)-13. [國學院大學学則](#)(既出 資料 1-1)
- 9(1)-14. 國學院大學教授会運営規程(既出 資料 3-23)
- 9(1)-15. 学部長会規程(既出 資料 3-24)
- 9(1)-16. [國學院大學大学院学則](#)(既出 資料 1-11)
- 9(1)-17. [國學院大學法科大学院学則](#)(既出 資料 1-17)
- 9(1)-18. 國學院大學法科大学院教授会運営規程(既出 資料 3-59)
- 9(1)-19. 國學院大學事務局規程
- 9(1)-20. 事務局部長会議規程
- 9(1)-21. 事務局部課長会議規程
- 9(1)-22. 事務局主務者会議規程
- 9(1)-23. 事務局職員全員会議規程
- 9(1)-24. 学長選出に関する規程、学長選出に関する規程施行細則
- 9(1)-25. 「諸委員一覧(委員会名称・根拠規程)」
- 9(1)-26. 文学部長選出に関する規程

- 9(1)-27. 経済学部長選出に関する規程
- 9(1)-28. 法学部長選出に関する規程
- 9(1)-29. 神道文化学部長選出に関する規程
- 9(1)-30. 人間開発学部長選出に関する規程
- 9(1)-31. 國學院大學大学院大学院研究科委員長選出規程
- 9(1)-32. 國學院大學大学院大学院委員長選出規程
- 9(1)-33. 國學院大學法科大学院長選出に関する規程
- 9(1)-34. 國學院大學事務局分掌規程
- 9(1)-35. 『学校法人國學院大學統計資料』第52号
- 9(1)-36. 『学校法人國學院大學概要』平成23年度版、平成24年度版
- 9(1)-37. 職員採用規程
- 9(1)-38. 人事委員会規程
- 9(1)-39. 人事異動規程
- 9(1)-40. 寄附行為 第3条内規（既出 資料3-25）
- 9(1)-41. 自己申告規程
- 9(1)-42. 國學院大學事務局職員研修規程
- 9(1)-43. 「事務局職員研修一覧」平成23年度、平成24年度、平成25年度
- 9(1)-44. 「大学執行部会議規程」（平成26年12月10日大学執行部会議資料）
- 9(1)-45. 「経済学部長選出に関する規程の一部改正に関する件」（平成27年1月21日経済学部教授会資料）

第9章の2 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

直近5ヵ年の各種財務比率から分かるように、本学の財政状況は堅調に推移している(大学基礎データ【表7】、【表8】)。

収支面から見ると、帰属収支差額比率は、会計基準変更に伴う退職給与引当金の一括繰入を行った平成23年度を除き、概ね19%以上を推移している。人件費比率をはじめとする各比率項目の数値も全国平均との比較において同水準もしくは良好な数値である(【表7】)。

ストック面における財政状況を見ると、有利子負債を平成8年の約91億円から9億円に圧縮し(平成26年3月末)、有形固定資産を増加させて、教育研究環境の充実を図っている。また、各種特定資産による金融資産を堅調に増加させ、財務基盤の強化を図っている(資料9(2)-1, p.43)。貸借対照表関係比率による各種比率も、安定的に推移している(【表8】)。

平成18年度から、日本格付研究所(JCR)と格付投資情報センター(R&I)の2社から、長期優先債務格付けを取得している。平成26年3月の格付け結果では、「AA(安定的)」(JCR)、「AA-(安定的)」(R&I)を維持している(資料9(2)-2)。

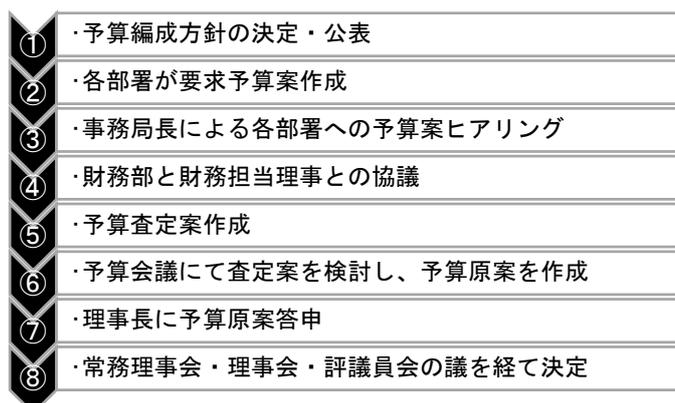
渋谷キャンパスでは、平成13~21年度の第1期、平成24年度から開始した第2期の再開発事業を行っている(資料9(2)-3 第2期再開発の詳細については、第7章(2)を参照)。本事業については、一部、日本私立学校振興・共済事業団からの借入を行ったが、人件費の抑制等によって財源を確保し、基本的には自己資金で対応している。

人件費の抑制については、平成10年度に発足した「人件費問題等に関する特別委員会」と理事会との間で協議された財政再建策に拠っている。この再建策では、人件費比率を54%以下に引き下げること为目标として、本俸の引き下げ、退職金の改訂、賞与の抑制等を掲げた。現在は人件費比率を50%未満とすることを理事会の基本的な方針として、財政の中長期計画を策定している。

今後は、学校法人國學院大學の中期計画である「國學院大學21世紀研究教育計画(第3次)」(以下「21世紀研究教育計画」という。)の各取り組みが円滑に遂行できるよう、財務基盤を確立していく方針である。具体的には、従前から作成している4~5年間の単位とする財務シミュレーションを発展させ、平成26年度に今後10年の財務シミュレーションを策定することとしている。これにより、平成30年度までの5ヶ年で、第3号基本金を50億円増加させ、自己資金構成比率をさらに高めて財務体質の強化を図るとともに、教育研究の質の向上並びに環境整備の充実を積極的に行っていく。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算会議を設置し、単年度予算及び「21世紀研究教育計画」に基づく事業の予算の編成・執行に関する検討・調整を行っている。予算会議は学長・副学長・財務担当理事・大学事務局長・財務部長・財務部次長・各学部長によって構成されており、議長は学長が務める(資料9(2)-4)。



予算編成の主な流れは左図のとおりである。

左図③の事務局長による予算案ヒアリングの前に、財務部では各部署の要求経緯や執行実績を把握するための「予算編成検討ワークシート」を作成している。ヒアリングには、財務部長、財務部次長、経理課長、経理課員が同席している。④では、事務局長が査定した結果をふまえ、財務部と財務担当理事との間で、法人全体の収支バ

ランスを考慮した大学の予算規模を協議している。⑤では、事務局長及び財務担当理事が査定した結果を、理事長に報告・了承を得た上で財務部が予算査定案としてまとめている。

平成26年度当初予算までは、各部署が要求予算案を作成した後、予算取り纏め部署となっている人事課・管財課・広報課において、各部署の予算申請の適切性を査定し、③の予算案ヒアリングを行っていた。平成26年度補正予算からは、予算案ヒアリングの結果、実施が決定した事業について予算取り纏め部署が査定を行い、予算査定案に反映している。なお、予算取り纏め部署による査定は、アルバイト等の謝金（人事課）、物品調達（管財課）、広告費（広報課）の経費について、実施している。

予算は、「起案決裁区分に関する内規」と「『起案決裁区分に関する内規』の支出関係細則」に従い、各決裁区分によって起案の決裁を受けた後、所管部署（予算取り纏め部署）によって執行される（資料9(2)-5、資料9(2)-6）。

学校法人國學院大學では、私立学校法に基づく監事の監査、私立学校振興助成法に基づく監査法人の監査並びに「学校法人國學院大學内部監査規程」に基づく内部監査を実施している（資料9(2)-7第71条、資料9(2)-8）。

「学校法人國學院大學寄附行為」では監事を2名または3名置くと規定し、法人の業務及び財産の状況を監査することとしている（資料9(2)-9第5条,第8条,第16条）。平成26年度は3名が監事の職に就いている（資料9(2)-10）。法人の決算については、会計年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を受けることが規定されており、監事は監事会の場で理事長から決算の説明を受ける。監事会には、理事長、常務理事、監事、内部監査室長、財務部と総務部が出席する。監事会においては、決算書の正当性を確認するだけでなく、監事と理事との間で幅広い意見交換が行われる（資料9(2)-11）。

内部監査を担当する内部監査室は、毎年度の監査計画書及び報告書を監事との間で相互閲覧し、随時意見交換を行っている。また、内部監査室の監査状況について、不定期ではあるが監査法人に説明を行っている。

監査法人の監査は、あらかじめ策定した監査計画に基づいた期中監査と決算監査からなる。監査は年間延べ100日程度実施している。往査日数は、法人内の財務規模が最大である大学が一番多いが、系列の中学校、高等学校にも往査を実施している。

監事監査と監査法人監査は法的に連動しないが、慣例的な仕組みとして次のような取り組みを行っている。監査法人の監査計画については、監事が監査法人から説明を受け、年間の計画・監査内容についての打ち合わせを行っている。また、前述の監事会に際して、

監査法人監査の進行状況と問題点の有無について、監査法人から監事に対する事前説明が行われている。

2. 点検・評価

●基準9-2の充足状況

安定的な財政基盤を確立するため、人件費比率の抑制や有利子負債の圧縮に努めるとともに、各種特定資産によって金融資産を堅調に増加させている。格付け機関による評価も「安定的」を維持しており、本基準を概ね充足していると判断できる。

①効果が上がっている事項

- 1) 退職給与引当金の一括繰入を行った平成23年度を除いて、人件費比率は50%前後を維持しており、人件費比率を抑制するという目的によって策定した財務計画に沿った結果が出ている（【表7】）。＜（1）＞

②改善すべき事項

- 1) 教育研究経費比率と補助金比率が平均に比して低調である（【表7】）。＜（1）＞
- 2) 大学の中長期的な事業計画が策定される際には、それに伴う財政計画があるべきと考えられるが、「21世紀研究教育計画」に対応する中・長期的な財政計画は学内・学外に対して公表されておらず、財政計画の有無自体が不明な状態となっている。本報告書では内部向けのシミュレーションについて言及されているが、中長期的な財政計画を公表することは、説明責任の観点からも重要である。＜（1）＞

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 1) 毎年作成している財務シミュレーションを活用し、財政の全体的なバランスを考慮したうえで各位年度の予算編成を行っていく。その中で、人件費比率は50%を超えない比率を維持していく。

私立大学の経営環境には厳しいものがあり、収入を増加させることは難しい状況があるが、引き続き学費以外の収入を確保していきたい。具体的には経済環境が厳しいが資産運用を強化し、低いリスクを維持しつつも可能な限り資金運用益を確保できる体制を整備したい。また、寄付金額の維持、さらには増収を図りたい。それぞれ体制整備は平成27年度中に行いたい。＜（1）＞

②改善すべき事項

- 1) 教育研究費比率は全国平均より低いとはいえ、近年、平均値に近づきつつある。さらに上昇させるべく、奨学金等の教育研究の直接的な経費を中心に施設設備の改修等を行い、教育研究環境の整備事業を抽出し、毎年の予算会議で検討し、予算化していく。補助金の増収については、文科系の大学としては厳しいものがあるが、現在予算化されている事業の中にも、補助金が獲得できるものが含まれていると考えられるので、予算の所管部署に申請を促していく。さらに、文部科学省科学研究費は学校法人の会

計には含まれないが、引き続き獲得に向けて申請数の増加を促したい。＜（１）＞

- 2) 毎年作成しているシミュレーションは財務部内の検討資料として作成し、格付け取得のための資料としても使用されている。現在では、予算会議並びに常務理事会に報告している。財務シミュレーションは、その作成条件により大きく変化するために、数字が独り歩きしないよう、シミュレーションの前提条件を説明できる会議のみに提出しているのが現状である。経験を積み重ねることにより、対外的な説明責任を果たすためのシミュレーションとしていきたいと考えている。＜（１）＞

4. 根拠資料

- 9(2)-1. 『平成 25 年度 学校法人國學院大學事業報告書』（既出 資料 9(1)-4）
 9(2)-2. 「株式会社日本格付研究所（JCR）格付け結果」、「株式会社格付投資情報センター（R&I）格付け結果」
 9(2)-3. [國學院大學 HP 渋谷キャンパス再開発方針](#)(H27.1.5 閲覧)
 9(2)-4. 経理規程の施行措置について理事会の定める事項
 9(2)-5. 起案決裁区分に関する内規
 9(2)-6. 『起案決裁区分に関する内規』の支出関係細則
 9(2)-7. 学校法人國學院大學経理規程
 9(2)-8. 学校法人國學院大學内部監査規程
 9(2)-9. 学校法人國學院大學寄附行為（既出 資料 2-3）
 9(2)-10. 「学校法人國學院大學 役員一覧（理事・監事名簿）」（既出 資料 9(1)-11）
 9(2)-11. 監査報告書 平成 21（2009）年度～平成 25（2013）年度
 9(2)-12. 平成 21（2009）年度～平成 25（2013）年度決算書
 ※9(2)-11 は 9(2)-12 に綴りこむ形でデータ化している。

（以下、本文中で参照はしていないが、大学基準協会の指定により提出する資料）

- 9(2)-13. 事業報告書 平成 21（2009）年度～平成 25（2013）年度（既出 資料 9(1)-4）
 9(2)-14. 財産目録 平成 21（2009）年度～平成 25（2013）年度
 9(2)-15. [資料 9,10] 5 ヶ年連続資金収支計算書（大学部門／学校法人）
 9(2)-16. [資料 11,12] 5 ヶ年連続消費収支計算書（大学部門／学校法人）
 9(2)-17. [資料 13] 5 ヶ年連続貸借対照表

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

<大学全体>

本学は、「國學院大學自己点検・評価規程」(資料10-1)に則り、自己点検・評価を毎年実施し、その成果物として3年に一度、報告書を作成している。報告書は、平成10年度から作成しており、平成13年度版から大学HPにおいてPDFを公開している。現時点で最新版として公開しているのは平成22年度版である(資料10-2)。自己点検・評価は大学基準協会の点検・評価項目をもとに行っている。

学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育研究活動の状況の公開については、大学HP上の「情報公開」ページにおいて行っている(資料10-3)。情報自体は従前から大学HPの各所で公開していたが、平成22年12月に公開した本ページは、それらの情報への目次としての機能を担っている。数値は文部科学省の学校基本調査に則り、その他の各種調査の数値との確認作業を経た後に公開している。

<法科大学院>

本法科大学院では、設置以来、日弁連法務研究財団の認証評価を2回受けている。第1回目の認証評価は平成19年上期、第2回目の認証評価は平成24年上期に実施された。その結果、いずれも同財団が定める法科大学院認証評価基準に適合するという認定を受けている(資料10-4)。認証評価が実施されない年度については、毎年「年次報告書」を作成し、同財団に提出している。認証評価結果については、同財団のHPに公開されており、法科大学院のHPから直接アクセスできるようにしている(資料10-5)。法科大学院が同財団に提出した「自己点検・評価報告書」については、法科大学院のHPにおいて公開している(資料10-6)。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

<大学全体>

本学の自己点検・評価体制は、自己点検・評価委員会(以下「本委員会」という。)と20の自己点検・評価実施委員会(以下「各実施委員会」という。)からなっている(資料10-1,別表)。本委員会は、各学部・大学院・法科大学院・研究開発推進機構から選出された8名の委員と、事務局から選出された委員3名、事務局職員の幹事から構成されている。各実施委員会は、学部を基礎にするものと、学生部や就職部などの各種委員会を基礎にするものがある。各学部、委員会等の活動に関する点検・評価は、各実施委員会で行い、それらの集約及び全学的な事項に関する点検・評価は、本委員会が行う。

実施委員会の委員の構成や人数、任期などは内規で規定し、運営している(資料10-7)。

序章においても述べたように、今回の自己点検・評価においては、「内部質保証」を、事前に学生及び社会に対して約束した内容を実際に遂行できているか検証することと解釈した。平成25年度の自己点検・評価委員会では3ポリシーが学生に対する「約束」であ

ることを改めて認識することから始め、本学において「方針」や「計画」と銘打っているものが適切であるのか、日々の取り組みは方針や計画に沿ったものになっているのかを確認することを目指した。また、点検・評価が部署ごとのものではなく、大学としてのものとなるよう、自己点検・評価委員会によって第三者的な点検・評価を試行した。自己点検・評価委員会と各実施委員会に一方的な関係が発生しないよう、「対話を重視した自己点検・評価」を方針に掲げ、点検・評価の様々な段階において、多くの対話の機会を設けることとした。具体的には、「現状の説明」を行うためのチェックリストの「設問」設定時、「現状の説明」の記述内容確認のためのヒアリング、ヒアリング後の再質問と回答、点検・評価案作成後の異議申立、報告書作成後の修正箇所指摘と、大きく5段階にわたり、対話による共通認識の確認を行った。

以下、各組織、点検・評価や内部質保証に向けての取り組みには異なる部分があるため、個別に記述する。

<文学部>

文学部では、基本的に学部執行部（学部長・副学部長・教務部委員[2名]・入学試験委員[2名]の6名）、学部教務委員会などの各種委員会及び各学科・研究室が、計画・立案・実施・検証にあたっている。文学部自己点検・評価実施委員会は、チェック機能の強化のために設けられている。

各部署で立案された事案は、学部教授会で審議承認の手続きを取る。学部全体に関わる重大な課題が承認された場合、基本問題検討委員会が発足し、各部署で検討されたことを集約・調整し、学部教授会上程する。

<経済学部>

経済学部では、学部執行部（学部長、副学部長、教務部委員）を軸に学部教授会を頂点とする体制で、学部の教育目標を具現化するための取り組みを行っている。傘下には、教務委員会、懇談会、複数開講科目の担当教員で構成される担当者会議が位置している。懇談会は、学部教授会構成員からなる会議体であり、審議権はないが、非公式な形で構成員の意見を聞く場となっている。これら諸組織の活動を経済学部自己点検・評価実施委員会が分析・評価し、フィードバックをしている。

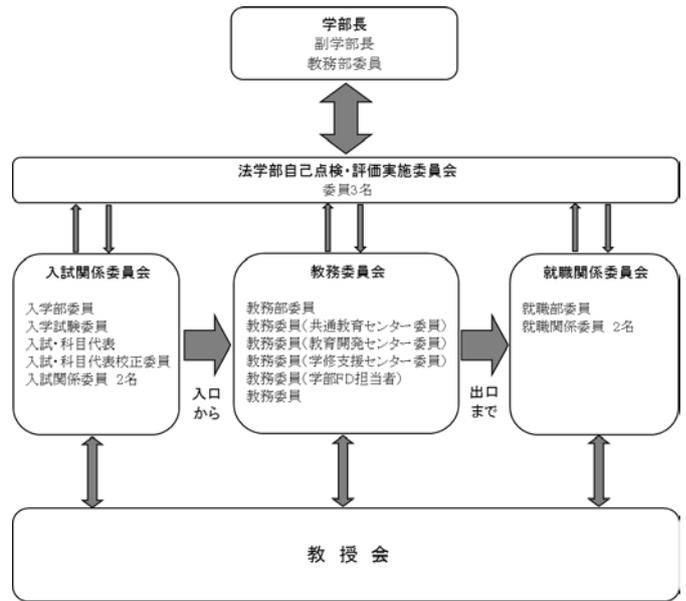
学部執行部は、年度ごとに教育研究活動における改善目標（課題）を設定する（資料10-8、資料10-9）。これを学部教授会が承認した後、教務委員会・学部教授会が目標に即した施策案を策定・実行する。施策案の策定にあたっては、学部自己点検・評価実施委員会の提言も参考にされる（資料10-10、資料10-11、資料10-12）。実施委員会の提言は、学部独自の授業アンケートの分析結果を基にしている（授業アンケートについては第4章の3で詳述）。専門応用科目においては、応募者数や受講者数、単位取得状況などの実績データを検証し、改善案を策定している。

< 法学部 >

法学部では、法学部自己点検・評価実施委員会が、学部執行部（学部長、副学部長、教務部委員）と密接な連絡をとりながら、学部の理念のもと3ポリシーが適切に実行されているか否か等を点検・評価している。

また、実施委員会は、各委員会から活動等に関する報告を受け、点検・評価し、その結果を各委員会にフィードバックをしている。各委員会は点検・評価結果をふまえて、学部教授会の承認のもとに改善を行っている（右図参照）。

実施委員会委員が、学部執行部・教務委員会・入試関係委員会・就職関係委員会の委員であることから、各委員会での案件の報告や調整がしやすい体制となっている。



< 神道文化学部 >

神道文化学部では、神道文化学部自己点検・評価実施委員会が、学部執行部（学部長・副学部長・前学部長・前副学部長）、教務、入試、修学支援、キャリア支援等に関わる各委員と連携して活動を行っている。

学部長主導のもと、学部教授会及び教務委員会をはじめとする各委員会で日頃の活動に関する目標の設定、実行、点検、改善を行っているため、実施委員会は、アドバイザーとしての立場で、点検・評価の裏づけとなる資料の保全と、各委員会が設定する目標やその検証手法について明確化する取り組みを行っている。

< 人間開発学部 >

人間開発学部では、人間開発学部ブラッシュアップ委員会と、人間開発学部自己点検・実施委員会との2つの組織による点検が行われている。学部ブラッシュアップ委員会では、教育方法の改善に関する方策の立案や教員の資質の維持向上に関する取り組みを実施している。一方、実施委員会では、学部の教学並びに管理運営に関する事項についての点検・評価を実施している。

学部ブラッシュアップ委員会は、7名の学内委員（学部長、副学部長、学科代表、自己点検・評価委員、教務部委員）、5名の外部委員からなり、外部委員を含む全体会を年1回（年度末）、学部委員だけの委員会を年1回、計2回行っている（資料10-13、資料10-14）。全体会では、人間開発学部の取り組み、教務、教育実践総合センター、地域ヘルスプロモーションセンター、入試、キャリア支援等の枠組みで年次報告が行われ、設定された目標に対する成果、それに関する点検・評価、次年度の方向性に関する検討がなされている（資料10-15）。

実施委員会では、大学基準協会の自己点検・評価の項目に沿って、各種数値データの検

証、年度ごとの議論の経過を活用して自己点検・評価を行っている。結果は学部教授会で報告している。

< 研究科大学院 >

大学院では、各研究科における諸問題について、各研究科委員会内の基本問題検討委員会で解決策が検討され、研究科委員会で審議される。各研究科内で日々検証している課題を自己点検・評価報告書にまとめるのが大学院自己点検・評価実施委員会である。点検・評価を行った結果は、各研究科にフィードバックされ、基本問題検討委員会等において具体的な対応策を協議している。

各研究科幹事である実施委員会委員の中から選任された1名が自己点検・評価委員となり、実施委員会との連携を図る役割を担っている。

< 法科大学院 >

法科大学院では、法科大学院自己点検・評価実施委員会について、分野の偏りが無いように委員を選出している（資料 10-16）。平成 26 年度は委員長が研究者教員（刑事訴訟法）、委員は、実務家教員（民事訴訟法）、研究者教員（憲法）、研究者教員（知的財産法）である。自己点検・評価委員会の委員には法科大学院自己点検・評価実施委員会委員長を選任し、全学委員会と法科大学院実施委員会との連携・調整を図っている。

点検・評価に関する事項は、法科大学院教授会で審議する。自己点検・評価実施委員会では、点検・評価項目のうち、問題点と認証評価機関からの指摘事項について改善の素案をまとめる。改善の素案は、法科大学院教授会の中に置かれた法科大学院運営委員会に諮り、重要事項については、法科大学院教授会の審議事項及び報告事項としている。

< 研究開発推進機構 >

研究開発推進機構では、「國學院大學 21 世紀研究教育計画」（以下「21 世紀研究教育計画」という。）に基づく各研究計画について「事業計画書」と「研究事業成果報告書」により、毎年度検証を行っている（資料 10-17）。その検証内容は、機構及び各機関の研究事業をはじめとする組織的活動に関して、内容が理念・目的や現状に照らして適切であるか、予算・決算が適正であるか、毎年の進捗状況や達成度がどのようになっているかなどである。これらの事項は、各機関の専任教員と学部の兼任教員が出席する各機関会議と、機構全体として機構長、各機関長、本機構専任教員、各機関代表兼任教員が出席する機構企画委員会で点検された後、機構運営委員会と 21 世紀研究教育計画委員会の審議を受ける体制となっている（資料 10-18、資料 10-19）。

< 教育開発推進機構 >

教育開発推進機構では、主要な事業を実施した後は、事業の実施主体である委員会（センター）で、結果・成果を報告・確認し、できる限り数値化したのち、今後の事業展開について検討することとしている。また、自己点検・評価報告書作成にあたっては、実施委員会長の指示により、実施委員である専任教員 1 名が点検作業及び報告書作成作業を統括し、機構の業務に恒常的に従事している専任教員全員が、自身の担当する機構全体及び各セン

ターの推進事業・業務に関して報告書を作成している。

点検作業における委員会の運営や、各種根拠資料の収集等の実務作業については、事務職員が行っている。共通教育センターの所管する教養教育・資格教育に係る点については、教務部及び教務課との点検項目の分担を図り、協力して点検・評価をしている。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

＜大学全体＞

[自己点検・評価の体制]

本学では、（1）で述べたとおり「國學院大學自己点検・評価規程」に基づき、3年に一度自己点検・評価報告書を作成している。平成22年度以前の自己点検・評価報告書では、大学基準協会の点検・評価項目をもとに、各実施委員会が現状を点検・評価した結果をまとめる形を取っていた。今回の自己点検・評価では、各実施委員会は「現状の説明」を行うことに専念し、本委員会が客観的に全学を俯瞰して点検・評価を行う分業形式を試行した。現状をありのまま把握し、実績が不十分な箇所は不十分であると認める客観的な評価をすることにより、実効性のある自己点検・評価を目指した。一方的な評価とならないよう、提出された「現状の説明」については、ヒアリングを実施して記述内容を確認し、また、本委員会の点検・評価に異議申し立てをする機会を設けるなど、対話を重視した自己点検・評価を心がけた。

「現状の説明」の記述にあたっては、一問一答形式で回答できるよう、大学基準協会の点検・評価項目を基にして「國學院大學自己点検・評価チェックリスト」を作成した（資料10-20）。チェックリストには、平成24～28年度における学校法人國學院大學の中期計画「21世紀研究教育計画（第3次）」に掲げられた諸施策も掲載した。当該計画の進捗状況が公表されていなかったため、今回の自己点検・評価を通じて現状を把握することが目的であった。なお、本委員会と各実施委員会の関係が「評価する側」「評価される側」とならないよう、チェックリストは本委員会による原案を各実施委員会からの意見を反映させながら修正し、作成した。

「21世紀研究教育計画（第3次）」の各取り組みについては、実施主体と思われる諸機関・部署に現状の説明を依頼したが、自らが実施主体と意識していない、部署間で取り組み内容の理解に差異がある、などの問題が確認された。

[教育研究活動のデータベース化]

現在、本学における教員の教育研究活動のデータベースは、研究業績を蓄積するK-ReaDと教育活動に関する情報を蓄積するK-TeaDの2つから構成されている。

K-ReaD（國學院大學研究者データベース Kokugakuin University Researcher's achievements Database）は平成18年度から公開しているシステムであり（資料10-21）、3年に一度の自己点検・評価報告書作成時には、K-ReaDのデータを基に別冊『教育・研究活動報告書』を作成している（資料10-22）。新任教員に対しては、新任教員研修会においてK-ReaDの説明及び入力への依頼を行っている。

K-TeaD（國學院大學教育業績データベース Kokugakuin Teacher's Achievements Database）は、教育活動に関する情報を蓄積・共有するデータベースとして平成24年度

に導入した（資料 10-23）。教員が自身の教育活動（授業実践や FD 実績等）の情報を蓄積して継続的な省察を行い、かつその公開を通して教職員間で情報を共有することにより FD を活性化し、学生や保証人に対する説明責任を果たすことを目的としている。

K-TeaD は「授業評価アンケート」と「教員自己評価アンケート」との 2 つの機能から成る。「授業評価アンケート」は、専任・非常勤を問わず教員が自身の学生による授業評価アンケートの結果を確認し、それに対するリプライコメントを入力・公開するものである。「教員自己評価アンケート」は、平成 19 年度から実施してきた「教育活動に関する教員評価アンケート」（任意回答）を継承するもので、専任教員が教育活動に関わる授業実践や FD 実績等の情報を随時入力して蓄積し、公開できるようにした（資料 10-24）。教員の参加率（回答率）は、平成 23 年度（システム導入前）が 59%であったが、システムを導入した 24 年度には 62%、25 年度は 63%と年々伸張しており、システム化の有用性が看取される。これらの結果については、26 年 5 月 1 日現在、24・25 年度分を一般公開し、検索・閲覧できるようにしている（資料 10-25）。

[学外者の意見を取り入れる取り組み]

学外者の意見を聴取する取り組みとして挙げられるのは、法人として毎年度実施している日本格付研究所（JCR）と格付投資情報センター（R&I）による格付け更新である。各種データの収集やヒアリング等を通して、大学の運営に関し、学外者の意見を聴取する一つの機会となっている（資料 10-26）。

[文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応]

本学では、平成 20 年度に機関別認証評価を受審した。そこでは、勧告事項として、文学部と経済学部における、収容定員に対する在籍学生数の比率が高いことが指摘された。また、助言事項として、法学部と神道文化学部の数値についても指摘を受けた。平成 24 年 7 月に提出した「改善報告書」にもあるように、平成 20 年度以降、本学では従来よりも厳しく入学者数の絞り込みを図っており、歩留まりの読み違いによる上下動は若干あるが、入学定員超過率を確実に是正している（平成 19 年度当時 1.22～1.27 倍、平成 26 年度は 1.08～1.14 倍）。また、履修登録上限単位数を平成 22 年度から見直したことによって、履修単位数に対する単位修得率は向上しており、標準修業年限での卒業率は改善傾向にある（資料 10-27、資料 10-28）。その結果、在籍学生数の比率は改善している（資料 10-29）。

学部における学生による授業評価アンケートについて、学生に対する公開の仕方や、授業評価の結果を教員及び教員集団（学部）が教育改善につなげられるような仕組みについて検討してはどうかとの助言が付された。これについては、前述した K-TeaD において、アンケートの結果に対する教員のリプライコメントを公開するよう、改善した（資料 10-23）。また、授業担当教員にのみ通知していたアンケート結果を、各学部の学部長・副学部長・教務部委員・教務委員へ提供する制度を整え、学部単位での FD を支援する体制をとっている（資料 10-30）。

法科大学院では、平成 19 年度上期、平成 24 年度上期の 2 回にわたり、日弁連法務研究財団による認証評価を受審している。いずれの評価に対しても改善を行い、当該財団に「年次報告書」を提出している。

平成24年上期の評価において指摘された問題点についても、対応内容を平成25年10月と平成26年10月に日弁連法務研究財団に提出した「年次報告書」に示している（資料10-31）。指摘事項のうち、主なものは、入学志願者数及び入学者数の減少や司法試験の結果等をはじめとする法曹養成教育の状況等の検証と検証結果をふまえた対応が遅れていること、また、共通認識に基づく教育改善の具体化が各教員に委ねられているということであった。

1点目の指摘については、評価時点において「対応が比較的最近になって活発に行われている」ことに対するものであり、改善を継続するべきとの指摘であった。法曹養成教育の状況等の検証をもとに、入学定員の見直しや入試回数の変更、入学前教育を取り入れた特待生入試の創設など、改革を続けている。2点目の指摘については、「渋谷パブリック法律事務所」所属弁護士に依頼し、授業見学を受けた結果を活かして授業改善計画を立て、ブラッシュアップ委員会及びブラッシュアップ授業検討会で計画の実施状況を点検している。

人間開発学部では、平成21年度の学部設置に伴う設置計画履行状況調査及び、平成25年度に同学部内に設置した子ども支援学科の設置に係る設置計画履行状況調査に対して報告書を提出し、その内容については、人間開発学部HP上に掲載している（資料10-32）。

<文学部>

文学部では、学生の教育効果について「授業評価アンケート」「FDアンケート」等を活用して点検・評価し、その結果をふまえて、個々の教員が授業ごとに改善をはかっている。

今回の自己点検・評価をきっかけとして、3ポリシーが文学部としてのみ策定されていたことを見直し、教務委員を中心に学科ごとの3ポリシーを策定することとした。各学科の原案を、全学及び学部のポリシー、ガイドブック等で述べてきた理念に関する文章との齟齬がないか検討し、平成27年度中に公開する準備を進めている。

<経済学部>

経済学部では、(2)で述べたとおり、自己点検・評価において、教育目標にある「経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見」を涵養するための授業と、その教育効果の検証を重視している。そのため、経済学部独自のアンケートでは、受講生自身が授業の受講前と受講後を比較する達成度評価を調査している。また、入学から卒業までの教育成果を総括して学生に評価させる卒業時アンケートを実施し、分析している。この分析結果を基にした自己点検・評価実施委員会の提言をふまえ、学部としての改善策や2年ごとの中期計画を作成している。

<法学部>

法学部では、学部内の各委員会が果たす役割を重要視し、学部教授会の承認のもと、各委員会が適宜改善を行っている。平成24～26年度の取り組みのうち、主なものは以下のとおりである。

教務委員会	平成 24 年度	ティーチング・ポートフォリオの作成に着手した。
	平成 25 年度	ティーチング・ポートフォリオに基づき、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを作成し、公開した。
	平成 24 年度～ 平成 25 年度	科目の削除や開講年次の変更などカリキュラムの微調整を行った。
入試関係委員会	平成 25 年度	一般入試制度を調整し、AO 型入試についてエントリーシートの見直しを行った。
就職関係委員会	平成 26 年度	当該年度から、就職部委員ほか 2 名の就職関係委員からなる本委員会を設置した。
学生部委員	平成 25 年度	クラス担任制度を廃止し、学生部委員を年次主任とした。教務委員会及び執行部（学部長・副学部長・教務部委員）との連携のもと、学生生活を支援する態勢を整えた。

就職関係委員会は、就職・進学を学部教育の成果のひとつとして意識的に位置づけ、学生の進路支援の充実を図るため、設置したものである。また、クラス担任制度の廃止は、同制度が形骸化していたことを点検した結果、実施したものである。

< 神道文化学部 >

神道文化学部では、(2) で述べたとおり、学部の運営に関しては教務委員会をはじめとする各種委員会を設け、その中で目標の設定、実行、点検、改善を行っている。しかし、学部所属教員の人数が少ないため、学部の多様な問題については教務委員会で検討している。教務委員会での検討に先駆けて、学部執行部は個々の委員会と綿密な連絡を取り、報告及び方針を策定している。年度の途中で特に改善が必要となった事項については、再び教務委員会で協議され、学部教授会に審議もしくは報告事項として上程される。教務、入試、人事を中心とした学部の長期的な問題については、毎年 7 月と 2 月の 2 回、執行部が目標の設定、点検及び改善について話し合いを持ち、学部運営の基礎としている。

学外者の意見を聴取する取り組みとして、神社本庁の諸会議に出席することで、神社界全体からの要望の聴取や、学部教員と実習神社神職との懇話会における意見聴取が挙げられる。この結果、平成 23 年度から神職課程の全面的な見直しを実施し、神社界からの要請の多かった神道古典や祝詞に関する科目を新たに神職課程の必修科目にするなどした（資料 10-33, 第 2 面）。

< 人間開発学部 >

人間開発学部では、人間開発学部ブラッシュアップ委員会を年 2 回実施し、自己点検・評価を実施する上での基礎となる資料等を年度ごとに常に整備している。ブラッシュアップ委員会での外部委員からの意見、それをふまえた改善の方策等の議論の経過が人間開発学部教授会の場で共有されている。学部教授会では、外部委員から指摘を受けた事項について必ず検討を行い、検討の結果と新たな取り組みについては、次年度のブラッシュアップ委員会で報告している（資料 10-15）。

<研究科大学院>

大学院では、60余年の歴史の中で慣習化している事項が多く、短期的に改革を実行することが難しい事案も少なくない。現状の自己点検・評価システムは、大学院の現状について共通認識を図り、評価に基づいた改善施策を企画、実施するという点で少なからず機能している。

学外者の意見を聴取し、学修成果の質を保証する取り組みの一つとして、学外の教員等による学位論文の審査が挙げられる。「國學院大學学位規則」に基づき、審査員副査は第三者機関の論文に関連する専門の学識を有する学外の教員等を加えることができるものと規定している（資料 10-34 第4条）。これにより、学位授与機関として適切な学位審査を行い、質の保証を機能させているといえる（資料 10-35）。

<法科大学院>

法科大学院では、自己点検・評価実施委員会が各委員会に対し、年度ごとに当該年度の活動報告及び次年度の活動方針の提示を求めている（資料 10-36）。また、授業改善やカリキュラム改善、入学者選抜の改善状況、その他法科大学院の諸活動の実施状況については、日弁連法務研究財団による認証評価を受審している。実施委員会は、法科大学院が行うべき活動につき問題点として浮かび上がった事項や、認証評価によって指摘された事項などについて改善の方向性を示している。

授業に関する改善事項については、全専任教員参加のブラッシュアップ授業検討会（年4回開催）や分野別のFD小委員会において検討している。また、授業アンケート結果は法科大学院教授会で開示し、指摘された事項への教員の対応一覧表は学生に配付している（資料 10-37）。さらに、質の高い授業の実施及び教育方法の改善を一層進めるため、法科大学院に隣接する「渋谷パブリック法律事務所」所属弁護士による授業見学などの外部評価をふまえた授業改革を進めている。

法科大学院は、日弁連法務研究財団による認証評価を受審しているが、平成24年度上期の認証評価において指摘された問題点は、改善内容を平成25年10月に同財団に提出した「年次報告書」において示している（資料 10-31）。

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、平成21年度から「法科大学院教育の質の向上のための改善方策」について各法科大学院に対する調査を実施している。同調査に対する本法科大学院の対応状況については、平成25年11月に特別委員会に提出した改善計画書に示している。

<研究開発推進機構>

研究開発推進機構では、毎年8月末日までに「國學院大學研究開発推進機構事業計画書」を、各機関会議の議を経た後、機構長宛に提出することになっている（資料 10-38）。計画は原則として単年度ないし3カ年度の単位で実施するもので、3カ年度の場合も年度ごとの研究計画並びに予算案を作成する。また、研究事業の運営組織として、研究代表者・実務担当者・研究分担者の氏名及び各人の役割分担も明示して、責任の所在を明確にしている。提出した研究計画書・予算案は機構企画委員会、機構運営委員会、21世紀研究教育計画委員会（予算案については予算会議）の協議・審議を経て決定される。事業に関する

報告は、毎年4月に「研究開発推進機構研究事業成果報告書」を機構全体及び研究事業ごとに提出することになっている（資料 10-39）。機構企画委員会では、研究事業の進捗状況や達成度、研究成果等を、機構長、各機関長、本機構専任教員の全員で点検・評価し、状況によっては改善を行っている。その後、研究事業成果報告書は機構運営委員会と21世紀研究教育計画委員会に提出される。このように、各研究事業が毎年度検証される体制をとっている。

<教育開発推進機構>

教育開発推進機構では、事業計画について、事業によっては試験運用した上で、実施内容を可能な限り数値化・可視化し検証を行っている。一定期間実施しても効果等の薄い事業については、蓄積した成果に則して、転換・廃止を含めた改善に着手している。

学外者の意見を聴取する取り組みとして、平成23年度から、高等教育関係研究者等が正会員となっている「日本高等教育開発協会（JAED）」に機関会員として加盟している。平成24年8月には同協会の「FD実践カンファレンス」を受審し、一定の評価を得た（資料 10-40）。カンファレンスは、機関会員校によるFD実践の取り組み等の報告に対し、同協会正会員がアドバイスを行うものである。

2. 点検・評価

●基準10の充足状況

本学の自己点検・評価システムは、規程に明文化された組織によって定期的に行われている。また、本学の教育研究活動に関する情報の公表に努めており、本基準をおおむね充足していると判断できる。

① 効果が上がっている事項

- 1) 日弁連法務研究財団に提出している年次報告書を法科大学院 HP で公開し、社会に対する説明責任を果たしている（資料 10-5、資料 10-31）。<（1）法科大学院>
- 2) 自己点検・評価実施委員会の活動報告並びに活動方針が年度ごとにまとめられていて、部局内に提示されている（資料 10-36）。<（3）法科大学院>
- 3) 学部ブラッシュアップ委員会において、外部有識者（5人）の意見を聴取し、定期的な検証（年2回）、自己点検・評価を行っている（資料 10-13、資料 10-14、資料 10-15）。<（2）人間開発学部>
- 4) 授業アンケート結果は法科大学院教授会で開示し、指摘された事項への教員の対応を一覧表にして学生に配付している（資料 10-37）。<（3）法科大学院>
- 5) 学外者であり、神職資格を活用する場である神社界の現場の声に反映させ、課程・科目を検討し、実施している（資料 10-33）。<（3）神道文化学部>

② 改善すべき事項

- 1) 各部局に自己点検・評価実施委員会が設置しているが、部局によっては自己点検・評価機能を別の組織が担っているところや、自己点検・評価実施委員会そのものの活動が活発でないところがあり、一律に実施委員会を置く体制を再検討する時期にきてい

る。＜（２）（３）大学全体＞

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 1) 年次報告書の法科大学院 HP による公開を継続し、社会に対する説明責任を果たしていく。＜（１）法科大学院＞
- 2) 各委員会の活動報告及び次年度の活動方針を年度ごとに集約することを継続し、今後はこれを一層、法科大学院の自己点検に活用していく。＜（１）法科大学院＞
- 3) 学部ブラッシュアップ委員会の外部委員の任期は 2 年となっている（資料 10-13, 第 2 条第 3 項）。外部委員 5 名のうち 3 名は、人間開発学部の開設年度（平成 21 年度）から再任している。平成 27 年度の改選期には、大半を入れ替える予定であるため、外部委員を適切に選出し、同事業の効果を継続していきたい。＜（２）人間開発学部＞
- 4) 授業アンケート結果の法科大学院教授会での開示及び学生へ配付を継続し、全専任教員による授業検討会を充実させることによって、さらなる授業の質の向上を図っていく。＜（３）法科大学院＞
- 5) 神社界（院友神職）へのアンケート調査を平成 20 年度に行ったが、その後実施していないため、平成 28 年度をめどに再度アンケート調査を実施し、神社界の最新のニーズ、動向を把握する。＜（３）神道文化学部＞

②改善すべき事項

- 1) 今回の自己点検・評価を通して、点検・評価の結果をすみやかに組織の改善に結びつけるためには、各学部や委員会に「自己点検・評価実施委員会」という名称を持つ組織を一律に置くことが重要なのではなく、自己点検・評価の機能を各学部・機関が持つことと、年度ごとの活動の振り返りを確実にを行うことが重要であるとの結論に至った。自己点検・評価委員会では、毎年度の活動の振り返りを行うためのシステム構築を平成 27 年度の検討課題とし、平成 28 年度に新体制を稼働させることを目指す。＜（２）（３）大学全体＞

4. 根拠資料

- 10-1. 國學院大學自己点検・評価規程
- 10-2. [國學院大學 HP 自己点検・評価](#) (H26.10.11 閲覧)
- 10-3. [國學院大學 HP 情報公開（教育研究活動の状況）](#) (H26.10.11 閲覧)
- 10-4. [「公益財団法人日弁連法務研究財団 2012 年度上期 JLF 認証評価報告（國學院大學）」](#)（既出 資料 3-21）
- 10-5. [國學院大學 HP 法科大学院（理念・概要）](#)（既出 資料 1-18）(H27.3.12 閲覧)
- 10-6. 「國學院大學法科大学院自己点検・評価報告書（平成 24 年 3 月 30 日提出）」
- 10-7. 「平成 26 年度自己点検・評価実施委員会委員一覧」、「各自己点検・評価実施委員会内規」
- 10-8. 「平成 23 年度経済学部自己点検・評価における中期目標」
- 10-9. 「平成 26 年度経済学部の課題」

- 10-10. 「経済学部自己点検評価実施委員会 平成24年度アンケート分析メモ」
- 10-11. 「経済学部 多人数科目の改善に関する提言」
- 10-12. 「平成24年度経済学部自己点検・評価実施委員会からの提言」、「平成25年度経済学部自己点検・評価実施委員会からの提言」
- 10-13. 國學院大學人間開発学部ブラッシュアップ委員会規程（既出 資料1-64）
- 10-14. 「人間開発学部ブラッシュアップ委員会 外部委員一覧」(既出 資料4(3)-43)
- 10-15. 「平成25年度第2回 國學院大學人間開発学部ブラッシュアップ委員会議案書、活動報告資料、議事録」（既出 資料4(1)-35）
- 10-16. 法科大学院自己点検・評価実施委員会規程
- 10-17. 「國學院大學研究開発推進機構 事業計画書」（様式）、「研究開発推進機構 研究事業成果報告書」（様式）
- 10-18. 國學院大學研究開発推進機構企画委員会規程
- 10-19. 國學院大學研究開発推進機構運営委員会規程
- 10-20. 「國學院大學自己点検・評価チェックリスト」
- 10-21. [K-Read（國學院大學研究者データベース）](https://www7.kokugakuin.ac.jp/k-read/)（既出 資料3-44）（H26.10.14 閲覧）(<https://www7.kokugakuin.ac.jp/k-read/>)
- 10-22. 國學院大學 『教育研究活動報告書 平成26年度版』（既出 資料3-45）
- 10-23. [K-TeaD（國學院大學教育業績データベース）](https://k-tead.kokugakuin.ac.jp/pub/Index.aspx)（既出 資料4(3)-33）（H26.10.7 閲覧）(<https://k-tead.kokugakuin.ac.jp/pub/Index.aspx>)
- 10-24. 『K-TeaD』利用案内（25.9.1版）
- 10-25. 「教員自己評価アンケート回答状況」平成23年度～25年度分
- 10-26. 「株式会社日本格付研究所（JCR）格付け結果」、「株式会社格付投資情報センター（R&I）格付け結果」（既出 資料9(2)-2）
- 10-27. 「履修・成績概況の変化（平成18～26年度入学者）」
- 10-28. 「4年卒業率（平成18年度入学者～平成22年度入学者）」（既出 資料5-53）
- 10-29. 「入学定員超過率、収容定員に対する在籍学生数比率の推移（平成19年度～平成26年度）」
- 10-30. 「「授業評価アンケート」結果（個票）」データ閲覧・申請者届、データ貸与申請書（既出 資料4(3)-32）
- 10-31. 「法科大学院 年次報告書（平成25年10月31日）」、「法科大学院 年次報告書（平成26年10月31日）」
- 10-32. [國學院大學 HP 人間開発学部 設置認可関連書類](#)、[國學院大學 HP 人間開発学部子ども支援学科 設置認可関連書類](#)（H27.3.13 閲覧）
- 10-33. [「國學院大學学報」平成23年1月10日2面「質の高い神職養成へ カリキュラムを改定 23年度から見直す」](#)
- 10-34. 國學院大學学位規則（既出 資料4(4)-15）
- 10-35. 「博士論文の審査に当たった副査の人数（平成22年度～平成25年度）」
- 10-36. 「法科大学院 各委員会の平成25年度活動報告と平成26年度の活動方針」
- 10-37. 「法科大学院 教員コメント付き授業アンケート集計結果」
- 10-38. 平成25・26年度研究事業計画書「『古事記』の学際的・国際的研究」

- 10-39. 「研究開発推進機構研究事業成果報告書（平成23年度、24年度、25年度）」
- 10-40. 「第2回高等教育開発フォーラム（平成24年8月30日、31日）ポスター」、
「第2回高等教育開発フォーラム FD 実践カンファレンス報告資料」、「第2
回高等教育開発フォーラム FD 実践カンファレンス コメント」

終章

1. 理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況

本学では、「神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成すること」を教育研究上の目的として「國學院大學学則」第1条に定めている。

この理念・目的、教育目標の達成については、不断の努力を続けて、着実に進められていると判断する。本学における各組織の運営は、明文化された規程に基づいて行われており、安定した財政基盤の上に、堅実な管理運営体制を整えている。

本章で述べた主な達成状況の事例は以下のとおりである。

学士課程では、初年次の導入教育を重視しており、各学部学科において導入教育科目を設定し、授業科目を順次性に考慮して配置することで、専門領域へ円滑に移行できるよう編成している。博士課程では、論文指導演習を尊重しつつ、専門分野の高度化・細分化に対応した体系的な学びを模索している。学生の受け入れにあたっては、入学試験の実施方法について毎年度検証を行っており、収容定員に対する在籍学生数比率が高い学部や低い研究科については、数値を把握して、対策を講じている。休学・留年・退学者に対する対応として、初年次教育を重視する方針を掲げ、学生の修学意欲を維持向上させることに努めている。学生支援のうち、学部生への奨学金については、経済的支援としての奨学金と褒賞的制度としての奨学金の双方について、より効果的に学生を支援できるよう見直しを図っているところである。教育研究活動を支える環境についても、渋谷キャンパスでは第2期再開発を開始しており、たまプラーザキャンパスでは順次リニューアル工事を行い、整備に努めている。図書館は試験期間及び卒業論文提出時期を中心に休日開館を実施し、年間開館日を大幅に増やして、教育研究支援にあたっている。生涯学習講座や神職養成講習会などの長い歴史を持つ取り組みを継続し、学部・機関の特長を活かした社会連携の方針を持っている組織においては、方針に沿った社会連携活動が十分に行われている。

2. 優先的に取り組むべき課題

上記のように、大学として継続的に運営していくための体制は整えられている。しかし、本学が発展するために、大学全体として優先的に取り組むべき課題は、大きく分けて次の2つである。

第一に、全学的な「方針」やそれに基づいた中長期計画を明示し、学内の構成員に周知することである。今回の自己点検・評価では、自己点検・評価の大前提となる大学としての姿勢や在り方についての「方針」が明文化されていない部分が浮き彫りになった。具体的には、各学部において3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しが進行中もしくは計画中であるが、3ポリシーが何のために必要なのか、誰に向けて発信される情報なのか、大学全体の共通認識となっていない。そのため、理念・目的や3ポリシーを一方向的に発信することとなり、それらがどのように理解されているのかを検証するプロセスも確立されていない。また、社会との連携や社会貢献の項においては、大学としてどのような種類の社会貢献に力点を置くのか、どのような社会連携を行っていきたいのか、という姿勢が明確になっていないため、教員

個人の取り組みや学部、機関ごとの取り組みを全体的に把握し、大学として積極的に周知することができていない。方針を言葉として表すことで、構成員・関係者の理解が共通化され、規程の整備や見直しも含めて、実態が即しているかどうかを点検・評価することが可能となる。

第二に、定量的、定性的なデータの積み重ねによって現状把握を行い、計画に対する振り返りを行うことである。単年度の計画は公表しても、計画自体の検証及び実施結果の振り返りが行われず、効果測定にまで及んでいないことが散見された。大学の中期計画と銘打たれている「21世紀研究教育計画」についても振り返りが公表されておらず、研究費についても、採択結果の恒常的な公開や、その成果についての公表が十分になされていない。大学全体として、事実の積み重ねによる客観的な振り返りがなされず、施策が一度始動すると、無批判に毎年度継続されていく傾向が見られる。正確な現状把握に基づく効果測定と計画の振り返りを定着させ、自己点検・評価に対する磐石な基礎を築く。

3. 今後の展望

序章において、平成10年度に本学最初の『自己点検・評価報告書』を作成した際には、大学の諸活動に自己点検・評価の結果を反映させ、実質的な自己点検・評価を行うという意識を持っていたにも関わらず、近年それが形骸化していることについて述べた。今回は、報告書のための点検・評価を脱することを目標とし、根拠資料の悉皆調査、収集を行い、その資料に基づいて、現状の把握、認識に努めた。

今後は、自己点検・評価を実質化し、大学の諸活動の改革・改善に役立てるため、以下の3点を推進していく。第一に、客観的、具体的に示されたデータに基づいて、現状の問題の把握を行い、客観的に評価するという意識を醸成し、確実に毎年度のデータを収集、分析し、それを実行する体制を構築する。第二に、平成10年度以来変えることのなかった自己点検・評価体制の見直しを図り、学部をはじめとする諸組織の負担を軽減しながら、点検・評価の活動をより実質化することを目指す。第三に、大学自己点検・評価の意義をあらためて問い直し、本報告書で指摘した具体的な課題について、一つ一つ改善・発展しているかを不断に振り返り、検証を行う。